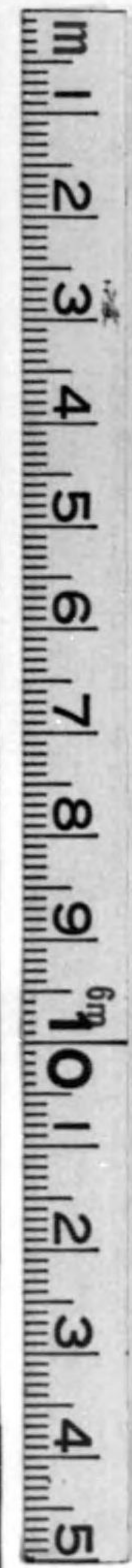


210.3
Su966

210.3-Su966ㄅ
1200500729719



始



日本書紀傳

210.3
Su966
1200502729319

210.3
Su966

210.3
SU 966

鈴木重胤著

日本書紀傳

第一卷



日本書紀傳序

天つ日の御光りの照りいたる國とふ國に、書とふ書は多かれと、千五百秋の水穗の國のこれの大御書は、箸鷹のとねりの親王か、益良雄の心ふり起し、天地のなしのまゝなる古事をら、つばらくに記し給へれば、天の下百八十國の本つ書にして、千萬書の祖ふみになもありける。故この書はしも、言さへくから人の囀り言を、わか言靈にみかゝしめ、くはし女か手引の糸を、からあゐに染め出だし、大和錦と織りなせれば、誰しの人も仰き見て、天たな機の音にのみ愛てはやすとはすれと、初學ひらか、たはやすく知りうへきため、ときさとしたる書も聞えさりつるを、肌薄穂つみのをちか、若草の若き時より、此の書に心を碎き、思ひ得かたき言葉の種を、い行きなつさふ荒野に拾ひ、神習ふ道の

行く手を、風のとの遠き神代にもとめ、茜指晝夜といはず文机に打ち向ひ、たゆむ事なく怠る事なく、まつふさに書きやはし、日本書紀のしるへ書と名をおほせ、神代の卷もいまたかきをへぬとに、百卷餘り數くは、り、文のみち久しといひし三とせの、八月の望の夕に、てる月の雲かくりしは、覺むらくしらぬ夢ともいはず。おのれ、吾妻の葛飾に在りしほとは、彼の翁とおなし縣に家をらし、行きかふ道の遠からねは、わさ田のなはて踏みならし訪ひとはれしを、むさし野の草のゆかりとつみとらし、出羽の國人照井主か、今は雲離れ遠くへなれる年治か許に、此のはし書を乞ひにおこせつる。此の主よ、嚴かしか本を立ちならし、人の中にも、樞の實の獨抜け出てたる物しり人にしあれば、とこゝろのすさひのまにま、此の書をさくら木に匂はしめまく思ひ起

し、いそしみぬと聞のうれしみ、吾か住まんこの堤にすむ鳥のかり初に、そのゆゑよしを、おろくかきしるしつ。

敷田年治

(校訂者云く、この序文ものせられたりし年月しりかたし。或は照井翁か一本を謄寫して教部省に納められし時などにやあらんといへど、なほ確かならず。今敷田翁の百園雜纂よりこゝに轉載せるものなり。そは、翁は、鈴木翁と殊に親しく交はられし友なればなり。)

○日本書紀傳の原稿及び謄本の由來

一、先師鈴木大人、曾て古史太元考を著し、稿二卷にして、即ち其の業を止め、更に古事記の體に倣ひて、神代語事を著し、其の傳をも作りて、稿成れるもの若干卷ありき。既にして、大人、大に覺る所あり、みづから本文を作りて、之に傳を作り添ふることに、いと心なきわざなりとて、又其の業を止められつ。かくて後、大人は専ら力を古典の解釋に用ひられ、延喜祝詞式講義、及び中臣壽詞講義を著し、初稿既に完成したりしかば、更に、日本書紀傳の選述を思ひ立たれたり。これらの事實にて、當時、大人の學殖、年月に増進し、思想愈、高尚なる境に向はれたりしを觀るべきなり。

一、本書は、大人の初稿のまゝにて傳はれるものなり。その初めて稿を起さるゝや、腦裏に蓄積せるものを盡くし出だして、意の趣くまゝに詳解し論辨して、餘蘊あらせじと期せられたるがごとし。これ文辭言説丁寧反復して、往々重複せるものあるを免れざる所以なり。

一、大人の常に言はれしは、本書の初稿成りなば、更に熟思精撰して、其の粹を抜き要を集めて、之を完成すべく、かくて、脱稿に至らば、直に之を天朝に奉獻すべし、敢て之を家門に私せずと。これ大人が文學を以て忠誠を國家に竭さむとの素志を知るに足るべし。

一、中古の學者、大概儒佛の説に據りて、我が古史を解釋せむとせり。故に大道を明にすること能はざりき。荷田、賀茂二翁の出づるに及びて、斯學維新に、本居翁出で、大道維明に、平田翁出で、こゝに其の光現れたりしを、我が大人に至りて、いよくこれを輝かしめられたるもの多し。

一、本書は、未だ神代紀の解釋をだに終へざれども、而も卓説高論甚多く、既に我が古典の蘊奥を究めて、古今に徹するものと謂ふべし。恨むらくは、大人をして天壽を全くして、斯の著を終へしめざりしことを。凡そ此の傳を緝かむ者、誰か感慨し追惜せざらむ。

一、大人は、天資、清廉剛毅にして、一意大道を明にし、以て國家に報いむとするにあ

りき。されば常にすべての嗜好を遠ざけ、産を治むるを事とせず、僅に賢木舎社中より贈る所の資を以て其の生計を營まれき。故に大人と社中とは、殆ど一族のごとく、其の既成の原稿は、悉く之を社中に保藏せしめられしを、大瀧光賢別に一本を謄寫して、先生に致したりき。其の本は、今、越後國中蒲原郡新津村桂譽輝が許に藏せり。

一、足立正聲君諸陵頭たりし頃、本書の一部を其の寮中に藏せむと欲し、明治二十七年九月十三日、余に囑して、其の事を執らしめられぬ。余乃ち賢木舎社中と相議り、筆生數名を募り、同年十月四日業を起し、謄寫成るに従ひて、毎卷之を校訂せり。但し原稿は、言句文字を添補せるもの、削除せるもの多く、且、未だ何人の校訂をも經ざりしものなれば、先、原稿を校して、更に謄寫本に及ぶなど、大かたの事にあらざりしが、明治三十年四月三十日に至りて、その業を終ふることを得たりき。即ち一部分本百四十七冊なり。此の内數十卷は、筆生羽根田作右衛門をして校訂せしめたるが、毎卷、其の疑しき所には、紅紙を貼せしめ、而して余復校

閱する所ありしかども、固より淺學寡聞、尙遺漏甚多からんことを恐るゝのみ。

明治三十年四月三十日

羽前國西田川郡大山町

秋野庸彦識

例言

一、本書の原本には、第一冊の表題の下に、三之巻と記し、第二冊以下も、順次に其の數を追ひたり。これ、著者は、原稿全部成れる後、別に本書の開題、或は總論を編みて、最初の二冊とせんとの用意なりしがごとし。されど、今は詮なければ、便宜によりて、第一冊を一之巻とし、以下順次に、其の數を追ひて改めたり。

一、原本の註文、及び細註文には、返點、句讀點もなく、傍訓も附せざりしかども、今はすべて之を附し、且、其の讀み易からぬ文字には、訓假名を附し、また活用語の或ものには、送假名をも補ひたり。これ閱讀に便ならしめんと欲してなり。

一、本書中、考據として、例證として引用せる各種の語句、文辭等は、汎く、内外古今の典籍中より、抄出せるもの、由にて今之を仔細に檢すれば、誤脱の疑あるもの甚だ多し。故に、一々、之を原書に對校せんと企てたれども、或は容易に原書の得がたきものもありて、尙校訂の粗漏を免れざるを遺憾とす。

一、本書中、他人の説を引用せる處には、大概其の氏名を掲げたれども、或は氏のみ

を記して、名を缺きたるもあり、或は某とのみ記して、氏名共に缺きたるもあり、特に、著者は、平田篤胤翁に對しては、最初には師と記したるを、後より改めて、平田大人とも、平田翁とも、又たゞ平田氏とも記したり。これ、著者の當時を知るに足るものあれば改めず。

一、本書の原本は、神宮奉齋會所藏の寫本により、新に謄寫せしめたるものにて、之を、故内藤存守氏の手寫に係れる別本とも對校したるものなり。而して、奉齋會本、及び内藤本は、宮内省の藏本につきて、曾て内藤氏が校合したるものなり。

明治四十三年五月

校訂者識す

鈴木重胤大人

「日本書紀傳」刊行趣意

今や、我が國は、千古未曾有の重大時局に直面し、大東亞戰爭の大勝によつて、國威を八紘に輝かし、肇國の大理想を實現して、世界新秩序の建設を遂行すべき一大絶好機會に遭遇しました。是れ一重に、大御稜威の下忠勇義烈なる皇軍將士の善謀善戰の賜物であることは勿論ながら、我が國民が一億一心、眞に協心協力、日本精神を振起して立ち上つた結果に他ならないのであります。誠に、今日ほど、日本精神が戰場にも、銃後にも、到る處に發揮せられて居る壯觀は、未だ曾つて史上に見出されないのではありません。

然も、日本精神の顯揚と發揮は、決戦下の今日、大東亞共榮圈確立途上の現在に於ては、更に一層緊要必須のものであることも亦、敢へて茲に冗

言を要しません。故に、今や古典研究に基づくところの日本精神の自覺的發揚といふことが非常に隆盛になつて來たことは、全く當然であります。

我が國の古典こそは、實に、日本精神の根源をなすものであり、今日の日本の出發點をなして居るのであります。従つて、日本精神の自覺的發揚には、自から、古典研究といふことが必要となつて來るのであります。茲に、決戦日本の現在、戦ひ抜かうと激しい戦鬪熱に燃え立つ一億國民が、他方には、心靜かに古典の味讀に依つて肇國以來傳統し來たつて居るところの日本精神そのものを充分に正解し、且つ立派に把握しやうと努めるに到つたことは、誠に自然の趨勢と稱せざるを得ないのであります。

古典の研究に依つて眞に日本精神を把握し、そして、それを立派に發揮する——それは、確かに、大東亞戦争必勝完遂の上に於て、肝要必須のこととあります。況んや思想戦がいよゝゝ益々重大化して來た現在に於ては特に然りであります。

本會は、茲に鑑みるところあり、幾多の犠牲と非常な困難を排除して、鈴木重胤大人著「日本書紀傳」を刊行して、聊か斯界に報いんとする次第であります。

鈴木重胤大人は、徳川幕末の勤皇國學者として著名であつて、文化九年に淡路に生れ、若くして江戸に遊び、大國隆正及び平田篤胤の學統を承けその著「日本書紀傳」こそは大人の一生一代の力作であつて、之に依つて不朽の功績を我が國學界に捧げて居ます。

猶ほ、大人は、經緯歌といふ神道叙事詩を作つたが、それは一萬餘句の古今未曾有の最長篇であります。その中に

天皇の御楯となりて死なむ身の

心は常に樂しくありけり

の一首が見出されますが、これは確かに大人が眞摯熱烈なる勤皇家であつた立派な證據であつて、此度撰まれて「愛國百人一首」の中に載せられる

に至つたことは、誠に宜なる哉であります。

「日本書紀傳」全七卷、第一卷神世七代章より、「天孫降臨章」に至る三十卷、悉く鈴木重胤大人の熱血を傾倒して叙述せる名篇、眞に敬神尊皇報國の大精神が卷上に躍動充溢する珠玉の文章であります。

我が古典研究に依つて、眞に日本精神を正解し、これを立派に把握し、以つて、日本精神を自覺的發揚し、現下の決戦日本をして必勝日本たらしめて、終ひに、八紘爲宇の大理想を實現せしむることこそ、眞に一億國民の一大使命であり、一大責務であらねばなりません。願くば讀者、本會の趣意を諒せられんことを熱望して止みませぬ。

昭和十八年二月十一日

日本書紀傳刊行會

代表者 山口 銳之助

汎 例

古典の研究にあつては、原典そのままのものを讀むといふことが、一番大切である。従つて、古典研究の出版に際しても亦、原書そのままのものを出版するといふことが、何よりも肝腎である。蓋し、それは、原著者に對する最も忠實な態度であり、且つ又、古典研究に對する最も眞摯なる態度であることは勿論である。

故に、本書刊行にあつても、先づ第一に、その目標を茲に置いた。すなはち、原著者鈴木重胤大人の執筆された原典そのままを、一字一句をも加除増減することなく上梓した。此の點は、本書刊行が斯界に捧ぐる貢獻の最も樞要なものと斷じて、敢へて過言では無いと確信する。

然も、本書の如き貴重なる古典研究書の刊行には、その内容に適はしいだけの體裁、殊に、良質の紙を使用すべきは勿論である、然るに、用紙に

至つては、既に世人周知の通り、量質共に全く思ふに委せぬ大困難の時である。従つて、茲に、本書刊行上の一大苦心が存する。幸ひにも、各方面の絶大なる後援のおかげで、此の決戦時下、然も國內體制強化進行中にも拘らず、本書の刊行が出来て、不満足ながらも、兎も角、古典研究書に適はしいだけの用紙と體裁を整へることが出来たのは、聊か自から顧みて莞爾たらざるを得ない。然し、より以上の上質紙が使へなかつたことは、何といつても、残念至極であり、且つ又、申譯が無い。此の點は、特に、廣く御斷りをして置く。

然し、現代に於ける大國隆正大人顯彰の第一人者であり、然も、隆正大人の本教本學の宣布機關たる本學會々長、宮中顧問官、山口銳之助博士が鈴木重胤大人が大國隆正大人の高弟たるの故を以て、本書刊行に對しては率先して熱誠な御支援と特別の御指導を賜はり、殊に本書刊行會々長に御就任下されたことは、誠に意義深くも亦、光榮至極である。

日本書紀傳一之卷

神代上第一 神世七代章 穗積重胤 謹選

古天地未剖。陰陽不分。渾沌如雞子。溟滓而含牙。及其清陽者薄靡而爲天。重濁者淹滯而爲地。精妙之合。搏易重濁之凝。場難故天先成而地後定。然後神聖生其中焉。故曰天地開闢之初。洲壤浮漂。譬猶游魚之浮水上也。于時天地之中。生一物。狀如葦牙。便化爲神。號曰國常立尊。至貴曰尊。自餘曰命。並訓曰美。舉等也。下皆次國狹槌尊。次豐斟淳尊。凡三倣此。

日本書紀傳一之卷

神矣。乾道獨化。所以成此純男。

御紀三十卷なる中に、首二卷有り、此を神代上下と云事、本文に所見たるが如し、偕此神代上下卷に、段落凡九章有り、一を神世七代章、二を八洲起元章、三を四神出生章、四を瑞珠盟約章、五を寶鏡開始章、六を寶劍出現章、七を天孫降臨章、八を海宮遊行章、九を神皇承運章と云へり、此稱何れの御代に、如何なる人の號けたるにか、詳ならずと雖も、此紀を讀むに、甚便理宜ければ、今も從て用ふ、(猶巨細に別てらむには、何章にも成べけれども、正書を章首に立て、一書は其下に隸して、別章とは成さざる者なり)此を神世七代章と云は、此章の終に、自國常立尊、迄伊弉諾尊伊弉册尊、是謂神世七代者矣と、有を取れる者なり、偕古事記には、先に別天神五柱の傳を擧て、次に神世七代の神等を載られたるを、御紀には、一書の傳に、所々に別天神の御名を擧られて、正書には、唯御事述をのみ記されて、御名を彰はさず、國土の成れる始を主と立つる御紀の趣意なるが故に、國常立尊を其首には立てられり、(古事記は古傳のまゝに、天地の初發よりの事を記されしを、御

紀も同じく古傳のまゝに依るとは云中に、史法を定め成されし故に、別天神などの御事は客にして、國土の事を主と爲らるゝ御心掟なる事、題號を日本書紀と云にても著かり、唯西蕃などに對へたるのみ、釋紀開題に、問此書名日本書紀其意如何、答師說依註日本國帝王事謂之日本書紀とも、延喜講記發題曰、問此書號日本書紀如何、說云書本朝事一故云と有て、少も佗に對へたるには非らざるを思ふ可し、但し後に日本文德天皇實錄、日本三代實錄など、殊更に冠らせて云は既に別なり。○古天地未割陰陽不分より、然後神聖生其中焉と云迄の文は、別天神の御名を省きて、御事迹を以て傳へたる古語なり、然れども三五曆記、及び淮南子、春秋緯など云ふ漢籍に依て、文を成せるが故に、人皆我が古說に非るが如く思ふめるは、固陋なる事なり、凡て御紀の中なる古傳共に、少も彼に似寄れる事有れば、當否は姑く措て、彼文を擬用らるゝ事常なれば、難む可に非ず、然れども彼と此と、風土素より別なれば、相合ざる事多かるを、強て合せたるは、其意を以て辨別ずは有べからず、(三五曆記には、古昔天地未分、

渾沌如雞子一萬八千歲、天地開闢日甲子歲甲寅、清輕者上爲天、濁重者下爲地、盤古在其中、神於天、聖於地、一萬八千歲、天極高地極深、數起於一、立於二、成於五、盛於七、處於九、云々と見え、淮南子天文訓には、天墜未形、鴻々翼々洞々濁々、故曰大昭、道始於虛、虛生宇宙、宇宙生氣、氣有漢根、清陽者薄靡而爲天、重濁者凝滯而爲地、清妙之合專易、重濁之凝竭難、故天先成而地後定、天地之襲精爲陰陽、陰陽之專精爲四時、四時之散精爲萬物と有る、專易の專字を、一作搏と有り、此二は漢土にて、天地の古說なれば、此を取て文を成されし事云も更なるが、此の古言以て傳たる古傳の、彼文に遇中る者ぞ、又三墳と云書にも、清氣未升、濁氣未沈、遊神未靈、五色未分、中有其物、冥々而性存、謂之混沌、混沌爲太始、太始者元胎之萌也、太始之數一、一爲太極、太極者天地之父母也云々と有て、此餘にも此意味なる語多かり、倍此傳は、別天神の御事迹なりと云故は、古天地未割陰陽不分と有る一章は、第五一書は天地未生之時と云時にて天地(質)も陰陽(氣)も、未だ形れざる以前にて、又

第四一書に、高天原所生神名、曰天御中主尊、次高皇產靈尊、次神皇產靈尊と有る、其時の狀を云事、次に説るが如し、若て天御中主尊の未割不分れざりし物、初て剖分るゝ氣勢の屈伸に就て、高皇產靈尊、神皇產靈尊と、夫妻二柱神等共に俱生坐て、陰陽の氣初て相分れしが相結ばりて、天地と成べき混沌たる物を産せる迄を含めたる事、文の續きに著明かり(此時に高天原と云は、後に天日を目指すなど、は異にて、唯虛霧を云へる事、第四一書の傳に註すが如し)次に、渾沌如雞子、溟滓而含牙と有は、第三一書に、天地混成之時、始有神人焉、號可美葦牙、彥舅尊と有に同じくして、其含牙と云へる物、即ち葦牙なる者なり、(牙を伎邪志と云は、氣進と云事にて、氣と質と相分るゝにて、第一、第四、第六の一書に、天地初判と有る是なり)次に、其清陽者、薄靡而爲天、重濁者、凝滯而爲地云々、故天先成、而地後定と有は、第六の一書に、天地初判、有物若葦牙、生於空中、因此化神、號天常立尊云々、又有物若浮膏、生於空中、因此化神、號國常立尊と有に當れる文也、(此に於て、天地初立の時と云

には成れるなり)右にて、別天神の御事迹は至り盡せるが、此中に國常立尊の御事迹も含りて有事なれども、地は天より甚く後れて成れる故に、文を割みて、次に故曰と云て、同じ狀なる事を重ねて復さひ云る者と所思ゆ、委しくは、下に、神聖在其中焉の下に云る如し、然るを、釋紀に、日本書紀三十卷と有る細書に、無序但師說初文、天先成而地後定、然後神聖生其中焉、已上者序文と有は、右の文を得しも讀み解かざるより、言出でたる臆度の説なり、(印本には、無序の二字細字に作り、但し以下は大書に爲るを、例とも違へれば、今は一本に依て、共に連けて細書とは爲り)○古は往去方にて、昔と同じく、共に當今に對へる語なる中に、昔の方は、殊に我身に親しく近く、古は廣くして遠き意味有り、(昔は向去の意なる故に、身に親しく云事なり、神武天皇御紀に、昔我天神高皇產靈尊、大日靈尊云々と宣ひ、下にも、昔伊弉諾尊、目此國曰云々と有などは、古とは云ふまじく決て昔と云べき所なるを思へし)第二一書にも、古國稚地稚之時と見えたる、共に久代を廣く指せるなり、寶鏡開始章第三一書に、

此太古之遺法也と見え、孝德天皇御紀に、古道と云ひ、餘にも古某と云ふ語多かり、萬葉一(十一丁)には、古昔母然爾有許曾と云て、現身に對へたり、(古語拾遺に、蓋聞上古之世、未レ有文字、貴賤老少口々相傳、前言往行存而不レ忘、書契以來不レ好談、古と有は、其上世を以て、古とは云へるなり)然れば、此は天地の成立てる當今より、其未だ生ざりし上世の事を云ふ爲に、古云々とは言出でたる者なり、○天地未剖と云へる天は、天日を云ひ、地は國土なる事、誰も知る如くなるが、此は世界一般の始なるに、天日と國土と二つにては、猶盡さず、此に因て思ふに、天表に在らゆる星宿は、共に天にて、天日の外圍に在る五星、及び月輪は、皆がら地の所屬なる者なり、(此は餘りに贅ち過たる説の如くには有れども、天地の成始れる事、共に世界一般ならでは、事の意を究め盡せりと云べからねば、年頃必ず斯在らむと思定て言出でたるなり)天表に在と有ゆる星宿共は、天日より分散たる火氣の、各一塊なるが、天表の氣の剛健くして、極めて寒冽れるに壓迫れて收縮れるが、火の性の隨に發暢むを爲る質有るを以て、極て

遠きも其光輝ばかりは幽に見ゆるなりけり、下に説ける如く、瑞珠盟約章に、日之少宮と云は、謂ゆる天極なるが、少は別の語にて、天日より別れ放れる國と云義なる事、云も更なるが上に、星宿を保志と云へるも、火氣の義なるを以て所知たり、(倭、常に氣と云を、志と云は如何と云に、伎とは全體の氣の名にて、其氣の物に迫りて一壺なるを志と云り、其は空氣の迫りて動搖くを風と云て、其神名に志那と負坐るを始として、鸚は屯氣、嵐は荒氣、虹は丹氣なる例なり、(西蕃にも其遺傳有て、春秋說題辭と云に、陽精爲日、日分爲星、故其字曰下生也と云り、古人造字の時、必受る所有なる可し、宋王應麟が玉海に、張衡曰、星、日之餘也と云るは、其説に據れるなる可し、洋西の説に、天表に在ゆる無數の星宿は、皆は一箇の日輪にして、各々其の外圍に、土星以下、及び地球などの如き附屬星有て、其氣光内に懸り、且旋轉する事、猶我一圓天内の如き者なりと云るは、然も有ぬ可き事の状とは所思ゆれども、我神代の古傳に、然る別世界を立たりと云ふ古説無ければ、諾ひ難し、唯天表に薫り満ちたる水氣を以て、

無數の火球を圍みたる、其氣の壓迫れると發暢ると互に相軋り合て、我一圓天内の位置を定めて、終古に易らざる天柱と成れると思ひて、事は足なむ)倍、五星を地の所屬なりと云ふ證は、天孫降臨章に、二神遂誅邪神及草木石類、皆已平了、其所不レ伏者、唯星神香背男耳、故加遣倭文神建葉槌命者則服、故二神登天也と有る星神を、同章第二一書に、天神遣經津主神、武甕槌神、使平定葦原中國、時、二神曰天有惡神、名曰天津彗星、亦名天香背男、請先誅此神、然後下撥葦原中國と有て、此には天津彗星と云り、此を天とは云へども、地より天表の方に見放くるを以て云るなるが、決く五星の中なる火星を司れる神なり、天孫の此國土に降坐むと爲る、國平の時に當りて、然る星神を合誅給へりしは、此國土の分判れし、其片方なる故なる可ければ、此を以て、其五星も共に、天地と對へる地にて、此國土よりは大なるも、獨邊僻の地有が如くなる可き事、云も更なり、然れば、次なる如雞子と云物、判割て天日及び初星と成れる、是云なり、列星は天表に羅り、天日は天の中央に位て、土星木星火星大地金星

水星の六は、天日の外邊を周旋り、從ひて共に地に於て、月も亦地球に屬て周旋る物なれば、等しく地なるなり、(月も五星も、國土と同じ状なるを、同じく保志と云は、此國土より瞻望るに、其質は團體なるも、天日の光を得て明なる事、猶天表に在る火球の星に相異らざるが故に、其名を假借て、共に保志と云ひ習へる者なり、譬ば、月輪は右の五星の如く、天日には屬す、唯此國土に附屬ふ物なれども、地を離れて、天の方に遠く在る物なる故に、萬葉三に、久堅乃天歸月云々、六に天爾座月讀壯子云々など、天の物にして詠めるが如く、其視る象を以て云る者なり、猶、下なる國狹槌尊の傳に、云事を合せ考ふべし)此天地未剖とは、決て遠く遼なる太古にして第四一書に、高天原所生神名、曰天御中至尊と有る時なるが、何時より始て、此天中に存在しにか、其始を知べからざれども、無始より以來、其天地を成べき物實にして、天中に充實て在る精真と、其を主宰し給ふ神とを相生成て、世を始め給ひし故に、天御中至尊と申奉る事にて、委しく其章に就て説るが如し、其神名の御は崇辭には非ず、天中に充塞れ

る氣中に胎みたる精にて、其中に即ち神の寓舎て、其迹物に著見れて虚しからざる其にて、次に成坐る高皇産靈尊、神皇産靈尊二柱は、其精を身統て、天地萬物と成し給へりし神等に坐せり、古事記に、此三柱神者、並獨神成坐而隱身也と有る、隱身は顯身の反にて、人體を云には非ず、其神靈の物に含有て、其信有を以て、身とは云へるにて、其身即ち、謂ゆる精なる事を明らむ可し、然れば、天中は天御中主尊の隱身にして、其精も神も亦其神一柱の有にて、其より天地は出来、諸神は成坐せりと雖も、亦其神一柱の神威なりかし、古書に惟神と云語の有は、神中在と云義にて、此神の天中に在立して其有べき隨に、天地を成給へりし由縁に起り、神道と云は、此神の天中に在立して移り動く事無く、完成し給ふ所以に依事など、孝德天皇紀傳に註せるが如く、世の始より打任せて神と申すは、此神一柱に限れる事申すも更なり、漢籍老子に、道之爲物、惟恍惟惚、惚兮恍兮、其中有象、恍兮惚兮、其中有物、窈兮冥兮、其中有精、其精其真、其中有信、自古及今、其名不_レ去、以閱_レ衆甫と有る、信字を、平田翁の赤

縣太古傳に引れたるには、申に易へて、其説に、申信同音の故に、周易を始め古書に、屈信と用ひたれども、説文に、申神也、从_レ自持也と有て、古の神字なり、河圖括地象、及淮南子に、正東陽州曰_レ申土と有は、神土の義なるを、括地象の一本に、信土と有も通用の故なり、後に、申に示を_レ從て、説文に神天神、引_レ出萬物_レ者也、从_レ示申聲と有り、抑_レ此道の中なる、象物と稱し、精真と指したる物は、即上皇大一にて、天地萬物を申出せる最初の天神なれば、世の初より打任せて申と稱せるは、此神なりし故に、如此云と聞えたり、と云れたるは、信に然る事にて、此上皇大一を、天御中主尊に當て説かれたるは、寔に叶ひて聞ゆれども、有_レ物混成、先_レ天地_レ生の物を、此の古傳に合せずして、彼北辰星の事と爲られたるなどは、甚しき僻事なり、○陰陽不分とは、元氣の未だ分れざりし時を云なり、天地は更にも云ず、宇宙に在と有ゆる萬物は、元より此陰陽の元氣より悉く結び成れりと雖も、猶其交合無かりし古を云なり、是即天御中主尊の、無始より以來天中に御在し坐しかども、高皇産靈尊、神皇産靈尊の未だ成出坐

ざりし間の事なり、莊子に、天地者形之大者也、陰陽者氣之大者也と云へるも、此に叶へり凡天際の内は、至虚しきが如しと雖も、元氣に精と神とを孕胎て、水の凹きに溜れるが如く、少も間然無く大に彌綸たり、是を高天原と云ふ、偕此元氣も、亦渾沌たる一物にして、素より陰陽の別有事無きを、其本體は水にて、健く剛くして能く天體を固成せるを、其天中にして、後に天日の所在よりして、大に天表の方に其氣の長伸て動きしが、其天表の氣も、其に醸成て、靜に相細_レ縊合て、始て氣中に火を含む事を得たり、是に於て、陰陽の二氣と成て、天地萬物を生成給ふ高皇産靈尊、神皇産靈尊二柱神等の、神威彌々真盛になむ成れりける、猶委しく云むには、元氣は本體にして、精は水なり、神は火なり、此に至て、陰陽の二氣始て分れたりと雖も、素より無かりし物の始て有には有べからず、天御中主尊の靈威の中に隱ろひたりし物の、今啓發れしにぞ有ける、此二氣に依て、始て宇宙に靈妙なる事の成始れる事、譬ば人の支體の、物に觸て智覺を成すは、火の精神有が故なり、人若寒氣に犯され、火の精神散去て龜

手ば、其手指、物に觸て覺る事無きを以て、火は物の精神なる事を曉る可し、崇神天皇御紀に、讒性の二字を、美多麻志比と訓るをも思ふ可し、偕天表の氣は健く剛くして、天中に直行に壓迫れる、其質は水なれども火を含みて陽なり、天中の氣は天表に長伸る内に、其直行に壓迫れるに遇て、右に宛曲れるが、其質は火なれども、水を含みて陰なり、如此陰陽と二に分れては有れども、互みに相結ばりて、謂ゆる陰中の陽、陽中の陰と云ふ意味にて、右の二柱の神等の御事を、記傳(二十五丁)に、二柱にして一柱の如く、一柱かと思へば二柱にして、其差の髣髴しきは、甚深き所以有る事にぞ有べきと云れたるは、天地古今に貫きて甚尊しかし、如此くして天地萬物を相結ばせる中にも、二柱の神等、各々其剛健の氣と、柔順の氣とを持分て所知食す故に、天孫降臨章に、高皇産靈尊、見_レ其矢_レ曰、是矢則昔我賜_レ天稚彦_レ之矢也云々、於是取_レ矢還投_レ下之_レ其矢落下、則中_レ天稚彦_レ之胸上_レ云々、申_レ矢立死、此世人所_レ謂、反矢可_レ畏之縁也と見え、古事記、大宜津比賣神段に、神産巢日御祖命、令_レ取_レ茲成_レ種とも有て、其生すと殺

すとの事にも、持分て預り給ふ趣なるをも、又思合
す可き事多し、陰陽を賣衰と訓める言義は、賣は
盛、退など同義の言にて、古事記なる伊邪那美命の
御言に、吾身者成成、不_レ成_レ合_レ一處一處在と申給へる
如く、物を盛容る可き空虛なる處有るを云り、俗に
地の凹かに成れるを、賣伊流と云も退冲在の義なる
なり、退は、公家に、装束の次第に去らし着するを
米良須と云に、此字を用ひたるなど、思合す可し、乙字、
説文に、象_ニ春草木宛曲而出、陰氣猶疆、其出也乙々
也と有を、段玉裁と云者の注に、乙々難_レ出之貌、物
之出_レ土難、屯如_ニ車之輻_レ地澁滯と有も、亦退字に
近し、倍此を單語に、目を米と訓めるも、盛と同義
にて萬景を盛て神識に達す事、必此より先なるは無
く、佗物を迎へ入れて、其用甚切なるを以て、米と
は云へるにて、陰又女を賣と云に、其義異ならず、
衰は、古事記なる伊邪那岐命の御言に、我身者成成
而、成餘處一處在と詔給へる如く、成餘りて佗に及
ぶ可く、豐盈に成れるを云へるなり、其時妹神に、
故以_ニ吾身成餘處_一、刺_ニ塞汝身不成合處_一而、以_ニ爲生_一

成國土_ニ奈何と、遷合の事を仰せ進ませ給へりし事に
合せて思ふに、其勢る狀に就て、物に破、彫など云
義に近かる可し、山を丘と云ひ、生類を尾と云ひ、
絲を緒と云も、其成り餘れる端方の佗に及べるを云
なり、破と云も彫と云も、此より、持たる刀に在れ、
何に在れ、物を彼に刺し入れて、其門を開くより云
て、彼刺塞と、其意味大に同じきを思ふ可し、猶陰
陽の言義、此にては未だ盡さず、高皇產靈尊の高は
勢、神皇產靈尊の神は嘴と云説の、下に出づるを見
て辨ふ可し、然れば、衰は進みて物に合ふを性とす、
賣は退て物と圓かるを性とす、此即ち陰陽の二氣に
て、人は更にも云ず、天地の間に在とし有ゆる萬物
に至る迄、悉く其二氣に結び成て、男女の形體を
具有ふ事の起元なり、人の男女も、此二神の元氣に
資て成れるが、其表陰處に見る、故に、八洲起元章
に、雌元之處、雄元之處とも、亦唯に元處とも記さ
れ、第一一書には、陰元、陽元とも有は、皆此陰陽
二氣に象れる者なり、(西蕃には、此二神を盤古氏と
傳へたり、三五曆記に、盤古氏夫妻、陰陽之始也と
見え、赤縣太古傳に引れたる世史類篇、述異記、枕

中書等に、生_ニ於大荒_一、莫_レ知_ニ其始_一、蓋陶鎔造化之主、
天地萬物之祖、乃元始天王、大元聖母是也と有り、
委しくは其書に就て見る可し、説文に、元、始也と
有る、段玉裁注に、易曰、元者氣之始也と有は、然
る事なり、子華子に、元者太初之中氣也、天帝得_レ之
運_ニ乎無窮_一、后土得_レ之溥博無疆、人之有_レ元百骸統焉
と有り、此天帝は、必、右の盤古氏を云なり、太初
は同書に、夫混茫之中、是名_ニ太初_一と見ゆ、隋書に引
る道經に、元始天尊生_ニ於大元之先_一、稟_ニ自然之氣_一、冲
虚凝_レ遠、莫_レ知_ニ其極_一と有て、元氣も、此神有て後
に成れる趣也、又、初學記に引る大玄真一經に、無上
無宗而、獨能爲_ニ萬物之始_一、故名_ニ元始_一、運道一切爲_ニ極
尊_一、而常處_ニ三清_一、出_ニ諸天上_一、故稱_ニ天尊_一也と有る、二
清は、陰陽二氣の中に處給ふを云と聞ゆ、淮南子精
神訓に、古未_レ有_ニ天地_一之時、惟像無_レ形、窈々冥々、
芒々漠々、鴻濛鴻洞、莫_レ知_ニ其門_一、時有_ニ二神_一、混生、
經_ニ天營_レ地、孔乎莫_レ知_ニ其所_一、終極_ニ滔乎莫_レ知_ニ其所_一、
止息、於是乃別爲_ニ陰陽_一、離爲_ニ八極_一、剛柔相成、萬物乃
形と有は、文子九守篇に、老子曰、天地未_レ形、窈々冥
冥、混而爲_レ一、寂然清澄、重濁爲_レ地、精微爲_レ天、

離而爲_ニ四時_一、分而爲_ニ陰陽_一と有を演たる説なるが、
此二神は、決く陰陽二神にて、盤古氏夫妻を云るな
り、此等は、漢土玄家の説なれども、僻儒の陰陽八
封など云ふ推量の臆説には勝りて、我古傳にも合ひ
て聞ゆる者なり、○未剖不分の剖分の字を、共に和
加禮と訓むは、我と彼と物の二に成る事なるが、天
地陰陽の混在たりし世には、我と彼と二に成べき物
とては無くして、天中は唯虚しき域なりし故に、我
と云ひ彼と稱くるに、未だ至らざりしかば、此を以
て、世の始を天地未剖、陰陽不_レ分と、二句に云起さ
れたる者なり、藤原兼良公御説に、未剖者、未_レ見_ニ
上下之位_一也、不_レ分者、不_レ見_ニ流行之漸_一也と宣へる
が如し、一書には、天地初判と三處に見え、欽明天
皇御紀には、天地割判之代ともあり、萬葉三(廿七
丁)にも、天地之分時など有り、(但右の初判を、古く
より波自麻流登伎と訓るは、右の未剖不分などの如
く、天地にも陰陽にも拘はる事無くして、唯世の始を
云ればなり、然れとも猶波自米氏和加流々登伎と正
しく訓へき事、天地開闢の下に云へり、次なる萬葉の
は廣く古を云なり)○渾沌は圓在にて、天地と成べ

き物の未だ割れずして、混成に在しを云なり、第三ノ一書に、天地混成之時と有り、口訣に、謂三元氣融壘圓然之貌、と有は然る事なり、孝德天皇御紀(十六丁)に、昔在天皇等世混齊、天下而治と有る、混齊を、麻呂加禮とも、牟良加禮とも訓し、又天武天皇御紀下(三十七丁)に更改諸氏之族姓、作八色之姓、以混天下萬姓と有る混を、麻呂加須と訓し、猶名義抄に、丸ノ字を麻呂加須、又麻登奈利、又麻杆加爾と訓み、此語、空穗初秋(六十五丁)に、少し小圓がれする髪を、搔洗ひたる、即て脊にこぼる、迄とあり、源語權卷(十九丁)に、麻呂加禮たる御額髪云々、夕霧卷(廿二丁)に、御額髪之濡れ麻呂加禮たる云々、東屋卷(廿丁)に、鹿らかなる東絹共を押し麻呂加して云々など有れば、古言なる事云も更なり、(谷川士清が通證に引る、孫子に渾渾沌沌形圓と有る、圓は、本字圓にて、説文口部に天體也、从口四袁聲、段注に、呂氏春秋曰、何以説天道之圓也、精氣一上一下、圓周復環、無所稽留、故曰天道圓、許言天體、亦謂其體一氣循環、無始無終、非謂其形渾圓也と有が如し、三五曆記に、天地未分、渾沌如雞子と有る渾を、又混と

も作り、淮南子要略訓に、原道者虛、牟六合、混、沌、萬物、象、太一之容、三墳に、清氣未升、濁氣未沈、遊神未靈、五色未分、中有其物、冥々而性存、謂之混沌、混沌爲太始と有り、又、沌を論に作れり、列子天瑞篇、及、易緯乾鑿度に、太易者未見氣也、太初者氣之始也、太始者形之始也、太素者質之始也、氣形質具而未離、故曰渾淪、渾淪者言萬物相渾成而、未相離、視之不見、聽之不聞、循之不測、故曰易也、淮南子詮言訓に、洞同天地、渾沌爲模、未造而成、物、謂之太一、など有り、猶下に、天地混成之時と有る所に云を、見合す可し、右の渾沌字を、又傍に牟羅加禮と訓るは、聚在は、天地と成べき物の聚々として在しを云なり、圓在は、其體を云に當り、聚在は其用を云に叶ひて、甚分明し、(天村雲命、天叢雲劍など、又は村肝、村鳥、味村の類の牟羅、此に同じ、常にも物の多く集り圓なるに、群がるなど云言多かり)○如雞子とは譬なり、如此く天地の未だ成定らざりし間の形象を、其成定れる後よりは、如何にも像どり云も得まじかる者なるを、如此其形容を、今も正目に見るが如く、譬を以て宣へるは、

必ず伊弉諾伊弉册二神の御所爲なり、其は八洲起元章第四一書に、二神相謂曰、有物若浮膏と宣へるを以て知らる、其時より始て神より神に傳へて、人代に語繼き言繼ぐには、其間受る方の耳に入て、心に留め易き狀に宣ひ論し給ふ事にし有れば、種々に物に比へて譬とは成し給へりし者なり、此章の内にも、其同じ物にして譬の別なるは、神々の心々に傳へ給へるが故なり、然れども、其極まる處は、第一一書に、狀貌難言と云が如くにぞ有べきなる、今は唯其譬に就て物を見、物を聞きて、其實物の太體を想像る可なり、(熱國の人に、寒國の、雪の事を語り聞かせむに、白鹽又は硝石等を以て、其潔白なる色は論す可し、然れども、右の二物の味を以て、雪の淡き味はひは論し難く、縦や佗物を以て、其淡味には當つとも、其隆冬極寒の氣節と、其冰りも凍けも爲る狀などは、如何にとも譬ふるに由無れば、雪は唯白き物と云より外無れば、雪を論すには、雪より外に求む可き物無が如し、然れば、實に彷彿たる物に譬へて、如此く懇到に、皇神等の論し給へりと雖も、天地の成れる後より、其未成ざりし始を云事な

れば、思の外なる事なむ多かめるを、今は如此も有むと、心の思及ぶ限は説べきなり、然は有れども強事に也成むと、甚可畏き心ちす、如雞子を、此下に復述て、譬猶游魚之浮水上也と云ひ、第二一書には、譬猶浮膏而漂蕩と云ひ、第五一書には、譬猶海上浮雲無所根係と云て、其譬の四に分れたるを以て思ふに、如雞子は、天御中主尊の靈威に資て、高皇產靈尊、神皇產靈尊二柱成出坐る、其產靈を以て生成し給へるが、古説の如く、空中に一卵の如き物の、成出たるには有べからず、精と氣と神とを胎める、我一圓天内を觀象たる狀貌を云りと所思たり然れば、登理は多理にて、圓滿なる形貌を云なる可し、萬葉二(廿三丁)に、天足有と有は、天體を以て御世の常しき事を稱奉れるなり、然れば、登理は、元卵に起れる名なりけり、萬葉五、鎮懷石歌序に、有三石大者長二尺八寸、圍一尺八寸六分、小者長一尺一寸、圍一尺八寸、并皆橢圓狀如雞子と有も其形狀を譬たる者なり、(前に、天地未割、陰陽不分明渾沌と有る物の狀貌を云るにて、殊更に一物の天中に成れる事とのみ思ふめるは、漢意に惑へりし

者なり、玄家に謂ゆる渾天、朱熹が謂ゆる天殻と云る、即此如_三雞子_一なる物なり、如此く其渾沌たる事、雞子の如くして、其大なる事、宇宙を統と雖も、發がり湊りて天地萬物と凝固り成べき、微小なる精氣の狀貌も、亦如_三雞子_一なりしが故に、游魚に比へ、浮膏に譬へ、浮雲の如しとも論し給へるは、目にも見え難き微細の質なれども、今現に人の見觸る、物に依て、其言難き狀貌を宣ひ傳へ給へりし物なり、右の如_三雞子_一と云ふ微細しき物、二神の産靈に資て次々に、相圓がりて組圓たる一物は成れりしなり、(夫婦遺はり合て、共に相感くも、時に其精相圓がりて、一物と成て生る、事なるが、其精は父母の體中に包藏たる物なるが、各、微細の物の湊り合てこそ、精液の狀貌は見ゆめれ、其未だ交らざる際に、此を見むと爲ひは、木を割て花の所在を探るが如しと雖も、其子と成り花と成る本質は、素より其中に在ども、見え難き微細の物、天地の感を得て、其形貌を見はすに至れるなり、荒西の醫説に、氣の相會て物と成べき屬子は、纖毫絲狀の圓長物なるが、天表の氣と天日の氣と相合て成る、其天表の氣は直行し、天日

の氣は宛曲する性有て、其相合ふに、必ず天表の氣を以て、天日の氣を包容る故に、圓に長さ絲狀の物を成し、纖毫の如き物と雖も、右の如く形を成す時は、則ち中空洞達にして、氣液其間に穿入流行するなり、其水火氣土の四元が融和妙合して、一毫纖絡を化成し、其纖絡が比續聯綴し、遂に種々纖組して、以て衆器を造成して、人身を成す耳ならず、萬物の形質を成せる皆然り」と云るは、人身萬物を解盡し見て窮めたる説なるが、其纖毫絲狀の圓長物は、此に如_三雞子_一と傳へたる物なり、彼は理を盡して、其成れる末は知るを、我は天地を造化給ふ神代の傳なる故に、如此く奇異なる説は有なりけり、然れば右の如_三雞子_一とは、天地も陰陽も未だ剖分ざりし太古に、二神の産靈の御徳に依て、天中謂ゆる高天原と稱る此世の圓在て成れる中に、氣、形、神の三、未だ離れずして聚在たりし狀貌も、又如_三雞子_一と傳たる事、下に游魚の譬を再び復重ねて云るを以て知らる、然るを、大虛に始て然る狀の物の突然にしも出來れる如く云るは、其本末を棄たる説共なるが、其本末の性に依て混成れる物も、亦如_三雞子_一なる可き理な

れば、其天體に譬ふるは大にして外無く、其氣中に在る物は小にして内無く、其聚がり圓がりて天地と剖判べき物質と成れるは、其中なる者なり、冠辭考に、久堅之天とは、天の形は圓くて虚らなるを、匏の内の圓く空しきに譬て、匏形の天と云ならむ」と有て、天表を匏形と説かれたる、予が雞子の説に合へり、(西蕃の古説は、上に引る三五層記に、此と同じく、渾沌如_三雞子_一と見え、晋天文志に載する渾天説に、天之形狀如_三鳥卵_一地居_三其中_一天包_三地外_一猶_三卵之裏黃_一圓如_三彈丸_一故曰_三渾天_一言其形體渾々然也と云るは、今の天なれども、如_三鳥卵_一とは、古傳の有るを用ひたるなり、通證にも、通鑑註、雞子卵也と有り、印度には、本無_三日月星辰及地_一唯有_三大水_一時、大安茶生如_三雞子_一周匝金色時、熟破爲_三二段_一一段在_レ上作_レ天、一段在_レ下作_レ地、彼二中間生_三梵天_一名_三一切衆生祖父_一作_三一切有名無命物_一と有る、大安茶は天御中至尊に、梵天は産靈神に當る可し、又延實登と云へる荒西の説に、太古の時に、祁邇夫と云ふ天神、無始より御在して、口中より一卵を吐出せるが、漸に生長して此全世界と成れり、天地日月星辰人物、

皆此卵中の物なり、此大神、即ち造物主にて、世界第一の尊神なるが、其神像は巨大にして、手に卵を捧ぐる形なり」と云り、何れも此世界の成れる始を卵と傳へたるは、少彦名命の萬國を巡り作りし時など、漏し傳へ給へりし説の遺れる者なり、○溟洋は久々母理とも、久母理とも阿加久久良久とも訓めり、借久久母理は氣氣圓、久母理は氣圓にて、大雞子の内に、在と有ゆる微細なる如_三雞子_一と云狀なる物の、圓がり聚りて、狀貌難言と云ふ一物に成れるを云て、其混成す狀、亦如_三雞子_一なる事、上に已に説るが如し、口訣に、如_三雲掩將_一雨之謂と有は、然る事にて、曇と云も微細なる水氣の聚り凝る事なるが、其極に至りて雨と成が如く、宇宙に在ゆる如_三雞子_一物の聚まり圓かりて、天地の元因と成れる狀を想像る可し、(雲の中天に起れるは、微細なる水氣の聚れるにて、忽然く其物の現れたるには非る道理を以て此なるも其如くなる可き事を想ふべし、豐斟淳尊、豐斟野尊、及、豐雲野神など申す神名の、斟、組、雲と同義の言なり、其は其下に云べし)又江家點に、阿加久久良久志氏と訓めるも所謂有事なり、然るは、

此成れる渾沌たる如^ニ雞子^一と云物には、清み陽にし
て、天と成り、重く濁りて地と成べき物とを兼たり
し故に、或は上り或は下りも爲つらむを、其上る時
には天の氣勝て明るく、下る時には地の氣勝て闇
有けむ故に、如此も傳たりし者なり、(如此上り下り
明く闇くして有ける間に、含まり固りて、其中より
天と成べき物の牙す時には成れりし、上に引る圖字
の注に引る呂氏春秋に、何以說^ニ天道之圖^一也、精氣
一上一下、圖周復襍無^レ所^ニ稽留^一、故曰^ニ天道圖^一と云る
をも思合す可し) ○含^レ牙は、次に狀如^ニ葦牙^一とも、
第二一書に如^ニ葦牙之抽出^一とも、第五一書に如^ニ葦牙
之初生^ニ渥中^一也とも、第六一書に若^ニ葦牙^一生^ニ於空
中^一とも見えたる、葦牙是なり、伎邪志は氣刺にて、
一物の圖在たる中より、清陽なる物は薄靡て應に昇
らむとして、譬は寶珠の尖れるが如く成れりし故に、
含とは云るなり、(萬葉十九に、梅花開有之中爾、
布敷賣流波、戀哉許母禮留、雪乎待等可と詠るを考
へて、含は其中に隠れるを云事知べし、然して今應
に牙まむと爲るに云るなり)右の如く、圖在たる中に
も、自然に重濁なるは沈み清陽なるは浮ぶ故に、氣刺

と云るは、刺は立に同じ、八雲立出雲と云を、萬葉三
に八雲刺出雲子等と續け、古事記(日代宮段)に佐泥
佐斯佐賀牟と續け給へるは、峻嶺立相武なるを以て
刺は立にて、萌騰むと爲る氣勢を云事灼し、日の發
語に赤根刺と云も、赤丹刺にて、光輝の赤く立を云
なり、古事記に如^ニ葦牙^一因^ニ萌騰之物^一と有て、牙
り萌を照應せたるも、深き意味有る書狀なり、(呂氏
春秋大樂篇に、太一出^ニ兩儀^一、兩儀出^ニ陰陽^一、陰陽變化、
一上一下合而成^レ章、渾々沌々離則復合、合則復離、
是謂^ニ天常^一、萬物所^レ出造^ニ於大一^一、化^ニ於陰陽^一、萌芽始
震、凝寒以形と有り、通證に、牙、氣機也溟洋而含
牙、出^ニ春秋緯^一、字書、牙與^レ芽通と有る如く、牙も
芽も共に草木などの芽むに用ひたり、但し蓋此牙乃
萬化之元靈、天地之主宰者矣と云るは非なり、此牙
を成たる神こそ、萬化之元靈天地之主宰とも申すへ
けれ、豈牙を指て、靈とも神とも云べき由有らめや
も)此時の委しき事實は、第二一書に天地混成之時、
始有^ニ神人^一焉、號^ニ可美葦牙彦舅尊^一、次國底立尊と有
り、可美は例の美稱と心得むも僻事には非ざれども、
二神の産靈に因て、此一物を生産し給へるより、其

語、後には美稱とは定めりしかども、其起り必ず右
の如くならざれば、始有^ニ神人^一と云るにむ協ふま
じかりける、葦牙は、右の含^レ牙の牙なるが、清陽な
る物の薄靡き昇れるが、大虚の氣に包まれて青く明
かりしが、後に成れる物にて、其狀貌の能く似着き
て有しかば、草の名とは成れるを、打復して其物を
假借て、如^ニ葦牙^一と文にこそは云りけれ、譬を取て
御名に負坐るには非る事、第二一書に説るが如し、
彦舅を第三一書に此云^ニ比古尼^一と有る、比古は引伸
る義、尼は連^レ聯^レ意なるを、此より後の神にも人に
も、男を彦とも彦舅とも云事には成れ、ども、打ち
任せて此神一柱に限り稱奉れりし語の弘まれる者な
り、(其は世の始に打任せて神と申すは、天御中至尊
一柱に限りし事なれども、終に何れの神にも申す
事に成れりしが如し、比古は引伸の義なりと云ふ予
が説、期らずも説文に、神、天神、引出^ニ萬物^一者也
と有如し)○其清陽者と、下なる重濁者とを對云て、
謂ゆる天地開闢の時なり、借此は、右の含めりし物
の牙の狀を云り、其を阿斯阿備と云ふ、阿斯は明清
の義なるを倒及して、清陽者とは云るなり、清は下

なる濁に對へたる事云ふも更なるが、常にも澄る水
を清水と云を以て、斯に清澄の義有を知べし、訶備
は氣精にて、此に精妙之合樽と云ふ物此なるが、既
く凝結て天日と爲りて天光成れるが、訶備に凝日の
義を包ね、其に就て、天日は氣の中に最も精なる物
の成れりし事なむ、著明く所知たりける、仁德天皇
五十三年御紀に、精を宇麻と訓せたり、記に、譬には
葦牙と記し、神名には阿斯阿備と書れたるに、心を
著て考ふ可き事なり、(美を備と呼び、備を美と通は
し云事、古書の例なる事人の知れるが如し、精は美
と云物なる事上に云り、説文に、萬物之精、上爲^ニ列
星^一と見え、玉海天文篇に、張衡曰、地有^ニ山嶽^一、精鍾
爲^レ星、蓋星辰者、地之精氣上^ニ發乎天^一、而有^ニ光耀^一
者也と云へる、地の精氣の星と成れる説は如何なれ
ども、天は精氣の鍾れる古説は捨べからず) 倭上に
陰陽不^レ分と有は、陰陽二氣を云るを、此は天地未^レ剖
と有し物の上下に剖分るなれば、清陽者と云るは、
古事記に、萌騰之物と有る、其を指て陽とは云るに
て、明麗の義なり、又短く明と云ひ、轉じて騰とも
云なり、古事記の右の文を、平田翁の燃つ、萌え、

騰るなりと云はれたる允に當れり、(陽字は元、易なりしを、後に偏を加へたるなり、若て字書には無れども、且は朝日にて、勿は其光輝を容れる象形の字なる可き由、赤縣太古傳に云り、麗は端麗とも佳麗とも作て、共に伎良米久と訓めり、又煌とも作り、説文に煌々は輝也と見ゆ、淮南子に氣有漢根清陽者、薄靡而爲天と有る、氣有漢根の漢は清陽なるを云ひ、根は重濁なるを云り、三五曆記及び列子天瑞篇にも、清輕者上爲天と有り、清陽と云ざるは、下に濁重を云に對へたるなり、上に引る文子九守篇に、老子曰、天地未形、窈々冥々混而爲一、寂然清澄、重濁爲地、精微爲天は、此次に、精妙之合と有に同じ、欽明天皇御紀に、從昔來、未嘗得聞如此微妙之法と有る微妙を、精妙と同じく訓めるを以知べし、三墳にも、太極者天地之父母也、一極易天高明、而清、地博厚而濁、謂之太易と有り、此高明は此の清陽を云るなり、説文地字の下に、元氣初分、輕清陽爲元と云ひ、乾鑿度にも、一者形變之始、清輕者上爲天と云り、此等の中には眞の古傳なるも、唯道理に就て云るも必有べし)○薄靡は足長

引なり、右の牙を含めりし清陽なりし物の、漸々に抽出て上れるが、然有つ、も、地は常に回り傾て止まざりし故に、直に立は昇らず、地の外圍に雲の如く霞の如く飄舞りし故に、足長引とは云へりしなり、古事記に訓板擧云多那と有も、高き處に長く横たはりて有を以云なれば、此の薄靡の状をも思合す可き者なり、又是を以て、元より地に旋轉の有し事迄も所知るは、奇しとも異しき神代の傳説なるが故なり、仰ぐ可し尊む可し、通證に、混沌中、陰陽乘所含之牙、以一動一靜、爲天爲地、故以積氣之發達、訓薄靡と云り、借此の御紀の文、淮南子天文訓此に同じ、祝詞式には霽と作き、萬葉には輕引とも、霽ととも、又霽とも、陣とも、字は種々に作るなり)多は聯なる意なり、那は長なり、古事記に志那都比古神と有を、御紀に級長津彦命と作るを以曉る可し、下に、天先成而の所に註せる角凝魂命の、角と多那と又相近し、比久は、右に説る彦舅の比古に同じく、引伸の義なり、萬葉四に赤羅引日母至閻十(廿五丁)朱羅引色妙子、十一に朱引朝行公待苦又(六丁)朱引秦不經と有を、冠辭考に、赤き氣の引てふ

意にて、赤根刺に同じ、常にも光の刺を明の刺すとも、明の引くとも云に同じと云れたるに依て、猶考るに、姓氏錄(額田部湯坐連條)に出たる明立天御影命と申す神名の、明立は、天の發語なる物から、此時に萌騰りし物に依て、天の成立てるに依れるなり、(刺と立と同じき由、已に含牙の下に云へるが如し、若て刺と引と、又其義同じきをも思合す可くなむ、猶、太神宮祈年祭詞の講義にも云へり)○爲天は、天日なり、天常立尊、此を成坐り、其は第六一書に、天地初判、有物若葦牙、生於空中、因此化神號天常立尊、次可美葦牙彦舅尊と有る傳を以て知られたり、然るは牙を含みて清陽なる物の薄靡き上れるは、可美葦牙彦舅尊の神威に依る事なるが、其物、天中に至り定りて、天日と最前に成れる事は、即ち天常立尊の神業に依る故に、神の成坐る次には違へて、其座坐す位置を以て錯綜たる傳なる事、其に云るが如し、(但し亦名を天底立尊と申すは、誰しも音の通へる故と思ふ事なれども、然には非ず、天底とは天極にて、日之少宮なる事、次に天先成の下に云が如し) 借其天は天日にて、後に天照太神の所

知看す御國なり、日、即ち天なる證は、四神出生章に、生日神號大日靈貴、此子光華明彩、照徹於六合之内云々、自當早送于天、而授以天上之事、是時天地相去未遠、故以天柱舉於天上也と有は、日と云域有て、其を所知看す故に、日神とは申奉れるが、其を天上と云を以知べし、又神武天皇御紀の大御言に、我是日神子孫而、向日征虜、此逆天道也と有を證と爲て、日を天と云事は、已に服部中庸が三大考に云り、(御紀の天孫は、古事記に天神之御子と有に依て訓む事なるが、其日代宮段に多迦比迦流比能美古と有より始て、甚多かり、萬葉二、高市皇子尊、城上殯宮之時、柿本朝臣人麻呂作歌の中に、久堅之天所知流君故爾云々と有るに並びて、我王者高日所知奴と詠れたるも、天は日なる故に、高日とは云へるなり、平田翁説に、古易乾象の文に、天行乾、以自疆不息と云るは、日を以て乾天の象と爲るなり、大畜の辭も然り、天字、元は昊に作れるを、秦代に篆書を作る時に、○の○を省て、天に作れり、故に天の字の一は日聲也、釋名に天顯也と云る如く、人體なる者の上に、且毎に出る義を象れるなり、説

文に、且は從日見上、一地也と有り云はれたり、猶下に天字を、天先成の註に云べし、右の天地相去未遠とは、此天日と大地とは、常に天地と云へば其如くなれども、前に天地未割と有しは、天日恆星の限を統べて天と云ひ、大地五星を合せて地と云へるにて、其差別無きが如しと思ふに、古書の例必然らず、右の如く、廣きには天地と云ひて、天日と此大地と對へたるには、狭く天國と云へりけむ、記傳三(二丁)に、古書共を見るに、凡て阿米に對へては、必ず久爾と耳云て都知とは云ず、天神地祇、天國社、又神名にも、天某神、國某神と對へ、天運岐志國運岐志云々など申す御名、又御紀に扇天扇國と云ひ、雄略天皇御紀、吉備臣尾代が歌にも、阿每爾舉會根舉曳儒阿羅每、矩爾々播根舉曳底那と作るなど、皆久爾を以て阿米には對へたれば、阿米久爾と云む古言なる可ければ、古書に天地と有をも然訓べきなり」と云れたるを、此考は廢て用ひられざりしかども、祝詞にも天能壁立極、國能退立限、又は天津罪、國津罪など有れば、右の廣く阿米都知と云外に、狭く阿米久爾と云もなどか無らざらむ、實

鏡開始章第三一書に、諸神噴素戔鳴尊曰、汝所行甚無賴、故不可住於天上、亦不可居葦原中國、宜急適於底根之國云々と有て、其次に素戔鳴尊の日神に申給へりし御言に、當隨衆神之意、自此永歸根國上矣、請姊照臨天國と有る天國を阿麻都久爾と訓て、天上の事と爲れども、其にては葦原中國は主無き域と成て、天孫降臨の實に叶はざれば、此も阿米久爾と訓て、根國に對へ心得べき所なり、又欽明天皇の大御名を天國排開廣庭天皇と申せるを思へば、其頃迄は猶古意を失はざりしにこそ、(但し此下に爲地と有は猶都知と訓べし、其にも云如く、其は大地及五星を兼たるなればなり、又此の爲天も天日の爲れるを云者から、其天日より恆星の別れ成れるに思合す可し)天日を阿米と云言義は、餘及び編の同語なる可し、其清陽なる物の薄靡き上れりしは餘なり、其は葦牙の如く角牙み崩騰れる物にて其を引聯ね編成し坐るより、阿米と云名は定まれりし者なりかし、天常立尊の常は、所疑にて、其崩騰れるを取圍めて天日とは成し給へるにて、登は聯り連く意、許は凝固る義なり、萬葉二(二十三丁)に、天原振

放見者、大王乃御壽者長久、天足有と有は、天皇を壽稱奉らせ給へる御歌なるが、天皇、日神の御子と坐せば、天日の照足はせる事を長久と詠給へるなり、其は十九(四十四丁)に、天地爾足也照而、吾大君之伎座婆可母樂小里云々と有も、裏に天日の御子に坐事を含めたるを以知べし、古事記に使石長比賣者、天神御子之命、雖雪零風吹、恒如石而常石堅石不動坐と見え、萬葉一(二十九丁)に磐床等川之水凝など見えたる如く堅く凝固される義なり、立は、欽明天皇御紀に、建邦神者、天地剖判之代、草木言語之時、自天降來造立國家之神也と有る建に同じく、家を造る事に建と云ふ類なり、(倍、常は、右の如く地盤を云ひ、立は、造立る事なり、此より物の易らぬ事に、常在など云語は起れるなり、下なる國常立尊の傳見る可し、又、物の易らざるを常とも云へり、都禰は聯根にて、登許の所疑なると同意にて、根は土を云事、下なる泥土根尊の下に云が如し、萬葉一に、河上乃、湯津石村二、草武左受、常丹毛冀名、常處女煮手と同じ、常字を二つに訓みたるを考ふ可し、三に、常磐成、石室者、今毛安里家禮騰、住家類人會、常無里家留

と有る、此も右と同じき者なり)○重濁者は、次に洲壤浮漂、譬猶游魚之浮水上也と有る、其質を云なり、一書には、浮膏とも、浮雲とも譬へたり、倍此重濁は、上に清陽と有る對にて、彼の軽く清上る物の薄靡るとは異にて、此方にては、浮き漂ひつゝも、其質重きが故に、自然に其形貌作るに依て、淤母斯とは云にて、輕の殼に意相近き反なり、神名に面足尊と申すは、國土の形貌の満足へるに就て申す御名なるに、心を著べき事なり、濁を運基流と云は、土凝と云義なる事、涅土養尊の下に注せるを見て知べし、(三五曆記、及、列子に清輕者上爲天、濁重者下爲地と有て、乾鑿度、右に同じ、上に引る淮南子、及文子等には、重濁と有り、説文、地字の下に、重濁陰爲地と見え、三墳には、清氣未升、濁氣未沈云々、天高明而清、地博厚而濁など見えたり)第四一書に、天地初判始有俱生之神、號國常立尊、次國狹槌尊と有は、此時に當れる傳なるが、彼牙を含めりし物の根、即ち此重濁れる物なるが、彼は清陽にして上りつゝも、此は常に回りに自轉る中に、漸々に固りて、此國とは成れりし者なり、(此は謂ゆる

地動なる事、下に其神の所に註せるを見べし、偕右の重濁の重を、加佐那理と訓めるは當らず、其は彼の輕清の對なればなり。○淹滯は舊く都豆伎氏と訓める然る可し、其は浮膏の如く、或は游魚の如くして、空中に浮漂ひ乍も、旋轉れる間に、其清陽にして天と成べき物は、漸次に清上り去るに隨ひて、重濁れる物の聯なり附て、圓く國形を成す狀を云なり、繼體天皇二十一年御紀に、中途淹滯の字有て、佐波理登孖許富理氏と訓めり、(淹字を、淮南子には凝に作れり、偕此の淹滯は、右に引る書共に、濁重者下爲レ地と云へる下と、同じ事なり、彼濁氣未レ沈と有る沈も、亦其義を以云り) 祈年及月次祭詞に、大海原舟滿都々氣氏云々、長道無間久立都々氣氏云々と見え、又常にも續と云ひ繼と云も、其義相同じ、物を序づるに次と云も、續にと云意なり、此下に、天先成而地後定と云に意味、其能合る者なりかし、(但し右の都豆伎と云べきを、都豆伊氏と訓み附て有る、伊は音便なれば、正しく伎と訓べし、又一訓に、志豆美登母理氏と有は、沈み留る意なれども、淹滯の字に拘りて強て訓を作れるなり)○爲レ地は大

地なり、國常立尊の造り立て給へりし事にて、上なる爲レ天は天日にて、天常立尊の造立給へるに對ひたり、第六一書に、天地初判、有レ物若ニ葦牙、生ニ於空中、因レ此化神號ニ天常立尊云々、又有レ物若ニ浮膏、於空中、因レ此化神號ニ國常立尊と有を、鈴屋大人説(記傳三)に、此には浮膏の如くなる物と、葦牙の如くなる物と、本より別に生れる狀に云へるは、少異なる傳なり、然れども、天と地との分れたる事は、此傳にて殊に著明く聞えたり、と云れたるにて心得べし、此事、下の便化ニ爲神の傳に、委しく辨へたり、(但し亦名を國底立尊と申すは、又御功別なり、國底とは、此天内と天表との間に在る、謂ゆる土星なる事、次に、地後定の下に云が如し) 偕此地は、皇御孫尊の所知看す大地萬國を統云るが、名義は、都知とは連聯り續く意より起りたる言なるが、其より約るとも包むとも云義を兼たる可し、右の浮膏の如くなりし物の淹滯て、約まり成れるが、其成形より云時は、地は萬物を收藏て發生つ所なれば、又包むの義も有とは云なり、(池川に堤と云も、土を高く幾層も積重ねたるを云を知べし、説文に、地元氣初分、輕清陽

爲レ天、重濁陰爲レ地、萬物所ニ陳列也、从レ土、也聲と云ひ、也女陰也象形と有る、其地の段注に、地坤道成レ女、玄牝之門爲ニ天地之根、故其字从レ也、土生レ物、故从ニ土乙力、其可レ笑有ニ如此者と有も、大地の萬物を包む義有て、右に説く如くに都知と云に義同じ、若て又都知に傳の義をも兼たる可し、然は天先成て天日は天中に位て、常在に旋轉る事無きが、其に牽れて、大地は其外圍を傳ひ旋轉る物なればなり、萬葉二に、天傳入日刺奴禮、七に天傳日笠浦など、發語に有る如く、人の目には日の天路を傳ふとこそ見ゆれ、其實は大地の天路を傳ふになむ有ける、然れば都知に傳ふの義有をも思ふ可なり、然るは天地と相剖分たる後と雖も、元混沌たりし一物なれば、天日の其處に居ながら自ら轉る勢に乗て、地も亦日々に自ら轉乍も、日を中心と爲て天傳ひ旋れる、是即ち一年なる事、國常立尊の傳に云が如し、(天日と大地と互に相牽く事、譬へば男女の相慕ひ、磁石の鐵を吸が如くして有るが故に、天行常有る事なり、洛書考靈曜に、地有四游、冬至地上行ニ北而西三萬里、夏至地下行ニ南而東三萬里、春秋二分其中矣、

地恒動不止而人不知、譬如人在大舟、閉牖而坐、舟行而人不知覺也と有る、此四游昇降は、右に云る如く、大地の一年にして、日の外圍を一周り爲るを云り、發語の天傳日は、右の在大舟一人の如し、又、天朝無窮曆に引れたる河圖括地象に、天左旋、地右動と云ひ、春秋元命苞に、陰右動、終而入ニ靈門、地所ニ以右轉者迎レ天佐ニ其道也と有を、宋均注に、右動者、動而東也、靈門已也、陰藏ニ于已也と見えたり、但天左旋も、實は左旋ならず、地の右動するが、却りて然見ゆるなる事、右の天傳日と同じ事なり) 又都知の象形も、亦雞子の如くして圓在たり乍も、少し長く有なる可し、下に、地後定の下に、國狹槌尊と申す名義を説て云べきが、槌の例は、天孫降臨章第四一書に、天穗津大來目云々帶ニ頭椎、劍と有を、纂疏に、頭槌者、劍首如槌と宣ひ、神武天皇御紀歌に、句鶯都都伊を、釋に頭槌劍也、私記曰、劍名、其頭曲と見え、異志都都伊を、釋に石槌也、私記曰、劍名、其頭似石と有る如く、椎を都知とも、都々伊とも云、此大地の形に象りて、神代より椎の名とは成れる者なり、此より立復りて、又大地の形

象を想は、思半に過なむ者ぞ、(和名抄裁縫具に、
擣衣杵、和名都知、工匠具に、鐵槌、和名加奈都知、
柘揆、漢語抄云、散伊都遲と有など、皆形を以て都
知と號たりし者なり、素問に、黃帝請天師而問之
曰、地之爲下否乎、岐伯曰、地爲人之下、大虛之中
者也、帝曰憑乎、岐伯曰大氣舉之也と有る、明張介
賓注に人在地之上、天在人之上、以人之所見言、
則上爲天下爲地、以天地之全體言、則天包地之
外、地居天之中、故大虛之中者也、由此觀之、地非
天之下、地在天之中、而不墜者、果亦有之、依憑
否也、大氣者大虛之元氣也、萬物無不賴之以立、
故地在天之中、亦惟元氣任持之耳と有て、地の
圓形にして大氣の中に憑る事、此にて明らけし。○
精妙之合搏易は、上に、其清陽者薄靡而爲天を受
て述る文なり、釋に問、謂清陽者爲天阿布久、其意
如何、答是先師之說也、但謂阿布久者、未見其
由也、私案、是陽氣清而薄靡之故、風扇易而、天先
成者也、蓋與上清陽文同義也、上文者謂陰陽之
氣、爲天地之大概、下文者謂天地已定之先後耳と
有が如くにて、上には天地分判の大概を云ひ、此は

其成定れる形狀を云る者なり、通證には、此の事を
精粹微妙之眞氣、合搏發揚者日月星辰之垂象也と云
り、此說大に宜し、(但日月を同じく並べ云は僻說な
がら、文には如此も云べき所なり、借、淮南子には
此文の精を清に搏を專に作りて、一作搏と見えたり
清は三五層記などに、清輕者上爲天と云義に同じ)
精妙を久波志久多閉那留と訓る、其精妙は上に精と
云る物の形狀を云なり、此物、初は天中に彌綸たり
しが、二神の産靈に資て、一物を結びたりたる其中よ
り、重く濁れる物の沈み下るに分れて、清陽なるが
牙を含みて、萌え騰りて天日と成定れる、其狀の麗
しく妙なりし由なり、後に日神の生坐し所の文に、
此子光華明彩照徹於六合之内、故二神喜曰吾息雖
多、未若此靈異之兒と有る、其明彩は、此の精
に、靈異は妙に當りて、天日の成れりし狀と、日神の
生坐し容儀と相等しきをなむ思ふ可かりける、然れ
ば、久波志は氣麗にて、氣中の精粹を美稱へたるに
起りて、物に麗美と云は、其精の聚るに依て、成れ
るに依れる語なる者なり、女の容姿麗美を、古事記、
八千矛神の御歌に、久波志賣遠と詠せ給ひ、明宮段

大御歌に、迦具波斯波那多知婆那、猶、神武天皇御
紀に、細矛千足國、又大御歌に、伊殊區波辭區旋羅、
允恭天皇御紀に波那具波辭區羅能梅涅、雄略天皇
御紀に、播都制能夜麻播、阿野爾于羅虞波斯など歌
はせ給ひ、古事記に、遠津年魚目目微比賣と有を、
崇神天皇御紀に、遠津年魚眼妙媛と作れたるなど、
麗とも細とも微とも妙とも有り、借此の妙は靈異の
義なるが、仲哀天皇御紀に、如八尺瓊之勾、以曲妙
御宇と有る曲妙を、多閉爾と訓めるが如く、物にも
事にも名狀べからざる、可美き所の有るを云なり、
(欽明天皇御紀にも、微妙の字を久波志伎と訓めり、
字は佛書に出たれども、其訓は古言なり、猶、萬葉
一に、名細吉野之山、二に名細之狹岑之島、三に名
細寸稻見乃海之十三に走出之宜山之、出立之妙山鉸
なと有り、多閉は、萬葉に白栲とも栲之穂とも見え
たる、元は栲の甚白さが、云ひ知ず美たきより、名と
は成れり)合は其清陽なる物の薄靡たるが合圓ざる
なり、搏は、釋に阿布久と訓て、其說、陽氣清而薄
靡之故、風扇易而、天先成者也と有が如く、昇り進
む事の易きを云なり、言義、阿布伎は上振なるへし、

其は萬葉二に、久堅乃天見如久仰見之と有るに同じ
意を、天之如振放見乍と詠るは、山吹を山振と云ひ
四神出生章第七一書に、背揮、此云志理幣提彌布俱
と有も、布俱は振なり、又古事記に、振浪比禮、振
風比禮と云が有も、振は吹なる例を以て思ふに、上
方に振を阿布久と云ひ、下方に振を願字を書て片振
と云へるなり、重く濁れるが地と成れる、其の神名
に豊香節野尊と申すを對へて考ふ可き事なり、上な
る清陽者の傳に云ふ如く、此の合搏は、即神名に彦
舅と有は引聯ぬる義なるが、此は神名を云ざる故に、
天然の如く云ひ、神名は其神の預り司らせ給ふ事故
に、自爲す事と爲なり、冠辭考(久堅之條)に、此文
を引れたるに搏を與流と訓れたるは、義を以てなる
可けれども、當らぬ事なり、纂疏に、搏は擊也、清
氣上昇如大鵬搏扶搖と有れども、信奉り難き御
說なり、搏を、淮南子には專に作れり、(易に夫乾其
靜也、專其動也直、是以大生焉、夫坤其靜也翕其動
也闢、是以廣生焉と有る專と同義なり、淮南子には、
此專を阿都鹿留と訓り、天地之嬰精、爲陰陽之專、
精爲四時、四時之散精、爲萬物と有を以知べし、

借右の專を常に母波羅と訓みて、物事を純一に爲る事に云り、然れば重濁れるが地と成に、猶豫へるが如くならずして、一向に合搏易かりし狀を、又思ふ可し。○重濁之凝場難は、先に、重濁者滯滯而爲地と有に對へたる文なり、凝場は、其滯滯し物の國形と成る貌を云るが、其未凝場らずして、浮膏の如く見え初し大古より、國常立尊等の神聖、其中に在し、かば、其神威に依て凝場るとは雖も、合ては離れ、離れては合ひ聚り乍も、一塊の此國土とは成難くして、次々に遊別れて國は出來りしなり、其國必ず五星なるべき事、下に地後定の傳に云べし、借此は第二一書に古國稚地稚之時、譬猶浮膏而漂蕩と有る稚を、口訣に宇比志也と有る如く、凝場る可き機は有りながら、未だ其時に至らざりしなるが、神名に泥土煮尊、沙土煮尊と申すが在して、國常立尊以下の神の靈威を資けて、神功を建給へりしなり、但し其中に、幽と顯との差判は大に在る事、次々に説けるを以知べし、(古事記に、國之常立神、次豐雲野神、此二柱神亦獨神成坐而、隱身也と有て、次に成坐る宇比地邇神、須比智邇神より、以下の神には、

然云れざるを以知るべき者なり) 凝は寄聚り結るを云へり、八洲起元章に、其矛鋒滴瀝之潮、凝成一島、名之曰碓取盧島と有り、凝より島と云る、島は結と云文の續を考て曉る可し、又此凝を、古事記には累積と有る、其累積は聚在なる事をも思ひ及す可くなむ有ける、若て物の凝聚在れば、自然に形體を成すに至る、其即場にて、場は體聚の義なる者なり、場字を纂疏の御本には、場と作せ給へり、(淮南子に、易當單讀、舊讀誤と有は、然る事なるに依て今從へり) 難は、天に易と云る反なり、易は彌速の義にて、物に障り滯る所無きを云り、古事記明宮段大御歌に、須久須久登、和賀伊麻勢婆と有る、須久に同じ、難は、彼體にて、此方に物爲るよりは勝りて、彼方なる物の體にして、容易からざるを云なり、然れば、此の難も彼一物より牙を合て、清陽にして上り、合搏て天と成る時運には遇れども、彼は未だ凝場の兆耳は在ながら、猶其凝場の時勢を得ざる由なり、(速は字音に非ず、遇音訓の合るなり、古事記朝倉宮段に、多斯美陀氣多斯爾波葦泥受と有る、多斯は體

なる事、神賀詞講義、多親の下に注せりき) ○故天先成而は、天日を本にして、在ゆる天象の既く成畢れるを云なり、今其先成れる天の大綱を云べし、其は天御中主尊、高天原に神積坐し始よりして、天表の形容雞子の如くして、其中には天地と成べき物質の精と、陰陽と細繼る可き氣と、諸神と生坐べき神と、此三物相混成せり、(委しき事は、第四一書に、其御名義を説くを以て知べきなり、又上に古天地未剖、陰陽不分、渾沌如雞子と有る傳にも且々云へり) 次に高皇產靈尊、神皇產靈尊、二柱神成坐て、陰陽の氣の御結有り、所以に天地と成べき一物を、天中に生産給へるが、自然に昇降の機有て、天地と剖分るに就て、始て神有て俱に生坐り、若て、又其一物も雞子の如く、其一物と結ばる微細なる物も、亦雞子の如くなる事、上に已に説きたるが如し、(此も亦第四一書に云べし上に渾沌如雞子、溟滓而含牙と有る文の下に説り) 次に可美葦牙彦舅尊成り坐て、其清陽にして精妙なる物を引聯ねて、合搏せ給ふが、其天に屬て天常立尊、地に屬て國常立尊と、俱に生坐りける、是即ち天日と大地の初なり、(國常立尊の傳は、此下に

在り、上の二神の傳は、第二、第三、第六の一書に就て云べし、借此處は、上に清陽者薄靡而爲天云々、精妙之合搏易云々と有る傳に、見合す可し) 借天日は右の二神の神威に資て成れるが、是即天の眞墟と定りて、此より日之少宮の天表に別れ聯らさ成れる始を思ふに、此も亦元運の任に、葦牙の如く角牙み成れりけらし、姓氏錄に角凝魂命、天角己利命、角凝命と申すは一神にて、可美葦牙彦舅尊の亦名なる事、神名式に神魂子角魂神社と有にて所知れたり、記傳三に、魂を武須毗と訓まれたるは、實に然る事なり、(平田翁は魂を多麻と訓まれ、又此を天之底立神の亦名として、古史成文に載られたる、共に誤れり、下に其義を説かむを考へ合す可し) 角は、葦牙の如く萌騰り連聯くを云へり、上に、其清陽者薄靡と有る、多那に相近き言なり、考合す可し、亦名を津速產靈神と申すも、角を榮し結ぶ由の御名なり、和名抄土佐國郷名、大角を於保都と見えたるを以て思ふに、角を都とも云べきなり、速は生又榮字の義なり、萬葉二(三十二丁)に、川藻毛叙下者波由流とあり、和名抄に、玉篇云、菴、葵也、葵蘆之初生也、和名

阿之豆乃と有を引て、鈴屋大人説に、葦の初生るを角具牟と云故に、葦角とも云る是葦牙なり」と有を以知べし、角は、古事記に都怒と有に依て、乃を怒と訓事古言なり、仁徳天皇御紀大御歌に、菟怒瑳破赴以破能臂謎識と有は、角草這石と云續けたるが、冠辭考に蘿這石と註され、又萬葉六に、石綱乃又變若反と有を、考に石綱は石蘿なりと云れし如く、角とも綱とも蘿とも通はし云る事にて、本同義なるを、先心留む可し、(允に葦などの芽々むは、其末の尖りたる狀、物の角の如く、又蘿などの石に這ひ懸れるも、角の物を突巡る狀爲たるに依れる名なり、萬葉十六に、美麗物、何所不飽矣、坂門等之、角乃布久禮爾、四具比相爾計六と詠める、角の布久禮とは、男根を云へるなり、此事下なる葦牙の傳に云り) 凝魂は、薄靡き互る内に、一區の域と凝結ふ由にて、其凝結りし物は、恆天の衆星にて、謂ゆる天極にて、日之少宮の所在にて、別天と云る是なり、天底立尊と申すは、實際限迄を悉く造立給へりし意の御名なる事、第三一書に就て註せる如し、(天底立尊は、天常立尊の亦名には違無けれども、底と常とを相通は

せて説るは、先達の誤なり日之少宮の事は、四神出生章瑞珠盟約章に云べく、別天の事は、此下に説べし) 綱は、萬葉十九(四十四丁)に、天爾波母五百都網波布、萬代爾國所知牟等、五百都々奈波布と有は、衆星に各一群の塊有て、今見るにも綱を以て編るが如なるを詠るが、予を以て云時は、其成れる始の角凝魂命の事に當れるなり、似古歌而未詳と有を以て思ふに、石川年足朝臣の、古歌を被誦たりしが、自詠の如く成りて傳はれりしなり、續紀に、聖武天皇の大御母を追尊して、千尋葛藤高知天宮姬尊と稱奉り給へども、宮造の事に係て、葛藤を宜ひしには非ずして、天に綱と云古語を取せ給へりしなり、又萬葉三(四十四丁)に久堅乃天歸月乎綱爾刺、我大王者蓋爾爲有と有は、月の氣脈に乗て旋るを、蓋に觀象たるなり、(但し通本に、綱を網に作るを、今改引るは、顯宗天皇御紀に、忍海角刺宮と申す有り、角刺は綱刺にて、彼室壽御詞に、築立稚室葛根とも、取結繩葛者云々とも有る、葛を刺て結べる宮號に思合せてなり、綱を角繩と云ふ言の約りたる由、傳二卷四十四丁に云り、偕右の氣脈を、假に比古遲と訓

るは、宇宙の大象、此氣脈に憑て有を明せるなり、素問に大氣舉之也とは此事なり) 右の角凝魂命、其五百都綱を凝し結ばし給へるに因て阿米と云ふ、其は綱を編て綱と成す義なり、神武天皇御紀に、皇軍結葛綱而掩襲と有るを以知るべし、阿麻は大圓にて、彼如難子の形象を云るなり、阿美は大聚にて、元氣の含なる義なり、阿牟は右に云る如く、阿米は大崩にて、萬物を伸生ぶ神の坐に依り、阿母は大覆にて、外表より覆ふ義有り、如此くして、阿に鮮明なる意、彼方なる義有り、麻美牟米母に、圓餘眞滿實身聚群萌盛諸等の、聚り圓なる意味の有を合せて、天象の實を知べき者なり、(平田翁の五十音義訣にも、天地の成始の事を、五十連音に合せて熟く説れて、此の説の如きも、大に其に依れる事多在るを、彼には、造化三神、天極紫微宮に在して、此天地の成れる狀を見そなはして、御言に宣ひ顯はし給へる由に説れたれども、其には依難き事なり、予が心得る所に大に相違へれば、其同じ意詞も、其取成し別に成る事なり、但取る可き限は此書に引出べし、偕同書に、天は説文に顛也、至高而無上、从一大

と見えて、段注に、至高無上、是其大無有也、故从一大、於六書爲會意と有り) 有は、予が阿米は大圓なりと云に、意味大に似たり、綱は、老子にも、天網恢恢、疎而不失と有るは、彼土にも然る古説は有けるなめり、説文には、綱を网に作て、庖犧氏所結繩、以田以漁也、从冫下象网交文と有る段注に、一罽其上也、从象网目文と云ひ、又罔に作て、罔或加亡と云り、然れば本字罔なるを罔に作り、後に網に作れるなり) 同書に見ゆ、又綱は説文に罔紘也、从糸罔聲と有る段注に、紘は繩也、孔穎達云、紘者罔之大繩、商書曰若罔在綱、有條而不紊と云り、此も同書に出たる説なり) 上件、綱と云ひ綱と云も、元天地の初より有し語なりしを、後に物名と成れる事、彼葦牙の例の如し、偕其天表の事に係れる神に、天壁立命と申す御名、姓氏録に見え、祈年祭詞にも、天能壁立極、出雲風土記に、天壁立廻坐之と有り、壁は垣と同じく、物の底際を云事にて、此は天表の全を然云り、加伎の加は、氣を云ひ、伎は城を伎と云ふ如く、氣の充塞る代の意にして、異學の徒の氣海と云も、粗似たる語なり、(壁と垣と同義なる事、祝詞

講義三卷に云り、此も右の例に依らば、加倍は氣聚にて、加伎の氣城なるに等しかる可し、天表の形容を仰き觀るに、寔に壁の如く、垣の如くして、其又世の際限なる意なり。別天とは、恒星の懸れる天表の名なる事、上に説けるが如し、古事記に、上件五柱神者、別天神と有は、別天之神と申す義にて、別天とは、天日の御照す限の常の天に對へて、我ならぬ國を、異國異處とも云如く、其外に圍める天を、別なる世界と傳へたる古語なるなり、然るに、右の五柱神は、此天地耳ならず、天の壁立極に至る迄も、漏す所無く、悉に立て給ひ定め給ひて、靈威の行徹り至らざる隈なき大神等に坐て、天日の御照す限の天にて、天神と申す列の神等とは、此上なく御功の太く高く大座坐す御事故に、總天の事を統る天神を申奉る意味なり、(記傳三に、書紀の傳々に、多く國之常立神を以て、最初の神として、此五柱天神を擧ざるは、唯此國土の方に成坐る神を耳申傳へて、天下に成坐るをば、別なる神として略きたる物なり、云々と云れたれども、其は此紀の上ならばこそ有め、古事記の最初に、右の神等を擧げたればとて、別なる神と

云べきには非る者をや、予が説は然らず、別字を天に續けて、別天と云ひて、其所に成坐て、其所を造らせ給ひし天神なればなり、天先成とは、右の如く、浮膏の如くなる物より、葦牙の如く萌騰りて天日成り、其天日より角芽別れたる物有て、天底迄至り著て凝結ばり編て、五百都網延たる如く無數の恆星と成て、其即ち天垣にて、天際と成れるが、謂ゆる別天にて、其天霏には、精を孕みたる氣の充ち塞れる其中に、又氣の往來ふ脈有る、其を津とも角とも綱とも云物有て、天神の造化し給ふ資なるが、悉く備成れる故に綱と云ひ、惣ての形象を、大圓の義にて、其天の國土の成れるには、既く成定めりし故に、此に天先成とは云終めたる者なり、(此天地の事を説く予が説に於ては、古人と雖も、大に志を同じく爲る事能はざれば、況てや外國夷人の云ふ所とは、天地雲泥の差必有べき筈なり、遇外國の説の合へるは、彼も同じ天を戴き、地を履む者共なれば、遠き代よりの傳説も有るべく、又十に一は考へ得らる事の、我が古説に叶へるも必有ぬべき者なり、所以に古來物有て、其名定らざる物事に、強ひて字を物せるも

多かり、然れども神名を本とし、古傳に徴して、一として私意を加ふるには非ず、後世恐る可し、必ず知人ぞ出來らむ) ○地後定は、此國土の立つを本として、國底に至る迄、立定る事を云ふなり。此に先其次第を云べし、其は彼渾沌如雞子、溟滓而含牙と有て、其溟滓て牙を含みて、其清陽なりし物は薄靡て天と成れる本根は、謂ゆる此國土なるが、俱生坐る神、國常立尊、其中に在して、天の其處に居て動き移らず乍も疆めて息ず、自ら轉るに従ひて、大地も其氣に牽かれて、天日の外圍を傳ひ回る故に、地の古言都知と云は、傳の義なる事、已に上に註せるが如し、國常は回所凝の義にて、地は其如く一年に一度回るに依て、漸々に凝固り立るなるが、其成初し大古より、世の有む限り、此義違ふ可からざる故に、其終無き事を、萬葉二(二十七丁)に、天地之依相之極と云り、常立と云義に、允に叶ふべし、若て此神の一年を成すに合せて、豊國主尊の日夜を成す動みは出來しなり(國底立尊と同神には坐せども、御功別なる故に、御言義も等しからざる事、上に説ける天底立尊の例の如し、國底の事次に云べし、大地の中

心に在る根、國底、國と云る、底國とは別なり、思ひ混ふ可らず、又此を黃泉國と云などは、甚しき僻説なり) 此章に、國常立尊、次國狹槌尊、次豊斟淳尊と、三柱を並擧て角織尊、活織尊を除き、神世七代の世數を合せられたるは、古事記に、國之狹土神を省き、て、角杙神、活杙神を加へて、神世七代に結ばれたる、何れ宜けむと年來考るに、寔に古事記の方正しく然る可からむを、其御名を漏せるは、大山津見神、野椎神、因山野持分而生神と有る下に、同じ神名有るに依りて、重複ならむと心得て省かれし者なり、又御紀にも、國狹槌尊、國狹立尊などの御名を出されたるは宜しけれども、角織尊、活織尊など申す止事無き神名を除かれたるは、古くより神世七代と云傳へたる事の、然すがに棄つべからざるが故なり、此一事を以ても、古人の、古傳に私無き事なむ知られたりける、今神世七代と云事の重きに就きて考ふるに、國狹槌尊は、正しく國常立尊の亦名なるを、古事記には紛れて此を脱し、御紀には誤りて別神と立てられたる者なりけり、(然れども、神名は各自の御功に依て定まる者なれば、一神と爲たらむも、別

神と爲したらむも同じ事なりければ、少も難無る可し第四一書に出たる神名の傳に云を見て、思定む可くなむ國狹槌尊と申奉る、狹は借字にて避の略なり、槌は地なる事、上に爲地と有る下に云り、右の如く見る時は、重濁者凝場難と有る、其浮脂の如くなる物一塊に、此國土に耳は聚り凝場らずして、數箇に別れ去て、又別なる國と成れる、其國は、謂ゆる土星以下の、天日に从ふを云なり、然れば、此國より避て一塊の地に成れる由の御名なり、又國狹立尊と申すは、國を避て造立給ふ意なる事、右の説共を合せて曉る可き者なりかし、佐を避の略なりと云は、此音は物の進み窄まる意なるを以てなり、猿は佐留なるを、佐太大神を、猿田彦大神と書かれ、和名抄郡名に、下總國猿島、佐之萬と有る傍例と音義とを、此の事實の次序とに合せたる説なり、(借月の既く別れて有し事は、八洲起元章第一に、ト一定時日四神出生章に雖三已三歳とも有を以て知べし、若て月神の後に生坐て、其を所知看は天日の成て後に、日神の生坐て所知看が如し、)國底立尊と申す國底は、土星は此天と天際との限に在て、實に國底なる

事論無れば、其國迄も造立給ふ由の御名なり、天日の御光の至り、及ふ限なる故に、大神宮祈年月次等詞に、皇神能見壽志坐四方國者、天能壁立極國能退立限と、別天に對へて日天の極を云へると、同じ意なるをなむ思合すべかりける、但し日天の極にこそは有けれ、其物を表す時は、星、即ち國なる故に、國底と云へるにて、此大地も日天の内なる一國土には有れども、此を天とは云ざるに同じ、(猶第一一書に其神の御名の傳にも云べく、又祝詞講義に説けるをも見合せて曉る可きなり、記傳に、底と常と相通ふ由に説かれ、平田翁の黄泉神とし、又月夜見國の神など云説は、予が取用ひざる事なり、月も又地胎より出たる一小國土なる事、上に已に云り)右の國狹槌尊以下の三名は、日天の内在る五星に功坐す御名なるが、此大地は國常立尊、日天の周圍を一歳に回り旋りし給ふ事なるが、古より時數を違へず、三百六十日餘の數を合せて、日夜の動きを成す事は、豐國主尊の靈威に依れり、其は豐は、所倚にて動む義なり、豐國と續けて地動の字の意なり、主は、名知にて、造成て其主宰たる義にて、神名に某主と云

へる皆其例なり、此は豐斟淳尊の亦名なるを數多なる中に、此御名、言義殊に分相ければ、今引出つるを、委しくは下に云ふを待べし、(以上公運私運の立定れる起原、公運とは天日の周圍を、大地の一歳にして一回り爲すを云へり、私運とは一日一夜の動きを云ふなり、如此くして、春と成り夏と成り秋と成り冬と成るを、四游昇降と云ふなり、神典に依て天經を説く者、應に此心得無くては得有まじき事共也)地後成とは、右に云る如く、葦牙の如く萌騰れりし物の、跡に遣り止まれる浮脂の如くなりし物の、此大地と一塊と成らむと爲しに、素より重く濁れりし質なりければ、凝場り難くして、方々に避分れて、五星及月と成り、偕後に緝り固まりて、此國土は全く定り成れるを、其天の先成れるよりは、甚く久しく遙に後れたりと云義なり、如此くして大地の全形こそは成れりけれ、其も猶稚しく有けるを、神世七代の末に至りてぞ、漸々に海陸初めて分れて、今の此國土の狀には成れりし者なり、又其間如何に久しく有けむ、傳無れば其年序を歴たる事などは、測り知る可きに非ず、(三五曆記に、古昔天地未分、渾

沌如雞子、萬八千歲、天地開闢日甲子歲甲寅、清輕者上爲天、濁重者下爲地、盤古在、其中、神於天、聖於地、萬八千歲、天極高地極深と有より外に、太古の年歴を傳へし書無れば、日甲子歲甲寅を以て、曆元とは成す可けれども、右の萬八千歲を、何萬億を歴にけむ知べきに非ず)○然後神聖生、其中、焉とは、天先成り地後定りて、然後に神聖其中に生坐るが如き文法なれども、熟見に、上件天地未割にも、陰陽不分にも、渾沌如雞子にも、清陽者薄靡而爲天にも、重濁者淹滯而爲地にも、神聖此に存して、此を造成給ふと雖も、其神體は素より隱身と申して、奇異に靈妙しき大御靈に大座坐しければ、如何にと其形狀を窺知り奉る可からずと雖も、其迹、天地萬物に著見れて蔽ふ可からざるは、神有て俱に生坐る故なるを以て、右の如く記されたる者なり、第二一書に、天地混成之時、始有神人焉と見え、第三一書に、天地初判、始有俱生之神と有を以て、實に神有て天地を、御し給ふことを知へし、西蕃などに空理の神を云とは異なり、古事記には、始より神名を載せて、天地造化の事を云故に、其終々に、

右何柱神者、獨神成坐而隱身也と云へる、其獨神成坐とは、上に云へる如き、事々物々神靈を備へて、其靈威を施し給ふ由なり、此隱身の事第廿(百十丁)に注し奉るべし、第二一書に、天地初判一物在於空中、狀貌難言、其中自有化生之神と、慥に其物を神と共に成坐るを云なり、此の神聖在、其中も、右の例なり、然れども此は隱身の神に坐せれば、神々の御上よりこそは見奉りも爲給はめど、常には御身を顯はし坐さぬに依て、其義を知しめ爲に、上に其迹萬物に著見と云る是なり、御紀に神劍、神光など、神字を阿夜志と訓める、阿夜は内に蘊藏る文理の外に著見れて見ゆるを云ふに思ひ及ぼして曉る可き事なり、但朱熹と云者の、鬼神者造化之迹也、又、鬼神者二氣之良能也など云へる如き類には非ず、實に神聖の其の中に在して、其迹を造化し著見し給ふ事は、己に鈴屋大人の委しく論ひ云れたるが如し、通證に、混沌則未可謂之天地、合牙則未可謂之神聖、故天成地定、然後神聖之實可見矣と云るは、實に然る事なる者なり、神聖の二字迦微と訓べし、迦は氣にて、天中に充塞がりて能物を生し、

又能物を藏ひる所なり、所以に在所住處などにも、此を假借て、迦とは云へるなり、微とは氣中に寓れる精英の物にて、謂ゆる靈なる事、己に上に、天地未剖の傳に註るが如く、凡て此世界は至に大きく至に廣しと雖も、天御中至尊、獨神成坐て御立し座坐せば、世の界際を盡し究めて、此神の主宰し給ふ所なる故に、打ち任せて神と申奉るは、此神に耳限りたる事なるが故に、自餘の諸神は八百萬千萬と、其數の無量さも、皆此神に別れたるが故に、隱身なるをも顯身なるをも、共に同じく神とは云へり、其も各々其物其事に限るこそは有るなめ、其を體として、精氣の其中に存て、神成を幸はへ坐事、上に云と同じきが故に、皆神とは申すなり、(氣字は、漢音伎、吳音祁なり、故に誰しも、字音にて我が古言には非ざるが如く思ふれども、然らず、其一二を云は、風は氣迫、薰は香振にて、香と云も氣なるなどを思ふ可し、酒は實氣にて、實は米なるが、其氣と云ふ事なり、又佐祁は眞氣なるなど、猶外にも、烟は氣振、神氣、邪氣とも云るを以て、氣の古言なるを知べし、偕其氣は陰陽の體なる故に、素間、陰陽應象

大論に、陰陽者天地之道也、萬物之綱紀、變化之父母、生殺之本始、神明之府也、可不通乎、故物生謂之化、物極謂之變、陰陽不測謂之神、神用無方謂之生と有り、此神明之府也の注に、府官府也、言所以生殺變化之多端者、以神明居其中也云々、易繫辭曰、陰陽不測之謂神、亦謂居其中と有は、氣中は神明の府なる事を云へるなり、其神明と云は、右に謂ゆる精なり、老子に、其精甚真、其中有神と云へる者なり、如此くして、精即神にして、神即精にして、物と成て迹有る、其を精と云ひ、其精の中に在て物を成すを神と云て、其物二有には非るなり、其精の一に成て神と差す物を、靈又魂字を多麻と云ふ、右の如く、氣中に精有り、精中に、神此に寓りて甚神々しかり、此に依て澁滯り障礙る所無し、然れば、神は感に同じ、皇極天皇御紀(十二丁)に、便感所遇の感を、加麻祁氏と訓せたる事、漢文に字音に讀と、言も音も義も同じ事なり、孝謙天皇御紀(宣命に感天と見え、萬葉十六(九丁)に端寸八爲、老夫之歌丹、大欲寸、九兒等哉、蚊間毛而將居、廿(二十丁)に、久爾米具留、阿等利加麻氣利と詠る

も、皆感字の意なり、俗言にも、身の營爲に係づらふ事をも、某々に感而と云へり(易象辭に、山上有澤澤成、君子以虛受人と有を、象辭に、感也、柔上而剛下、二氣感應、以相與止而說、男下女是以享、利貞吉也、天地感而萬物化生、聖人感人心而天下和平、觀其所感而、天地萬物之情可見矣と見え、書にも、至誠感神と云る、皆感通の義なり、子華子にも、古之至人、探幾而鉤深、與天通心、清明在躬、與帝同功、是以進爲而在上、則至誠之感、流通而無礙、以上行而際浮、以下行而極憂、以旁行而塞於四表、不言而從化、不召而效證、以下其所感、以感之內也と有て、神と感とは、同じ義なり、感は、右に註る如く、何所迄も至る可き限は行至り、通る事なれば、其極みは物の限にし有れば、其中を構とは云へり、家にも在れ域にも有れ、一圍なるを一構と云ひ、又物に携はる事を、俗にも構と云ひ、人を御して合する語に、構面など云へるも、世の限りを、神の構へとして、萬物を作成し給ふに、義を取れる者なり、(易にも、天地絪縕、萬物化醇、男女構精、萬物化生、乾道成男、坤道成女、乾知

大始二坤作三成物一と有る、此男女は、天陽地陰の氣を云へり、構レ精とは、天陽の精と地陰の精と、男女の婚ぐる如く、相構へて萬物を化生する由なるが、様は遺合ふ事に云へるなり、如此くして、神は天地の間に彌綸て、萬物の比に非ず、妙に奇しく尊く坐を以て、其語を借用ひて、下に對へて上と云ひ、被官に對へて長官を上と呼びて、尊稱とは成れり、嚙と云も、物を受收め釀し成て身を養ふ義、龜はトを爲すに天地に感通り占合する徳を以の名なり、鴨は雌雄相愛しむ心の深き故の名なる可くして、何れも右の神と云ふ語を轉ろはし用ひたる者なり、然れば、神字は、上に引けるが如く、説文に申に作りて、从レ白自持也と有も悪しくは非れども、猶申字なる可し、申の日は天日、其堅畫の一は、同書に上下通也と有れば、會意の字なるが、然して申と成れる上は、天日の光輝の上下に照り徹れる象形の字なる可し、天中とも高天原とも云て、皇神等の神留坐す其所、日は天日を本として、天極の際限に及ぶ事なればなり、(右の申字の一を上下通也と云へるは、感通の義なり、易觀の象傳に、觀天之神道二而四時不忒、聖人以三神道二設レ教、而天下

服矣と有は、天日の運行を以て神道と云へるなり、史記封禪書に、東北神明之舍と有る、張晏注に、神明日也、日出三東北、舍曰三陽谷一と云ひ、禮郊特性に、交三於旦明一と有る鄭注に、旦讀爲レ神と見え、莊子大宗師に、有旦宅一無情死と有る、通雅に旦宅、神宅也と云へるを見て、日を神と云ふ事を知べし、易に氣之伸者爲レ神、屈者爲レ鬼と云ひ、説文に神、天神引三出萬物一者也など云へる、共に日の事なり、神聖生三其中一と云文は、三五曆記に依らせ給へるなれども、神其中爾成禮利と訓ひべくして、本より古傳なり、孝徳天皇御紀に、惟神(謂三隨三神道、亦自有神道也)と記させ給へる、惟字は、尙書に惟、精惟一と有るに依て書かせ給へるにて、唯神耳有て他に道無しと云義なる事、同御紀に、又隨在天神とも書かせ給へるを以て知るべきなり、又其を萬葉十三(十丁)に、神在隨とも記されたるなどを合せて、言義を思ふに、其は神中在と云ふ事なりけり、中臣本系帳に、中良布留人と有るが如く、天地の立てるも、萬物の成れるも、神其中に在して然爲給ふに依りて、古より今に至る迄、其信有て違はざる如く、人身に受け行ふ神

道も然にて、神道に隨へば亦自然に神道其中に在りと云事なり、(論語に祿在三其中一とも、餒在三其中一とも、直在三其中一とも、仁在三其中一とも、意味似たる事にて、此を行へば彼亦其中に在て行はるゝを云なり、猶神道の事は、孝徳天皇の御紀に云べく、惟神の事は、祝詞講義に已に註せり) 釋紀に、私記曰、師説、生三其中一已上者、序文と有事なれども、此章首にも註せる如く、天地陰陽剖分の古傳を、一に統括たる文なるを、漢籍にも然る古説の有る上は、更に別に新意を加へて、書紀させ給ふ可きに非ざれば、其に委任させ給へる故に、序文など、別なる物の如く思ひ取れりしなり、此御紀の初章は、天地造化の起原を記させ給へる所なるに、正書に、神名の出たるは、國常立尊に始まれるは、此より以下は、神名に根據て古傳を載せられ、其以前の事は、古説を以て記して、神名は漏されたれども、神此に在して、其始を成し給へるが故に、神聖在三其中一と云て、一書に譲りて、其主宰の在す由を曉らしめ給はむ料なり、斯在は、右に説へる如く、古事記に傳はれる趣にも、其義を明らむれば、然耳相背ける事は、少かも無め

る者なるをや、予を以て云ふ時は、此計りに事實を簡易にして、天地の大綱を傳へさせ給へるなどは、然は云へ宇宙第一の寶典なるが故とぞ思はるゝ、然れば記傳三に、産巢日神の御事を云て、書紀の初に、此神をしも被擧ざるは、甚く事足はぬ狀なり、一書は一書にて、本書とは別事なるに、本書には、末に至りて不意く出給へるも、如何にぞや聞ゆと云れたる、實然る事にて、如何にも其記の如く有眞欲き事には有れども、此は神名は幽にて、事實を顯に爲る事なるが故に、省かれたるは然る者にて、却て本書の末に至て、其御名の出給へること、此に其傳を含めて載せられたる證とも爲す可くなむ思ゆるかし、(釋に引る私記にも、古事記者、總別三天地初分之後化生之神也、故雖三高天原所居之神、猶載之也、今此書者、獨初取地上之神治三地下一者也、故不レ及三天神之在三高天原一者也と云るも、以上を序文と見たる見解なるが故に、信ひ難し) ○故曰は、此より云ひ下して、成三此純男一と云ふ文迄を兼併せて、故曰三云々一と云はむが如し、上にも説へるが如く、古天地未剖より、神聖在三其中一焉と有る迄に、古傳説の大綱

を總括りて簡約に云へる故に、此より其微と爲る可
き古傳を擧ぐる所なるを以てなり、(然るに通證に、
或者の説を擧て、故曰以下、偏述吾國太古傳來之説、
故起言也と云へるは何事ぞや、上に言へるも、下に
述ぶるも、皆吾國太古傳來の説にて、文章こそは彼
を取りも爲つれ、意詞は、皆以て甚も愛たき神代の
傳説なり)故は、釋に、一部之内皆以、加禮止可讀
レ之と有れども、強ちに然耳は非ざる事にや、故を紀
中に許登多開爾と讀るは言傳と云事なり、然れば、上
を文として言傳には云へりとなり、(右の釋の訓は、
片假字なるを、紛れ易ければ、加禮と改め引けるな
り、本より然る本の有るには非ず、新刻助語辭と云
に云へらく、故曰は、乃是在先曾有此語、今舉而説
レ之、俗語所以説道と有り)○天地開闢之初は、本
に天地の字を脱せるを、釋に私記曰、問或本開字上、
有天地二字如何、答此非也、後人所傳加也と有
は、却りて非にて、或本の方正しければ、今補へり、
古史徵も其説にて、今本に、開闢之初と計り有て、阿
米都知能比羅久流波自米と訓めるは、天地字の有り
し時の訓耳殘れるなる可し、と云れたるは、實に然

る可し、(然るは、此章、多く三五曆記に依られたる
に、彼書には天地未分と云るに對へて、天地開闢と
有り、猶尙書中候にも、同じく天地開闢と有る例を
以て見るに、決く天地の二字を脱せるなり) 倂天地
開闢とは、上に天地未割と有る物の、初て剖分る、
を云ひて、彼清陽者云々爲天、重濁者云々爲地と
有る時なるが、天の事は天先成と上に言終めたる故
に、此は地後定と云ふ所由を語り初むる所なるなり、
(然れば、此故曰以下の文は、必上に照し應せて解く
べし、爾らざれば、終に、彼此共に文義を通曉る事
必ず無らむ者ぞ) 開闢之初字は、古史徵に和加流々
波自米と訓て、字義にも古言の意にも能く叶へり」と
有は、然る事なり、其は上に天地未割と有り、渾沌
たりし物の成行を、今云ふ所なればなり、一書共に、
天地初判と有に同じ、古事記序に、乾坤初分云々、陰
陽斯開云々と、分と開と字を換られたれども、意は
此の剖分に異ならず、(又古語拾遺には、天地剖判之
初と有り、別と開と通ふ事は、天力手男神の亦名を、
天石門別神と申して、磐戸を開き給ひし義なるを、倭
姫命世記などには、御戸開神と有るを以て知べし、記

傳三に、開闢之初、又天地初判など有は、此記の首
に、天地初發之時と有ると同じくて、先唯大らかに、
此世の初と云ひ出でたる者なりと有て、此をも古事
記と同じ狀に訓まれたるは、古史徵にも物遠しと云
れたるが如し、若て其開闢字は、漢文を學ばれたる
には有れども、比羅久と訓むは、古意に非ず、但し
古事記なるは、元より漢文なれば字の如く訓べし) 剖
分は我彼にて、天と地と上り下りて、物二に成るを
云語なるが、次に、洲壤浮漂云々の文に當りて、古
事記には、國稚如浮脂而、久羅下那洲、多陀用幣
流之時と有り、國稚の稚は、此紀には字比志と訓字
なれども、其は泥土煮尊の御事實に係て心得る時こ
そ有けれ、此天地初判の時に取ては、記傳三(十九
丁)に和訶久と訓まれたるなむ、甚詳はしき事なり
ける、其は其説に、物の未だ成り整はざるを云り」と
云れたる如く、天地と二には成れる物から、彼は先
成整へるに、我は未だ成整はずして、凝場り難かり
しかば、此に因て起れる語なりけり、又其先成れる
は天の大なるに對へては、國土は甚小さなりしかば、
大に對ふ語とも成り、又重濁れる者の、淹滯て地と

成れる物の緝り凝固りて、大に成れるなれば、初月
を若月とも云如き意味有る事、云も更なり、(大に對
へて小を稚と云は、大日靈尊と、稚日女尊と對ひ、大
國玉神と、稚國玉神と並べるなど、例多き事なり、又
和訶に、生の義も有り、魚又は虫などに和久と云を
以て知べし、猶和久の事は、種産靈神の傳にも、委
しく云べきを、其本は此剖分より出たる者なり) 初
は、天の先成れりし後に、國土の初を云時なれば、
初とは云るにて、天地の別れし時、國土の初は云々
と云文なる事、次に洲壤云々と有に同じ、古語拾遺
にも、夫開闢之初、伊弉諾伊弉冉二神云々と有は(此
神は開闢の初の神には坐ざれども唯太古の時と云意
に用ひたるなり、此では少く用法異なるに似たり) 然
れば、古事記に、天地初發之時と有などは、天地は至
りて廣く、此は天は別物にして、殊に洲壤の初を云
ふ所なれば狭きなり) ○洲壤は、第二一書に、古國
稚地稚之時云々と有る、國地を云ふとは異なり、釋
述義に、私記曰、洲壤何物哉、答案假名書云、云國
土也と有を以知べし、倂、此は天と對へる地又國な
どの如く、國土の全體に就て、國とも地とも云ると

は異にて大地國土の中にて有事を別て云る者也、國土は未有ざりければ、此は記に如「浮脂」と有を云り、次に浮漂と有る釋に、見「古事記等」所作也と有を見知べし、記傳三(二十丁)に、國土は、伊邪那岐伊邪那美大神の始て生成し給へれば、此時には未だ然る物は無きを、如此云へるは、成れる後の名を假りて、其始の狀を談れるなり」と有は、然る言なれども、洲は各、國と別れたる國を云ひ、壤は其國を成す土壤を云り、(通證に引ける一條公御説に、洲壤猶言「國土」と見え又爾雅、水中可居曰「洲」、説文、柔土無「塊」曰「壤」と有は、共に然る事なり、傳四、國稚地稚の下考ふ可し)又釋秘訓に、私記曰、又問、今立作「洲」字、是則洲渚之字也、言天地初分、多「水」少「土」、然則若「須都知」止讀如何、答、國土之在「水上」也、是猶「洲」渚「矣」云々、凡此書之爲體、以「立」倭訓爲本、不可「以」能「文」爲「宗」也、然則意存「古本」、猶「久爾止」可讀と有て、洲壤を須都知と訓は非なるに似たれども、神名の「沙土」煮尊の古義に叶へり、其は第二一書に、國稚地稚と有は、泥土煮尊に當る文なるに合せて云るなり、(但し此は文義を心得へむ爲に、云へる

に耳こそ有けれ、洲壤の字、本より須都知と訓むべからぬが上に、假名日本紀に、國土と訓る上は、更に佗に訓を求む可に非ず)○浮漂は(第二の一書に漂蕩とも見ゆ、其も訓は同じ事なり)釋秘訓に、公望私記案、此文浮漂、宜訓「古事記久羅下那洲多陀用布之訓」彼符合也、而用「彼文」、合「溟洋之訓」、可謂前後依違歟、(用「彼文」、合「溟洋之訓」とは、秘訓に引ける私記に、問、此兩字讀様有「説」云々と有る中に、此の如く久羅下那洲多陀用比氏とも、多由多比氏とも訓て、依「古事記」所讀之と有を、前後違へりと云るは、然る事なり、委しくは本書に就て知べきなり)又問、浮之義、依「古事記」、可讀「久羅下那洲多陀用幣流」事也、而如「字」彼讀如何、答、師説如「古事記」可讀然也、又假名日本紀、大倭本記、上宮記等意亦同、而先師於「溟洋」之處、被讀「此訓」、至「于浮漂」之處、如「字」、被讀之、今案此處者浮漂文也、見「古事記等」所作也、至「溟洋」雖無「古事記」等、自「經籍」之中、新所選出也、然則倭語之訓、不必讀之、仍今彼溟洋之處者、久久母理氏止讀之、此浮漂二字者、久羅下那洲多由多比氏止可讀云々と有は、必受る所有と聞

ゆれば、今も從ひ訓べきなり、(其外にも、猶問答の文有れども、此にて盡せれば引き出す、倍此浮漂文也、見「古事記」所作也とは、開題に、問撰「修此書」之時、以「何書」爲「本」哉、答、師説或以「古事記」爲「本」注文一書云處、多引「古事記」之文と有を云なり、然れば、此御紀の體裁こそ漢文にては有けれ、其訓は古を守りて古言以てぞ、正しく訓べかりける、但浮を字伎とも訓べし、秘訓に、私案此浮漂二字、宜用「古事記」之訓、是於「義」者有「謂」而、洲壤浮漂、譬猶游魚之浮水上云々、已取「游魚」之喻、何重取「海月」之譬、然者猶舊説字加比多陀用布止可讀歟と有り、浮の事は第五一書、浮雲の下に云べし)然れば、上に洲壤と有りし彼記の浮脂に當り、此の浮は、久羅下那洲に當れる事、云も更なり、倍、久羅下は轉舉と云事に於て、右の浮脂の如くなりし洲壤の漂蕩ふ狀はしも、轉々として物の熱上る如なりし由なり、湯などの熱沸るを轉々と熱上るなど云も、火勢に彈かれて、湯の轉々して、表に上るを云なり、如何にも葦牙の如く萌騰れりし所なれば、猶熱氣を含みて然も有けむかし、下は舉なり、宇良宜は情舉、志良宜は後舉な

る例に同じ、那洲は成なり如此くして其を後の物に托て云時は、水母と云物の、海中を漂蕩ひ行し狀に似たる故に、如水母と云義に成れる事、上(含牙條)に云る如「葦牙」の例に同じ、(記傳三に、和名抄に崔禹錫食經云、海月一名水母、貌似「月」在「水中」、故以名之、和名久良介と有り、此物海中を漂蕩ひ行く物にて、其形、晝晴たる天に、月の白く見ゆるに甚能く似て、信に海月と號けつ可き狀したる物なり)と有が如くにて、予も時々此を見たるに、水中に此物の漂ひ巡るに、或は開き或は閉ぢなど爲つ、水上に浮びては沈み、沈むかと思へば浮き上りなと爲る内に、轉々と爲る物にて、洲壤の浮漂ふ狀に、甚能く似てし有ければ、其名を負せて、其物に號けて、此の古説は被傳たりし者ぞ)漂を、多陀用布と云は、如何なる義ぞと問ふに、第二一書に、漂蕩の字を然訓み、字書にも漂搖蕩也と註せれば、允に其如く心得るも宜しき事なれども、猶、此本着く所を思ふに、天先成て、天日は天中に常在に立定りて旋轉る事なく、其位を換ふる事無れば、此を立て萬の規矩を定むる事なる故に、成務天皇五年御紀に、以「東西」爲「日」縱、

以南北爲日横と有は、此時の御定の如くなれども、地は日を中心として、西より東に回る物なるが故に縦と成に、横たはりて南北を横と云古説を取せ給ひて、國縣を分たせ給へるなれば、其を古に復して今考るに、多陀用布は縦寄にて、大地の旋轉る事に出たる可し、若て此大地の回り漂よひて至り着く所定らず、常に動きて止ざる如く、重く濁りて凝場る物も、至り着く所定らず、常に轉めき浮べりしかば、然傳へたるになむ有ける、(通證に、浮漂、發動於海中と有は云れたり、竹取物語に漂よへる」と云ひ、桐壺卷に、外戚の寄せ無きには漂よはまし、等木卷に、濁に染る程よりも、生浮びにては、惡しき道にも漂よひぬ可くぞ思ゆる、夕顔卷に、此程迄は漂よふなるを、何の道に赴くらむと思ほし遣つ、云々なども見えたり) ○譬は、立問にて、此物を直に云ひて論し難ければ、別物を立て云事なり、物言を登布と云は、言語を許登登布と云に同じ、此は上(如雞子一條)に説へる如く、物の成れりし後と、其未だ成らざりし時とは、思の外に事も状も異なる物なるが故に、天津神代よりして、人の容易く受引く可く、

後に在る物を用ひて、種々に譬を以て傳へさせ給へる者なれば、能く其物の象意を盡して、想像る可し、等閑に心得べきには非る者ぞかし、(譬の事を、子華子に曲言と云るは、直言に對へたるなり、譬は喩と熱する字なるが、書言大全と云物に、不正言、托物以諷之曰喩と有り) ○猶游魚之浮水上也とは、上に重濁之凝場難と有を、再び譬へたるなり、其は浮漂字をも、古事記に因て、久羅下那洲多陀用布と讀まれるは、其譬をも被用たる故に、再び譬たりとは云なり、釋秘訓の私案に、己取游魚之喩、何重取海月之喩哉と有は、謂れ有るに似たりと雖も、熟考ふるに、海月は豎に昇り降る状を云ひ、游魚は横に往き來ふを主と云へるにて、此二を合せて、此處の旨、實に至れり盡せりと所思ゆる事なり、(然ればこそ、述義に、問、此游魚者、彼水母之義歟、答、此亦於義無妨、但水母者非全得魚號者、若謂之游魚者、恐不切通也とは云たれ、然るは、水母と游魚と、譬へたる意別なればなり) 游魚は於與具伊遠と訓むべし、古史徴に、今訓に、游魚を阿曾夫宇遠と訓めるは非なり、古本に於與具伊遠と訓るを取べ

し」と有は、然る事なり、然れども、景行天皇四年御紀に、天皇居于泳宮、鯉魚浮池、朝夕臨視而戲遊、時弟媛欲見其鯉魚遊、而密來而臨池と有る遊字は、游與具とは訓むべき状ならねば、魚に阿曾夫と云ふ語の無しには有べからず、又泳宮と云も、其游魚に依れる名なる可し、和名抄に魚水中連行、蟲之惣名也、和名字遠、俗云伊遠と有り、通證に、魚浮尾也と云るは然も有べし、游は及來にて、漂ひ着く義なり、(游も泳も共に於與具と訓字なるが、字書に游浮也とも、潛行爲泳とも見えたり、及は大寄にて、其時又は所に、至り遠ふを云へり、源氏物語などに、人の長しく成りたるに、於與須宜と云へるも同じ意なり、然れば此も魚の至り及ふ所有に譬て、洲渚の出來るを云へり) 浮水上は、魚の游ぐ状なり、借、此譬の意、全く浮脂に等しく通ふ可し、其は神武天皇御紀に、吾今當以嚴瓮沈于丹生之川、如魚無大小悉醉而流、譬猶被葉之浮流者云々、乃沈於金於川、其口向下、頃魚皆浮出、隨水噉嚼と有て、魚の水上に浮き流る、を、被葉に譬へさせ給へり、然るに、古事記朝倉宮段に、天皇座長谷之百枝槻下、

爲豐樂之時云々、爾百枝槻葉落浮於大御蓋云々と有る時の歌に、佐々賀世流美豆多麻宇岐爾、宇岐志阿夫良、淡知那豆佐比、美那許袁呂許袁呂爾と有は、此開闢の初の古事を取て詠めりし物なるか、槻落葉の蓋に浮べるを、浮膏に取成したり、此等を合せて、游魚とも、浮膏とも譬へ別たれども、其物其事同じき由を曉る可き者なり、(記傳三、浮脂の下に、此歌を引て、其説に、御蓋なる御酒の上に、木葉の浮べりけむ形狀を以て、今此の狀を思ひ合す可し)と云れたるは、實に然る言なり) 猶游魚之浮水上也と云へるは、浮膏、浮雲など共に、其至り着く所定まらずして、漂ふ狀を譬へたるなり、記傳三に、如浮脂と譬へたるは、唯其漂蕩る形狀の似たるなり、其物を脂の如くなる物と謂ふには非ず、書紀の傳には、魚にも雲にも譬へたるにて知べし、一書には、其狀貌難言とも有る如く、正しき其物の形は言難きなる可しと云はれたるは、然る言にて、實に其正しき形は言難きにて、其漂ふ狀を、膏にも魚にも雲にも被譬たる者なり、然れども、其に初中後の差必ず有る事と所思たり、其は第五一書に、浮雲と

有は、其初に、天地未生之時と有れば、最古くして、唯氣の聚がり凝る始を云ひ、第二、第五の一書に、浮膏と有は、氣を醸して精とは成れるなり、魚の水の中に生と雖も、其精聚りて形を成す迄は、猶常の水なるが如し、此に游魚と有は、未だ泥沙と成には至らずと雖も、已に其形貌を成すに及べりし者なり、如此く其差を別て見る時は、神代の遠く遯なるも、猶今の如く明らかなる心ちぞ爲る、然れば其初中後と差を別て傳へられたるは、物に依て其漂蕩へりし状々別々なりし事、云も更なり、雲の棚曳くと、膏の水に浮くと、魚の游くと、各々其狀の別なるが如し、倍、此所より次なる于時云々如葦牙の句を隔て、便化爲神へ係れる文なり、天と成べき物も、元は混沌にして、此物より清上れりしかば、于時に斯る事も有しと云意にて、間に其句を收られたるにこそ有けれ、如葦牙と云物の、便ち國常立尊と化爲る謂には非るなり、其は第二一書に、古國雅之時、譬猶浮膏而漂蕩、于時國中生物、狀如葦牙之抽出、因此有化生之神、號可美葦牙彦舅尊、次國常立尊と有る、此も浮膏に國常立尊、葦牙に可美葦牙彦

舅尊の成坐る趣なるを、文の錯綜りたる故に、見え難きに同じ、然れば此も右と同じく、可美葦牙彦舅尊の御名を被擧たらむには、第六一書の如く、際々しく見えなむ物から、此正書は、凡て別天神の御名は擧られずて、唯御事迹耳を立て、記されたる故に、國常立尊より始て、御名を擧られたる物にて、于時に、斯る事も有しと云意にて、記載れたる者なり、第五一書も、亦此に同じ、(記傳三に、阿斯訶備比古遲、天之常立二柱神は、天の始なる葦牙の如くなる物に因て成坐せる、天神也次に國之常立より以下の神等は、彼如浮脂物の中の、地と成べき物に因て成坐るなり)と云はれて、次に第六一書を引れたるは、甚々分々しく愛たき説にて、實に動くまじき説なり、然るを、又右の説耳には定めかねて、其次に然れども又一向に如此も定め難き所以有りとして、正書及此に云へる第二第五の一書を引て、此等に依る時は、此説の趣も、葦牙の如くなる物に因て、成坐とは國之常立神へも係るにや有む云々と云れしは、予が今始て云ふ如き説無しし故に、思ひ混へられたるなり、然れども、若ては、大人の心にも猶、落着れざりし

故に、「故、此事は一方に定め難くて、姑く二途になむ解る」と終に云れたるを見べし、古史徴にも、種々の論ひは有れども、此文義を熟も考へられざりし説なれば依り難し、其は各其一書に就て云べし、○于時天地之中の于時は、洲壤の浮漂よへりし其の時と云にて、前後有には非るなり、然れば漂ふ物は漂ひながら、上る物は上りて有し當時なるを云ふ、通證に、時、疾也、間不容髮之言と云り、然れども予が心には、時は通氣にて、日往けば月來り、寒往けば暑來るなど云る如く、氣は常に循環る物なる故の名とぞ所思たる、天地之中は、彼如葦牙物の所在を云なり、其は此物崩騰りて天と成れるには有れども、彼浮漂よへりし物を地とし根として、天地の間に太じく立てりしかば、其傍より觀たらむには、實に其天地の中間に一物の成れりと云むも強事には非るなり、此を以ても、如葦牙と云物の天進り立昇る狀の、大概をも想像る可く侍り、(斯る傳も無らむには、如葦牙物の幾叢も生出たる如くも聞ゆる故に、予は愛たき傳と思ふなり、彼清陽なる物の一莖を聚めて昇れらむは、實に天地の中間に一物の成

れるには有ける、山蔭に、此文を心得ずと論らはれし説は、此事を考漏されたる者なり、第二一書に、浮膏の事を云て、于時國中生物、狀如葦牙之抽出也、第五一書に、浮雲の事を云て、其中生一物、如葦牙之初生、渠中也と有は、共に此の浮漂よへる洲壤の其の中より、彼物の出たる趣を云事同じきが、此二の傳は、生出初たる其根を云ひ、天地之中とは、生立たる上を以云なれば、其異り無しとは云べからず、第六一書に、天地初判、有物若葦牙、生於空中と、此の天地之中と、其義同じく有ける、(古史徴にも、彼地を合せて、其中と云は、何れも同じ意に見られたれども、今立て、云ふ如き差別は有事なり、又第一一書の一物を、此の洲壤に當てられたるは宜しけれども、其中を此の天地之中に引當て見られしは非なり、其は、其中自有化生之神と有て、此の葦牙を云とは、本より別事なればなり)○生一物は、次に狀如葦牙と云物を云へり、右に引る第二一書に生生物、第五一書に生一物、第六一書に有物と云へるも、共に同じく葦牙を指したるなり、(然るを通證に、開闢之靈也と云るは、一物を神に取成

したる説にて非なり、一物を成す神と、一物に因て成坐る神こそは有らめ、其物を指して靈と云る事、先に合牙の下に、蓋此牙者乃萬化之元靈、天地之主宰者矣と云へるも、共に漢意にして取に足らず、偕、物と云は、第一一書に、一物在於虛中、狀貌難言と有る如く、萬に名狀し難き事に、廣く云稱なり、然れば物とは、百名、又諸名の約れる語なり、神武天皇御紀歌に、毛々那比苦と有るを、釋に百之人と有れども、百名人にて有べく、又、那と能と、親しく常に相通ふ事多在り、風神祭詞に、百能物知人と有るは、諸能物知人と云ひ、續紀に諸名てふ人の名も見えれば、其を據として思ふに、母能は決めて諸名の義なり、然れば鬼神を物と云ひ、武士を物部と云ふも、其儻類の多きを以て云ふ如くにて、物事の名狀す可からざるを物と云も諸名にて、指定めて、某と號け云べきに非ざればなり、(物と云事の委しき由は、已に祝詞講義、及び中臣壽詞講義に委しく説ひ、又、寶劍出現章一書、大物主神の傳に云べし、老子にも、有物混成云々と云て、下に吾不知其名と云るは、其名狀すべからざる故なり、又

道之爲物云々と云て、下に自レ古至レ今、其名不レ去と云るも、何とも名狀し難きに依て、此を古より今に至る迄、物と云來る、其名を改む可き由無しとなり、通證に、此一物の下に、一より十に至る迄の言義を説けり、予亦説かむと爲に、年中行事秘抄、及び宮主秘事口傳抄鎮魂祭條に、一二三四五六七八九十の訓有り、又、日文に、一二三四五六七八九十の訓言有り、如此く二様には有れども、其本は一にて、天地初發の太古より用ひ來れるが、其鎮魂祭に唱ふるは、傳十七(三百十丁四百十丁)祝詞講義に已に説きたりし如く、天照太神の天石窟に幽居り坐し時に、天細女命の歌ひ申されし詠言にて、其十數を取られたる耳にて、其義同じからざれば、其日文の訓に依てぞ今は説くべきなる、(平田翁は、天細女命の詠言を刻みて、數名と爲る由に云れしは本來違へり予が心には、太古より有來る數名を、天石窟隱の事實に合せて、歌ひ取給へるが奇異なる巧にて、日神も感けさせ給へりし者なりと思ふ、其説の委しき事は祝詞講義に註せりき)一は合足にて、天御中主尊、天中に大座坐て、萬の始を統給ふに天地萬物の

物實、天中に渾沌たれば、天中の外に物も事も有事なし、此を以て、記に獨神成坐と有て、此神の外に、又、神も人も非ざるなり、永字、及び常字を、比多夫流と訓み、又、一向とも書くは、佗に顧る所無きを云へり、登を足と云へる、足は、萬葉二(廿三丁)に、天原振放見者、大王乃御壽者長久天足有と詠せ給へるは、天象の満足れるを云ひ、同(四十四丁)に、天地日月與、滿將行神乃御面跡と有も、神名に、面足尊と申すに等しく、記傳三(四十三丁)に、不足處無く具り調へるを云ふと有が如し、偕天中の一を伸れば、其數十百千萬より終に無盡に至れども、其約する處亦元の一に約る故に、合足の義とは云なり、萬葉十二(三十一丁)に、一夜と云に、全夜と書けるを思ふべし、此に、清陽者薄靡而爲天云々精妙之合搏易と有て、天も其精妙なる物の合て成れるを證と爲べし、天日を比と云も其義なり、若て産靈此云美武須毘と有る毘も、又合の義なる事、第四一書に云るが如し、若て其天中即ち天日の所在なり、此を以て日を比とも云なり、(漢家に、此を大一と申す事、已に天地未剖の下に説きたるが如し、禮記月

合正義に、老子云、道生レ一、一則與レ易之大極、禮之大一其義不レ殊、皆爲レ氣形之始也など、數へも盡し難く多かり、猶赤縣太古傳上皇大一記を見る可し、通證に、一者日津也、日之於天地無双之名と云るも亦近し、比登都布多都などの都は、下なる千の下に云り)二は、其なり、高皇產靈尊、神皇產靈尊、陰陽二柱相結び坐て、天地萬物の物實たる物を、天中に産靈し給へり、其とは物と物と相離れぬ事に云へり、古事記に與レ風響到レ天と見え、萬葉にも浪之共、風之共など多く云ひ、武智麻呂公傳に、義取茂榮、故爲レ名と有も、物と物と相寄りて茂榮る義なり、然れば、其は身與にて睦まじき意なる可し、然るを牟を布と云事此を阿夫など云ふ例の如し、如此く布多と轉じて、物に蓋と云も、亦其の意なり又二十を波多と云は、將の義にて共に然耳替らざるなり(通證に、二者隔津也、即一之轉語、蓋一氣相判爲二儀と云へるは、予が説と反せり、予は相寄の義とし、彼は相隔つる義と爲ればなり、禮運篇に、夫禮必本レ於大一、分而爲天地、轉而爲陰陽と有は、大一の二と成る義を云へる者なり)三は精なり、二柱神

の産靈に依て、天中より相聚がり相圖がりて、天地萬物と成べき一物なり、此に依て、人は更にも云ず、萬物の體を身と云へり、又物の満足る義も有るべき事、云も更なり、(通證に、三者身津也、一身生於乾父坤母之兩間、相參爲三才と有り、老子に、道生一、一生二、二生三、三生萬物と有る一は大なり、二は盤古氏夫妻なり、三は天地人三皇なり、天地人を參て三才なるが、此は天地人、萬物を、成べき一物を、身とは云なり) 四は世なり、身と云ふ體出來て後に、天地と別れ、天は左に倚り、地は右に倚りて、歲月日時を成す故に、宇宙をも世、代をも共に世と云事なり、(通證に、四者因津也、物有左右則有前後、有長短、則有廣狹、相因成四難と云るは、瑣々しき説ながら、又此意味も無きには非ず、老萊子及尸子に、人生天地之間、寄也、寄者固歸、列子曰、死人爲歸、則生人爲行人、矣と有る、寄は寄宿の義なれども余流にて、人世など云ふ世に近き者なり) 五は、氣にて、總天の内に充塞れる元氣を云なり、凡て此宇宙の間は、唯元氣のみ薫り満たる所なるが、人の眼にこそは遮らざりけれ、此を

氣噴けば空に聲有り、此を扇げば風其所に生れり、天地萬物に往來ひて、内よりは張擴げ、外よりは壓縮て、止む事無く天地萬物を、唯此一元氣を以て保つ事なるが、造化三神の神靈、上下左右に行き徹り給ひ、其元氣の内に御身を隠して坐す事、譬ば人も氣中に神備はり氣絶れば神去が如く、氣と神と相共なひて宇宙の存在つ事を曉る可なり、(子華子に、天地之大數、莫過乎五、莫中乎五、五居中宮、以制萬品、沖氣之守也、中之所以起也、中之所以止也、龜筮之所以靈也、神響之所以豐融也、通乎此、則條達而無礙者矣、又曰、五居中宮、數之所由生、一縱一橫、數之所由成と有り、五の中宮に居は、氣の天中に充るに起り、一縱一橫は、氣の上下往來ふに象るなり、通證に、五者忌土也、忌者、敬之古語云々と云るは、例の僻説なり) 六は、崩なり、古事記に、如葦牙一因崩騰之物、成神名字麻志阿斯阿備比古遲神と有る、此物に依て、天は成れりしかば、此の數名に序られたるなり、雄略天皇九年御紀に、六口の六を、牟由と有り、又堤中納言家集に、七月の牟由可なども見ゆ、(通證に、六者、

陸津也、即三之轉語、三與三相合、此謂之六、身與身相合、此謂之陸と云るは、餘りに取捨へたる説とこそ所思えたれ、名義抄に、六を牟都とも牟由とも訓り) 七は、成々なる可し、物の形體の具はれるを云語なり、八州起元章第一一書に、吾身具成而云々と有る、古事記に、成々と作れたり、若く此七は成々なりと思ひ定めて、此に、其清陽者薄靡而爲天云々、精妙之合搏易云々、故天先成而地後定と有て、天常立尊の神威に依て、速に成々れる趣に合る事上の六は崩なりと云ふに、引合せて曉る可し、(通證に、七者中津也、六合而中央、其數具、故以中名と有れども、大御國の古意に非れば、取用ふ可き説に非るなり) 八は彌なり、天先成て、地後に定るに依れり、今も物の重疊る事を八重と云も、彌重の義なるを見べし、若て此大地の秀眞を大八洲國と云ふより始て、萬事に八數を多く用ふるは、大地の始に象れるなる可し、高橋氏文に、大八洲爾像天八乎止古八乎止咩定天と有る、古義を思ふ可し、(通證に、八者彌津也、即四之轉語、彌者不盡之辭、故物之倍加謂之八、所謂八洲、八耳、八十五籤、八百萬

神之類、四方而四隅、天地之全數也と云へるは、然る事ながら其根原を知らざる者なり、其佗神道者流に説有りと雖も、用ひ難し) 九は凝々成なり、國常立尊と申す常は所凝なる事、既に云ふが如し、景行天皇四十年御紀歌に、伽瓊奈倍氏、用珥波虛々能用、比珥波苦鳩伽鳩と見え、大井川行幸に九月の虚々奴可とあり、那を能と云例、古事記明宮段に、布由紀能須と有は、傳に、如冬木と説れたるが如し、(通證に、九者凝津也、八方而中央、其數九矣、中心謂之中凝是也と有て、強て説を設たる物にて、其據を知らず) 十は、豐竟なり、大地の出來る始より、國常立尊は、回らし凝らし給ひ、豐斟停野尊は動もし保たせ給へるが故に、公運私運の事定りて、天地の大體、此に至て成竟へたるが、數の終りと成りたるなり、天地の全く成竟へたるは、伊弉諾伊弉冊二神の時なりと雖も、其は大地の上にて國土の成竟へたるにこそ有れ、今は全體の成定まり竟へたるを云なり、故日文の登を、鎮魂には多理と云て、數の終と爲るも、具足へる義にて、撓を登遠と云も、足竟なると同じ事なり、如此く一は數の始、十は數の終なる故、

同じ十數なるも、倍加はれるは、數の外なる故に、二十三十など云には、十を會と云へり、其は十迄を内數として、員外の十を外數と云にて、會とは外の義なり、(通證に、十者、津尾也、起於一而備於十、以成三始終、始端見也、終尾張也、尾與陽訓同、蓋終而復始、生々不息之義也と云て、次に易本命などを引て、理屈を合せたれども、無用の語なり、今海邊の者の束薪を運びて算ふるに、一より十に至れば、一和多理と高らかに云は、一足の義なる可し、百は、十を十合せたる數名なれば、亦々の義なる可し、然るは十は數の終なるを、又十に伸ればなり、又諸と百と同じき事、上に一物の下に云るが如し、又同じ物の二つ有を兩手兩足如己男などいふ如く、十を再び積む事が名を成たるなり、又二百三百など常云ふを、千五百秋、千五百萬、八百萬などの時は、百を保と云事なり、此も十を會と云に同じく、百の數より餘の義にて、保は餘なり、但し五百、八百には保と云て、二百、三百に保と云へる例は無き事なり、人に股と云も、菓に桃と云も、物二つ合せたる名なるを思ふ可きなり) 千は、物を數ふるに、一都、

二都と云ひ、十より以上は、二十知、三十知と、下に屬て、都とも知とも云ひ、其數を分るに、一都々二都々と云て、俗に宛字を用ひ、數を合する事を都豆牟と云などを合せ考ふるに、都は積なり、姓氏錄(河内國神別)に、積組造と有は、和名抄郷名に、大縣郡津積と云より出たる氏なるが、積を都と訓立てたるを、此に引て思ふに、一都は一積、二十知は二十積、一都々は、一積々、都豆牟は積々なり、十百を千と云も、亦百を十度積むを云て、同じ事なり、(十を合せて百と成すに、亦々と云へれば、此には積と言を換へたるなり、歌詞に、千々に物こそ悲しけれと云も、積り積りて物の悲しきなるを思ふ可し、文選に、且千と有を、註に數多也と有り、通證に、凡數始於一、而億兆無極、但自一至十皆曰津、接續不絕之言云々と云るも、亦各相通ふ義なり) 萬は、寄積なり、千の數の寄積たる名なり、與流を與呂と轉じて云ふ事にて、物に宜しと云も、其然る可き事の寄て具へる狀を云るなり、萬葉一(七丁)に、取與呂布と有も、具足を與呂比と云に同じく、物の缺目無く有べき、を云ひ、歡を、與呂許布と云も、

物の足調へるが、心に満足ひたる限を具へたるを云なり、然れば、千を積て萬と云時は、天地の大數此に極まる故に、此より上は、八十萬、五百萬、八百萬、千萬、千五百萬など、萬を重ねて言盡されずと云事無し、此萬を以て計盡し難きに至りては、彼天照太神の勅言に有が如く、無窮と云より外無し、此を以て、萬は世に在と有ゆる數の寄積りて、悉に足具へる極なるを知べし、(西蕃にては、十萬を億と云ひ、十億を兆と云ひ、十兆を京と云ひ分けて、委しきに似たれども、億は十萬と云て濟む事なり、兆は百萬と云ひて足る事なり、京は千萬と云ひて宜しきを、名目の有が、却て煩はしきが上に、猶其にも大數小數の差有て、彌叢陸しく成て、同じ名目にて、其用二途に有る事なり、韻會に、十萬曰億、又秦時改制、始以三萬々爲億など有て、畢竟は算家數術の者などの用より外は、世に益有る事更に無れば、我神代の數名計り、世に尊きは非ざりけり) 如此く、一より十に至る數名はしも、天御中主尊より、次々豊斟淳尊に至る迄の神威に合ひ、天地造化の旨に叶ひ、又天地の象形を備

へて、悉く盡さずと云事なくして、一より伸びて十に之き、十に止りて一に復りて、過なく不及なく、妙に奇しく定給へる者なる事、上に云るが如し、若る故に、十より餘る數を云には、十一を十餘一とも、又省きて十麻理一とも呼ぶ如く、餘とも麻理とも從言ふ事にて、百千萬に至る迄、皆其定格なるは、一を數の始とし、十を數の終と爲る故なり、然れば百千萬に至て、右の十數の説と同じからざるは、十を重ね、百を重ね、千を重ねて數名と成れるが故に、天地の義は十數に盡せるが故なり、(御紀の訓には、阿麻理と多く見えたるを、紀傳五に、餘と云べきを、阿を省て麻理と云は古言なり、例は續後紀十五に、尾張連濱主てふ人、百十三歳にて、毛々知萬利止遠乃於支奈と自ら歌へる、是にて百餘十之翁と云事なり)と見えたり) 鎮魂祭に、一より十の數に至る迄を唱へて、御魂を鎮むる事は、天孫本紀(神武天皇元年條)に、凡厥鎮祭之日、猿女君等主其神樂、其言大謂二二三三四五六七八九十、而神樂歌儻と有て、高千穗宮の舊儀なる事、祝詞講義に註せる如くなるが、古史徴に、古語拾遺に、凡鎮魂之儀者、天鈿女

命之遺跡と見えれば、天石窟の故事より起れる由に説かれたるは、允に當れる説なるに就て、今思ふに、天鈿女命、宇氣を衝れし度毎に、天地造化の義を備へたる數名を、何となく唱へられたるが、其時の事實に遇ま中れりし故に、鎮魂歌と定りしが、益々に言靈の幸はひ眞幸に成れりしなり、然るを、平田翁説に、此時の事實を歌はれしを、數名に刻みて用させ給へる由に云はれし説共は、本末を失へる者なり、天地の初發の時よりして、物一有れば比登都と云ひ、二有れば布多都と云ずしては、事の用は立べきに非れば、其説に於ては信じ難き心ちぞ爲る。今説を爲さば、其一二三四は、人蓋見令なり、寶鏡開始章第三一書に、日神聞之曰、頃者人雖多請と有れば、人とは其場に集へる八百萬神なり、蓋とは、正書に以御手細開磐戸一窺之と有る御戸を云り、見令は、眼を着て見られよと指揮するなり、五六七は德燃也なり、德は瑞珠盟約章に、功既至矣、德亦大矣と有る徳と同じく、日神の六合に照臨せざる御徳なり、然れば、四神出生章に、生日神、光華明彩照徹於六合之内と有る如く、大御身の大御光を申

し、那々は歎辭なり、上に見令と云へるに應へて燃也燃也と云義なり、八九十は彌心足彌にて其の第三一書に、天手力雄神、侍磐戸側一則引開之者、日神之光滿於六合、故諸神大喜と有に當れり、(神名に、八意思兼神と申すも、彌意なる事、人の知れるが如し、足は満足にて、八百萬神の祈禱申されし所詮有を云なり、下の彌も亦歎辭にて、上の燃也燃也と云し意を深く爲るなり) 然るを、古史成文に毛々知用呂都と云一句を被加て、徵に、皇國の數名は、一二三四五六七八九十百千萬にて盡きたれば、此所の故事に合へり」と云れたれども、上の三句にて數名を盡し、又此の事實をも盡せれば、傍より八百萬神の奏し添へたるなづめり、古事記に、天宇受賣命、爲神懸而掛出胸乳、裳緒忍垂於蕃登一也、爾高天原動而、八百萬神共咲也と有て、其神懸して有し程に、股も乳も膺も出で、顯はなりしを、自身は覺えざりしかども、傍より見取て歌へるが、百千萬の數名に合へりし者なり、然れば、天鈿女命の被唱しは、右の一二三四五六七八九十にて、百千萬は外より附けたる者故に、其遺跡と有る鎮魂祭には、其十數をのみ用ふる事な

り、其は天孫本紀、及び令集解に、饒速日命自天降時、天神授瑞寶十種云々、合茲十寶、一二三四五六七八九十云而布瑠部と、有を以知べし、天地造化の言靈を備へたる數名の、此に至て日神を稱奉る語と成りて、又鎮魂詞とも成れる事、妙なりとも妙なり、此は其章に就て云べき事なれども、餘りに奇異しく妙なる任に思はずも長き説には成れり、然れども、數名は右に云る如く少縁ならぬ物にて有れば、此に其説を盡さでは得有らぬ故なりし、(右の百千萬を股乳膺出と説きたるは、其一二三四五六七八九十の言を唱し間に、神明憑談し給ひければ、自を忘れて歌ひ儼ひ給へりしが、股乳膺の出るをも知せ給はざりしかば、傍より神等の其を見て、股乳膺出と云て、天鈿女命の歌に一句を添られたるが、又百千萬の數名に合へりしなり、膺は和名抄に與保呂、曲脚中也と有て、俗に比加々美と云物にて、膝の後の曲處を云る是なり、猶平田翁説は、古史傳に在る由、徵に記されたり、予亦祝詞講義に説きたり) 〇狀如葦牙とは、上に含牙と有し物にて、清陽にして薄靡さ合搏きて、天と爲れる精しく妙なる物を云なり、

彼を牙と云ひ、此を葦牙と云るのみこそ有けれ、義に於て少も異ならざる事、第二一書に出たる神名の傳に云が如く、牙は氣刺、又は氣立の意、葦牙は、體に取ては明清氣精の意、用を云ふ時は天重凝日の義なるなり、釋に、私記曰、葦牙、前萌之義也と見ゆ、然るを、天地定りて後に成れる草に、其狀を模して生ひ立つ物有りし故に、其名を用ひて葦と云ひ、其萌芽には牙とは號られたるを、反しまに其を譬とはして、如葦牙とは傳られたる者なれば、此なる譬は後の事にて、神名は本なれば、其義を探索めてぞ説くべかりける、狀如葦牙とは、其形容の、寔に類たるが故なり、記傳三の此の解に、如とは、此は、其の形の葦牙に似たるなり、唯萌騰る狀の似たる耳には非ず、神の御名にしも負せ奉りしを以て、其甚能似たりけむ程を知べし」と有るは、然る言なり、但し神の御名に負せ奉りしと云はれたるは違へり、實には、神の御名を假りて、其相類たる草名とは號ける者なるをや、(通證に載せたる或説に未發之謂含牙、已發之謂葦牙と有は謂れたり、其は牙と葦牙とは同物ながら、含めりし間と、已に

清陽にして薄靡き出たるとの差有り) 記傳三(二十
三丁)に、葦は、和名抄に、蘆葦兼名苑云、葭一名
葦、爾雅注云一名蘆、和名阿之と見ゆ、葦牙は、
阿斯訶備と訓べし、葦の且々生初たるを云名なり、
牙字は芽と通へり、和名抄に、玉篇云、蘆莖也、莖
蘆之初生也、和名阿之豆乃と有は、葦の初生るを、
角具牟とも云故に、葦角とも云か、是葦牙なり
と有が如く、葦牙は葦の角芽み生初るが如くして、
棚曳きよれりし故に、其神の亦名角、凝魂命とも申
す事、上に天先成の下に註せるが如し、(或説に、御
紀の葦牙、古本には葦穂と有りしを、刀筆して葦禾
と作れるを、萌芽の事と心得て、終に葦牙と作れる
なりと云へる、此古本こそ然る古本作りの妄説と見
えたれ、古事記は、御紀より以前の書なるに、如葦
牙一因三萌騰之物と有て、已に萌芽の意なる者をや、
又或説に、南都の古院に、御紀の殘缺紺紙金泥の古
筆二葉あり、寧樂人の筆にして、其書甚高雅なり、
幸に葦穂條なるを、皆葦禾に作りて、今本に如葦牙
之抽出と有も、如葦禾之抽出と見え、又如葦牙
之初生塗中と有も、如葦禾亂上風中と作りりと

云る、古筆又偽なり、文迄を改て其義を換へ、杜撰
の説の方人と爲るは、何たる曲心ぞや、其上、穂を
加比と云は清音、此の牙は訶備にて濁音なり、新千
載集に、津守國冬、海原や浪に漂よふ葦牙の、甲斐
有る國と成れる畏しこさ」と、訶備を詮に取成して、
清音に云るこそは非事なれ、其にても芽の事を云る
にて、穎の謂には非るなり、又或説に訶備は微なり、
微は水火の氣に蒸されて生る物なるが故に、苔の生
るを苔の産すと云に同じたと云へるも、取に足ざる
非説なり) 偕、此狀如葦牙と云へる一物は、何處
より萌騰りけむと説はむに、古事記に、生女島、亦
名謂天一根と有て、速吸名門に隣れる所なるに、
其を女島と云へる比賣は、女陰の名なる事、下に大
戸之邊尊の傳に云へる如く、天一根と云へる此門よ
り、如葦狀と云へる一物、萌騰れりしかば、天の
成出し根と云義にて、伊伎島を天一柱と云て、海
中に獨立る形容を云ふなど、は、其義大に同じから
ざる者なりかし、猶傳に、豐國主尊の下にも、云ひ
を引合せて見べし、(老子に、谷神不死、是謂玄牝
之門、玄牝之門、是謂天地之根と有も、此を云へり

と聞ゆ、列子天瑞篇に、此文を黃帝書曰として引用ひ
たるを思ふに、老子の書は、黃帝の遺文なる可し、
何れにしても、彼にも我が古説の傳はりたる者なり、
赤縣大古傳に、谷は無底の谷にて、速吸名門是なり、
其は江海の幅濶る所、百谷の歸する所なる故に、列
子には勃海之東有大壑焉、實惟無底之谷、其下無
底、名曰歸墟、八紘九野之水、天漢之流、莫不注
之、而無增無減焉と云り、又此を玄牝と云へるは、
地字は谷神の其女陰の狀なるに起れる稱にて、説文
に、地元氣初分、輕清陽爲天、重濁陰爲地、萬物
所陳列也、从土女聲と云ひ、也字を、世女陰也、
象形と有る段註に、坤道爲女、玄牝之門、爲天地
之根、故其字从也、土生レ物、故从土と有をも思ひ
合す可し) 若て、其葦牙を葦角とも云て、是は男根
の狀なりしと知らる、萬葉十六(十六丁)に、角乃布
久禮と云は、男根を云ひ、神名の彦は、又男根の名
なる事、第二一書其神の傳に就て説くが如し、女島
の天一根なる所より出たりし物に、神隨にして男根
の象を具へて、薄靡き上れりし事、靈しとも奇しと
も、言も不得號けも不知、妙なりとも妙なる事にて、

皆造化三神の産靈の神威に頼れる事申すも更なり、
(猶上に、天先成の傳に云る趣をも、合せ考ふ可き
事なり、此を以思ふに、右の老子に謂ゆる天地之根
は、天根地根と云事にて、此地根より、天根も成出
たりし由の古傳なる可し、偕、于時天地之中、主一
物、狀如葦牙は、此限の文にて、下へ續く所には非
ざる事、已に猶游魚之浮水上也の傳に、委しく辨
たるが如し) ○便化爲神は、狀如葦牙より受て、
便と云ふには非ず、上の猶游魚之浮水上也より、
文を隔て、續く事、事實に合せて辨ふ可し、便は、
其竟にて、物の畢竟を云なり、物に其因る所有て、
其事を遂るを、果然と云も、此に同じ、(字は、乃と
も即とも則とも種々に書けども、其言の意は皆同じ、
應神天皇三十一年御紀に、之俄阿摩離と有は、其之
餘なるを、其の之を須に移して語を成せり) 便化爲
神の神を、第五一書には、便化爲人と、人に作れ
ども、訓は迦微と有り、但し此にては、其游魚の如
くなりし物の、皆かく變りて神と化爲りし意にて、
山陰に辨へられたる如く、漢風を文るとて誤れりし
者なり、此は此物の變りて、彼物に化れるならず、

上に神聖在_ニ其中_一と有る如く、其物に因て、神聖其中に成座る事なれば、此は文章の誤なれば、字は字にして、始置きて、古意を立て、便成坐流神者と訓むべきなり、然らざれば、變化に成るなり、素問陰陽應象大論に、陰陽者變化之父母と有る注に、異類之用也、然鷹化爲_レ鳩、田鼠化爲_レ鴛、腐草化爲_レ螢、雀入_ニ大水_一爲_レ蛤、雉入_ニ大水_一爲_レ蜃、如此皆異類因_ニ變化_一成者也、などの變化と、此とは大に同じからざる事、已に先師等の明辨有るが如し、第一一書に、天地初判、一物在_ニ於虛中_一、狀貌難_レ言、其中自有_ニ化生之神_一と有は、一物の中に、自ら化生する神有る由にて、此も右の如くならでは道理に協はず、第二一書には、古國稚地稚之時、因_レ此有_ニ化生之神_一と有も、其物より神の化生する義なるが故に、因_レ此と記されたり、第六一書に有_レ物若_ニ浮膏_一、因_レ此化神、號_ニ國常立尊_一と見えたる、如此く有_レべき文なるを、正書と第五一書との二は、事實に合はざれば、此三の證を得て其意を含みて讀むべき所なりかし、(又第三一書に、天地混成之時、始有_ニ神人_一焉とは、右に引ける第一一書に、自有_ニ化生之神_一と有るに等しく、第四一書

に、天地初判、始有_ニ俱生之神_一、號_ニ國常立尊_一、次國狹槌尊と有るは、次に引ける第二第六の一書に、因_レ此と有ると別なるが如くなれども、因_レ此と云は、直に其物を俱に生れるなれば、其義同じ、倍、此は上なる猶_ニ游魚之浮_一水上_一也より續きたる文と見たるは、其所にも辨へたる如く、游魚は浮膏、浮雲など、同じ物にて、即如_ニ葦牙_一と云る一物の、立ち昇り去りし根なり、其如_ニ葦牙_一と云物に成坐る神は別に在て、其は天神なり、第二一書には、浮膏と葦牙と、其成りし條理を別て記されながら、神名の所に隔を置ずして錯綜へられたる故に、誰しも葦牙より國常立尊は成坐せりと見て、此文を誤と思ふ事なれども、其文格を知らざるなり、又此傳と第五一書とに、葦牙の事を云ながら、其神名を省きて國常立尊を載られたるは、本より其を立たる傳なるが、游魚、又浮膏の成行きを事の序に云へること有けれ、葦牙より國常立尊の化生し意を以て記せる文ならざる事、已に游魚の傳に註せるを見て知るべし、記傳三(二十五丁)に、此の第六一書に、天地初判、有_レ物若_ニ葦牙_一、生_ニ於空中_一、因_レ此化神、號_ニ天常立尊_一、次可美葦牙彦舅尊、

又有_レ物、若_ニ浮膏_一、生_ニ於空中_一、因_レ此化神、號_ニ國常立尊_一と有を引て、其説に、此に葦牙の如くなる物に因て成坐る神は天常立尊、浮膏の如くなる物に因て成坐る神は國常立尊と申すを以て、天地と分れたる事を知べしと云はれたるは、實に動くまじき説にて、右に引ける御紀の文を總括て讀解に大に力とも成れる名説なりかし、此を以て便化_ニ爲神_一は、上の游魚より受けたる文の續きとは云なり、(又其細注に、但し此には、浮膏の如くなる物と、葦牙の如くなる物と、本より別に生れる狀に云るは、少異なる傳なり、然れと、天と地との分れたる事は、此傳にて殊に著明く聞えたり)と云はれたり、實に、右の二物を、別々に空中に成れる狀に傳たるは、異なるが如くには有れども然らず、浮膏より根ざして、葦牙は成れりと雖も、先に云ふ浮膏に、神名を擧ては、天神は其後に成坐る事に成て、天先成而地後定の義に背く故に、別々に分れたるにこそ有けれ、其實は、神の因て成坐る出所を明らかに傳ふる爲に、右等の事は、上なる一書に委ねて、其結びがてり、此傳を其終には載せられたるに心を可着なり)○號_ニ國常立尊_一と有

る、國は、此大地なる事、上に洲壤浮漂云々より續きたる文脈を以て知べし、常にも國土と云事なるが、土とは其地盤を以て云ひ、國とは其居住に就て云事なり、又此を大きくは、此大地の全を國とも地とも云ひ、二合して國土とも云ふ事常なり、(委しくは、上の爲_レ地、又地後定の傳、又洲壤の下に云ふを、見合せて曉る可し、古言の格、地とは多く體に云ひ、國とは皆用に云り、然れば、在と有ゆる神名などに、天某國某と云ひて、天某に對へて地某とは云ざるに同じく、天地とは云へども、天に對へて、天國と云はざる事にて有が如し、但し天國と云語の無しとは非ず、其は別に謂有りて云事、上に爲_レ天の傳に辨へたるが如し、海宮遊行章第二一書に、從_レ天降者、當_レ有天垢_一、從_レ地來者、當_レ有_ニ地垢_一と云へるなどは、都知と訓て、久爾には非ず、國は、旋土、又活土の義なるが、日天を旋々と回り往て、一歳を爲し、春夏秋冬の節を成す故に、終に言と成りて、回の義なり、久福とは、物の眞直ならで打曲る事に云ふ古語なり、道饗祭詞に、大八衢爾、湯津磐村之如久、寒坐皇神等之前爾申久、八衢比古、八衢比賣、

久那斗止御名者申天と有は、道路の俣なる所は、曲り回りに行撓ひ處を坐す神名にて、久那斗は回處なる事、講義に云へるが如し、北陸に右の折撓る所を行事を、久彌流と云ひ、東語に、垣を久彌と云も、宅構の外に繞らす物なればなり、續紀詔に、久那多夫禮と云へるも、直からぬ人を回撓と云ひて、狂を多夫禮と云も、共に撓み回る事なり、頑字などを加多久那と訓せたるも、片回にて、右と同じ、古今集序に、女郎花の一時を久彌流にも」と有るは、其盛の一時にして、回り老い衰ふる事に云へり、此等を合せて、國は久彌にて、謂ゆる公運なる由の稱なる事を曉る可し、(源氏の紅葉賀卷に、先久彌々々しう恨むる人の心や云々、東屋卷に、是を思ひ分けたる事と久彌利云ふ事侍りて云々、實ならぬ事をも久彌利云ひ云々、紅梅卷に、生久彌々々しき事も出来る云々、竹川卷に、久彌々々しき事出来などして云々など有も、皆事を曲て成す事に云へるなり、又、蜻蛉日記に、少しは久彌利て書つ云々、落窪物語に、之を見給ひて、甚しう久彌利たぬめるは云々、源平盛衰記廿二にも、久彌利申す」と有り、俗にも、曲て

言語を基彌々々云ふと云ひ、又轉りて基氏々々と云り、又漢字を許彌流と訓めるを、字彙に、水調粉麵也と有り、運歩集に、和合を許彌阿波須と有は漢字の義にて、久彌より轉れるなり、又國に旋土の義をも兼たりとは、日天にて、地を乗ずる氣脈に乗りて、撓挑と回り周るが故なり、此旋轉止まざるに賴りて、大地は能く圓在て常方に立てり、此を以て括土の義有り、大地は土を括めて圓在たる全體を成し、又大地を區分て千萬國に分てるも、各一括と成すを以て、其大名を及ぼして、皇國、蕃國などの如き、一部なるをも、山城、大和と一域なるをも、御心廣田國、御心長田國と一區なるをも、皆國と云は、其處限に土地を括めたる由なり、孝元天皇の大御名を、古事記に、大倭根日子國玖琉命と有を、御紀に國牽と作れたるは、已く其義明らかならざりし故に、括字を當てらる可きが、幸には成れども、其義に於ては同じきなり、(字彙に、口古文國字と有を、説文に、口回也、从三回市之形」と有て、口は大地の象形なれば、篆には○字なるを、楷に口に作れるなり、予が久彌と云ひ、旋土と説き、括土と云る義に叶へり、

括は玖琉牟、又玖々琉なども云て、今も物を一つに統ふる事に云り、倍、又和名抄蠶絲具に、反轉、久流閉枳、又糝車、綵絡、絲取也、久流、漢語抄云、糝車於保加と見えたり、絲を繰ると云も、又括ひ由なるを思ふ可し、太平記大全に、桃井直常が初て用ひたる陣法に、轉引と云事の有を、一名を回引と云るも、又此の傍證には成べき者なり、常立は、處立にて、上に、重濁者凝場、難と有りし物の、凝場り成れる由にて、其重濁者と云へる濁を土凝と云が、實に凝りて、國と成れる意の御名なり、倍、常は所凝にて、所は土なり、古より以來、土を字音なる如く、我も思ふ事には有れども、熟思ふに、下に泥土、此云三子昆尼、沙土、此云須昆尼と、初土窄土なる事、其傳に委しく註せる如くなれば地字音に同じきは、此と彼と言語の同じきなり、然れば、所又處を登とも登許とも云は、土の凝て國と成れるより云ひ出でたる語なり、倍、此國土は、人類萬物の止住ひ所なるを取て、地を登許呂と云ひ、床をも登許と云事なり、(和名抄車具類に、轉、車下索也、和名度古之波利と有るは、床を縛る由なる名なり、人の居る

にも寝るにも、其落着く所を床と云へる、皆同じ事なり)倍、大地は土の凝固れる物なるが、旋々と回るに依て彌々堅固しく、常に變らざるなり、是を以て、物の譬に常石堅石、又は磐床なども云ひ、長く久しく動く世無き事には常宮常都御門、或は常世常夜常闇、又は常處女など古言に多く、又常なる事に常在など云るは、皆此國土の易らぬ事を用ひたる者なり、猶上に爲天の傳に、天常立尊の御事を云へるに見合せて曉る可きなり、(記傳三に、登許と曾許と同じ義に説かれたるは然る事ながら、常は常、底は底にて、各別なる事、第一一書に云べし、平田翁の、此を黃泉神なりと云れたるなどは、殊に忌はしき事なり、黃泉神の事は、四神出生章に云ふべく、又道饗祭詞講義に云れば、今辨ふる限に非るなり)立は、如葦牙一物は、萌立騰りて天と成り、如浮膏一物は日縦に立寄り旋りて地と成れるが、自ら然るには非ず、其物に託て各々成坐る神御在して、其處を建て定め給へる由なり、上にも云へる如く、大地の公運は、天日の周圍に大地を貫申て、此を擧る氣脈有り、大地此に乗て、日縦を東に向て旋くと回市り止ざる

事、少しも舒速有る事無く、凡三百六十餘にて、復本處に歸る、此我一年にて、西蕃に四游昇降と云へる是なり、如此くして歳往反り、反りては又回市りして、實に天壤と窮り無きは、國の常しへに立てる所由にして、此神、即ち其神なるなり、(通證に、常與時訓通、歲月相移而古今不變、所謂與天壤無窮者、亦在茲と云へるは、別なる事に云へるなれども、少か此に叶へる者なり、俗にも、日の立つ月の立つ時の立つ年の立つと云るは、其旋轉る事の日繼に向ふを以て云なり) 偕、御紀は申すも更なり、凡て古書に見え給へる神々の御名はしも、其成り出で坐し始より、誰が號け稱奉るとは無く、神隨にして負坐る者にして、更に後より儲たる物には非ざるなり、高橋氏文に、所見たる景行天皇の大御勅に、磐鹿六鶴命の行事を譽て、斯天坐神乃行賜借留物也、大倭國者以三行事負各國奈利、磐鹿六鶴命云々、仕奉止負賜天云々、如是依賜事波朕我獨心耳非矣、是天坐神乃命叙と見えたる如く、神も人も行事の有る、其は天坐神の預て共に行給へるなるが、其行事に依て名に負ふ事にて、何方より見ても、工匠は工匠、

商人は商人なる故に、定りたる名と成るを以て、人よりも工匠の職に用ひ、商人の業に任ずる、是天坐神の命を詔へる意なる事、次に尊字の傳に云ふを見て曉る可し、(猶寶劍出現章に、幸魂、奇魂の事を云ひ、顯宗天皇紀傳に、預鑄造天地の由を、委しく云を見べきなり、又此の第四一書に神名と有る傳に云る如く、名は成と云事にて、人の營爲を産業など云に同じく、皆行事を以て、名に負ふ由なり) 如是く成坐せる始より、何れの神と雖も、其行事を以て神隨に負坐る御名なれば、神代の古傳を明らめ、天地の古説を苟しくも知むとならば、必先神名を本とし、次には事實の古語に合せ徴して、説明め奉る可し、然るは、事實の古説は、其傳坐す神々の心々に依て、其同じ物にも、浮雲、浮膏、游魚など、傳分けられたりければ、其極意は同意なるも、其説に異議を生し易く、且神代の古傳にも、西蕃の古説などに少も相類たる事し有れば、其文を引附けて被記たるも少からねば、其説を成すに、不知々々も漢意に説典ぐる事も有る、神名に於ては、元より天地を造化し給ひし皇神等の、御身自ら其行事に依りて負坐し、

又佗神よりも其行事を以て負奉り給へる者なれば、其を説明らめ奉れば、其神等の行事を、今現に正しく仰ぎ見奉る思を成す事なる故に、予は神名を明らむるは先なり、事實を説くは後なりと、常云ふ言なり、(然るを、釋に或書問、國常立尊御名誰人始稱、又若有所據爲號哉と有る問は、如何なりし人の疑なりけむ、事にこそ依れ、天地の最初に成坐せりし神の名を、誰人の始稱などとは、何たる狡意ぞや、若右の如くならむには、天地の出來始り成立てるを、神と號けたるなるなれば、神は名有て其實無き物と成るをや、其答に、師説、假名日本紀、上宮記、并諸古書有、此號、但始稱之人無所見、上古之間無由據勘と云へるも、弱き答なり、假名本及上宮記など、佗の古書に在りとして、其撰者の作爲れる御名ならむやは、又始稱之人有無を云べきならぬを、此答も未しき人の説なり、其次に、今案、常立之義者、天下始祖、將傳子孫萬代無窮、歟と云へるも、唯空理を差て神と號けたる下心見えて、甚々忌はしき説なれば、欺かる、事勿れ、皆儒見にて、彼鬼神者、造化之迹也と云へるに相儻せる如き物なり、記傳三に、豊

雲野神より訶志古泥神まで九柱の御名は、國土の初と神の始との形狀を、次第に配當て負せ奉りしなり」と有るは、右の空理を神と云には非ず、實物の神の御名と飽まで心得られたる大人なれども、此は説き誤られたり、其は其説の如く配當て負せ奉れるは、何れの神ぞ、何れの人ぞ、甚く信ひ難き説なれば、此は用ひ難し、必ず予が云ふ如く、誰が號け稱奉るとは無く、其成始より定れる御名と心得むには、然る疑は非じ) ○尊字の下に、至貴曰尊、自餘曰命、並訓美舉登と、同じ言を、尊とも命とも書別けられたるは、尊と卑しきとを分たむ爲に物爲られたる物から、其義二つ有が故なり、其一は、尊は御事なり、其行事に依て、其神と坐す由なり、一は、御言にて、皇祖天神の命を蒙り持たせる義なり、(但し此差別は、神世五御代、七御代に依て立てたる事、左に命の下に云が如きが、今は始く尊字と命字とに預けて説くべし、爾らざれば、古事記と合はざればなり) 至貴曰尊は、天御中主尊より、次々遠皇祖神等には、皆尊字を書かれ、又御世々々の天皇、及び皇后皇太子に限れる事なり、偕國常立尊など、尊字を

從て稱奉れる意は、國を常しへに立て給ふに依りて、國常立と申すは、其行事を申し、御名なり、尊は其行事を指して御事と云崇奉れるにて、中昔に、其對へる人の名を呼ばざるには、御事と云へる是なり、(釋に公望私記を引けるに、凡人相共、受上天之御事而奉三行之、次神者受貴神之御事而奉三行之、故尊與命同號美許止、猶如言御事也と有る、御事の説は宜し、然れども受上天之御事とは彼別天神などを云か、然れば、其始祖と坐す天御中主尊などには申されぬ稱なり、如何にとなれば、此神より以降、次々に神成坐て、上天を造らせ給へればなり、又、西蕃に、天道天命など、云ふ空理の天と見たらむには、彌違へる事遠き者なり、尊字、説文に高稱也と見え、廣韻に、重也貴也君父之稱也とも有る字義を取て、用ひられたるなり) 自餘曰命と有は、上に云へる如く、君上なるには尊字を用ひられ、其餘は、必ず臣下ならぬも、庶流の方には、何れも命字を用ひらるゝ事なれども、其は此御紀に始りたる事にて、古くは命字を耳書たるなり、而して、意は命令の由と聞ゆ、古事記に、天之御中主神より始て、伊邪那岐

神伊邪那美神まで、其成坐る所には神と云ひて、次に、於是天神諸命以、詔伊邪那岐命伊邪那美命二柱神、修三理固一成是多陀用幣流之國、賜天沼矛而言依賜也と有て、初て天神諸の命を蒙坐る所には、如此く命と申して、神とは無きは、全く命令の故なり、祝詞に、皇親神漏岐神漏美乃命以云々、又是以天津神能御言以云々など有る是なり、(釋に次神者、又受貴神之御事而奉三行之と有るは、貴神の御命を奉りて、物に行ふとの義にて、此は當れり、命字を、説文に使也と見え、玉篇に教令と有り) 然れば神等に其命と申すは、上(國常立尊條)に引ける高橋氏文の古説の、其の各も各も随分に行事有るは、皆皇祖天神の天上より命依し給ひて、令成給へる者なりければ、此神は彼、其神は此と、各、其命を持ち給ふ故に、譬へば、天下の物を知り行ひ成せば、其行事に依りて、大物主命と申し、又其に對ひて、天下の事を知り行ひ成せば、其行事に依て事代主命など、多く某命と申すは、此意なり、但し此神等の、天神より然る詔勅を奉給へりし由は、物には見えぬと、彼大己貴神の平國の時に、幸魂奇魂の出來給ひて、

其傲りを押へ給るを見る可し、然るは、我も人も得知ざる事には有れども、各、其行事に得たる所有るは、其行事即ち皇祖天神の命なるなり、其幸魂奇魂は、彼顯宗天皇御紀なる、日神月神の御命に、我祖高皇產靈尊、有預三鎔造天地之功と有る預は、其行事有る神を立て、其上より相預て、其を令成給ふ事にて、幸魂奇魂と同じ義なる事、已に祝詞講義(生島神詞、及神賀詞條)に註せるが如し、孝德天皇御紀に、預字を玖波禮理と訓めるは、所加之意なるを以て、其事を主と成す神の上に、副加れる神有る事を明らむべし、此は其御命を令持て、其令持る天神より、又預て其御命持つ方を守らせ給へるなり、(和名抄に、太宰府於保美古止毛知乃司と見え、續紀の宣命に、國司の事を國々乃宰と有るも、御命を持つ由なり) 然れば、御紀の上に於て云ひには、尊は御事にして、直ちに其神を指す詞なり、命は御命にして御命持せる神を申せば、其神の上に神有るが故に、尊に別ちて、自餘曰命とは書かれたる者なり、其より轉して崇辭として、記傳四に、天皇命、神命、御祖命、皇子命、父命、母命、那勢命、那邇妹命、妻

命、妹命、汝命など、も云へる、記中、又萬葉などにも多かり」と云はれたる如く、崇辭と成す意も、共に右の二義に依れる者なり、(但し御事と云へばこそ崇辭とも成るらめ、御命と云はむは、卑しむるが如くなれども然らず、御命を持たせるが、俗に云はむ、官職を帯ぶる人の如し、官職有りとして、其を卑しむべからざるを以て、御命持せるが尊きを知べし、譬へば、天皇命と申すは、天皇と云命を天神より奉り給ひて負持坐す義、御祖命と申せば、其御祖となる可き命を、天神より蒙り坐て負持給ふ意なるが如し) ○次國狹穂尊、釋に引ける私記に、或書作國狹土と云り、次は、其國常立尊と同じ物に因て成坐る神なるが故に、次とは云り、下皆然り記傳三(三十三丁)に、國之常立神より以下の神等は、彼如浮脂物の中の天と成べき物は、既に萌騰り去りて、迹に残り止まりて地と成べき物に因て成坐るなり云々、上に如浮脂而多陀用幣流之時と有は、廣く伊邪那美神の成坐る迄に係たる語なれば、國之常立神より次に、皆此物に因て成坐る事、自然聞えたり、然らば、如浮脂而云々と云事をば、國之常立神の所に

云べきを、上に云るは如何と云ふ、彼如葦牙なる物も、此物の中より分れて萌騰りつれば、此物を先云ずは有べからず」と云れたるは、然る事にて、此紀の趣も然り、其は、此に天地開闢之初、洲壤浮漂、譬猶游魚之浮水上也、記の如浮脂而、久羅下那洲多陀用幣流之時と有に當り、次に、于時天地之中、生一物、狀如葦牙は、記に如葦牙因萌騰之物に當れる事、上に云如くなればなり、若て國常立尊は成坐る、其物に因て、同じく其次に成坐りとなり、狹は借字にして、避なる事、地後定の下に且々云るが如し、又狹に避の義有が、其任にしも會利に通ひて、國底立尊の底相近きは、元一神なるが故なり、國土の初め重濁れりし物の、凝場り難きが、混沌て一には集り成らざりし間に、數箇に別れ避て、國の退立限り迄、大小の國々は出來れりし也、偕其國と云は、土木火金水の五星は更なり、大地に近きは月輪など、凡て大地と同じく、天日の光を受けて晝夜を成しつ、も、日天を周り圍む星は、皆我大地より別れ避れる者なり、古來の識者、彼如浮膏物より、如葦牙一物の萌騰れりしは、天日と成れる其後に、其如浮膏

物の國土と成れる其耳を知りて、天地の説を盡したりと思ふは、如何なる事にや、予は心行ず所思るなり、其は地より清上りて成れる天日を君主として、其旋動に従ひて、土星以下の星の大地と同じ狀に、其周りを圍み旋轉は、何の由何の縁に依て然るや然らざるや、古書に其傳なければとて、今現に天日に從ふ由來を明らむ可きを、然る意有る人の、世には聞え來ぬこそ氣疎かりけれ、若本より有りて爲は、何に依て、後に出來れる天日には從ふらむ、後より成れりと爲ば、天よりや別る、地よりや裂たる、亦其義を探索めて、知べき限りは知り明らむ可きを、甚々怪しき事なりけり、予は此を見出て、已に天地未割の下に云へる故に、此言は立つるなり、五星の地なる事、譬へば、天とは天日をも云ひ、又天日と恒星とをも合せて、天とは云へるが如し、但し今予が五星を云は、俗神道者流の國常立尊以下の神々を、土木火金水の五行に配當たるとは異なり、然る妄説など、同じ思を成す事勿れ、槌は借字にして地なり、私記に、或書作國狹土と有を以て知べし、土と云意は、地より別れ避て、又土塊と成り、其本同じ國

在たりし時の氣に牽れて、各五星共に、天日の周圍を回り傳ふ事、又此大地の狀なるが如し、又、月も此大地より別れたりと雖も、此は復に後に成れりし物と見ゆ、其は二柱神の國生坐る頃ほひは、天日の光を久しく受る隨に、潮水と成れりしかば、其頃などや別れたりけむ、殊に地に親しきは更にも云ず、潮の月に應じて盈虚するなど、同氣同質の相應するなればなり、然れども、其分判たりしは國生の以前にて必ず有べきなり、然れども月讀尊の成り坐さざりし間に、月は在るべくも非ずと思ふ人も有りなむか、其は惑の甚しきなり、天日の既に在りて後に、日神は其を所知看すに非ずや、又平田翁の、月豫美國と云て、地下に在る黄泉國とを混つに爲られたるは誤なり、月讀尊と申すも、月夜とは、其國の名にて、見は、所知看す義にて、大日靈尊と申すも、大日は、天日の名にて、靈は、所知看す義なるに同じ、然れば、單語には、日と云ひ、月と云ひ、重語には大日と云ひ、月夜と云ひて、共に對へる名にて、其地を稱ふなり、又其靈と見とは、其地を所知看と云義にて、其神の行事を申す事と心得べし、○次豊斟淳尊は、豊

は動なり、樹は雲なり、第一一書に、亦曰豊斟野尊と見え、古事記には豊雲野神と申せる是なり、偕豊は動の義にて、地動の事に因れる言なり、然れば、言義は處倚なる可し、例は、古事記に、須佐之男命參上天一時、山河悉動、國土皆震と有るを、御紀に扇天扇國、上詣於天と有りて、纂疏に、扇動也と註させ給へるが如し、又古事記石屋段に、天字受賣命、於天之石屋戸、伏汗氣而、蹈登杼呂許志、爲神懸而云々と有て、次に爾高天原動而、八百萬神共咲と有て、登杼呂許志に對へて、動と云へり八千矛神の御歌に、岐藝斯波登與牟など多く見えたり祝詞に、朝日能豊逆登と云ふも、朝日の動み榮えて昇るが如く見ゆるに依て云なり、此にて動は豊なる事を明らむ可く、萬葉七(十八丁)に、大海之水底豊三と、動字に通ほし用ひたるをも、思合すべし、(又古事記に、其天沼琴拂樹而地動鳴と有るも、樹に拂たる故に、動み動むに依りて鳴しを以て、動鳴とは云へるなり、萬葉十五に、伊波婆之流多伎毛登杼呂爾鳴蟬之など、見え、又崇神天皇十年御紀に、騷動を登與久と訓て有る、皆同じ條理の語共なるなり)所

以に、第一一書には、豊國主尊と申す御名を最初に
舉られたるは、主たる御名なればなるべし、倍、豊
國は動國にて、謂ゆる地動の事にて、私運の名なり、
私運とは、國常立尊の神威に依りて、一歳の公運に
准ひて、自轉して一晝夜を成しつゝも、凡三百六十
動みして、一歳をなす事を云ふなり、此動みに資て、
晝夜と行交りて、地上に萬物生りて蕃息する事にて、世
中に此に勝れる寛大なる事無し、又、此に越えたる
善事は非ざるが故に、物を美稱ふるに、豊某と云へる
是なり、柱譽重が、常陸風土記に鹿島神宮の事を、天
則號曰香島之宮、地則名豊香島之宮と有るを、以
地に豊と云ふ美稱なるを思ふ可と云へるを以て知べ
し、(委しくは、祝詞講義豊受宮條、又御門祭豊磐牖命
條に云が如し、倍、地動の事は、荒西夷人の始て考
へ出でたる説の如く、誰も思ふ事なれ共、此第一一
書に見えたる、亦名の傳を讀まば、著明かりなむ、上
なる爲レ地、又地後定より下、次の傳に云へるを思ひ
合すべし、西蕃の古説は、上に引ける河圖括地象に、
天左旋、地右動と見え、春秋元命苞に、陰右動終而入
靈門、地所以右轉者、迎天佐其道と見えて、古

き事なるを、既く其傳は亡ひつと見えて、明の游子
六に、天經或問に、黃石齋老師云、地動而天靜也、地
轉而天運也、如舟行而岸移、非岸移也、實舟行也、
余曾質之曰、若地轉而、天若運、日月之行、則不偏
南北矣、五星之度、則無遲速矣、地無震搖矣、
節無寒暑矣、然天乃輕清故轉速、地乃重濁故靜定、
然舟行數百里、人亦寢食不安、地周九萬里、而人能
安其寢食耶、必以天動旋于外、地靜互於中、乃確
也、師首肯之など云へる、幼稚げなる愚論あり、漸
く今の清代に及て、始て西洋人より傳へて、地動の
事を知る由なり、印度にも地動の説なりしを、既
く佛祖が爲に亡びたり、其は、立世阿毘曇論に、地動
品と云有て、有諸外道、作如是説、是大世界恒去
不息、是言應答、此事不然、若實爾者、如人擲
前、物應落後、又諸外道、作如是説、是大世界恒墜
向下、是應答、此事不然、若實爾者、如向上擲、
應不至地、又諸外道、作如是説、日月星辰恒住
不移、大地自轉、疑是天廻、是言應答、此事不然
若如是者、射不至期、又諸外道作如是説、大地
恒浮、隨風來去、是言應答、此事不然、若實爾者、

地恒併動、若不爾者、地作何相、地住不息と有り、
此外道と云るは、佛道に對へて、其外なる説を左道
として、卑しめ云ふこそ有けれ、佛も如此く拙き者
ならむには、實に凡夫にも劣れる者なりけり、此地
動の事、長阿含經にも同じく見えたり、樹は雲にて、
祈年月次等祭詞に、青雲能靄極、白雲能墜居向伏限
と有る、青雲にて、謂ゆる空氣なり、倍、雲は氣聚
にて、霧と云ひ、霞と云物と同物なるが、其遠近高
低に依て、唯其稱呼の別なる耳なり、四神出生章第
六一書に、伊弉諾尊曰、我所生之國、唯有朝霧而
薰滿之哉、乃吹撥之氣化爲神云々と有る、此に依
て、俗に芬園と名を改て、平田翁の薰園と字けられ
たる者、即ち此青雲なり、倍此薰園は、大地を包み
圍む物にして、其厚さ地平より上四十五度に及ぶと
云へり、是即ち大地の動みて晝夜を成す内に、天日の
光輝を受けたる其温なる氣、大地の全體に融通りて
其氣の又地外へ薰滿る物にて、水と火の相混和たる
質なり、(倍又、右の白雲は同じ物ながら、一時、河
海山澤の氣にて、此薰園とは別なり、薰園は、濃氣
とも濃環とも云て、大地に在ゆる諸般の氣、相聚が

りて、常に地外を包み圍む物なるを、白雲は其薰園
の中にて、謂ゆる冷際と云ふ至りて止まる物にて、
一種別物たり、假令は、白雲は口中より態と吐く呵
氣にて、其出る所は厚く濃くこそ有けれ、其は限り
有を、青雲は常に覺えずして、不知々々呼吸する氣
息の如し、思ひ混ふる事勿れ、右の白雲は、其平生
を以て云にこそ有けれ、或は雨となり雪となる物に
て、青雲とは悉く別なる物なり、大瀧光憲説に、天
の最中は天日なり、天の最上は別天にて、日之少宮
是なり、別天は天日を圍みて、其外に在り、斯在に
大地は五星と共に、天日を中心にして、日天の内を
巡れば、常に邊僻に居るなり、然るに平地より天體
を見るに、覆盆の如く見ゆるは如何にと云に、右の
薰園の半面を見る故なりと云へるは然る言なり、此
に就て又考ふるに、日天本より圓く、別天亦圓き事
雞子の如くなり、然るに、地外の薰園にて、右の如
く覆盆の如く見ゆるは然る物から、恒星も亦覆盆の
如く圓々と見ゆるは、彼は大きく此は小さに依て其
差の出でざるなり、譬へば、向ふに一小丘有り、我
を距事一萬歩有るを、此方にて或は進み退き、或は

左右して見たらむに、少しの我動きにては、彼が位
置の然耳事易りて見えざるが如くにて有べし、此の
天體も亦必ず如此く有べき者なりかし、(此は去し嘉
永元年夏、予某家に在し時、鈴木有隣に論し居たる
を聞き居たるを、今茲に用有て記し加ふる者なり、
此薰園は、葛稚川が抱朴子に、上昇四十里、名爲太清、
太清之中、其氣甚剛、能勝人也、師言、爲飛轉高、則但
直舒三兩翅了、不復扇搖之、而自進者、斷乘剛氣
故也、龍初昇階雲、其上行至四十里、則自行矣、此
言出於仙人、而留傳於世俗耳、實非凡人所知也
と有を、或人、太清は薰園なり、剛氣は冷際なりと
云るは、然る言なり) 偕、其青雲は、天日の光を受
て、大地を蒸し成せば、天地の氣相交和り産靈て、萬
物此に依て成り、白雲は其氣中の一種にして、河海
山澤より蒸發る物にして、夏は殊に多くして、雨と
降て萬物を滋潤し、冬は雪と成て土地の冷寒を防ぎ
て萬物を保有る、此等皆、天日と大地の氣の相交り
て、今然る故に、太神宮の祝詞に、右の如く、青雲
白雲の事を並へ申させ給ひて、年穀の豐饒ならむ事
を祈らせ給ふ事實に深旨有る事なりけり、委しくは、

講義に云を見て曉るべし、此青雲白雲の起りは、全
く地動に依れる故に、國には、始て豐葦原瑞穗國の
嘉號を以て命け給ひ、神には始て豐宇氣毘賣神と稱
奉るに、此神の出自は、四神出生章第二一書に、軻
遇突智娶三埴山姫、生三稚産靈と見えたるに、古事記
には、此神之子と見えたるは、實に此の古傳に相合
へる者にして、火神と土神との交合に依て、物の産
靈ばり生出る、稚産靈神有て、其子に豐宇氣毘賣神
の成坐る事、即ち天日と大地の氣の醸し成より出で
たる事なる故は、豐は地動の義に出たる語なるを曉
る可し、(所以に天に成坐る神には、豐とは稱奉らぬ
事にて、皆國土に成れる神に稱る例と見ゆるは、大
地の動みに依りて、萬物の出來るが故に、此より世
に美たき事は非ざれば、物の豐饒なる事と、盛大な
る事には、何時とても稱云ふ事なり、但し天神と申
せども、此國に降り坐せるか、凡て此國に依れる御
事には、豐某と稱申す事の有など、大殿祭、御門祭
の講義に註せるが如し) 但し上にも説ける如く、天
乃壁立極悉く氣の充塞がる所なるが、別天の氣は、其
質水に近くして、火を含み、日天の氣は、其質火に

近くして水を含める物なるが、其陰陽の氣、元は相
混がれたりしが、始て分れたるより、又相結びて一
物と成れりしは、即ち天地なるを、此大地より再び
朝霧の如く薫り滿る青雲にして、謂ゆる空氣なるが、
其にては氣に二種有るが如し、今此を論さむに、別
天の氣は水なり、日天の氣は火なり、此を造作る神
業を以て、或は蒸熟し、或は麴と成して、再び
水を合せて酒と成せる、此酒を姑く此天地の氣と見
るべし、此に又神業を以て、右の如く又折返して醸る
時は、酒と成る、此即ち地外に薰滿る氣なり、
右の酒の氣と酎酒の氣と、其源は同じ物から、其成
れる上に、其程の異りは有る事なり、而して、其薰
園は天日の光を受けて地に徹り、地より薫り出て、天
氣に交合て萬物を生ず物なれば、此豐斟尊の御功
計り、世に尊きは非ざりけり、(天經或問に、四元五
行の事を云る其説に、氣分三其氣、以疑爲形、而形與
氣爲對待、是一之而用二也、土形居中、而水火
二行、交旋其虛實之氣焉、是土爲形主、水形流地
火形縁物、而水火實爲燥濕之二氣也、金木之形、
因地而出、金則地中之堅氣、木則地外之生氣、然爲

其氣也列于東西、以爲生殺、故舉南北之水火、而
東西之金木寓焉、非以爲水火對待也、是天地之氣、
必原之水火、水之用實重、而火之用最神、而氣濫于
火、而轉動則爲風、吹急則爲聲、聚發則爲光合凝
則爲形、是風聲光形、總爲氣用、無非氣也と云る
は、後代の説ながら、古に空理を云へるには勝れ、
ば、一應り心得て有べし) ○凡三神矣より成此純
男一までの文は、古事記に、次成神名國之常立神、次
豐雲野神、此二柱神亦、獨神成坐而隱身也と有るを、
漢文格に書き成されたるなり、凡は物を合せて一束
に爲る事を云ふなり、三神矣は、三柱能神坐理と訓
べし、柱とは、八洲起元章に、以礮取盧島、爲國中
之柱、其一書に、作立天尋之殿、又、化立天柱と見
え、古事記にも、見立天之御柱、見立八尋殿と見
えたるは、天を固め保つ御柱と云ふ物の有る、其に
准ひて、國柱を堅給へるを、其に擬らへて、天柱と
此にも號けさせ給へるが、天御中主尊より以下の神
等は、天地を造化坐て、天地を堅め保有せ給へれば
其天柱、國柱に寄せて、五御代、七御代の神を、五
柱、七柱など申せる事なりけり、其を及ぼして、佗

神等、又貴人などにも申す事には成れりけむかし、(譬へば、古に某殿と云しは、其名を云に憚りて、其住坐る殿舎を以て稱せりしを、後には殿に住べき限の人ならぬをも、誰殿彼殿と云て、何時となく敬詞と成て、今は其殿にも、何にも預らぬ事の如く思ふが如し、記傳三に、古は神をも人をも數へては、幾柱と云り、神は本よりの事にて、皇子等なども然云へる、常の事なり、良後には、三代實錄清和天皇の大命に、太政大臣一柱と詔ひ、空穗藤原君卷に、大將なる人の女等の事を云ふに、今一柱はと云へり、皆貴人の上の事なり云々と見えたり) 借古事記には、右に引ける如く二柱神なるを、此に三神なるは、國狹穂尊一柱の別に加はれる故なり、然れども、其は國常立尊の亦名の混れて二柱に成れる事、上に地後定の傳に註せるが如し、舊事紀の神代系紀に、國常立尊の下に、亦云國狹立尊、亦云國狹穂尊と有るは、例の私意を以て作れる事か、此神を天御中主尊の次に載て、二代俱生天神など妄作せるを見れば、其信み難きは然る物から、古事記の神世七代の傳の方、角杵神、次妹活杵神を收めて符合へれば、然る

亦名と爲る系記も有しなる可し、如此くならざれば、天常立尊、國常立尊と相對ひ、可美葦牙彦舅尊、豐斟淳尊と相對ひ坐せる事實に合ざるなり、此を以て見れば、彌、亦名なる事灼然し、但し神等の御上に亦名と申すは、其本御身より御魂の分り坐て、別に一柱神と坐て、亦の御行事を成し給ふに依て、御名の亦別に有るにて、一身にして二名有るには非れば、凡て亦名を申すは、其分身の御名なりと知べし、(人は身中に魂を收むる者なりければ、夫婦相嫁繼て子を成すより外、身を分くる事は出來ず、その子をなすも、その魂しひ迄を分くるには至らぬを、神は然らず、御身一柱にしては成就し給ひ難き事の有るには、幾柱にも御魂を分け、御身を分ち坐して、御功を立て給ふ事、思ませば思ますが隨に、御心に隨ひて成る事なれば、凡人の身に比べて思ひ誤る事勿れ、所以に御功の高き神に限りて、御名の多く坐す事、此傳一部を讀み互りて曉るべし、然れば、此の國狹穂尊と申し奉るも、國常立尊の亦名にては有りながら、其行事に就て、御魂も御身も別に一柱に坐せば、此をも神世七代に列ねたる古傳の有つらむを、御紀は

其本に依らせ給へるならむか、然れども、正しく神世七代とし云へば、必ず右の古事記の如く無くしては叶はぬ所なり) ○乾道獨化、所以成此純男一は、記傳三(三十七丁)に、獨神云々、書紀は獨神成坐ると、女男神偶て成坐るとを分ちて、此までを一段と爲られたるを、此記は神世七代と云を一段として、此處をば下へ續けたり、此に凡三神矣、乾道獨化、所以成此純男一と有るは、古傳の本書には、此記の如く、唯、此三柱神者獨神成坐也など、有けむを、例の選者の強ひて漢めかさむ爲に、如此潤色を加へて書れたるなり、甚煩さき語なりかしと云れたるは、實に然る言なり、(此に對へて、下に凡八神矣、乾坤之道相參而化、所以成此男女二と有るも、右に同じ、此等の御紀を選定められし時に、上件の如く、古傳を漢文様に書取り給ひければ、其結句を、又彼に取らるる故に、易を用ひて記させ給へる文なり) 乾道獨化は、右に云れたる如く、獨神成坐而隱身也など云を換られたる文なり、記傳三(十七丁)に、獨神とは、次々の女男耦ひて成坐せる神等と別ちて、唯一柱づ、成坐して配ひ坐す神無きを申すなり、並ぶ兄弟のな

き子を、獨子と云が如し」と有るは、其記の神世七代の分註に、上二柱、獨神各云二代、次雙十神、各合三二神云一代也と有を徴と爲て云はれたる、動くまじき説なり、然るに、此の獨化は下なる相參の對にて、乾陽の純と化る故に、男神耳成坐し、次なるは乾陽坤陰相參りて化る故に、男女耦生坐りとなり、(但し此は甚信ひ難き心ちす、右の三神は國土に依れる神なり、如此くにては、天神の天上に在すなどにはこそは叶ふ可けれ、舊事紀にも、此神等に俱生天神など有る如くにて、餘りに叶はざる文なり) 然れば、記の獨神は、其成れる神に申し、此の獨化は、其神の因て成れる物實に就て云へるなれども、此は協ひ難き心ちす、其は次に云べし、隱身とは其物と俱に生坐て、其物の主宰と坐す由なるが、顯身を顯はし坐す御靈の幸ひを以て、造化り給ふを行事として、他神に御命負せ給ふり、又は諸神と神議の御在し坐す時ならでは、顯身を成し給はずして、常在に靜まり給ふが故に、隱身とは申すなり、猶神聖生其一中焉の傳に、其説有が如し、(乾道は易の乾の象傳に、大哉乾元、萬物資始、乃統天首出庶物、雲行雨

施、品物流形、大明終始、六位時成、時乘六龍、以御天、乾道變化、各正性命、保合大和、乃利貞、萬國咸寧と有り、殿岡從が神通放言に、其資て始め天を統ふる物は、日輪の神物にて、首て庶物を出すは、日輪の化育なり、又大に終始を明に成すも、日輪神物の出沒、本未自明なるを云ふ、六位時成とは、六合及晝夜二六十二時を云ふ、此を龍に象るは、變化の義に據る曲言なり、子華子に、群龍者衆陽氣也と云り、如此く、乾道は今日の天にて云事なるを、天先成などの事に當て、其を乾道と云は違へるに似たり、從が云へる如く、漢以來の易を説く者、悉く易理に闇かりしかば、御紀の選者も其誤を受けて、事實を誤らせ給へりし者なり、所以に、此説は成せれども、其訓は省けるは、古語を混淆らざる爲なり成此純男と云も、未審しき文なり、此より以前に成坐て、而も天神と坐す高皇產靈尊、神皇產靈尊などの、此も獨神成坐るす、神皇產靈尊には、古事記に神產巢日御祖命、神名帳(出雲國出雲郡)に神魂意保刀自神社など、女神の御名御在せれば、高皇產靈尊に別に男神と云ふ傳も無けれども、出雲神賀詞に、高御魂神魂

命と上に在て、親神魯伎神魯美命と下に云へれば、必ず夫婦の神に在し、次に可美葦牙彥舅尊と男神なるに合せて、天常立尊をも天に屬ける神なれば、姑く此をも男神と見奉りたらむには、大地に屬ける神は、其に對ひて女神ならむも知るべからず、然れども然る傳無ければ、古の成此純男と有るに倍ると雖も乾道獨化などは、決して言はれぬ事とぞ所思えたる、私記に、問、開闢之時、天下已定、然則乾坤當共相化、何故乾坤獨化哉と疑へる、其答に、天地已定、陰陽是別、二儀雖具、三才未備、故即生男足三才、但天先成地後定、故乾道先化乃成純男也、非謂天獨在而地獨無也、と有れども強ひたる可し、(又釋に、以天先成之義、國常立以下陽神化生、所謂乾道獨化是也とも見えたり、國常立尊は、天先成れるに因れる神には坐さず、地後定に因れる神なり、口訣に、乾道獨化者、狀如無而有、猶天養萬物之神也と云るは、右の古事記の事を含みたる説なれども、猶盡さるなり、其外にも此を立て云ふは、悉く僻説なり)

日本書紀傳二之卷

神代上第二 神世七代章 穗積重胤 謹選

一書曰、天地初判、一物在於虛中、狀貌難言、其中自有化生之神、號國常立尊、亦曰國底立尊、次國狹槌尊、亦曰國狹立尊、次豐國主尊、亦曰豐組野尊、亦曰豐香節野尊、亦曰浮經野豐買尊、亦曰豐國野尊、亦曰豐齧野尊、亦曰葉木國野尊、亦曰見野尊、天地初判は、第四第六の一書にも出たり、此は古事記に、天地初發之時と有など、世の初を大凡に云へるとは異にして、正しく天と地との初て判れたる時を指て云へるなり、正書に、天地開闢之初と有る、

此に同じ、其は此傳などにては、然耳其初て判れたるし事の委しき狀も顯には見えざれども、第六一書に至りて殊に明らかに知らるるめり、其は其傳に云べし、然れば此一書の傳なども、其意を得て説く可きなり、爾らざれば、其時の有し狀には如何合ふ事の(有む)初判を、波自麻流時と、訓來れりしを、記傳に引れたるには、波自米能時と訓改られたるは、其に引れたる孝德天皇御紀に、與天地之初、萬葉二(二十七丁)に、天地之初時之、十九(二十七丁)に、天地之初時從、十(三十二丁)に、乾坤之初時從など有る、例證も慥なる事には有れども、猶、欽明天皇十六年御紀に、天地剖判之代、古語拾遺に、天地剖判之初なども有て、其天地の剖判し事を云るを以て、此の判字に讀み有る事を知れらば、波自米能時流々時とは訓を附けたり、(又萬葉三には、天地之分時從とも有り、此等の事共は、己に正書開闢之初の傳に、委しく註せるが如し)○一物は、正書に狀如葦牙と有とは別にして、彼の浮膏の如くなりし物を云るなり、若し其葦牙は、此よりして萌騰りし物には有れども、其事は云ずして、混成し一物なりけ

る時の事を立てて、凡て天の別れ去りし事は載せられざる傳なり、是を以て、其天の事は別物として、上に天地初判とは云るなり、(委しく云時は、一物生りて其より如^ニ葦牙^一なる物の出判れし事を云べきなれども、其混成し状と、其留りて國土と成れる次第とを此には云り)○在^ニ於^ニ虛中^一は、第六一書に、生^ニ於^ニ空中^一と有^ニ同^ニ事^一なり、古語拾遺に、天地剖判之初、天中所^ニ生^ニ之神^一云々と有れば、天中に生れりとぞ云けむ、其は天とは世の限りを總て稱ふ名にて、天御中至尊の御名に懸けたる天なる事、上に云るが如し、(其は常に天地と云は、天日と大地とを云事には有れども、己に傳一、天地未剖の下に云る如く、大きく云時は、天日をも別天をも天と云るには、虛空をも兼て、世限りを云ひ、其に對へて地とは、國土をも月輪をも五星をも合せて、地と云ひ國と云事なれば、此の天中の天も、其例の天なり、此天中の天を空なりと心得て、今本に會羅能那加と訓るは誤なり)但し其天中と有も、天地の未だ生ざりし以前の事にて、其實は、右の虛中空中の事には有れども、未會羅といふ名は非ざれば、阿米とのみは云へりし

なり、會羅は外在にて、內在の反對なり、其宇良は物の限と云ひ、極と云へる對なり、其證は、萬葉十五(三十四丁)に、安米都知乃會許比能宇良爾と有を、三(四十六丁)に、天雲乃會久能極、天地乃至流左右爾、四(廿五丁)に、天雲乃退隔乃極、九(三十三丁)に、天雲乃退部乃限、十九(三十六丁)に、天雲能會伎能波美など有は、天雲の退方の極とも限とも云るにて、其限り極る此方は即ち宇良なる事、引合せて曉る可し、神武天皇御紀に、日本者浦安國と見えたる浦は借字にて、内なり、次に玉牆内國と有も同じく、國の限までも安き心にて、浦安國と號けさせ給へるなり、次に虛見津日本國の事を云ひを考合す可なり、(表裏の裏も、其内方に在を以て云ひ、情を宇良と云も、思の反にて、外に出でぬ思ひを云ひ、海に浦と云も、和名抄に、大川旁、曲渚、船隱風所也と有て、此も内の意なり)古天地の未立ざりし時にて、口訣に、虛空未^レ有^ニ方所^一也と云る、其の如くなるが、何方の限までも天中にて、謂ゆる高天原なりしを、天地出來れる上は、其形體を成せる天地は、神も人も住著く處なるが故に、其限り極

まる方までを、右の如く宇良と云へるにて、其限より外なる空虚の所を、會羅とは云へるなりけり、古事記國生段に、次生^ニ大倭豐秋津島^一と有は、後名を以て始に及ぼし記されたる者なるが、亦名謂^ニ天御虛空豐秋津根別^一と有は、當時の名なり、其は始て國形を成して、天御虛空に動み見はれたる由にて、二柱神、此國土の内^ニ土著^一し給ひて、始て會羅とは號させ給へるならむと思ゆればなり、其は八洲起元章の、立^ニ於^ニ浮橋之上^一を、其第二一書に、立^ニ于^ニ天霧之中^一、第三一書に、坐^ニ于^ニ高天原^一と有は、虛空と云べき所なるを、國土は未だ成ざりし間なるが故に、天と云を以て曉る可し、(猶虛空を天と云へる事多し、祝詞に、下津石根爾宮柱太敷立、高天原爾千木高知と有も、虛空の方に千木の高く貫き出たるを云なり、發語の天傳は空傳なり、天飛也は空飛也なり、天雲と云ひ天霧と云も、虛空なる雲霧を云へる者なり、素問に、岐伯曰地は、爲^ニ人^一之下、大虛之中者也と有る、張介賓註に、天包^ニ地^一之外、地居^ニ天^一之中、故曰^ニ大虛^一之中^一者也と見えたるをも思ふべし)然る故に、天孫降臨章第二一書に、居^ニ於^ニ虛天^一而生^レ兒^一と有は、實物

の天に對ひて、其空間を云なり、海宮遊行章第四一書に、從^ニ天降者^一當^ニ有^ニ天垢^一、從^ニ地來者^一當^ニ有^ニ地垢^一、實是妙美之虛空彦者歟と有は、天とも地とも屬ざるを以て、其中間の所を虛空と云へる、是天と地とを内と見て其外なる意なり、神武天皇御紀に、及^レ至^ニ饒速日命、乘^ニ天磐船^一而、翔^ニ行^ニ大虛^一也、睨^ニ是^ニ鄉^一而降^ニ之^一、故因^ニ目^一之曰^ニ虛空見^一日本國也と有は、此國土に對ひて、其空虚の所を云へる、其大虛より見留て降坐し由なり、崇神天皇十年御紀に、仍踐^ニ大虛^一登^ニ于^ニ御諸山^一、垂^ニ仁^ニ天皇^一二十三年御紀に、有^ニ鳴鶴^一、度^ニ大虛^一と有るも右に同じ、欽明天皇二年御紀に、上達^ニ雲際^一、下及^ニ泉中^一と有も、地底に對へて地外を云へるなり、此等を合せて會羅は天地と云物有て、其外なる意を彌明らむ可し、推古天皇二十年御紀に、夜須彌志斯、和俄於朋者彌能、訶句理摩須、阿摩能挪蘇訶礙、異泥多々須、彌蘇羅烏彌禮麼と有は、安見爲し、我大君の隱坐す、天八十陰出立す、虛空を見者にて、其天八十陰は、御殿の事なり、然して隱坐の對に、出立す虛空と云るなるが、此は御座所より出御せる事を、如此く蘇羅とは云るなり、(萬葉五に、

久堅能阿麻能見虛喻、十に天三空なども有り、鈴屋
大人説に抑天と虚空とは別なれば、精しくは分て云
る事も有れども、共に上方に在れば、此國よりは天
を會羅とも、虚空を天とも通はし云も常にて、天御
虚空なども云り」と記傳三に見えたり、又萬葉四に、
天雲之外耳見管、又天雲之外從見など續けたる、天
雲之は發語なるが、外を余會と云ふは、彌外處の引
合なり、會羅は外在なる證に備ふへし、印度に、會
羅と云へるも、我古語の傳はれるなる可し、宋米芾
と云者の書史會要に、皇國の僧寂照が、彼國にて語
りし事を記せるに、天則云會良と有は、彼は空を
指して、此を何と云ぞと問へりしかは、其事と心得
て答たるなる可し、然らずは、梵語と此の語と合へ
るを取て、其間に答へたるにもや有む○狀貌難言
とは、右の一物の形容の、如何にとも號く可からぬ
を云なり、形貌は、紀中に容貌とも作り、此は高皇
產靈尊、神皇產靈尊の産靈に資て、空氣無質なる天
中に、初て形貌作れる一物の成出たる、其一物の條
理を云ひとて、形貌とは云るなり、凡て形貌とも容
貌とも書て加多知と云ふ、加多は、其物の體を云ふ

事なるが、知は道にて、其物の條理を、美しくとか、
醜しとか、赤しとか、黒しとか云む料に云へるなり、
(價は象取、語は象有にて、價は彼物の形を取て、此
物に號する事なり、樂記に、體樂價天地之情など云
へる此なり、人に物云ふを語ると云も、其象を聞く
人の想像にて寫し得べく云ふを云り、又物に姿と云
は素形にて、其形貌の繕ひ無くして有りの任なるを
云なり、此素は音訓一にて、素肌素足などの素なり、
此等の言をも合せて、其形貌の意をも明らかめ曉る可
し)難言とは、其天中に成出たりし物を、一物と迄
は云たりしかども、其狀貌を云に至ては、言も斷え
意も及ばざるなり、實に其極意を云ふに及では、古
事記序に、夫混元既凝、氣象未効、無名無爲、誰
知其形と有が如し、偕、此一物はしも、上に如鷄
子とも、游魚とも見え、下に如浮膏とも、浮雲と
も譬へたる物なるを、此に至て、如何にして形貌難
言とは云ならむと考ふるに、傳三(如鷄子條、及譬條)
に云へる如く、物の成れりし後と、未だ成ざりし前
とは、思の外に異なる者なる故に、象どりも號も爲
べからぬを、上に云へる如く、物を譬ては傳へさせ

給へれども、水晶の事を、硝子の如しと云ひたらむ
も、彼は天然の物、此は人作の物なる差有が如し、此
に、狀貌難言と、其意を含みたる傳にて、甚尊く所思
ゆ、萬葉三に、將言爲、便將爲便不知、極貴物者云と
と有が如く、奇しく妙にして、云ひも稱けも爲べか
らざる物ぞかし、五十音義訣に、此は白地に云に難
かる、陰陽の媾合せる貌なりし故に、狀貌難言と
云へる由に云はれたれども、何れの傳にも然る事な
ど憚れる事無れば、此一を諱む可きに非ざれば有ま
欲き説には有れども、予は諸はず、(赤縣太古傳に引
かれたる老子に、道之爲物、惟恍惟惚、惚兮恍兮、
其中有象、恍兮惚兮、其中有物、窈兮冥兮、其中
有精、其精甚眞、其中有信と云ふ、其象、物の恍
惚たるは、此の狀貌難言に當り、次なる精、信は精
神なる事、上なる古天地未剖の下に云が如し、此は
次なる其中自有化生之神に相類たり、其恍惚を又
老子に、視之不見、名曰夷、聽之不聞、名曰希、搏之不得、名曰微、此三者不可致語、故
混而爲一、其上不徹、其下不昧、繩々不可名、
復歸於無物、是謂無狀之狀、無象之象、是謂恍惚

と云り、莊子知此遊篇に、光耀不得門、而孰視其
狀貌、窅然而空然なども見えたり○其中とは、右の
一物の中なり、上に虚中と有は、天中に一點の物の
成出たる謂なるを、此に其中と云るは、其一物の全
體を云るにて、何れか一處を指て云には非るなり、
其は第四一書に、天地初判、始有俱生之神と有る
如く、其物と俱に生り坐て即ち其物の神と坐由なり、
所以に、古事記には此段の神等の事を隱身也と有る、
其事、傳一(神聖條及乾道獨化條)に註せるが如し、
(中と云言の委しき義は、第四一書天御中主尊の下に
説くべし)○自有化生之神の自は自然なり、其は
第二一書に、上に先物を云て、次に因レ此有化生之
神第六一書も右の例にて、因レ此化神と二所に出た
るとは別にて、此は上に一物と云て、其形貌を何と
も指て號け言ざる故に、因レ此とは云べからざれば、
自然とは云る者なり、此を於能豆加良と云るは、己
著在にて、己は右の一物に係り、著在は其一物と共
俱に在を云なり、(躬又親を美豆加良と云は、身著在
にて、自然の化の上なる反なり、又手して自ら物す
るを手豆加羅と云るなど、都加良は物と相離れぬを

云事なるなり、又上に引る老子に、象有り物有て、其中に精神有る次第を、此に思ひ合すべし。化生之は古來、成出流と讀めり、然れば、此は強て化字に泥ひ可き所に非ず、二柱産靈神の靈威に資て、此一物を産成し給へる、其物に自然に神の成坐る事、譬へば人の子を産めば、精神は其體に具はれるが如し、其精神は人體と共に成て其主と成れるを思ふ可し、(傳三に、化爲神など云は、其物の皆から變化するにて別なる由、其に辨へたるが如し、化生字は易に天地網繼、萬物化醇、男女構精、萬物化生と有をとれり、又素問に物生謂之化、物極謂之變と云ひ、列子に載する老聃が語にも、造化之所始、陰陽之所變者、謂之生、謂之死、窮數達變、因形移易者、謂之化、など有より出たるなり、通證に引る草木子に、化生者、非胎非卵、隨氣化而成と云り、然れども、此には然計りの意にて用られたるには有べからず) ○國常立尊正書に出づ、(傳一に見えたり) ○國底立尊、第三一書にも出たり、名義は國退立と申すに同じ、太神宮祈年祭詞に、天能壁立極、國能退立限と見えたる、其天は、天底立尊の御す別天にて、恒星

の羅列りて天垣と成れる故に、天壁立尊とも申す御名坐り、其に對へて、國能退立限は日天にて、天日に從ひ巡る五緯星は皆此大地の所屬にて、謂ゆる國底なりければ、其を建給へる神に御在せり、(其事、傳一天先成と、地後定との下に云るが如し、又第三一書にも、天底立尊の下に云はむを、彼此見合せて曉る可し) 五星は國より退て立る國なるが、其限りは土星にて、日天と別天との界に在る國にて、御光の及ふ限なる故に、國底にて謂ゆる退立限なる者なり、然れども、右の土木火金水の五星の中にて、土星木星などの如きは、大地よりも若干に大なるを地の所屬なりと云事は、如何なる如く思ふ人も有なむを、今此を論ざば、水星金星などは、天日に近く、火星木星土星などは天日に遠きを、此大地は其中分在て、其御光を受る事宜しきに適へるを以思ふに、大地は其五星の偏寒偏熱なるとは、此上無く氣候正しく有て、其真秀なる可美國にて有れば、假令其廣く大なるも、猶末の末國と云者なり、(其は、此大地にても萬國有が中に、皇國の如きは、外夷の國々に比へては甚く瑣細なれども、北極出地三十度より四

十度の間に、東より西に長く在て、謂ゆる正帶の國なるが、其同じ正帶の地方、悉く皇國の如く美はしからずして、獨り皇國のみ萬國に勝れて何れ國なるが如く、土地の大小に依には非るなり、然れば今の五星の説に當て云ひに、大地は皇國の如く、月は琉球などに當り、五星は赤縣印度、及び荒外に在る大國の如くなり、然れば其大國共はしも、皆からに皇國の御奴として仕奉る可き國なるを以曉るへし) 偕、其五星も國なる事は傳一(天地未剖條)にも引て註せりし如く、天孫降臨章に、二神途誅邪神及草木石類皆已平了、其所不伏者、唯星神香々背男耳、故加遣倭文神建葉槌命者、則服、故二神登天也と有は、此國土を討平げて、皇御孫尊を天降し奉り給はむとて、征伐の大御使を降し給へるなるに、大地の障とも成らぬ星神の不伏ればとて、其を討平げしめ給ふ事はしも、彼は上に云が如く、國の退たる傍國なれば、其に棲息む神と雖も、皇御孫尊の大御趣けに従奉る可き理なればぞかし、其香々背男は熒惑星なる由古くも云る、其即ち火星なり、此一を以て、餘の四をも准らへ思ふ可し、(又其第二一書には、天神遣

經津主神、使平定葦原中國時、二神曰、天有惡神、名曰天津彗星、亦名天香々背男、請先誅此神、然後下撥葦原中國と有る天は、天經或問に、滅一尺地、則多一尺天と云にて、日月諸曜の懸れる天なり、地も亦其天中の一物たるが如く、遠く天の方に望むが故に、天有惡神とこそは云れ、其實は國なる事上に云るが如し) 記傳三(二十九丁)に、底とは上に在れ下に在れ横に在れ、至り極まる處を何方にても云り、萬葉十五に、安米都知乃曾許比乃宇良爾と有を以て、天にも云べき事を知べし、又六に、筑紫爾至山乃曾伎野之衣寸見世常、伴部乎班遣之と有る曾伎も、極を云て同じ事なり、(宇良は内と云に同じ、紫式部日記に、底比も知ず清らなると云へるも、限も無しと云に同じ、源氏物語などにも此詞有り、若て曾伎は曾久を體言に云へるにて、曾久とは離放る意なり、離居り、遠く退くなどの曾久なり、若て其を體言に曾伎と云は、曾伎たる處を云言なり、又曾許と云時は、許は彼處此處などの處にて、曾伎處の意なり、故曾伎と意は全く同じきなり、偕、曾伎も曾許も離放れる處を云て、自然其離放りたる至極

の處の稱にも通はし云なり。又四に、天雲乃遠隔乃極遠鷄跡裳、九に天雲乃退部乃限、十七に山河乃會伎方乎登保美、十九に天雲乃會伎能波美、又三に天雲乃會久敵能極とも有り、又塞を會許と訓も、境域の極界の地なるを云ふと有にて、底の義は聞えたり、然れども、右の説にては底は國の退たる極みを云にて、此國土限の事なるを、予が底と云は、此國土より、離放れる日天の中に在ゆる、右に云へる國々を、凡て國底と云事なるなり、但、祝詞に根國退國と有は、地下に在る國にて、謂ゆる黃泉國なれば、此とは別なり、思混ふへからず、又、常と底と通へる由に説れたる、其は常世國は底依國なるなど、例有る事には有れども、國常立尊と申すは、此國處に限り、國底立尊の、彼五星及月など地外に在る國に係れる御名にて、各々別なり。○次國狹槌尊上に出づ、(傳一に見えたり)○國狹立尊の國狹は國避にて、此大地より分れ去て國底に立る所由は、已に上に云り、偕其避は退にて底と同じきが、立とは其國を造り立つる謂なるが、此五緯星も大地と等しく、日縦に旋轉が故に、其地形を保有るなり、舊事紀の

神代系紀に、國常立尊の御名を記して、其下の細書に、亦云國槌立尊、亦云國狹槌尊と有は、佗の古書に、亦名と傳へたるが有しを取れるにぞ有べき、(但し其に續けて、亦云葉木國尊と記せるが誤なるのみならず、凡ては古の事を熟も得知らぬ人の推量にて定めたる事も多在れば、從ひ難き事のみなれども、右の二名を、亦名に擧たるは、神世七代と云ふ世數にも合へれば、取べく所思ゆ、此事上にも云り)○次豐國主尊、此御名を地動の事に依て負坐るなりける、此に此御名を首に載られたるは、豐斟淳尊と申奉るよりは、此方の主たる傳を有けらし、(彼神代系紀に、國常立尊、豐國主尊と大書に並記して、其細書に、亦云豐斟淳尊と有は、其頃の人の思依文と事なれば、然る古傳も有しなる可し)豐國と申す豐は動にて、晝夜の往交る私運の名なり、如此して天日の光に向ふ故に、天地の氣相共に和なひ感けて、地上に萬物生々て止ざる事、上(傳一)豐斟淳尊の條に註せるが如し、國は回、春秋と行經る一年の公運の名なり、天日の周圍を旋轉る故に、天地の住定る、是即ち國土の常在に立る所由なる事も、

上(傳一)國常立尊の條)に云り、然れば豐國と申すは、大地の公運に資て、私運を成給ふ御功坐る由なり、主は成爲なる事、第四一書(天御中主尊の條)に云べし、此に資て國土に萬物の成出蕃息りて豐饒なる事、偏に其靈威にし有ければ、甚々尊き御事なりかし、(平田翁は、此神をも黃泉神に列へたるは、甚味氣無し、此公運私運を云ながら、其主宰の神を云ざるは、自然の事と爲るにや、世の識者の心こそ甚々疑はしけれ、關尹子二柱篇に、天非自天、有爲天者、地非自地、有爲地者、譬如屋宇舟車待人而成、彼不自成、知彼有待、知此有待と云る如く、舟車の運轉も、人を得ざれば能運轉する事能はず、此を以て、國土の旋轉必ず其主宰し給ふ神坐る事知べし、然れば、知らる、限は曉り明らかめずは有べからず、天經或問に、格致草曰、萬物芸々無主則亂、帝王於人其顯且大、豈非俱言天之有主宰耶、夫鳥鳳獸麟蜂房蟻蛭尚有王長、況以天地之大、時行物生際上蟠下者乎、圓則九天執營三度之、其運其處就主三張之、且也江艘海船越艇蜀舩、乘風激漢渡岬凌波、豈舟之自爲哉、有舵師操之若神存焉、天地主宰、

先(傳一)天無始後(傳一)天無終、其樞軸之全、能運之於穆不己者、蓋有非人所思議能及者也、故綴歸之天而止也と云り、許の心は着ても、其神代の古傳無き國に生れては如何とも詮無を、皇國に生れて神代の古説に依りながら、右の綴歸之天而止と、云ふ如き人も多きは如何ぞや、事の序なれば云べし、傳一に如葦牙と云へりし物の萌騰れるは、古事記に生女島、亦名謂三天一根と有れば、その邊を天一根と云ふ處には有けるを、その海は謂ゆる速吸名門なり、其地方は豐前國豊後國にて、古に豐國と云し所なるに、古事記に豐國謂豊日別と見えたり、此に因て思ふに、豊日別と云は、如葦牙と云し物の萌騰りて、天日と成れりし謂なる可し、其は古事記に亦名を擧られたるに、筑紫國を白日別、豐國を豊日別、肥國を速日別、日向國を豊久士比泥別、熊曾國を建日別と云る其中に、肥國などは、彼景行天皇十八年御紀なる、火國の説に依れる名とも爲べけれど、佗は皆某日と、日に義有べき記し様なるに、心をなむ着べかりける、然れば、大倭と伊豫と筑紫と三相の所に在る大海の回き所は、天日の萌騰れりし

所にて、伊豫と筑紫の斷て國形の連聯るも亦其に依れりけり、(白日別は著明く天日の別れたる意、豊日別は動みて天日の別れたりし意なる可し、神樂歌に、日神を豊日女と申奉り、用明天皇の大御名を橘、豊日天皇と稱奉れるなどは、朝日能豊逆登とも云て、天日の動むが如く見え給ふに依れるにて、此の豊日別の例とは別なり、速日別は速は生にて、葦牙を云か、豊久士比泥別の久士は奇なり、比泥は日根にて、天一根などの如く、天日の上れりし根なる可し、彼國に穗日高千穗之峰など有も、必由有る事なる可く、又皇御孫尊の此に天降坐しも、天日に親しき所縁有が故なる事、大祓祠講義に云るが如し、建日別の建は多底に通ふ可し、五十猛神を伊達神とも申す例なり、偕多底は日縦の縦にて、此國より葦牙の如なりし物は上り、其即天日と成れるに、大地も此に因准ひ動み回れるに起れる由なる可し、然れば、右の如く浮膏なりし物の湊まりける天一根より抽出て、如く葦牙物の崩騰りて、天先成て地は未だ定まらざりしかども、其迹、速吸名門と成て、天氣を速く地下に吸入て、國の動みは出來りし故に、大地の全體に亘

れる豊國主尊の御名を負て、大古より其地方に豊國の名は傳はれりし者とぞ所思たる、實に萬國の元首と有る皇大御國にて有ければ、此大地の運動の輻軸たる處も、必ず此皇大御國の内何處にか有らむと、年頃思ふ事なりしを、今此に至りて其説を得たるは、甚切樂しき時なるかも、(猶傳一、如葦牙物の下に云る説を考合す可し、西川正休説に、此國在萬國之東頭、朝陽始照之地、陽氣發生之最初、震雷奮起之先土と云るは、謂れたる説にて、必此大地の東頭元首たる皇國の陽州申土に始りて、大地の運動は、此より起らざれば、何れの國よりか起らむ、彼玄牝之門にして、天地の根たる説をも思ひて熱考ふ可くなむ)○亦曰豊組野尊は、上に豊樹淳尊と申すに同じ、記傳三(三十六丁)に、久美は久毛久牟など、通へり」と云れたるが如し、(但し上に云る如く、組、樹、雲共に同じく、水氣の聚がり凝て、青雲と成れる意なるが、水などに汲と云も其なり、又物に與するなど云る久美なども同言なり、其は天孫降臨章第四一書、來目部の傳に云べし、又隱を許母理と云も組などに近し)○亦曰豊香節野尊、香節は借字、首

伏にて、大地の西の下より、東の首に頗傾し動むが故に、日を面にして晝と成り、日を後にして夜と成る私運を、主し給ふ意の御名なり、加夫斯の例は、古事記八千矛神の御歌に、夜麻登能比登母登須々岐、宇那加夫斯と詠せ給へるは、倭の一本薄の、穗末の撓める狀に、女神の低徊給ふ事を譬させ給へるなり、又天智天皇二年御紀に、一宿之間稻生而穗垂、穎而熟と有も、稻穂の實りて、其末を垂たるに加夫斯と云るなり、此等を以て、加夫斯は首伏なる事を曉るべし、此垂穎は、四神出生章第十一書に、其秋垂穎八握莫々然と有には、多理保と訓り、其も穂の垂下る事を云ふにて同義なり、字書にも、穎穀實繁頤而垂、末也と云り、今も物の蓋を覆ふ事を閤すと云り、其も其物の首を伏する謂なり、天孫降臨章第一一書に、是時勝速日天忍穗耳尊、立子天浮橋而臨睨之曰、彼地未平矣、不須也頗傾凶目杵之國歟、乃更還其陳、不降之狀と有は、天忍穗耳尊の御天降の時、中天より大地の旋々と傾き旋る狀を見驚かせ給ひて、還上り坐し、傳なり、然るは、此大地に居ては、彼大なるに、此身の微なるを以て、其動みは古より今

に至る迄、誰有りて一人も覺えたる事は無れとも、今も地を離れて中天に升起などして、此大地を頗見たらむには、其頗傾すを見て、誰も驚かぬ人は非じやは、(但し天神の御子と坐ながら、此大地の動みを見行し驚かせ給ひて、還上り給ひしは、如何なる如く思ふ人も有なめども、此尊は此土に降らせ給ふ事は好ませ給はざりしかば、其耳ならず國の未だ平かならざるとの事を合せて、天神の御許に其降り坐ざる由を申させ給へるなる事、正書及び古事記などの傳を合せ考ふ可し、或説に天日は地より大なる事、百四十三萬二十五倍に及ぶと云り、然れば、其天日より此大地などは螢火などの如く小く見えけむを、良虚空を経て大地に近附給へらむには、其形も大きく成れらむを、其動み將著く見えけむには、驚かせ給はぬと云理の無き事ぞかし)此を以考ふるに、大地は團體にして上下左右有る事無して、何れを首とし何れを尾とも爲へからざるが如しと雖も、其は古傳無き夷狄の論にこそ有けれ、皇國は萬國の東極に當りて首なり上なり、萬國は皇國の西方に羅列りて尾なり下なり、成務天皇御紀に、以東西爲日縱、

以南北爲日横、山陽曰影面、山陰曰背面と有て、此國土の事は、天日に資て定むる古法なるが、其を以質せば、其日縦の東極に在る我皇國は、即ち萬國の元首なるが故に、萬國の先導として天日の方向伏し巡れば、萬國は後從して轉りて息ざる、是即ち國の動み首伏になむ有ける、(北極直下の域を上と爲るは、神代の古傳無き外我の説なれば取に足ず、皇國より云へば彼は背面にて、北方に僻れる邊鄙にて、甚々卑しき國ぞかし)○亦曰浮經野豐買尊の浮經は字の如く、野は例の主なり、倍浮と云は浮雲浮霧などの如く、虚空中に浮べる由なり、凡此天中は傳一(天先成條)に已に説るが如く、元氣此に充塞がりて、日月星辰を載せて維持する物なるが、其中に無數の氣脈有て、日月星辰も亦此に懸らずと云事なし、此大地も亦然り、天日の周圍に大地の回有りて一歲に運行り復る氣脈有て、又大地は此に浮べるなり、經は歴にて其一歲の公運の内に春夏秋冬の節を歴る事なるが、此は已にも云る國常立尊の靈威なるが、又此神も御心を戮せ御力を一にして其神功を幽贊け給ふが故に、豐買尊と申奉る御名の冠に負せ給へる

者なり、(素問に、岐伯曰、地爲三人之下大虛之中者也、帝曰、憑乎、岐伯曰、大氣舉之也の張介賓注に、大氣者大虛之元氣也、萬物無不賴之以立、故地在三書考靈耀に、地有四遊、冬至地上行北而西三萬里、夏至地下行南而東亦三萬里、春秋二分其中矣と有る、三萬里は妄説なれども、四遊昇降と云者經なり、遠西の説に、大地一秒時間に東に向て運轉る事三里半餘の遠に至る、其行度の神速なる事、人智の及ぶ可に非ずと云るは然も有にや)豐買の豐は例の動にて、買は易にて、晝夜と往交りて、其氣脈に浮るが、一日々々と易りて一歲を経る意なり、大地の須臾も息時なく、日々に新に動み易るを以て、萬物も生々息ざる義の御名なり、賣買の買も、此價と彼物とを易るを云て、其に依て佗に利用有り、自に利有る、其意を此にも假借て見る可なり、(天家の説に、大地每歲天日を一周轉する外に、其體中一個の本心有て自轉す、其本心を轉回し盡すに十二時を以てす、是晝夜を成す所以なり、大地は本暗體なれども、天日に面する部は、其光輝を受て白晝と成り、人暖氣を

生ず、然れども大地自轉の勢にて天日に反き、暗夜となる時は我に相對する諸國は、却て白晝と成り、暖氣を受る事、猶我が天日に對せし時に異なる事なし、此即彼の晝は我の夜、我の晝は彼の夜なる所以なり」と云り、大地の日夜に動み易る大凡如此し)○亦曰豐國野尊は、豐國主尊に同じ、已に上に云り、但し野は借字にて、此耳ならず正書の豐樹淳尊の淳、此の諸の御名の野など、皆同じく主の義なる事、彼此相對へて曉る可し、借主は成爲にて、其物を成し爲りて其物に主宰と成る意なり、又主を倒反して篠とも云り、篠は字にては有れども、其言はしも主と同じき故に、寶劍出現章第一一書に、清之湯山主三名狹漏彦八島篠と申す神名を、又云清之湯山主三名狹漏彦八島野とも記されて、凡ての御名は同じきが、篠と野と換れるのみ、又云と云べき所に、外に少しも異なる所なければ、右の篠と主と同一言と見れば、何れよりも切めて野と云る事なり、(此は大國主神の亦名なるか、八島篠は八島主にて、大國主と申すに等しき御名なるを曉るべし、但し此は地神本紀に依て、亦名と定め云なり、其一書に、

此神五世孫即大國主神と有も、古事記の傳も共に誤と見ゆ、但し此は此に用なき事なれども、事の序に云なり)凡物事はしも成すに依て名有り、名有るに依て其行事の大小も知らる、者なり、然れば那須は又名爲にて、又名有ることを云なり、大國主神の亦名を大名持命と申す名は成にて、作成なり、其は古事記に、其神言能治我前者、吾能共與相作成、不_レ然者國難成と有を、照し見て知べし、成は又名有にて、譬へば國土を經營せれば、山と云名有り河と云名有りて、其は山を成し河を成すに依りて、物と名と二つ共に顯はるゝが如し、然れば此豐國主尊と申す主は那須にて、名爲の義、豐國野尊と申す野は、那須の引合にて怒とこそは成れり、其意は少も替らざる者ぞかし、(猶第四一書なる天御中主尊の傳にも云如く、中は成處にて、天地萬物の成る處の義、主は名爲にて、天地萬物を造化らして、其主宰と坐る義なるをも思ひ合すべし、産業を那理と云ひ、物の生出るを那流と云も此に同じ、傳一、一物の下に、物は諸名にて、未其名と爲べき事の出來ざるが故に物と云ひ、又物の成出て後も、其を混同にしても物

と云事なるなど、此の野の例にも又引出つ可なり、老子に、有レ物混成、先天地一生云々と云て、終に吾不レ知其名、守レ之曰レ道、強名曰レ大と有も、無爲にして成れる物なるが故に、何とも號く可からぬを、強て大と云となり、又道之爲レ物云々、其精甚眞、其中有レ信、自レ古至今、其名不レ去と有も、古より今に、其神の閔レ衆甫と云て、萬有を造成し給ふ事止すとなり、又道可レ道非レ常道、名可レ名非レ常名、無名天地之始、有名萬物之母と云る道は、道德仁義の道に非ず、彼道と字したる物の奇異なるを云て、凡智を以て思及ぶべきならぬは、然る著明なる者は、道の本體に非ず、名は天地萬物を成て名有るが、其も凡俗の測り知べからぬを云り、無名とは、天地有ざれば物なし、物なければ成す事もなき故に、天地之始と云り、有名とは、天地有れば神祇有て、萬物を造成し給ふを云なり、此等の名と云事、我古意に叶ふが故に引出たれども、諸家の注は然らず○亦曰レ豐齧野尊の齧は買と同じければ、上の浮經野豐買尊の下見るべし、又久比に來經の義も有るべし、古事記(日代宮段)歌に、阿良多麻能登斯賀岐布禮婆、阿

良多麻能都紀婆岐閉由久と有る岐閉是なり、上に云る、天日の周圍に在る大地の公運する氣脈に浮びて、日夜の動きを爲しつゝ、漸次に來經る故に、年月日時を成すなり、上の浮經も亦此に近し、又來經を經往とも云り、萬葉十(三十九丁)に璞年之經往者など有て、常も多く云語なり、(來經は萬葉十五に、安良多麻能月日毛伎倍奴など、其外にも阿良多麻能吉倍由久等志とも、年乎會來經とも有り、十四に阿良多麻能伎倍乃波也之と有るは、右とは異にて、地名なる物から、其意を以續けたり)○亦曰レ葉木國野尊の葉木は借字にて、運なり、倍運は毎日毎夜と息む事なく、自ら私運を爲つゝも、公運の氣脈に運び送るを云なり、物を送る事を運ふと云事は、崇神天皇十年御紀に、是墓者、日也人作、夜也神作、故運大坂山石而造、則自山至于墓、人民相踵以手遞傳而運焉、神功皇后御紀に、詣播磨、與山陵於赤石、仍編船組于淡路島、運其島石而造之、宣化天皇元年御紀に、加運河內國茨田郡屯倉之穀云々、又筑紫肥豐三國屯倉、散在縣隔、運輸遙阻など、猶其外にも見えたり、(但し此等の運は、引と云事にて、

宮木を運ぶを、宮木引など云是なり、齊明天皇二年御紀に、以三船二百隻、載三石上山石順流、控引於宮東山、累石爲垣と有を、四年御紀に、於舟載石運積爲丘と見えて、控引と運とを並へたるを見べし、比久と波許と、又近き語にて、波許は歷來の義なるをも、又思ふべし、萬葉一藤原役民作歌に、泉乃河爾、持越流真木乃都麻手乎、百不足五十日太爾作、沂須良牟伊蘇波久見者、神隨爾有之の伊蘇波久は勤しむなど、同じく、物を勉強る辭と思へりしを、此考成りて思へば、伊蘇は五十にて、其後の多き事、波久は運ふにて、其材木を引事を云る者なり、然れば此御名は國を運輸す義なる事、著明き者なり、彼神代系紀には、葉木國尊と有て、野字無きも、後に脱せる者とも見えざるは、然も傳はれるなるべし、(但し此御名を國常立尊の下に收めて、其亦名の列に擧たるは、杜選ならむも知べからざれば、容易く信ひ難けれども、又心得置へくなむ有ける)○亦曰レ見野尊の見は、滿にて、右の豐國とも豐樹とも種々に負坐る御功の至極まりて、大地に萬物の生々として満足へる義の御名なり、然るは其地動の神業に依て

晝夜を成し、豐雲に寄て萬物の質を成せる、其質を身と云て、人は更なり、草木などにも、幹と云は身莖なども云ひ、葉實をも美と云へる、其も身の義なるか、實より幹を生し、幹より實を結々て止まざる故に、人類萬物の滿盈る由を以て、見野尊と御名に負給へりし者なり、傳一(天地條陰陽條)に云りし精の説をも此に合せて、精より質の成就れる事をなむ思ふ可かりける、(神代系紀に、此御名を擧ざるは、事の意を得ざりし故に漏せるにや、此にて其大造の績、を建給へる事を知る可くして、止事なき者なるをや)

一書曰。古國稚地稚之時。譬猶浮膏而漂蕩。于時國中生物狀。如葦牙之抽出也。因此有化生之神。號可美葦牙彥身尊。次國常立尊。次國狹槌尊。葉木國此云播舉矩爾。可美。此云于麻時。

國稚地稚之時とは、國土の未だ容貌らざる以前の狀を云へり、前に一物在_ニ於_ニ虛中_一、狀貌難_レ言_ト云_ル是なり、此に國地と云るは、正面に洲壤と有るに同じ物ながら、彼は浮漂よへる事を云む爲なる故に、洲壤の文字を以て記され、此は世の始の時を云出るのみなる故に、國地の文字を以て書て、其を見混ふまじく思ひ誤るまじき意味の有る事ぞとよ、記傳三(二十丁)國稚の下に、國土は伊邪那岐伊邪那美大神の始て、生成賜へれば、此時には未だ然る物はなきと、如此言へるは成れる後の名を借りて其始の狀を談れるなり」と云れたるは、然る言ながら、既に虛中に生れる、其即ち國と云ひ地と云へる者是なり、國常立尊の國と、國狹槌尊の槌とは、國地の元にて、神名にも負坐せるなれば、彼二柱神より古に其稱有りけむ事云も更なり、(故翁の然思取られたるは、國形を成せる國と土塊を成せる土とに依て、始て國地と云ふ名の出來し者と思はれたるから、然は云れしなり、予が考得たる説は、己に傳一に云れば、其を見て曉るへし、通證に或説に、國主_ニ火食_ニ言_ニ地_ニ以_ニ全體_ニ言_ニなど云るは、更に論ふに足す)稚は古來伊志と

讀む事と聞えて、釋秘訓(溟洋條)に、古事記を引けるにも國稚如_ニ浮脂_一の稚をも然訓りき、神代口訣に、稚者宇比志也と有る、記傳三(二十九丁)にも引かれて、其説に、宇比を約むれば伊と成れば然も有べし、然れど伊志能時と云ては言の狀協はず、國伊志久、地伊志伎時とぞ訓むべき」と云れたるは、實に謂れたる言なり、(此は甚く文を約めて、此に用有る事のみを引けり、平田翁の古史徵にも、此宇比志の訓を用ひられたり、然して此語を泥土煮尊に係られたるは然る言なり)伊志久は、物の速なる狀を云語にて、即ち初なる義なり、古事記(高津宮段)御歌に、夜麻斯呂邇、伊邪那登理夜麻、伊邪那伊邪那、阿賀波斯豆摩邇、伊邪岐阿波牟迦毛と詠せさせ給へる伊邪那は速々と云意にて、山背に速げ鳥山よ、速げ々々、我愛妻に伊及逢む哉にて、下に及逢む事を宣はさむ料に、伊邪那とは先歌ひ出し給へるなり、中昔の物語書などに、伊志久も申されたりと有る其意なり、物の速きは事の始にて、未だ成り整はざる間なるが故に、宇比志とも云ひ、又約めて伊志とも云るなり、鼻祖を宇比父、初子を宇比子と云を始として、初立

初陣又物の幼きを初々しと云ひ、未しき事を宇比と云へる常の事なり、古今(物名)に、我は今朝宇比にぞ見つるなど詠める是にて、大凡は和訶志と云ふに近き語ながら、宇比は幼稚の初なり、和訶は幼稚の盛なり、此計りの差別は有る事なり、(纂疏に、如_ニ人之幼稚_ニ於_ニ生時_一と有るは、能も譬させ給へり、未生れざるに和訶志と云事無く、己に生れ出でて容貌れるに、宇比志と云事は無き事と見ゆめり)○猶_ニ浮膏_一は、第六一書に、有_レ物若_ニ浮膏_一、生_ニ於_ニ空中_一と見え、古事記には上より續けて、國稚如_ニ浮脂_一而_レ有_リ、國稚は如_ニ浮脂_一の體にて、如_ニ浮脂_一は國稚の用なる事を知べく、右の有_レ物は、上に一物と有る其にて、其一物は此に國稚地稚と云物なる事を思ひ合す可くなむ有ける、記傳三(二十二丁)に、此浮脂の如く漂蕩へりし物は何物ぞと云ふに、是即ち天地に成べき物にして、其天と成べき物と地に成べき物と、未だ分れず一に滑りて澆がれたるなり、書紀一書に、天地混成之時と有る是なり、混とは未だ分れずし滑りて一沌なる事にて、即ち此浮脂の如くなる物の、始て生ひ出たる事を混成とは云るなり、と有る然る言

なり、(傳一、渾沌如_ニ鷄子_一の下にも云る如く、大虚は氣なり、其氣の神を含みたる物を精と云て、彼雞子の如くも、此浮膏の如くも、混り成れる物なるが、其氣も精も共に、目にも遮らす手にも障らぬ物なれども、其物大に聚る時は此天地と成り、小く屯がる時は萬物と成て、常在に天地も萬物も生るとして息ざるは、極て微く極て細なる精氣を産靈給ふ神業有が故なり、而して其精は虚中に煌々として浮べる者にて、即膏なり、然れば氣は油子の如し、精は油の如く、産靈神は麻を連て油を取る者の如く、右の一物は油を再熟して、脂膏と成すに似たり、春秋元命苞に、膏者神之液也と見え、素問に、五穀之精液、和合而爲_レ膏_一など有るも、精より膏と云へる次第は、此に似たる事なり、又記傳に、浮脂は宇伎阿夫良と訓むべしと云はれたれば、此浮膏も其如く訓むべきなり、其にも引れたる古事記(朝倉宮段)に、大御蓋に槻葉の落浮べるを詠へる三重嫁が歌に、本都延能、延能宇良婆波、那加都延爾、湊知布良婆閉、那加都延能、延能宇良婆波、斯毛都延爾、湊知布良婆閉、斯豆延能、延能宇良婆波、阿理岐奴能、美幣能古賀、

佐々賀世流、美豆多麻宇岐爾、宇伎志阿夫良、淡知那豆佐比、美那許袁呂、許袁呂爾、と有る此歌共を、其に天語歌と有るは、大嘗の時に、天語連と云が、語部を率ゐて奏す古詞を、直に其時の事に取成して詠める者なれば、上に云る事も、唯歌の序には非ざるなり、然れば秀枝中枝下枝より、葉の淡知布良婆閉と云は、天中より一物と聚り成へき精の、彼寄り此寄り觸經來るを云ひ、瑞玉蓋に宇伎志阿夫良とは、其一物を云が、阿夫良とは、大聚にて其精の大に聚れる謂なり、又前に佐々賀世流と有は指上爲にて、氣の其を虚中に舉る事を知せ、次の淡知那豆佐比は落泥障にて、其一物の何方までも聚りては落ち、合ては泥み沈まむと爲るを、指上る氣に障られて、終に浮膏の如くなる一物と、質を成すが故に、皆凝々と云顯はせる傳にて、三神造化の首を、今眼前に仰瞻奉るが如し、(又其より初にも、其秀枝は天を覆ひ、中枝は東を覆ひ、下枝は鄙を覆へりと有る東鄙は、歌の對に云るにて、其には心無く、唯天の事を云るが、其天は謂ゆる天中にて、精氣の充々たる世の界りを云なり、布良婆閉は、萬葉二に、上瀬爾

生玉藻者、下瀬爾流觸經、玉藻成彼依此依、靡相之婦乃命乃と詠るも、此の語脈に類たり、觸經の字の如く物に觸て、又其物と共に下延ふを云へり、源氏常夏卷に、然様にも布禮婆比ぬ可き驗や有と尋ね訪らひ侍る、篝火に、布禮婆比給へる、若菜上に、布禮婆波世を欲しけれ」など有も、物の落著かぬ意に用ひたり、宇伎志阿布良は、槻葉の玉蓋に浮べるを、神代の古詞に合せ云ふなり、記傳三に、如三浮脂と譬へたるは、其漂蕩る形狀の似たるなり、其物を脂の如くなる物と謂ふには非ず」と云れたるは、其如の字に泥まれたる説にて、此も上の葦牙の如く、阿夫良と云し一物の名を借て、油にも脂にも膏にも號けたるを、再復譬とは成る故に、如とは云ふなり、然れば右の三重嫁の歌は、其漂蕩る狀を譬へたりし事論無きを、此は眞に脂膏の如く有りしなり、猶此天語歌の事、天語連の事、語部の事、古詞の事は、中臣壽詞講義發題第十條に記し置けりさかし) 借此猶三浮膏と云へる一物はしも、高皇產靈尊、神皇產靈尊の產靈に資て、天中に成り出でたる物にて、男女適合して、父母の精と精と相感け合て、胎中に孕

まりて一物と成る、其貌難言と云べくして、實に浮膏とも號く可き物なるが、神其中に生て、已に生産るに至ては、骨肉相具りて等しく人體を成す如く、凡て天地の初に異なる事なし、(浮膏の如き物よりして人體を成す事は、誰も知る事なれば、此を疑はずと雖も、天地の始は、其始を見ざる故に、人皆疑ふ事なれども、己に鈴屋大人も、玉勝間に云れたる如く、若人と云物も、古に出來て今出來ざる世にも遇へらは漢意などの人に云聞かせたらむにも、然る理は非じなど云はむを、此は幸にして誰しも自ら物爲る事なれば、疑は出來ぬなんめり、憐むべし) 人耳には非ず、萬物悉く然り、活きとし生ける物は、禽獸蟲魚の末に至るまで、體生卵生濕生化生の別有と雖も、其成り出づる始は、如三浮膏一物ならざるは無く、草木に至ても亦皆然り、其草木の種を土中に下せば、天地の氣此に相感けて、一度は如三浮膏に立復り、其中より葦牙の事、猶此浮膏より葦牙の抽出るが如し、金石の如く堅く硬きも、亦浮膏の如きよりして體を成す事、亦右の如きなり、(其は大地の浮膏より成れるを以て、土石の浮膏に成れるを知るべ

く、又其土石に胎まるる金も、此を鎔化すれば、金と成り銀と成り銅と成り鐵と成れるが如し、其鎔化せる即ち浮膏なり、草木の枯朽て土と成も然り、一度地上の濕氣に依て朽腐れて如三浮膏に成り、其より後土と成る事、人も見て知れるが如し) 然れば、天地は其如三浮膏一物に成て、又天地の内在りと有らゆる萬物も、悉く如三浮膏一物に生々て、古より今に至る迄、今より後代迄も、盡極る事なきぞ、產靈神二柱の恩頼なりける、顯宗天皇御紀に見えたる、日神月神の人に著りて、天皇に令奏給へりし御言に、我祖高皇產靈尊、有預鎔造天地之功と有る其にて、此に預鎔造とは、先天地と成べき一物を天中に生給ひ、其を天地と判て、各其神をも生給ひて、天地を令鎔造給ふ其神等に預ひ御在し坐て、產靈の御功を建給ふ事にて、國土は更なり、萬物にも各自の神御在せるが、悉に預鎔造り坐と云義の御託言なり、今も人の子を男子女子と云ひ、苔の生、草の生など云は、鈴屋大人の凡て世間に在りと有事は、此天地を始て萬物も事業も、此二柱の產巢日大御神の產靈に資て成出る者なり、と有に依事なるが、其男

子も女子も若の生も草の生も、如浮脂一物に成れるを以知べし、(此は甚も奇異なる事にて、中々に一枚二枚には書き盡す可くも非らぬを、委しくは第四一書に云むを、其所此所にも云はでは、其意を盡し難きが故なり、此浮膏の傳説などは、外國などには且てもなき事なれば、彼の小賢しき心にて、理を以つて云出づる事の出来まじき事なり、神代の傳説を仰ぎ聞く皇國人計り、世に樂しきは非じ)○漂蕩は正書に浮漂と有るに同じ、其は上(傳一に見えたり)に云り、儲、釋秘訓に、私記曰、此一書文、已引古事記、然則漂蕩乎、久羅下那洲多陀用幣理止可讀也、而多陀用幣理止訓、其由如何と有は、古事記と同じ傳なるに、久羅下那洲を略きて、唯多陀用幣理と訓は如何と問へるなり、答、師説古事記、上宮記、大倭本紀等、皆久羅下那洲多陀用幣理止云々、然則其説爲先、多陀用幣理止云乎可爲後説と有は、古くより、諸書に古事記の如く訓來りて、却りて字の如く讀むは後の事となり、(又公望私記曰、橘侍郎案、依古事記可讀云々、而師不讀之と有り、正書の浮漂の訓にも、右の如き論ひ有て、其傳に云ひき)

其續きに、參議淑光朝臣云、或舊説、此漂蕩二字乎、久羅下那洲和多多那理止讀、於今言之、頗似有便、と有る、此和多多那理は心得ぬ讀なり、如何なる意にか思ひ得ざれば、古訓に従ふべきのみ、(今試に強て説を成さむには、和多多那理とは、和良々那理には非ざるか、タとラと、片假字にて混ひ易き字なればなり、萬葉八に、秋芳子乃宇禮和々良葉爾、置有白露と有る和々良は、弱々しく和なる義に聞え、源氏若菜卷に、和良々加に氣近く云々、横柱卷に、和良々加なる氣も無き人云々と有るを、河海抄に和なりと見えたるを思ふに、水母の如く和々然なりと云事にてぞ有べきなる)○國中有物と、正書に天地之中生一物と見え、第五一書に海上浮雲を云て、其中生一物と有も同じ事にて、此の國中は猶浮膏と有る物の中を云へるなり、(第一一書に、一物在於虛中、狀貌難言其中自有化生之神と云る、其中も同じ一物の中を云には有れども、其より別に成る物の有りしには非ずして、唯神の成坐る事を云なれば、何れか其國の内にての意なるなり)有物は、次に云ふ葦牙なり、然れば此に國中と云て、葦牙の

如くなりし物の抽出たりしは、其一物の根と有る女島の、謂ゆる天一根と云ふ邊なる事、上に云るか如し、然れば此の國中と云るは、指す所ある者なりけり、(其は傳一、狀如葦牙の下、及び此卷の豐國主尊の下に委しく云へれば、今又此に云ふ限に非るなり)○狀如葦牙之抽出也、第五一書に如葦牙之初生涯中一也とも有に同じく、其狀貌を細しく談れるなり、此事古事記には、如葦牙因萌騰之物と見えれば、其に合せて説べしと雖も、抽出と云ひ初生と云ふに、少云様の異なる所有り、(記傳三に引かれたるには、抽出の抽をも、初生の生をも、共に母延と訓まれたるは、萬葉十に、春楊者目生來鴨、又此河楊波毛延爾家留可聞と有る、慥なる證も有れば、然も有まほしき事ながら、抽出とも初生とも、又書れたる、撰者の心用ひも有る事なれば、其字面を立てぞ有るべかりける)抽出とは、其牙の地上に見はるを云なり、景行天皇二十八年御紀に、王所佩劍自抽之、(難攘王之傍草と見え、萬葉十三(七丁)劍刀鞘從拔出而伊香胡山と有るなど、抽出の例なり、江次第相撲拔出の裏書に、相撲人中拔出之

令取相撲也と有るは、人を特り出すを擡と云に同じ、其擡は拔出の義なり(文選、擡の注に、獨出貌と云ひ、抽を字書に拔也と注せり、子華子に、左旋右抽、軍由是以止也と有も、行進む義なり、通證に引る茶歌に、先春抽出黃金芽とも見えたり)然れば、右の猶浮膏として漂蕩へりし物に牙を含めりしが、清陽なるは如葦牙一物と成り、薄靡き昇れる事をし、抽出とは傳へたりし者なり、(通證に、抽出形一容一氣發生之勢と云れども、然る空理を云るには非ず、此は其事實を云へる者なり)○因此有化生之神は、第六一書にも、因此化神と二處に出たり、口訣に因猶託也と有が如く、物有り其に託て成り坐せるが故に、因とは云り、但し此は、因葦牙て可美葦牙彦舅尊は生坐し、因浮膏て國常立尊の生坐せる意なるなり、さて此因は寄に同じ、古事記國作段にも、是等有光海依來之神とある如く、宇宙に在らゆる神靈の、其葦牙にも浮膏にも寄來て、大神と成給へる者なり、(第一一書に其中自有化生之神と有は、物有れども狀貌難言と有が故に、因とは云はぬなり、此も其同じ物には有れども、浮膏と云ひ

葦牙と云ひて、已に其物の定れるを以て、因レ此とは云へり、但し正書に便化爲レ神と云ひ、第五一書に便化爲レ人と有るは、此の因レ此の例に非ざる事、其に註すが如し、因は依の對にて、自佗の別有なり、譬へば、四神出生章第十一一書に、伊弉諾尊勅任三子一曰、天照大神者、可_レ以御_レ高天之原也、月夜見尊者、可_レ以配_レ日而知_レ天事也、素戔嗚尊者可_レ以御_レ滄海之原也と有るは、日神も月神も、其物に因て成り坐せる神ならざる故に、父尊の御依を得て、其神と成給ふなり、然れば佗より任られて其物に託は依なり、(古事記詞志比宮段なる神の御言に、西方有國云々、吾今歸_レ賜_レ其國と見え、應神天皇御紀に、任_レ大山守命_レ合_レ掌_レ山川林野などの類是なり、但し此は因と依との對へる事を知さむ爲に、聊か云ふにこそ有れ、此にて盡せるならず) 因と此に有は、自ら其物に縁て物と俱に坐せるを云なり、萬葉一(十九丁)に、山神乃奉御調等云々、川之神母大御食爾仕奉等云々と云て、其結に、山川母依氏奉流神乃御代鴨と見え、其反歌に、山川毛因而奉流神長柄云々と詠み、又(二十丁)食國乎賣之賜牟登と、上に云へる

に對へて、下に、天地毛因而有許會と云るにて、因の義明かなり、物の來るを寄ると云も、彼より來て、此と俱に成る故に然言ふなり、物を裝ひて、其形容を具足はすを、萬葉一(七丁)に、取與呂布天乃香具山と云ひ、具足を與呂比と云も右に同じ、(因を由とも作て、因縁とも由縁とも熟する字なり、子華子に、凡物之有_レ所_レ由者、事之所_レ以_レ相_レ因也、理之所_レ以_レ相_レ然也、姓仙之仙族、由_レ是以有_レ分也、橘柚之柚味、由_レ是以有_レ別也、宇宙之宙理、由_レ是以有_レ傳也、禾之油油穀、由_レ是以登也、雲之油油雨、由_レ是以降也、憂心有_レ軸心、由_レ是以動也、左旋右抽、由_レ是以止也、故物之有_レ所_レ由者、事之所_レ以_レ相_レ因也、理之所_レ以_レ相_レ然也と見えて、因と由との義を、悉く此に盡し究めたるなり、或説に由甲申母の字、共に日の變體にて、一と一とを以て形を成せり、上に縁る所有れば、由と成り下に物有て甲となり、上下に通りて申と成り、横に貫きて母となれる者なりと云るは、大に據あり、傳一神聖生_レ其中_レ焉_レの下見合すべし) 古語に、高天原爾神留坐と云て、凡て此天中は、天御中主尊の神隨な

る奇靈に微妙なる大御靈の、天地に先立て御在坐す其大御靈に資て、二柱産靈神の成出給へりしより、萬の神も人も、其産靈に因て成出る物なる事、誰も知れるか如し、然して隱身の神は、天地を身體として、天地即ち神の御身なる事、猶現身の人の骨肉を身體として、其神は體中に在か如し、心行かむと欲すれば、足此に隨ひて行き、心止らむと欲すれば、足此に從て止まるに同じく、天地は隱身の神の身體なるが故に、其動靜共に神の御心の隨に神隨にして、行ひ給ふ事を知べし、然れば、此に有_レ化生之神と云へる神は、右の造化三神の中に在る神靈を別て成坐るなるが、其生_レ物と云へる物の生らむとして、天中より精氣の聚りて結々すると共に、神靈も共に寄託々々して、終に其物の神としも成_レ足_レひ坐るに依て、因レ此とは有なりけり、如此して浮膏と葦牙と二物に判れて天地と成り、其物に因て俱に生座る神は即ち天地の神にして、右の三神の造化になれりと雖も、各々獨神成坐る大神等にして、西蕃などに陰陽不測之謂_レ神などの如く、其神妙なる物事を指して、此方より神と稱け謂ふ類に非ず、實に其神の在して此傳

を遣し給へる者なり、(物に因て化とは、高き處は山と成て、草木此に因て生ひ、凹き處は海と成て水此に因て湛へ、偕其草木に因て禽獸此に棲み、潮水に因て魚貝此に生るを、猶其上に又神隨なる事有り、鳥獸と雖も、其行ふ所に因て容姿も亦各異なる事有り、虚空を翔る鳥は風切羽有り、水に浮ぶ者は水擡有り、木に宿る者は足に跨有り、汀渚に立つ者は脛の長在るなど、其物に因て生出る者も、亦其事に因て種々に別る、者なれば、産靈の御業計り、妙に奇しく靈しき物は非ざりけり) ○號_レ可美葦牙彦舅尊は、此傳と第五第六の一書には、如_レ葦牙一物に因て成坐事に云へるを、第三一書には、天地混成之時始有_レ三人一焉と見えたり、實に三神の造化に資て産靈給へる一物に因て始て成座れば、必ず然こそ傳はり來らし、(但し其一物は浮膏と葦牙と未だ相分れざりし間なれば、其を此神に係む事は、如何なる如く思ふらむ人も有りなめども、已に正書にも含_レ牙と云へり、含とは其一物の中に混淆たりし間に發生むと爲る機は有ながら、未だ其物と別れざりしを云なれば、其一物に依らずと云事なき物なるをや) 此終に、可美此

云于麻時と有る可美は、後に物を美稱へて然云に依て、此字を當られたるこそは有けれ、其義に轉れるは後にて、此二柱神の産靈に因て、其一物を天中に生成し給へりしに起れる御名にて、于麻時は大聚成にて、天地と未だ相分れざる其全體に亘る稱なる事、右に引る天地混成之時始有神人焉の文を以て曉るべし、(凡て物の容貌成すは、大に彼精と云る物の聚在圓在が故なる事、傳一如雞子の下に云るが如し、偕其物と成れる精に、于麻の語有る故に仁徳天皇御紀には、然訓せたり)若て其物に牙を含むに至りて、彼は如浮膏に成て止まり、此は如葦牙に成て、其中より抽出づるが、彼大地の陰門と云べき女島の天一根より萌騰れるも、亦母の子を産む状なりしかば、此に至りて于麻時は生産成の意とは成れりけり、(生るゝを阿禮出づると云は、顯出るなる如く、大に聚がり成たる物の出來れるが、即其事の名とは成れるなり、宇宙に物の産るゝ事は、此なむ初めなる)其物上り極りて天日と成り、又別れて恒天と成れり、于麻時は大聚成に復り、天を阿米とも阿麻とも云ふに合せて、その言同じき事、傳一天先

成の下に註へるが如し、かくて世間に奇異なる物、美麗しき物、尊貴き物、盛大なる物、偉慶しき物、歡喜ばしき物は、唯天日耳なる故に美稱と成て、記傳三(二十八丁)に、于麻志は心にも目にも耳にも口にも美きをば皆讀て云言なり」と有るが如くには成れども、其本は右の生産より出でたるなり、然るは世に物の生産れ出るより、可美き事無ければ、心に思ひ目に見耳に聞き口に味ふ迄も、皆其に物を得たる上の事なれば、又生産の義に遠しとは云ふべからず、(方位の十二宮の名は、日に依て附たる名なるが、日の初て見はるゝ、正東を卯と云ふは、美麗しき義なる可し、日の盛に照らす正南を午と云は、可美と云義なるを以て、予が強ざる事を知べし、西戎にも似たるは、莊子に、天地有大美而不言と云へるは、天地の間に美と稱ふ者は、天日の光輝より外に勝る者有る事無きが故なり、易にも、日を離に配し、此を文明に象るなどは、大に近き者なり)記傳に引れたる御紀に、可憐小汀(可憐此云于麻師)可憐御路、可憐國など見え、人の美稱には、古事記(白檮原宮段)に、于摩志麻遲命又(堺原宮段)に、味師内

宿禰、崇神天皇御紀に、甘美韓日狹など有り、萬葉三に見えたる、吉野人味稻と云を、懷風藻には美稻と作り、于麻志てふ言には、美字允當れり」と云れたるが如く、如此く美稱には成れる者なり、(顯宗天皇御紀に、美飲喫哉の美を、于魔羅と註され、繼體天皇御紀の歌に、矢泊矩矢慮于魔伊禰矢度備と有る于魔を、釋に稱美物之詞也と有り、又蕃息の二字を于麻波流と云も、産々て子孫の廣くなる義なり、又通證にも、有味曰可美、與產生熟旨等字訓義相通と云へるは、皆同義の故なり)葦牙は、譬に如葦牙と云へると此とは同じからざる事、傳一(清陽及狀如葦牙一條)に云へるが如し、又正書に含牙と有は、其の混成し時より、萌騰らむと爲し、氣機は有りながら未だ抽出ざりつるを、今抽出づる形貌をしも葦牙と云へる、葦は明清にて、正書に其清陽者薄靡而爲天と見えたる清陽此に同し、牙は凝精にて、正書に精妙之合搏易と有る是なり、此に依て、天先成り地後定れる時に、其天地の成れる状を見行し、神等の、其萌出状も何も甚能似たりける草をし、葦牙とは號させ給ひて、其如葦牙と傳へさせ

給へるなるを、神名も其を以て後に稱奉れる事には成れりし者なり、(又神名の上にては體用の差有り、其は今此に明清凝精と云は體にて、天重凝日と云は用なる事、傳一如葦牙の下に己に云りき)古事記に萌騰之と有は、其一物の中より出る清陽にして精妙なる精氣の精妙なるが合搏ぐ事を云へるが、萌は聚動にて、火などに燃と云も此に同じく、其氣機の勢を得て震動き出るを云ふなり、寔の世間を照す天日と成れる物なれば、盛に燃え進みけむ事云も更なり、又物の殖るを母由流と云も同語とて、其抽出たりし地は小さなれども、其中より生産れたる天日の、宇宙に二なく大きなれるは殖たるにて、其光輝の四方八面に及至るは、又燃るが故なり、萬葉一(廿二丁)に、天日の見え初る事を、東野炎立所見而と詠るは、炫火なるを、發語に毛由流と續け云事にて、日と火と同一物なればなり、(和名抄に葉は牙米也、和名與禰乃毛夜之と有るも、米を蒸して殖せる由なり、俗にも草木の芽を母延と云も、火氣を得て殖て芽ぐみ出づるを云ふ、萌字は呂氏春秋に、萬物所出造於大一化於陰陽、萌芽始震凝寒以形と有り、火

を得て萌芽み、水に依て形成る由なり、我か萌は燃
殖同しと云事を曉る可し、字書に萌は草木初生と有
れば、字にのみ泥む可きに非ず、又俗にも、物芽さす
ことを催すといへるなども、此例なり、源氏若菜上
に、僅なる芽木の蔭に云々ともいへり、騰は清陽に
して萌えつ、離る物の明けく麗しき状を云ふにて、
唯上方に昇るを云のみならず、姓氏録に、明立天御
影命と有る神名も、葦牙の萌騰りて立てる天と云ふ
續きなり、崇神天皇御紀の人名に入坂振天某邊と有
るも、八坂は彌真明にて、明立の明に同じく、振は
合搏易の搏と同じき事、其は傳一に註せるが如し、
何れも此の古事に依れる語共なり、(又此語共を以
て、上に葦は明清、牙は凝精なる事をも明らむべき
者なり、凡て神代の傳説は奇しく妙なる者にして、
此を融會すれば、此より彼をしり、彼を明らめて、
此を細く爲る事なるが、實に神の幸ひを蒙る人な
らでは、自も説き得難く、人にも聞き受け難き者
なり、文子上仁篇に、老子曰道之所引以至妙者、
父不能以教子、子亦不能受之於父、故道可道
非常道、名可名非常名也、と有は謂れたる言に

て、我亦如此くなる故に、序に引出づる者なり) 彦
男は、次に此云比古尼と有り、比古は延と同じく、
葦牙の萌騰る事を云なり、常に引と云へは、彼方よ
り此方に來る事と思ふれども、秀を比伊豆流と云
ふも延出る義なるに、比古は歴來にて、彼にも此に
も云ふ語なりけり、然れども、其引聯なるに起りた
る語なれば、氣脈を引脈とも號くべかり、此事、祈
年祭祀詞講義生魂神の下にも云ひ、次の一書に亦名
を説ける所にいふべし、比古を比古と云ふ例は、古
事記八千矛神の御歌に、比許豆良比と詠せ給ひ、源
氏權卷に、良久しく比許じかひ開て入り給ふ、若菜
上(百丁)に、逃むと比古ひろふ程に、宿木(卅四丁)
比古ひろふ可にも非ねば、夕霧(廿二丁)に、憎みが
ほにも比許ひろひ給はねばなど見えたり、(説文に、
神、天神引出萬物者也と有は、天神の方よりは引
出し、萬物の方よりは申出さるにて、此の比古と同
じ、又漢文に、延字を比伊氏と讀めるは比伎氏なる
なり) 偕、上よりして可美は生産成にて、浮膏より
生産分る、を云ひ、葦牙は明清凝精にて、其萌騰る
物を云ひて、其條理甚明かなるに就て、猶熟思ふに、

比古尼は日凝立の義に歸めり、若て其葦牙を引上ら
して、天日を造立て給へる意とは成るなり、(國にも
引くと云語あり、佗國の餘りを以て、此國の不足る
處を縫造る事なり、出雲風土記國引の文に、國引坐
八東水臣津野命詔、八雲立出雲國者、狹布之堆國在
哉、初國小所作、故將作縫詔而、考衾志羅紀乃三
埼矣、國之餘々有耶見者、國之餘有詔而、童女胸鈕
所取而、大魚之支太衝別而、波多須々支穗振別而、
三身之綱打挂而、霜黑葛闌々耶々爾、河船之毛々會
々呂々爾、國々來々引來縫國者云々、今者國引詔詔
と有る、引是なり、此國の引來て成れるを以て、天の
引上りて成れるをも想像ふ可くなむ) 偕葦牙の角芽
み出たりしは、女島の天一根より成出でたるが、其
狀を葦牙と云へるは、今も葦の芽み出づるを見るに、
實に小兒などの男根の勢り出でたるが如し、然れば
男を比古と云も、此神の男神なるに起り、女神に對
へて古事記に八千矛神をも、火遠理命をも比古遲神
と申すは、女島の天一根に對ひて、可美葦牙の彦男
に在せるに起れる者とぞ所思たる、比古比賣の男根
女陰なる事は、大戸之道尊、大戸之邊尊の傳に云ふ

を見るべし、(傳一天先成の下に引ける角凝魂命の
傳、次には狀如葦牙の下に云へる事共を合せ讀め
らむには、更に疑ふ所無る可くこそは所思えたれ)
○次國常立尊は、葦牙より此神の成座せりとは非
ず、上に猶浮膏と云ひ、次に如葦牙之抽出と云
ひ、其物の次第は云ひたれども、正書にも、天先成
而地後定と有が如く、可美葦牙彦男尊と天地に分れ
て、浮膏に國常立尊は成坐る由の傳なり、第六一書
に、天地初判有物若葦牙、生於空中、因此化神
號天常立尊、次可美葦牙彦男尊、又有物若浮膏、
生於空中、因此化神號國常立尊と有を校合せ
て、其然る所由を知べし、(此に就ても、正書及び第
五一書等には、可美葦牙彦男尊を省きて載せられざ
る傳なる事を知べし、此事古よりして曉り得難たる
と見えて、釋に引ける私記などにも、狀如葦牙よ
り直に便化爲神へ續けて、其を國常立尊の出自と
成すこそ氣疎かりけれ、右の如く見たらむには、可
美葦牙彦男尊の出自を何れよりとは爲む、心行ぬ事
なりけり、延喜六年竟宴、得國常立尊藤原朝臣春
海、葦牙の浪の若くも遠からず、天津日嗣の始めと

思へば」など、昔の人と雖ども斯る誤は有なり、況て後世の識者をや。○國狹槌尊、傳一(六十一頁)に出づ、

一書曰。天地混成之時。始有神人焉。號可美葦牙彥舅尊。次國底立尊。彥舅。此云比古尼。

天地混成之時とは、正書に天地未割、陰陽不分明、渾沌如雞子と云ひ、第一一書に一物在於虛中、第二一書に古は古事記と同じ狀にて、猶浮膏而漂蕩など云へる此にて、天地と未だ判れざりし間を云ふなり、此等の事共は、各々所々に已に説きたれば、其等を披きて此に校合すべし(記傳三(二十三丁)に、混とは未だ分れずして、滑りて一沌なる事にて、即ち此浮脂の如くなる物の始て成出たるを混成とは云なり)と云れたる如く、其如葦牙くして萌騰りて天と成れるも、即ち其浮膏の中よりなるが故に、其を指て混成と見られしは、實に然る言なり、(混成は渾沌に同じき事、傳一に註せるか如し、老子に、有

物混成、先天地一生、寂兮寥兮、獨立而不改、周行而不殆、以爲天下母、吾不知其名、字之曰道、強名曰大と見えたる物は、此の一物なり、先天地一生とは、天地は後に判れたる者にして、一物は後に天地と成れる者となり、獨立而不改とは、無爲に成れるを云ひ、周行而不殆とは、其物の漂蕩て空中に在るを云なり、以爲天下母とは、先天地一生に對へて、天地の成れる事を云へるにて、此は正しく神典の古傳を受て云へる語なり、赤縣太古傳に、右の物を無始無終の物として、北辰の事と爲られたるは、漢意に思はずも混こられたり。○始有神人焉は、高皇產靈尊、神皇產靈尊の産靈に資て、始て混成れる一物成り、其に依て其を御し給ふ神も共に成坐りとなり、次の一書に、天地初判、始有神人焉と有るに、大凡の意味同じかるべし、但し此二の始字、大に力有り、其は一物の成り訖へたるに因て成坐るならず、一物の出來ざりし始より、神人焉に有して、其始を成し給へる事を傳へたる古語なれば、其意を得て、波自米與理とは讀べかりけり、(此を波自米氏と訓む時は、混成れる物の成出でたる時に始ると云

意になれども、上に因此の所に云る如く、因は縁にて、其物を由縁として、神の寄託給へるに合せて、此始を解べし)有神人二の神人は、正書に便化爲神と有を、第五一書に便化爲人に作りて、此をも迦微と訓めるを合せて、神人と書れたるにて、正書に神聖と有に同じ義なり、私記に、問神者何哉、聖者何哉、答神聖者、是下文所謂數箇神人也、或曰神之、或曰神之聖、並是通號耳と云へるを以て、人字を比登とは訓むまじき所なるを知べし、(但し上古に神をも人と云る事有り、寶鏡開始章第三一書なる日神の大御命に、頃者人雖多請と有は、必ず比登と訓むべき所なるなり、口訣に、神人訓嘉美と云ひ、通證にも引ける列子に幾神人哉と有り、此神人の字の據なりける者なり)有は麻世理と訓べし、坐有の意なり、口訣に、此言自未分而有神之理也と有れども、有神之理を云には非ず、有神之事を記し傳へられたる者なれば、疎略に見る可からず、未分よりして神の成り御在し坐せりと云義にて、傳々の有る中にも、殊に眼を着くべき所なるなり、(有を麻須と訓るは、古く其意を得て讀るが故なり、第四一

書高天原所生神名の所に、又も此事を註す可し。○號可美葦牙彥舅尊(上(九十三頁)に出たり、此神の出自はしも、上にも云如く、混成れる物より牙を合みて萌騰れりし物に因て成坐りと雖も、然る細々と爲たる事は云ずして、大朴に如く此も傳はれる者なり、事の序なれば、此神の亦名を説くべし、(若て中臣忌部二氏の出自は此神に坐を、日神の石窟段に至ては、此神の末と坐す中臣神忌部神の招奉らし、に感けて出坐せる事など、云ひ知らず妙なる事共多在り、此は此傳の始終に互る事なり、先心得置くべし)神名式に、出雲國神門郡比布智神社、同社神魂子角魂神社と有るに、姓氏錄(山城國神別)に、稅部神魂命子角魂魂命之後也と有て合へれば、決く亦名なる可き事、下に其名義を説くのみならず、神魂命子と有るを以て定む可し、(出雲風土記には比布智社、又比布知社など記されて、神名は載せられずと雖も、社號を比布智と云ふは、日貴などの意にもや有るべからむ、右の姓氏錄は一本に依れり)又同錄(河内國神別)に、委文宿禰、角疑魂命之後也、又(右京神別)鳥取部連、角疑魂命云々之後也と有り、又魂字

を省きて同録(山城國神別)に、鳥取連、天角已利命云々之後也、又(左京神別)雄儀連、角凝命云々之後也なども見えたり、斯れば角凝魂命の凝を省きて角魂命と申し、魂を省きて角凝命とは申すなりけり、(但し此等は角凝魂命に用有て、其子孫の事を云ふならねは、唯神名のみを出せるなり、神祇伯仲資王記に、建久五年六月十二日、阿波國忌部之家、還補氏長者、角凝魂命之後也とも有り、此事寶鏡開始章第三一書、粟國忌部の下に註す可し、鈴屋大人は右の神名を角杵神ならむと云はれたれども叶はず、平田翁は、天底立尊の亦名と爲られたれど、共に事實に合はず)角凝は葦牙と同義なり、葦などの芽むを角具牟と云如く、清陽なる物の精妙なるが聚り凝る意なる事、已に上に神名の葦牙の義を説けるを以て知るべきなり、傳一(天先成條)に引けるが如く、和名抄に、葵蘆之初生也、和名阿之豆乃と有を、鈴屋大人の、是葦牙なりと云れたる如く、其葦牙を正書には含牙と云ひて、牙を以名と爲るを以て、角を以ても名と爲へき理なる事を曉るべし、若て此角の延へて天日と結び成り、其より綱と成別りて、四方

上下に薄靡き廣がりて百結々び八十結々ばりて、天極とは成れりける、故に天は綱の義なりとは云ふなり、(此角凝魂命と申す御名は、日天と別天との成定れる意を明ひへき御名なる故に、此計りにては中々に盡し難かり、上の天先成の傳に合せて曉るべき者なり)此考成て思ふに、津速産靈神と申すも同神にて、津速は角生にて、葦牙の萌騰れる義なり、又同神なりと云證は、舊事紀に、別高皇産靈尊、次神皇産靈尊、次津速魂尊と有て、可美葦牙彦舅尊の在處に允當り、古語拾遺異本に、天中所生之神、曰三天御中主神、其子有三男、長高皇産靈神、次津速産靈神、次神皇産靈神と有る、其三男と云ひ、津速産靈神を二神の中間に收めたるなどこそは妄なりけれ、右の舊事紀に合すれば、其次に在るべき事所_レ知れ、又通本に、高皇産靈神(是皇親神留伎命)、次神皇産靈神(是皇親神留彌命)と有に比ぶれば、彌錯亂なる事知らる、(三男を妄なりと云は、上の二神は、神留伎命、神留彌命と並坐て、夫婦の神に渡らせ給ひ、又可美葦牙彦舅尊にも有れ、津速産靈神にも有れ、右の二神の御子に坐せば、其を計へて三男とは、謂

れなき事なり、姓氏錄右京神別に、伊與部、高媚牟須比命三世孫、天辭代主命之後也と有る天辭代主命は、興登産靈神の亦名なるか、其三世は、舊事紀に、津速魂尊兒、市千魂尊兒、興登魂命と有る數に合へるに、高皇産靈尊、神皇産靈尊二柱にして生み給へる神なるが故に、高媚牟須比命三世孫とは云へるなり)若て津速は角生にて、其は葦牙の事なるを、其物即ち天日と成り、其より別天はしも形の如く成訖りたるに、其天日を津速の本處として、別天の壁立極みに至る迄も引聯りて在る故に、日天の氣は別天に通ひ別天の氣は日天に通ひて、陰陽二柱の産靈の靈威を資けて、天中に神靈の神積り彌綸ひ坐るが故に、此神にも産靈と申す御名は負給へる者にぞ有ける、(又姓氏錄未定雜姓、葦田臣條に、都早古命とも有り、古は凝の義にて、産靈を武須昆と云も、物を結び合するなれば、凝と其意通へり、猶此神と火産靈神の相混はり坐る事と、人身の靈府津液の神なる所由の委しき事は、祈年祭詞講義、生魂神の下に已に注し、今亦寶鏡開始章第三一書與台産靈神の傳に云べし)又神名式御巫祭神八座の中に、生産日神と申

すも此神なり、姓氏錄(河内國神別)に、恩智神主高魂命兒伊久魂命之後也と有る、其は同式に、河内國高安郡恩智神社二座(並名神大月次相嘗新嘗)と有る其神主なるを、三代實錄に、恩智大御食津比古神、恩智大御食津比咩神と有は、天兒屋命の玄孫大御食津臣命夫妻を祀れる社なるを以思ふに、其神は子孫にして其祖神を持齋くなり、然れば其系を原に浜りて見るに、高魂命の子と直に指し云べき神は、又津速産靈神を除ては非ざる事、上に註せる如くなればなり、(舊事紀に神皇産靈尊兒、次生魂命猪使連等祖と有て、津速魂尊と別神たるは明かならぬ故にも有べけれども、神皇産靈尊兒と有るは、世數の疑ひ無きに似たり)生とは氣息の名なるが、右の津速産靈神の津速も同じく、此天中にて日天より別天へ、別天より日天へ互に氣息の往來ふ故に、宇宙に萬物の生々として息ざるは、天中の活物に居る活物なるが故なり、偕此神を皇御孫尊の大御守護の神と齋き奉らせ給ふ事は、右の如く氣息の神にて、天地萬物を活し養ひ立て坐が故なる事など、已に祝詞講義に説へるが如し、(瑞珠盟約章なる五男三女の事は、五男

と云は實は三男なる事、其傳に云如くにて、活津彥根命は天津彦根命の亦名なるに、天津と活津と對へるも、天の徳は氣息を以て物を成すが故なり、此は此に預らぬ事なれども、生の義を知らせむ爲に云なり、御門祭詞講義、櫛磐瀛命の下に云へる久志の事をも思ひ合す可し。○次國底立尊上(傳二、七十六頁)に出づ、倍此傳は天地の混成れる時の事なれば、葦牙と浮膏とは未だ判れざりし間なりけれども、彼は牙を含み此は凝揚るべき氣機有が故に、始より天と地との神は有りと傳へたるにて、此は其混成れる物を二に別けて天に可美葦牙彦舅尊、地に國底立尊と云意にて、第二一書に、浮膏と葦牙と二物を云て、其に成坐る天地の神の事を續けて並擧げたと、其言は反様なれども趣は同じき者なり、然して其收る所も同じく一途に成るなり、古文を見るには、文字の上は唯目標のみにこそ有りけれ、語と意に斯る文は有めれば等閑に思ふ可に非らず。古史徴に引かれたるには、天底立尊と作きて、其説に、諸本に國と有るを、今は一古本に依て改めつ、能く古事記と合へればなり」と有り、如何にも然有らざ欲しき事には有れども、

此は混成す一物に天と地との神等の成坐る由なれば、容易く從ひ難し、然れども國常立尊に國底立尊と申す御名有るが如く、必ず然有るべきを、然も有らぬは實に可惜しき事なり、(然れども姓氏錄及神名式に隨に傳はらせ給へば、御記にこそは如何してか漏らされたりけれ、必ず此傳の中になくは得あらぬ、甚も止事なき神に坐故に、第六一書に至りて委しく説明らめ奉らむを、例の常と底と同じと思へらむ人も見よかし) 一書曰天地初判始有俱生之神。號國常立尊。次國狹槌尊。又曰高天原所生神名。曰天御中主尊。次高皇產靈尊。次神皇產靈尊。皇產靈。此云美武須毘。

へりし本の状を云はざれば、唯神の成坐し、事を主と立てたる傳なり、(然れども天地初判と云へる上は、天は葦牙地は浮膏なる事云も更なり、但し、下に又曰高天原所生神名と有るへ係けて、天地初判と云へるにも有べし、然れども如此く甚く事略きたる傳なるは、佗一書に委ねて、俱生之神の有りと云事をのみ、慥に知らせたるなるべし。○始有俱生之神とは、其天にも地にも俱共に成坐る神坐るなるが、例の正書及第五一書に、國土に屬たる神耳を擧げて、可美葦牙彦舅尊などの天に屬する神を省かれたる者なり、(古史徴に、此傳は都に採べき事なく、國常立尊と國狹槌尊とを俱生之神と云へるなどは、別に甚しき傳の誤なり)と云はれたれども、其は一且りに見られたる故な(めり)俱生は因に此など云よりは重くして、殊に其物と親しき由なり、口訣に俱生與天地俱生也と有るは然る事なれども、天と俱に生坐る神は佗の傳に譲りて、此には地と俱に生坐る神に云へるなり、然れば下の又曰には係らぬ事と知るべし、(然るは又曰と有る傳は、其天地と成るべき物を成し給ひし神等に坐せば、俱生とは云ふべからず、又此

の二神などに對へ見る可き神には坐せずして、遙に遠き古より、天中に其始有る事なく常在くに坐々し神等なればなり、通證に瓊璣集引三太宗秘府一與二口訣一同じと見ゆ、淮南子精神訓、有二神混生の注に、二神陰陽之神、混生俱生也とあり、俱は其物と親しき由は、此章の終の一書に男女耦生之神と有るを取りて、舊事紀には夫婦並坐す如き神等の系紀を立て、俱生天神とも耦生天神とも云へる事は皆がら妄なれども、俱と耦とを同じく見たるは允に當れり、俱の例は八洲起元章に共計曰、四神出生章、第六一書に俱生三八大洲國一など多言なり、古事記に能治我前二者、吾能共與相作成とも見えたり、俱生は其物と耦ひて俱共に成坐る事を知るべし、(言義を考ふるに、俱は足聚にて、彼と此と集會て過不及なき謂なり、古事記に美斗能麻具彼比と有るを、此に共爲夫婦の字に當られたるは、其は俱にて耦なるが故なり)○又曰は、上の天地初判を受けて云ふならず、それに對へて、又斯る傳説有りて曰ふなり、(纂疏に、又曰者、書中一説也と、有れども、これを天地の最初

の傳にて、外に比類なき真古説なり。○高天原は、古事記にも天地初發之時於高天原成神名云々と有りて、此と同じきを、古語拾遺には天地剖判之時、天中所生之神と有れば、天御中主尊の御名に合せて説くべきなり、然れば此の説も、其所に譲る事多かり、平田翁の古史成文には文を換へて、於天御虚空と爲られたれども、虚空と云稱は天地を内として、其外なる空しき所を云ふ名と成れる由、已に第一一書在於於虚中の傳に註へるが如し、又古事記に訓高下天云阿麻、下倣此とも所見たり、然れば高天原と云も猶後にて、神の御名にも負せれば、天中と云ふなむ此上なく古かりける、借此三柱神の成坐せりし高天原はしも、天日とも別天とも局れる天には非ず惣體の天中を云ひ、又成坐る神も一神人と顯れ坐せるには非ずして、天中の惣體に御靈の充塞がり給へる事にて、祝詞に高天原爾爾留坐とも云ひて、都麻流とは、高天原は悉く神にて、神留坐る處は悉く高天原と云意なる事、祝詞講義（祈年第三詞及大稜詞）に註せるが如し、（此世の始の神等を、御靈耳御在る由に云は、予が始たる説なるが故に、如何と

思ふ人も有れども、御身を以て成給ふには事に限有りて、成り給ふ事にも限有るを、此天地世間を立給ひ始給ふ神等は、唯御靈の活機にて産靈の神業を行ひ給へば、右の三柱神の隱身は、天地世間を合せて太しく坐すが故に、斯る尊き高き廣き厚き神業は成れる者なり、然れども天地の立てる後に佗神に對はせ給ふ時などには、顯身と現れ坐て神議り爲給へれども、天御中主尊の如きは、其事にも預らせ給はねば、終に顯れ出給へる事は物にも見えざるをや、高は足氣にて、何方迄も天氣の足らひ満みて、此世間と成る限を云なり、唯大地より天を望見るに、遠く遙なるに依て高と云には非らず、廣々として限なき物なるが故に、天にても地にても云事と所見たり、（四神出生章第六、一書に、伊弉諾尊勅三任三子、曰、天照太神者可、以治高天原、第十一書にも、天照太神者可、以御高天原と有る、同じ事を古事記に、汝命者所知高天原、事依而賜也と有るなどは、此地よりなれば然も云べきを、天孫降臨章第二、一書なる天照太神の勅言に、以吾高天原所御齋庭之穗、亦當御於吾兒と有るなどは、天にても然云ふ事と

見えたり、記傳三に、古事記天石屋段に、大御神の大御言に天原自闇と見え、此の瑞珠盟約章第一一書に、日神の勅言に、當奪我天原、第三一書に令治天原などを引きて、天原に高てふ言を添へて、高天原と云は、此國土より云ふ事なりと云はれたるは然る言ながら、全體の天に亘る名なれば、省きては天原とも云べく、出雲神賀詞には原を略きて高天ともありて、種々に云事なり、右の高は足氣にて惣體の稱なるが故に、記傳三（五丁）に、高とは是も天を云稱にて、唯に高き意に云へるとは少異なり、日の枕詞に高光と云も、天照と同意、高御座も天御座と云ふ事にて、是等の高も同じ、又古事記（水垣宮）に聞高往鶴之音、又（高津宮段）に多加由久夜波夜夫佐和氣などの高往は、虚空を高と云ふなり」と云はれたる如くなるを惣括て見るに、其虚空を云は、氣の足満ちたる所なるが故なるべし、（右の足は、萬葉二に天原振放見者、大王乃御壽者長久、天足有と見え、又十三に、天之足夜爾など云へる是なり、猶傳一陰陽不分の下に註せるを見よ）天は例の天なるが、此時未だ物は非ざりし間なれば、唯大虚空にて有りし

なり、然れども、其天地の未だ生らざりし當時より、天日及び別天とも成るべき其物質は、天中に聚かり圍がりつゝ有しかば、空しと云は顯身の論にて、隱身に坐す神等の御上にて申さば、後に出来る質の有る天地に住坐るに、少かの異りも無かる可くぞ想像らる、（此天と云事の較略は、傳一、天地未剖條、及び天先成條などにも云ひ、次なる天御中主尊の下に云へれば、此には唯大凡を云耳なり、私記に高天原、師說限上天也、案可謂虚空也とあり、此意を得たるなり、）原は祈年祭詞に皇神能見齋志坐と有る齋に同じ、古事記に、欽明天皇の大御名を天國押波流岐廣庭天皇と記されたるを、御紀に天國排開廣庭天皇と記させ給ひ、開を波流岐に當てられたるを、繼體天皇御紀に其御名の出でたるには、開此云波羅爾とも見えれば、波流も波羅も同じ事なるなり、神賀詞に、眞蘇比乃大御鏡乃面乎意志波留志天見行事能已登久と有るも、鏡の隈々しき所なきを云へるにて、皆同言なり、所以に後の事ながら、天智天皇を天命開別天皇と稱奉るも、此天原を以て稱申し、天武天皇を天淳中原瀛真人天皇と稱奉る、天中を以

て稱申せるにて、淳は廣野の野に同じ、持統天皇を
高天原廣野姫天皇と稱奉るは申す迄もなく、高天原
と云へるなり、當時の人々漢意佛意なるも多在りし
かども、然すがに古言を失はざりし故に、如此も祥
しき御名を稱奉れるが、今此の證に引く事と成れる
も亦妙なる事なり、(猶祈年祭詞、又神賀詞などに説
へるをも見合す可し、然れば、記傳に原とは廣く平
なる處を云ふ、海原野原河原葦原などの如し、萬葉
には國原ともあり、斯れば天をも天原とは云ふなり)
と有るは、然る言ながら猶末にて、其元は天の押開
けるより云ふ稱なる事、上に云へるが如し、萬葉廿
に、安麻乎夫爾波良々爾宇伎氏と有るは、小艇の散
見ゆるを詠めるなれども、洋中の開在なる狀を云ひ
て此に同じ、又曇に對へて晴と云ひ、遠き事を遙と
云ふも、此より轉れるなり、文選に陸離と有るを、註
に分散也と見え、俗に雨の下るを斑々と云ひ、涙の
垂るゝに瀾離と書くなども、廣く引分れたるなり、
倍、原字は、字書に廣平之野曰原と見え、左傳註に、
土地寬博而平正、名之曰原と見え、たれども、高天
原の原にも正しく叶へりとも見えず、然して天中に

一物成り、其相分判れて、天日はも天中にして其眞
中央と云所に立有しが、是即ち天の眞暉とも云ふべ
き所なるが故に、打任せて高天原と云は、天日を云
事と成れり、右の細書に引ける四神出生章に、天照
太神者可_三以治_三高天原と見えたる是なり、天御中主
尊の隱身にて靜まり坐も亦是なり、高皇產靈尊、神
皇產靈尊は、天_二上_一に坐し、八百萬神の神集ひ坐
は天安河原、及び天高市なる事、古傳に所見て明ら
けし、(祝詞に高天原爾神留坐と云は、此天日に係け
て云事、講義に云へるが如し、天_二上_一の事は、中臣
壽詞考に委しく註せりき、偕又御紀に天上と有るは、
何れも天原と訓むべきこと下に註せり、)若て其天日
より別れて別天は立てり、天底と云へる是なり、日
之少宮はし其最上に在り、謂ゆる天極紫微宮なるが、
其別天に散在ける恆星はしも、剛健なる水氣の中に
火氣の凝魂れるが水氣に押れて、火氣の圓かりたる
耳こそ有けれ、殊に一の世界と云には非ずして、別
天は唯日天を圍める垣の如き者なり、所以に祝詞に
は、天能壁立極に見えたる事、傳一(天地未剖條、
天先成條)に云へるが如し、其樞軸と有る日之少宮

耳は別天神の幽都なるべき事、瑞珠盟約章に、伊弉
諾尊功既全矣、德亦大矣、於是登_レ天報命、仍留_三宅
於日之少宮_一矣と有は日天に非ざる事、其上下の文を
見ても知る、事なり、此も亦高天原なる事、古書に
往々見えたるが如し、(神賀詞に高天能神王高御魂神
魂命と見え、古事記に於_三高天原_一者神產巢日御祖命
之、登陀琉如_三天之御巢_一と有る御巢は、御舎なれど
も日隅と通ひて、幽都の名なる事知らる、西蕃にて
も此を大一と云ひて、天日にも天極にも通はし云て、
我が古傳の如し)又虚空をも高天原と云へり、八洲
起元章に、伊弉諾尊、伊弉冉尊、立_三於天浮橋之上_一
と有るを、第二一書に、立_三于天霧之中_一と云ふは、
謂ゆる空氣を云へるが、第三一書に至りては、座_三于
高天原_一と有る是なり、祝詞に下津石根爾宮柱太敷立
氏、高天原爾千木高知氏と云ふが多く、大殿祭詞に
は、高天原波青雲乃霧久極美など有るは、廣く大虛
空を云へる者なり、然れば高天原とは、右の三つを
云ふ事には在れども、此と局れる事なく、天日をも
天底をも天霧をも合せて、廣く大朴に云へる者なり
けるが、此世の始に高天原と云ふは、天日も天底も

天霧も未だ定まらざる時にて、其等を摠ね混がして
天中と云へるを、又高天原と云ふ事には成れりし者
なりけり、(猶大稜詞講義に、高天原の事を云へる
を合せ見るへし、但し彼は彼の文の次第に依て説へ
るなれば、世の始の事を云ふも猶危略なるなり、此
と彼と互ひに見合せて明らめむには如さるなり)○
所生を阿禮麻須と訓みて、正書に神聖生_三其中_一の生
と同訓なり、太神宮月次神嘗等祭詞に、阿禮坐皇子
等乎毛惠給比とは、皇子等の生坐る事なり、萬葉六
(四十四丁)に、八千年爾安禮衛之乍、天下所知食跡
と有るは、御子等の生繼す由なり、同三(三十七丁)
に久堅之天原從生來神之命と詠めるは、大伴の遠祖
神の天に生坐て此國に降らせる故に、生來とは云ふ
なり、此等は阿禮の例なり、猶外にも多在り、(同し
事ながら、萬葉一に藤原之大宮都可倍、安禮衛武處
女之友者、乏吉呂賀聞と有るは、生繼は宮仕に參り
侍ふ事を云ふなり、類聚國史に、天長八年十二月替
賀茂齋内親王、其辭曰云々、皇太神乃阿禮乎止賣爾
云々、時子女王乎卜定氏進狀乎云々、又清和天皇實
錄に、貞觀十九年二月、齋王卜定の告文にも、敦子

内親王乎阿禮乎度女爾進狀乎云々と有るなども、其の替る々々仕奉らせ給ふ事を云ひて、右の萬葉一なるに同じきなり、(儲其阿禮は顯にて人などの生る、を然云ふも、其意同じ、此三柱神等は、實に其始有る事なくして、第三一書に、始有_ニ神人_一焉と見えたるが如く、素より高天原に神積り坐し、大神等に坐せるが、此は天地の始を云所なるが故に、其時運を云ふを以て、所_レ生_ニとこそは傳へたりけれ、如何なる遠く遡なる太古より坐しけし伺知り奉る可きに非ねども、唯其大神等に成れりし天地の始を云故に、此を其神の顯坐し時とは成せる者にて、古事記(御天降段)に、猿田毘古神の天之八衢に出迎へ奉らししを、天宇受賣命の其に行向はして、其消息を見認給ひし事に就て、此猿田毘古大神者、專所_ニ顯_一申_ニ之_一汝送奉と詔ひ、又(朝倉宮段)に天皇葛城山に御狩立たし、時に、一言主神の出御在して共に御狩爲給へる事を記して、其終に故是一言主之大神者、彼時_ニ顯_一也と有る、此猿田毘古神も一言主神も、本より成て御在し、神には坐せども、此顯れ給ふ時迄には、別に事無き故に出坐さるにて、本より無かりし神の

成出で給ふには非ざるを以て、この所_レ生_ニの事をも曉るべき者なりかし、(此の三柱神などは、次に物に因て成坐る神等、又御腹より生給へる神等の列とは、遙に事替りたる事なれば、等し並に説くべきに非ず)又那理麻世流とも訓べし、正書に生_ニ一物_一、第二一書に生_レ物、此に有_ニ俱_一生_ニ之神_一、第五一書に天地未_レ生之時云々生_ニ一物_一、第六一書に生_ニ於空中_一などある生を、有とも在とも作り、第一一書に一物在_ニ於虛中_一、第六一書に有_レ物なと有るは、外には生とも書ける所なるを通はせ用ひたるは、此の所生に阿禮と那理と二の割有るが如し、古事記には、此の事を於_ニ高天原_一成_ニ神名_一と所見たるを思ふべし、(但し那流は爾在流の切れるなりと云へれども、其は上より續き來る時こそ有りけれ、言の上より成某と云ひ下したるを、爾在某と云ふべからねば、近き語と心得て宜しけむ、譬は主は能宇斯の切れるも有れども、上より言ひ下すに能宇斯某とは云はれぬが如し、那理は那理、阿禮は阿禮にて別なるを思ふべし)那流は物も事も成就ふ由なり、古事記に吾身者成々而、不_ニ成合_一處一處在とも、我身者成々而、成餘處一處在とも有るは、

頭成り手成り足成る意にて、終々_ニ身體_一の足整ふ事なり、寶劍出現章第六一書に、嘗大己貴命謂_ニ少彦名命_一曰、吾等所造之國、豈謂_ニ善成_一之乎、少彦名命對曰、或有_レ所_レ成、或有_レ不_レ成と有るを合せて、成は物の足整ふ事に云を曉るへし、(古事記の其段にも、能_ニ治_一我前者、吾能共與相_ニ作_一成、若不_レ然者、國_ニ難_一成など作成と續けるを思ふべし、但し此等は記傳に作事の成終るを云)と云はれたれども、那流と云ふ時は同じ例なり)記傳三(六丁)に、那流はなかりし物の生出づるを云ふ、神の成坐ると云ふは其意なり)と云はれたる、一通りは然る言ながら、無りし物の生出づるには有るべからず、有る物の成顯る、なり、譬へば人の子を産事を成と云ふも、其は父母に在りし物の成顯る、に同じくして、天地に神の成坐せると云ふも、天中に在りし神の天地に因りて大神と成顯はれ給へるを云なれば、那流とは物の成整へる由なり、人の産業を萬葉に那理と有るも、生出でし身に屬たる事を成し整ふるを云へり、(然れば此物の變りて彼物に化も、又作事の成終るも、草木に實の生と云も、皆同じ條の語共なり)然れば三柱神の此に始

めて成出坐せりとは非ず、本より天中に成坐せりし神には坐せども、天地の成れる時を世の始に取りて、那理麻世流とこそは云へれ、實には如何に久しき太古より在しけむ、其始はなき物から然は云へるなり、(其より後に神も人も成出たりと雖も、其は又右の三柱の産靈に資て出來る物にて、無かりし物の始て出來るならねば、此を以て成は成整ふ義なる事を知べし)○神名の神の義は上(傳一神聖條)に出でたり、名は成にて、人の營業を那理波比と云が如し、物を成に依りて名有り、事の無爲し始に、其名と指し又號くべからぬを思ふべし、然れば那須は名爲にて、名ある物事を行ふを云ひ、那流は名有にて、其行事に號くべき事有るを云なり、鈴屋大人の、名と云ふ本の意は爲なり、爲とは爲りたる状を云ふ、其は常に、爲人といふも、爲りたる形状と云事、又物の形を那理と云も同意にて、名と云も本其物の有る形なり、譬へば筆は文を書く手なる由の名、硯は墨を磨る由の名なるが如し、萬の物の名皆然り、人名も其有る形に依て負ひたる者なり)と有るは、記傳(二十九)名々の下に云はれたる説なるが、餘りに珍

たき任に大書して引きつ、此ぞ天地の内に又比類有るまじき説なりける、其は右に名の本を爲なりと云はれたるは然る言にて、古事記に須佐之男大神の大穴牟遲神を呼びて、意禮爲大國主神、亦爲宇都志國玉神と詔給へるは、其神の爲給ふ可き職を賜へるにて、即ち名を賜ふ事なるが、其爲字正しく名の義に當れり、高橋氏文なる景行天皇の大御言に、大倭國者以三行事負名國也と宣給へりし、其行事とは、鏡を造られば鏡作神と名に負ひ、玉を造る事を始め給へば、玉祖命など名に負ひて、子孫の八十連聯迄も、其業を代々負持ちて仕奉るが故に、鏡作連、玉祖連なるが故に、其職掌を以て家の名と爲るなり、然れども其子孫の代々を経る中に、何時も鏡作連、玉祖連にては世代を分別べからざるを以て、鏡作連某、玉祖連某と、又其祖名の上に、其人々の行事を以て、目易く何とか誰とか名を負持つ事なる故に、右の鏡作玉祖などは、氏と云物と成りて、何又誰は名とぞ成れりける、(此は名と云事の起元より、其沿革をも云へるなるが、後には其鏡作連、玉祖連などの下に附くる名をも、思ひ々々に其行事ならぬ事を

以て、物爲る事に成りて、其神代の本意を失ふ事に成れりしは、外國に交こられたるなり) 所以に、大殿祭詞に、大宮賣命登御名乎申事波と云ひて、それより大宮を守奉り給ふ其行事を列ね舉げて、終に云々令仕奉坐爾依氏、大宮賣命止御名乎稱辭竟奉久登申と結べるも、其大宮賣命と御名に負せる所由を説るが如き者なり、又御門祭詞に、櫛磐屬豐磐屬命登御名乎申事波と云て、其より御門を守奉り給ふ其行事を列ね舉て、終に云々令奉仕賜故爾豐磐屬命櫛磐屬命登御名乎稱辭竟奉久登白と結べるも、亦右の例なり、此を以て、右の大倭國者以三行事負名國也と有る大御言の正しきを思ふべし、(此外にも、大忌祭詞に廣瀬能川合爾稱辭竟奉流皇神能御名乎白久、御膳持須流若宇加能賣能命登御名者白氏と有るも、右に同じくして、御膳を持たせる若宇加能賣と申すは、其行事なり、御名なる故に然言へるなり、祈年祭詞に、大御坐能辭竟奉皇神等能前爾白久、神魂高御魂生魂足魂玉留魂大宮乃賣大御膳都神辭代主登御名者白氏云々と有るも、神魂と申し、高御魂と申すが、其行事を以て名に負坐せるなるが故に別に事を云さ

るなり座摩生島などの詞も右の例なり、御縣、山口、水分等詞には、地名を擧て其に御名者白氏と有るも、其他は其神のト居る所にて、其處にて神の行事有が故に云へるにて、上に異らず) 又其住着ける地を名と云へり、其は國土は神の成し給へるを、人の住着きて成す者なればあり、其大名持命と申すも、國土を經營り成して、持ち坐せる由にて、少名御神の名も此に同じ、但し此大少は、皇國を大と云ひ、外國は其始に粟島とも云ひて、小島なりしに依て、少と云へる者なり、地震を武烈天皇御紀に那爲と見えたるを、推古天皇七年御紀に、地動舍屋悉破、則令四方傳祭地震神と有り、此の那は地、爲は潮の佐和久を佐爲と云ふ爲に同じく、動き震る事なり、又産土を宇夫須那と云は、産爲地の義なり、又本草和名に、鉛、和名奈末利と有るは地餘と云ふことにて、地中より出づる由なるべし、金を加禰と云ふは、地根の義なるか、若くは堅地にも有るべし、此等の名は、何れも地を云事なるが、此亦上に説へる如く、名と云は成の意なる事、今世も然り、大名小名など云を、今は字音に唱ふる事なれども、其にては義を

成さず、大に地を持てるを大名と云ひ、小さく地をト居るを小名など云へりけむ事、一村の長たる者を名主と云ふを以知るべし、(此に就て思ふに、産業を那理波比と云事はしも、土地に物を生ずる農作に起れる名なるべし、俗に士農工商など、云て、其を四民と云へる民は、田身にて、農を本と爲る名稱なる事、百姓を大御賣と云ふ實は田族にて、田に預る者と云義なるにて曉るべし、萬葉五に、比佐迦多能阿麻遲波等保斯、奈保奈保爾伊非爾可弊利提、奈利乎斯麻佐爾と有るは、天路は遠し、國に在りては奈利と云ふ事あり、此國に住む限の人は、成さでは得有らぬ事なれば、其を成し坐さねとなり、此も天を云へるに對へて思ふに、地の事なれば、奈利は農作を云と聞ゆ、十八に、萬調麻都流都加佐等、都久里多流會能奈里波比乎と有るは、正しく農作の事なり、靈異記に、不龍營農令懈産業とある産業を奈利波比と訓せたるも、亦右の例の如し、又收家營造産業とも見ゆ、然れば、那理波比は農作に起れるが、外の産業の事にも及べるなり、又生毛を那理毛と訓めるも、草は地の毛なればなり、又土毛とも云

を以知るべし、又別業を那理所と云も、田園などに設けたりし故に、然は云ふなるべし。其は祈年祭詞に、御縣爾坐皇神等前爾白久高市葛木十市志貴山邊曾布登御名者白氏と、其地名を以て御名と申す事はしも、其地の御縣と成れるに就て、高市御縣坐神社、葛木御縣坐神社と祀らせ給ふ故に、地名が即ち神名なるにて、御縣に生出づる菜蔬の事を、其地に依りて成給ふが故の事なるなり、次に山口神、水分神なども右の例なり、但し其地を祭るに非ず、其地に行事御在し坐す神を祭れるなり、(此等の事共、云以て行けば、大名持、少名御神などの名と同じくして異らざるなり) 然れば、右の鏡作神玉祖命など申すは、事に依て御名に負せるなり、大名持命、少名御神など申すは、物に依て御名に負坐るなり、右の如く事と物と二の差有るが如くなくとも、事は物の用なり、物は事の體にして、二ながら相離れざる者なり、又其鏡作連、玉祖連などは、事に就きたる職號なるに對ひて、古に伊勢朝臣、出雲國造など云は、物に就たる職號なる事云ふも更なれども、其國を以て名に負へるは、農桑を勸め人民を治むるなれば、此亦右の

行事を以て名に負へるにて、歸り皆同じく一致なり、(但し人の形貌に依て御名に負坐るあり、應神天皇御紀に、天皇の生坐し事を宍生腕上、其形如輶、是宍皇太后爲雄裝之負輶、故稱其名謂譽田天皇と見え、古事記柴垣宮段に、御齒長一寸廣二分、上下等齋、既如貫珠と有るは、瑞齒別天皇と申す御名の起る由縁なり、此等を名と云は、右に行事と云へるに合はぬが如くなくとも然らず、其は其御身の成れる狀に依て負坐るなれば、同事なり、又由縁に依て御名と成れるは、天孫降臨章第二一書に、焰初起時共生兒、號火酸芹命、次火盛時生兒號火明命云々と有る、其火を以て室を焚くは母神の行事により、其初と盛りの成行に依て御名と成れる者にて、此等の類猶多かるも皆同じ) 然れば、天皇の御事を、神代より皇御孫尊とも、天皇とも、現御神止大八島國所知食須天皇命とも、大倭根子天皇など、申奉るは、天皇の大御名にて右の鏡作連、玉祖連などの如し、其にては御世繼を別奉り難き故に、譬へば大日本根子彦太瓊天皇、大日本根子彦國牽天皇など稱奉るは、鏡作連某、玉祖連某と云ふに當るべし、

記傳三十九(十三丁)に引かれたる續紀第十七詔に、進氏波掛畏天皇大御名乎受賜利、退氏波婆々大御祖乃御名乎蒙豆之、食國天下乎婆撫賜惠賜夫云々、男能未父名負氏女波伊波禮奴物爾阿禮夜、立雙仕奉自理在止云々、此は天津日嗣所看す御職業を、天皇の大御名、又婆々は母にて、後宮の御政を御母の御名と詔へり、次に父名負氏と有も、父の職業を承繼ぐを云り」と有るは、實に珍らしき説なり、(神武天皇元年御紀、天皇即帝位於橿原宮、是歲爲天皇元年と先に地詞を云て、後に故古語稱之曰於於火之橿原也、太立宮柱於底磐之根、峻峙搏風於高天之原而始馭天下之天皇、號曰神日本磐余彥火々出見天皇焉と有るは、始て天下を馭め給ひし故に、御名の外に又始馭天下之天皇と稱申せるにて、崇神天皇十二年御紀に、又其天皇をも故稱謂御肇國天皇也と有るは同じ事にて、其行ひ給ふ事に依て、大御名と成れる事故に等し) 斯れば名と云は、行事の有る狀に因て定まれる者にして、右にも云ふ如く、鏡作神の裔は鏡作連と成り、玉祖命の裔は玉祖連と成りて、代々其職業に仕奉れりし事、記傳に

其職即ち其家の名なる故に、其職業を指ても名と云へり」と有るが如くなり、其を子孫に傳ふるを祖名と云へり、萬葉十八(二十一丁)、に丈夫乃伎欲吉彼名乎、伊余之敵欲伊麻乃乎追通爾、奈我佐倍敵流於夜能子等毛會云々、人祖乃立流辭立、人子者祖名不絶、大君爾麻都呂布物能等、伊比都雅流許等能都加佐會と有る、辭立は先祖よりの申立にて、祖名は其家に傳はる、職を云ひ、都加佐は今も拜らるゝを云なり、又(二十三丁)毛能乃敷能夜蘇等母能乎毛、於能我於敵流於能我名々負、大王乃麻氣能麻爾麻爾云々、可久之許會都可倍麻都良米とある、於能我名々負は、各々の職々に負持ちて仕奉る事を云なり、(但し名々負は、本に名負名負と有るを、記傳に改めて引かれたるに依れり、名々は古事記遠飛鳥宮段に、天下氏々名々人等之氏姓とあり、序に思出でたる事あり、予が淡路國などにては、一村をも墾開たる者を名主と云ひ、又田を始て墾たる者の名を、其田に負せて、此を名負と云ひ、其名負の者の子孫にして、其を持つを名田と云へり、此は此の職などは、異なれとも、名負と云事の證には成るべき者なり、凡て

田舎には斯る古言も多く残れる者多かり。又廿(五十一丁)に、都可倍久流於夜能都可佐等、許等太豆々佐豆氣多麻敷流云々、安多良之伎吉用吉會乃名會云々、於夜乃名多都奈と有るは、右の十八卷なるに同じ、記傳に此歌共を引ききて、此等皆先祖より承嗣き來る家の職業を名と云へりしと有るは然る事なり、續紀第廿五詔に、先祖乃大臣止之天仕奉之位名乎繼止念氏云々、先祖乃名乎與繼比呂米武止不念阿流方不在と有るは、右の例共とは違ひて、位名は其位階と職掌を云へるが、此は世々同じ狀にも有るまじき物ながら、先祖に係て其家に詔へるなり、但し右の例共に職掌を名と云ふ事、猶古意の存れりし者なりけり、(但し此は思はず長き説言は物爲たり、然れども予が心には、猶云々ても言足はぬ心ちの爲るは、例の屑々しき心僻なるにや、猶傳一、國常立尊の下にも且々云へる者なり)右の如くにて、我、古の大御手振はしも、大御命に大倭國者以三行事一負名國也と詔ひ顯はし給へる如くなりしかば、今しも天地の元始を知り、神祇の靈威の較略を明らめむ事はしも、神名に依るより外無かりけり、所以に予が古傳を説

く事は、専ら神名には殊に力を入れて、事實の傳は其次におく事なり、然るは神名は其神の行事の著明き形狀を以て、御身自らに負坐せる耳ならず、誰が號け奉るにも、鏡を作らせれば鏡作神、玉を作る祖と坐せば玉祖命にて、彼此の異義はしも非ざるを、事實の傳も其と同じき物から、遠き天津神代に天地を造化し給ふ神々より、天語り國語りに語り傳へさせ給ふに、天地の初の狀は如此も有りけり、一物の成れる象は然こそ有しかと、其承る神等の熟に得曉り易かる可く、譬などを設くるにも、或は如三雞子一と教へ給ひ、或は如三浮膏一とも諭し給へる故に、同じ一事なるも別事の如くにも聞え、又口々に相傳ふる内には、其と此とを混かし、又文字に書き記すには、此彼の取捨なども有りつる狀なれば、神名の異義なきには如ざるなり、此を以て神名を本に立て、事實は其徵文なる心掟なり、(必ず神名などを、遙に神代を過して後より、稱へ號け奉る者と思ふべからず、其心の清く成らざらむ限は、神代の事實を窺ひ奉る事を得じ)○天御中主尊は、天の壁立つ極み青雲の棚曳く限りを混がして、其を天中と成し給ひ有

ち給ふ主宰と坐す大御神に大座して、世に神はしも多く坐せとも悉皆此神の御靈を得て成出で坐しつれば、其八百萬千萬神と分り坐て立給ふ神功も何も、此神の御德に止まれる者なり、其は此一柱の御靈を、高皇產靈尊、神皇產靈尊と二神に別て、此二柱は天地にも神祇にも祖神たる事、下に云ふを見て知るべし、(先此事を心にして、然して此傳を明らむべきなり、斯計り尊しとも高しとも、世中に比なき大御神に坐するに、世に祭奉る御社などの事の聞えぬは、此大御神の神功は、右の二柱神をして令立給へるが故なり)此大御名に天と負坐せる事はしも、此天地の出來れる後より稱奉れるには非ず、此神等の成坐して、高天原とも天中とも云ひける、即ち大虚空なる事、上に説けるを見て知るべし、未だ一物も非ざりける太古なれば、天地日月星辰も何も有る事なくして、唯々空しき大虚には有れども、其天地日月星辰と成るべき精を收めて、其質は氣の足はひ満ちて有りしなり、若て、二柱產靈神の靈威に資て、氣中に其精の聚がり圓がりて一物となり、天地日月星辰の出來れるに依て、恒天を云と日天を云と虚空を云

と三ながらに、天と云ふ稱こそは有りけれ、其は此地上より然云へる耳にて、高天原より云ふ時は、右の天地日月星辰の文ある耳にして、古も今も替りなき天にして、即ち高天原、又天中なる者なりかし、(然れば此大御神の御名に負する天はしも、世中の有りの限りを盡し究めたる天なれば、大なりとも廣しとも、言も意も及ぶ可からざる事如此きなり)御は、此に皇產靈、此云三美武須毘一と有る美に同じきが、彼には皇字を美と訓ませ、此には御字を美と訓ませたるを、記傳三(九丁)に、御中は真中と云はむが如し、凡て眞と御とは、本通ふ辭なるを良後には分け、御は尊む方、眞は美稱ると、甚しく云ふと全き事とに用ふ」と云はれたると合せて、御と皇と眞と三つ共に、美の言に正しく當れるに依りて、此の御中も其例に説くべきが如く所思ゆれども、其尊む方も美稱るも甚しきに云ふも全きに云ふも、其は中々に末にして、本意は謂ゆる精と云ふ物の稱にて、天地萬物を造成し給ふ物實になむ有りける、所以に姑く御に精字を用ひて、其義を説くべし、(易に精氣爲物、游魂爲變と云ひ、管子に、凡人之生也、天出

其精一地出三其形一合レ此以爲レ人と云ひ、列子に、精
神者天之分、骨骸者地之分など云へり、又天に云へ
るは、説文に、萬物之精上爲三列星一と見え、春秋説
題辭に、陽精爲レ日、日分爲レ星なども見えたり、莊
子刻意注に、精者物之真也と云ひ、字典に引三增韻一、
凡物之純至者、皆曰レ精と云ひ、又精細也密也粹也潔
也とも云へり、偕其精は天中に屯聚る物にして、彼
一物となり、分れて天地となり、天地の成就て後に
は聚がりて萬物となり、分散て元の精に復れる物に
て、天地の元、萬物の始、諸神の祖、産靈の靈物は
なり、然れば、精は天中に充塞れる氣中に含藏る水
火の精神にして、大に聚りて土となり、又土より生
て萬物と成れる、皆同物なる事疑ひ無らむ者ぞかし、
天中の至靈にして至實なるは、此精の氣と共に大に
聚がり圓在るが故なり、然れば天は唯氣のみなりと
云ふなどは、猶未だ盡さざる者なり、氣は精の舍に
して、精は氣の純粹なる物なる事、此に至る迄條々
云へるが如し、其精の形状はしも、微細にして見え
難しと雖も、此を推すに、正書に渾沌如三雞子一と有
るは惣天にして、謂ゆる高天原の形象なり、若て其

天中に一物の生れる、此亦右の渾沌如三雞子一と云ふ
狀貌なりし事、上に云へるが如し、而して其一物と
成れる物實の天中に渾沌たる、謂ゆる精と云ふ物の
形状も、亦雞子の如くなりしなり、其は何を以て云
ぞならば、譬へば稜角有りて自ら生れる物は、幾箇
に碎けても稜角あり、圓體にして自ら生れる物は、
幾箇に割りても圓體なるが如く、稀微に爲すと雖
も、自然に其性を亡はざるは、元來稜角の質聚りて
稜角の物となり、圓體なる質凝りて圓體の物となれ
るが故に、其性を存てるなり、然れば此渾沌如三雞子一
を以て、稀微なる精の物實を知るべく、又其一物と
成れる形貌を思ふべく、又其天中の至に大きく至に
廣くして、涯際を極むべからざる、其極みをも思ひ
及ぼして曉り得べくなむ有ける、(但し此は餘に言痛
く云過したる説にて、大らかなる神代の傳説の注釋
めかしくも非ずとや、人は思ふらむなれども、假令
古人に然る似着はしき説の聞えざればとて、眼前に
其道理なる事を措きて、如何にも説き曲ぐべきなら
ねば、今は唯皇神等の御質しに依るより外は非じと
思定めて云物ぞ、傳一、天地未割より、如三雞子一と

云ふに至る迄に、委しく云へれば、今此には唯大凡
を説けり、然れば、美を御字に當て、物を尊む方に
云ふ事となれりしも、右の如くにて、精は天地萬物
の物實なりければ、世に此に亞きて尊き物非ざるが
故に、物を尊むと云も、其對ふ方に比較ふべからざ
る所有を以てなり、又眞の美稱て云ふと、甚しく云
ふと、全き事に用ふるも、皆同じ事なり、美を麻と
云は、體を常に美と云ふを、皇御孫尊と申し、儀式
に御體を辭曰三於保美麻一と有るは、皇御身尊、大御
體なるを以て知るべし、(記傳三に、古の言の遺れる
は、猶通はして眞熊野とも三熊野とも云へる類多く、
又眞と云べきを御と云へるも、御空御雪御路など多
かり」と云はれたる是なり、又眞を轉じて毛とも云
へり、最上最中など云へる類亦多在り)中は長と同
じく通ふ言にて、物の有る限りを云なり、偕、那迦は
名所にて、物有り事ある所の義なり、迦は在處住處
などの迦に同じ、又、那に成の義ある由、已に神名
の下に云ひ、又、那に伸出づる意も有るに就て思ふ
に、此高天原の極のなき處なるも、此大御神の排開
かし伸出して、此世と成し給へるなるべければ、其

中央と云邊より開き伸びて、此天中とはなし給へる
に起れる言とぞ所思えたる、(但し名所にて成處に
ても、伸所にては、迦の義は同じきなり、又那迦と
云語と成りては、那賀とは清濁の差有りとも雖も、神
功皇后御紀に見えたる、地名の大津渚中倉長峽は、
渚中倉は野長谷ならむと覺え、天武天皇御紀の息長
横川を、後の歌に息中川と詠めるも、誤れるには非
ず、語の通ふ故なり、物の長きを云も、其端方に遠
くして、中と云べき所の大なるなり、然れば長久、
長志、長伎など云ふに、中の言に辭の從はれるにぞ
有ける、因に云、短は身近と云事にて、其中の實な
る所の近きなるを思へ)偕、中は名所又成處と云意
なりと云ふ所由はしも、天御中主尊、天中を排開か
し坐して、其を天の壁立極と成して、其裏方を天地
の底方の内となし給ひて、此を世の限と立定め給へ
れば、此外に又物有る事なく、物無ければ成す事な
く、成す事無ければ、又名有る事なき理なるを、此
天中はしも物有りし事あり、又名有りて如此く世界
なる故に、名所と見ても、成處と云ひても同じ義な
る者なり、所以に彼神功皇后御紀の、大津渚中倉之

長峽を、攝津風土記には沼名掠之長岡之前と作き、
淳中倉太珠敷天皇を、古事記には、沼名倉太玉敷命
と作かれ、天淳中原瀛真人天皇の中をも、古く那と
訓來れるは、中は名所なりと云説も、當時に在りし
なりけり、(子華子に、天地之大數、莫通乎五、莫
中乎五、五居中宮、以制萬品、沖氣之守也、中之
所以起也、中之所以止也、龜筮之所所以靈也、
神響之所所以豐融也、通乎此、則條達而無礙者矣
と、天地の教を究盡して五と云ひ、其五の所在を中
と云ひ、其中に起と云ひ、止と云へるは、予が意に
合へるものなり、又曰、五居中宮、數之所由成、一
縱一橫、數之所由成ともあり、此に就て思ふに、
中字は〇に一を貫きて出來たる會意の字なるべし、
若て〇は天の圓在れる象形、一は、説文に上下通也
と有れば、大一の上昇下降して、其徳の天地の外に
及び至る意を以て、中と如此く作れるなる可し、此
に横に一を加へて申に作れば、神の本字なる事、已
に傳一、天地未剖條、及び神聖生其中、條の下に云
へり)斯在ば、天御中とは、天之精成處と云ふ事に
て、唯天の中央に當る一處を云ふならず、悉くに此

世の限りを混かしたる稱なり、然れども其中の起る
所にして、其中の止まる處は、後に天日の成れりし、
其所在なる事云ふも更なり、若て日神の成坐して高
天原を所知食し間より、日神は此神の顯身とも申す
べく、此神は日神の隱身とも申すべくして、此二柱
の差別の分難き事、彼太神宮祈年祭詞に見えたるが
如し、神隨と云ひ神道と云ふは、此神に起れる事な
るを、神武天皇御紀に、天道と認ひて、日神に係け
させ給へる大御言の有るを思ふ可し、(此の二柱の御
徳を合せ御在し坐す、妙に奇しき神事の有る旨は
しも此に悉く盡すべくも非ざれば、四神出生章に就
きて云ふべし)主は成爲なるべき事、上(豊國野尊
條)に云へる如く、物を成爲りて、其物に主宰たる
由なり、記傳三(九丁)に、主は大人と同言にて、能
字斯の切れるなりと云はれたるは然る事ながら、
能字斯の切まりて奴斯ともなり、又奴斯より切まり
て奴とも成れども、熟思ふに、猶然るべからずな
む所思えたる、其は能字斯より切まりて奴斯と云ふ
は、猶長の義にして其部の首と云意味あり、天孫降
臨章第二一書に、齋主神號齋之大人と有るなどは、

齋之長者と云ふ義なり、此とは異りて、奴と切まる
奴斯は成爲にて、行事を以て其に主宰たる義にて、
能字斯より切まれるも、奴より延たるも、奴斯の物
に主宰たる意は大凡同じき物から、言の初に置きて
主と云ふ事常なるを、其を悉く能字斯の切れるとは
云ふべからぬ者なり、萬葉二に山守を山主とも作き、
四に玉主爾珠者授而とある主字を母理と訓めるをも
又思ふべし、又人を敬ひて奴斯と云ふこと、空穗藤
原君卷、又新猿樂記に見えたり、(能字斯と奴斯との
事は、記傳に云はれたる甚委しければ、其に従ふべ
き事本よりなれども、今は主と云ふ語の條、異にし
て別に在るを知らせむとて云ふ事なり)又此神に、
亦御名御在せり、延曆奏上の紀伊國丹生郡姬神記に、
始祖天魂命として、高御魂命、神魂命などより前に
出でたるは、何れの神にか有む、決く此天御中至尊の
亦御名なる事申すも更なり、斯れは天魂は、阿麻美
武須昆と訓奉るべきなり、古事記國生段に、於是天
神諸命以云々とある天神諸と有は皇産靈神二柱耳と
は聞えず、又記傳には、五柱天神なりと云はれたれ
ども、序に乾坤初分參神爲造化之首と見えれば、

此神と共に三柱にして、造化の首を爲し給ふ趣に聞
ゆれば、其無爲なるは、却りて此神の造化の首を爲
給へるにぞ有りける、(然れば、此神の行事は幽にて、
其顯かなる行事は、二柱神の主る所由とぞ見えたる)
然れば天魂命と稱奉るは、高天原を産靈び成給へる
義の御名にして、天御中至尊と申奉るに能く相協へ
る亦御名なり、餘りに珍奇しき御名の、世に埋れ給
はむ事の可惜しく、此に因に擧奉る者なり、美武
須昆の事は次に説くべきなり、(但し阿麻は常に阿米
と云格なるを、今阿麻と訓み奉るは神皇産靈尊の迦
微を迦牟と申し、津速魂尊の速は上に説ける如く生
なるを、波夜と申す例に倣へるなり、其は如此く能
の辭無くして續く語はしも、下の意重きが故に、上
の語の轉れる者なり)○高皇産靈尊、神皇産靈尊は、
天御中至尊の混成る神徳を別けて、陰陽の元始の
大御神等に坐事、傳一(陰陽不分條)に云へるが如し、
先其高皇産靈尊は、古事記に高御産巢日神に作り、
亦御名を高木神とも記されたる、高木は高城の義な
るなり、下に高座の事を云へるを思ひ合すべし、記
傳三(十二丁)に引かれたる古語拾遺に、高皇産靈神

(古語多賀美武須比)姓氏錄には天高御魂乃命とも、高御牟須比乃命とも、高皇產靈命とも、高媚牟須比命とも、高御魂命とも、高魂命とも種々に作り、祝詞式には神魂、高御魂命と並で擧げ、神名式には神産日神、高御産日神と記され、山城風土記には久世郡水渡社名天照高彌牟須比命云々と出で、三代實錄には薦枕高御産栖日神と出でたるなどは、亦御名の例なり、上田百樹が奇異大本圖考に、神名或河内國高安郡天照太神、高座神社二座と有る高座神は、此神なる可しと云へるは然る言なり、尾張國愛市郡高座結御子神社と申も有を思ふに、高座結神とも申せるなり、又三代實錄に、貞觀十八年八月二日の下に近江國正六位上天高魂神從五位下とも見えたり、右の天照高彌牟須比命と、上に天照と冠て申すは、天照太神の磐窟隱の時に功用有りしに依て稱奉れる事なり、寶鏡開始章第一一書に其御名の出でたる下に云べし)高は足氣にて、天中に充塞れる氣の伸び進みて足滿る義なり、然るは天中は琬の如く氣は水の如し、彼渾沌如雞子と云も天中に此の氣の満足へるが故に圓在て有るを知べし、雄略天皇二十二年

神產巢日神に作り、又神產巢日御祖命とも出で、高皇產靈尊に相配ひ給へる女神に御在す事、古語拾遺に、高皇產靈神を皇親神留伎命に、神皇產靈神を皇親神留彌命に當たる本註有り、又出雲神賀詞に、上に高天能神王高御魂神命云々と有て、下に於是親神魯伎神魯美乃命宣久と受けたるなどは、諱しく女神に坐か故なり、神名式に、出雲國出雲郡阿須伎神社の並に、同社神魂意保刀自神社と有るも、高御魂神の後神に坐る謂なり、又杵築大社の並に同社神魂伊能知奴志神社と有るは、大國主神の八十神の爲に被殺坐しを御子神を遣して令作活給へりし意の御名なり、又水戸家藏異本舊事紀には、神魂祝尊と有りと云へり、祝は祈年月次等の其神等に申す詞に、皇御孫命御世乎、手長御世登堅磐爾常磐爾齋比奉と有る齋の義なるべし、借古事記など、右に引ける書共に多く御字なきは、迦微武須毘と訓べく、記傳に、古言に同音の二つ重なるをば、約めて一つに云ふ例彼是あれば、此も神御の御の重なる故に、多く約めて申し習へるなり、神の微に、御は具はれり、神字迦微と訓むべし」と云れたるが如し、但し

御紀に、水江浦島子乘舟而釣、遂得大龜、便化爲女、於是浦島子感以爲婦と有りて、感を多祁理と訓ませたるは、其女に見感て情の動き起れるを云ひ、俗に陰莖を多祁理と云も其義にて、共に氣の伸進むを云へれば此も其例にて有べき事、傳一(陰陽不分條)に引合せ讀みて曉るべし、物に健と云も、水に沸と云も、皆此類の語なるなり、(古事記に、宇士多加禮斗呂々岐氏と有るを、此の紀に膿沸蟲流と有りて、流を多加流と訓ませたるも、右におなし、此に爲吐と有るを、記に多具理と作れたる多具理は、口氣の外に餘り出づるなり、髮に多具と云ひ、繩に多具流と云も同じ、此を束ぬる事と爲るは非ず、又健き事を多具と云は、尾張風土記に、丹羽郡吾縵郷、品津別皇子生七歳而不語、皇后夢有神告曰、吾多具國之神、名曰阿麻乃彌加都比女云々と有るは、禍津日神なるに、多具は出雲國島根郡なる多久郷の事にて、荒魂の健きに依れる名なるを知べし、譽重か此考を見て、萬葉十四に古麻波多具等毛、十九に石瀨野爾馬太伎由吉氏の多具も多伎も、健き由なりと云へるは然る言なり、神皇產靈尊は、古事記には

月次祭祀詞に神魂高御魂と有るを、本朝月令に引けるには、神魂とあり、此は神魂を迦牟微武須毘とも唱へたりし故に、然る本も有しなるべし、其は如何にもあれ、此紀の如く皇字の有には、迦牟美武須毘と訓奉るべき事、云も更なり、姓氏錄には、多く神魂命と有るを、又、神魂命とも記されたるを以て、御字は有るもなきも然訓べきも有るを知べし、(又神名式に、出雲國杵築大社の次に、同社坐伊能知比賣神社は此神には非じ、必ず彼神を全作活給へる賀貝比賣蛤貝比賣なる可く、又伊努神社の並に、同社神魂伊豆乃賣神社と有る、此も別神にて、天穗日命の後神なる事、慥に考得て神賀詞講義に云へり、必ず就て見るべし)神は氣聚にて、常に神伊佐奈伎、伊佐奈美乃命、神大市比賣命なども、御名の上に冠らせ云ふ崇辭の神と言は、同じき物から大に異なり、然るは男神の方より高と云ひて進來る氣を女神の方に待ち迎へさせ給ひて混和がり給ひて、天地萬物を成し給ふ義にて、傳一(神聖生三其中一條)に神は感なりと云へるが如く惟神にして、其氣の通ひて物を成して、其迹に所見謂なり、委しくは其下に就て見べ

し、大同類聚方に、於保奈牟知乃美已止爾、比登乃美能奈連流半自免波、安萬都美他麻美豆保乃計乃、不多通乎加波世云々と有る、天津御靈は、此の二神にて、其水と火氣と二つを交へ和し給ふ内に、孕みてある御靈を云へり、此即ち多祁理、加牟、斯て結び聚めて一物を相成し坐せる謂なり、右に引ける雄略天皇御紀に、感を多祁理に、傳一に引ける、皇極天皇御紀に感を加麻祁に用ひさせ給へる、古人の用意を思ふに、浦島子のは其女に愛で、此方より進む所なる故に多祁理と云ひ、鎌子連のは、輕皇子の所遇を得て心に黙止し難き所なるに依りて、加麻祁氏とは云ふにて、此の高と神とは氣の動靜を云所なるにも、右の二を引て能く合へり、風土記及び神名式には見えざれども、出雲國造の新嘗に參向ふ社を、神魂社と書きて迦母斯と訓むも、彼國に傳はる舊訓にて、物を煮熟せる器を迦麻と云ひ、米と水とを合せて酒に製るを釀と書きて、迦美とも、迦牟とも、迦母須とも訓めるも、此の感に相近く、又物を嚼など云ふも同語の例なる者なりかし、(和名抄麴藥類に、麴朽也、鬱之使生衣朽敗也、和名加無太知と有るは、

釀立の義なり、右に例して思ふに、麴を俗に音便に加字自と云も、加無志にて釀實の義なるべし、偕こそ此も、又右の語の徴とは成りにたれ、(皇產靈、此云美武須毘と有るは、美は精にて、其多祁理と迦麻久と相成し坐るに資て成れる子にて、混がりて一物と成り、別れて天地となり、區分て萬物と成りて、如此く物の衆多なるも、天地と共に生々として少も不息るは、此一柱神等天中に在して、其精を産靈ばして天地を養ひ萬物を有たせ給ふなり、此事已に天御中主尊の傳に云へり、(今此に譬を一つ思ひ得たり、天御中主尊は戲場を構造て持てる人の如く、此二柱神は舞伎の如し、戲場は其體なれども、此は其見物人の爲に悦ばる、者に非ざるが如く、天御中主尊の御事は餘りに幽玄して其の妙なる旨、人の心も言も及ばぬ所に在る事なれども、舞伎の其事に預る眼よりは、舞臺の仕懸などに又及ばぬ妙處有るが故に、其下風に居て仰き畏まるが如し)武須は、記傳に、産巢は生なり、其は男子女子又昔の牟須、又萬葉に草武佐受とも有り、物の成出るを云ふ、然れば産字は正字と見ても可し、書紀にも産靈と作かれ、

又産日とも書ける事あればなり、偕、牟に此字を書くは字牟てふ言なり、仁德天皇大御歌に、子産を古牟と詠ませ給へり」と有るは謂れたる言にて、産字允に當れり、又牟は字牟と云はれたる、寔に然る言なり、第三、一書に、可美とある傳に、委しく云へるを此に見合すべし、(今も夫婦の始を契るを結ぶなど云ひ、又糸などに結ぶなど云へるは、此の字牟より約される牟とは異なるが如く見ゆれども、夫婦は合ひて一つに成る者なり、糸は結びて一つに因る者なり、共に字牟の義無しとは云ふべからざるなり、又糸を紬を字牟と云も同例なり)毘は、記傳に、書紀に産靈と書かれたる靈字能當れり、凡て物の靈異なるを比と云ふ、久志毘の毘も是なり、高天原に坐します天照大御神を、此地より瞻望奉りて日と申すも、天地間に比類もなく最靈異に坐が故の御名なり」と云はれたるは、動くまじき説なるに就て思ふに、久志毘の毘は、河合を加波比、坂合を佐加比など云ふ合の義なるべく、天日を云ふも、正書に精妙之合搏易と有る如く、天中に在らゆる精妙なる物の、合搏ぎ成れる由なるべし、若て物は孤獨にては奇靈なる

事も何もなきを、相求め相合ひたる上にこそ思ひ議る可からざる事も成就ふ者なりけれ、(此に合と云は、男女の相慕ひ、磁石の鐵を吸ふ如く、互に相求め合混がりて、終に其勢力の一に成て、大に奇しく妙なる事有るに及ぶを云へるなり)記傳に、産靈とは、凡て物を生成す事の靈異なる神靈を申すなり、此外に火産靈、稚産靈、生産日、足産日、玉留産日、角凝魂など申す御名もあり、牟須毘の意皆同じ、偕世中に在りと有る事は、此天地を始めて萬の物も事業も、悉に皆此二柱の産巢日大御神の産靈に資て成れる者なり」と有るは、古より次降初めて此説の成遺集歌に、君見れば結ぶの神ぞ恨めしき、つれなき人を何造りけむ、狭衣物語に、いと斯くも造り置き聞えさせけむ、結ぶの神さへ恨めしければ」など有る外にも、詞花集に、心さへ結ぶの神や造りけむ、解くるけしきも見えぬ君かな、長清集に、解けやらぬ人の心の難面より、結ぶの神を恨みつる哉、元輔集に、袴着侍りしに、千年をば我な、うすとも木綿襪、結ぶの神も祈り懸くらむ、十六夜日記に、晝つ方行

き過ぐる道に、目立つ社あり、人に問へば、結ぶの神ぞと聞ゆると云へば、守れ唯契り結ぶの神ならば、解けぬ恨に我迷はさで」など有れば何れも右の拾遺集を本歌にとれるのみこそ有けれ、作者に心得有りて詠めるには非ざれども、皆共に此二柱神に係けたるなり、(但し武須毘を武須夫と云は訛れるなり、何れも唯結ぶと云ふ言を以て仕立たる者にて、何の至りも深からぬ物から、然すがに微とも爲るべき事多かり、和名抄に、日本紀云、産靈無須比乃加美と有るは、皇字を除きたる訓なり、然れども其は稚産靈神、津速産靈神などの産靈こそ有りけれ、此二神に限りては、正しく美無須比と訓み奉るべき事、右にいへるが如し) 顯宗天皇三年御紀に、月神著人謂之曰、我祖高皇産靈尊、有預_レ鑄造天地之功、宜_レ以_レ民地_一奉_レ我月神、若依_レ請獻、我當_レ福慶_一と見え、又次に、日神著人、謂_レ阿開臣事代_一曰、以_レ磐余田_一獻_レ我祖高皇産靈尊_一とあり、此にも有_レ預_レ鑄造天地之功_一と詔ひけむを、先に譲りて略かれたる者なり、偕此二つ共に、高皇産靈尊一柱をのみ出したれども、神皇産靈尊をも並べて御諭有しなり、何を以知るぞ

ならば、右の磐余田は大和國十市郡なるに、神名式に、十市郡目原坐高御魂神社二座(並大、月次、新嘗)と有るを、其一柱は神皇産靈尊なるべし」と云はれたるが如くなればなり、若て右の預鑄造を、舊く曾比阿比伊多勢流と訓めるを、記傳に阿比都久理麻志々と訓まれたるは愛たけれども、預字を訓み漏らされたり、皇極天皇元年御紀に、預造と見えたるなどは、字書に預與_レ豫通と有る意なれども、此は副字の義なり、同三年御紀には、預を麻自利氏と訓みて、交際の意に用ひ、孝徳天皇元年御紀には、預を久波々流と訓みて、加勢の義に被_レ用たるなどを合せて考ふるに、此預鑄造の中には、預字を殊に眼目には有りける、(右の高皇産靈尊の尊字、本には脱せるを、若槻某が見たる卷本に在る由、同人の著せる某と云ふ書に所_レ見たるに従ひて今補へり、鑄造の二字は阿比伊多勢流よりは、阿比都久流の方宜しかるべし、名義抄に、預を豫の俗字として、其訓に、阿豆迦流とも麻自波流とも有を合せ考ふべきなり、) 右の如く、預は副加はる由なるは如何と云に、天は可美葦牙彦舅尊、天常立尊、地は國常立尊、豊斟野尊と持ち分

けて、其神等の鑄造り給へるを、此高皇産靈尊、神皇産靈尊と二柱は、其上に在_レして幽贊給ふが、即ち副加はらせ給へるにぞ有ける、鈴屋大人も、既く其意なりし故に、其とはなしに論はれたる記傳の説を摘て云は、先伊弉諾尊、伊弉冉尊の、國土萬物をも諸神をも生み成し給へるは、此神等の詔命に依り、又其時の唱和の前後の次第をも教へ給ひ、其事を善く成さしめ給ひ、神功既に至り坐し、徳も亦大に成りて、天に復命し給へるは、其結びにて専ら此神なる事、人の知れるが如し、天石窟隱の時には、古語拾遺に、高皇産靈神會_レ八十萬神於天八湍河原_一、議_レ奉_レ謝_レ之方_一と見え、其時にも天孫降臨の時にも、其事思_レ慮_レ給_レひし思兼神は、此神の御子と見え、天照大御神は相並び坐て大御詔仰せて、皇御孫尊の初國所_レ知_レ食_レす萬の事共なり、大已貴命に少彦名命相並び坐て國土經營の事共成り、天忍穗耳尊に萬幡姬命兒、玉依姬命相配坐て皇御孫尊を生み坐せり、是等何れも相並び坐神有りて、此神の産靈の御功の成れる状なるも、深き理有る事なるべし」と云はれたる、此相並び坐す神有りて事の成れるなむ、右の有_レ預_一

鑄造天地之功と云者にて、天地の初時より次々に成り坐せる神は更にも云ず、此神の産靈に資て成り出づるのみならず、萬の事業の上に、其副加はりて其を令_レ成給ふ者なる事灼然し、(記傳の右文は、唯其意を取りて補ひも削りも爲て引けり、見む人怪しむ事勿れ、又同書に、大體是等を以て、世に諸の物類も事業も成るは、皆此神の産靈の御徳なる事を考へ知るべし」と云はれたるは、然る言なり、次に云へる幸魂奇魂の事をも、亦見合すべし) 右の預鑄造と云ふに、猶思合せらるゝ事多在り、其は寶劍出現章第六一書に、大已貴神、遂到_レ出雲國_一、乃與言曰、夫葦原中國本自荒芒、至_レ及磐石草木_一咸能強暴、然吾已摧伏莫_レ不和順_一、遂因言、今理_レ此國_一唯吾一身而已、其可_レ與_レ吾共理_レ天下_一者、蓋有_レ之乎、于_レ時神光照_レ海忽然有_レ浮來者_一曰、如吾不_レ在者、汝何能平_レ此國_一乎、由_レ吾在_レ故、汝得_レ建_レ其大造之績_一矣、是時大已貴神問曰、然則汝是誰耶、對曰吾是汝之幸魂_一、奇魂也、大已貴神曰、唯然、廼知汝是吾之幸魂_一、奇魂、今欲_レ何處住_レ耶、對曰吾欲_レ住_レ於日本國之三諸山_一、故即營_レ宮彼處_一、使_レ就而居_一、此大三輪之神也

と有るを熟考ふるに、大己貴神は已命の御徳を以て、大造の績を得建て給へりと所思して與言し給ひけるに、其を抑へて幸魂奇魂神の顯れ坐して、却に其神の御功の如宣へりしを、然すかに得曉り給ひし故に、其宮處を問ひ奉らしければ、三諸山に居らむと宣ひし任に、其處に鎮め奉り給へりしなるが、此に大三輪之神也と有るに依りて、大物主神と爲るは非ざる事、已に神賀詞講義に註せるが如く、古事記にも、答曰吾者伊都岐奉于倭之青垣東山上、此者坐御諸山上二神也と有りて、神名式に、大和國城上郡神坐日向神社(大、月次、新嘗)と見えたる是にて、大物主神社(名神大、月次、相嘗、新嘗)とは異なるが故に、大神に對して神坐とは有るなり、又宇陀郡神御子美牟須比命神社は、決く其神の御子なり、然らずは、大物主神の御子と有らむ神に、美牟須比命と申す御名の似着きても通はざるを如何にとか爲む、此を以て幸魂奇魂と申すは、右の預鑄造給ふ御靈なる事を思ひ定む可し、然れば右の大三輪之神也の大は衍か、又は撰者の何心もなく書れたるにも有べし、大物主神の方には何れも大神と申せる格にて、城上

郡狹井坐大神荒魂神社五座添上郡率川坐大神御子神社三座なども此等には、唯に神と耳は記されざるを思ふべし、此幸魂奇魂の事は、殊に深く考へ得たる事有りて、生島詞及び神賀詞の講義に云へるを、傳には右の章に就て云ふべく思ふ物から、此にも其端を云へるなり)又記傳に、世に神はしも多に坐せども、此神は殊に尊く坐すとて、産靈の御徳申すも更なれば、有るが中にも仰ぎ奉るべく崇め奉るべき神になむ坐しける、偕此大御神は、如此二柱坐すを記中に其御事を記せるには、二柱並び出で給へる處はなくして、或時は高御産巢日神、或時は神産巢日御祖命と、旁一柱のみ出で給へる、其御名は異れども、唯同神の如聞えたり、抑如此二柱にして一柱の如く、一柱かと思へば二柱にして、其差の髣髴しきは、甚深き所以有る事にぞ有るべき」と有るに就て猶考るに、此二柱神はしも、天御中主尊の荒魂和魂の如く御在し坐して、天照大御神の荒魂枉津日神、和魂大直日神に應へる者と推し察り奉らる、(但し荒魂和魂を善惡の義に取るなどは、甚じき僻事なり、荒魂とは物に進む方の御魂を申し、和魂とは御身に和み鎮ま

る方の御魂を申せり、神功皇后御紀に、既而神有海曰、和魂服王身守壽命、荒魂爲先鋒而導王船と有る、此一を以て曉るべし、其委しき事は、祈年第三詞、及び伊勢大神宮詞の講義に説き、又四神出生章第六一書、枉津日神、直日神の下に云べし)祝詞に、神漏岐神漏美命と申して、萬の事の始を成し給へるは、此二柱神に坐す事、上にも註せる如くなるが、紀記共に其御事を記されたるに、二柱並び出で給へる處はなくして、旁一柱耳出で給へるは、甚甚深き故有る事にて、萬の事業の上にも、荒魂の事には高皇産靈尊、和魂の事には神皇産靈尊と、其並び坐して神議り給ふ中にも、其方に主たる御名を擧て傳へさせ給ふ者にぞ有ける、厭乞其一二例を出さば、天石窟の時、又御天降の時などは荒振神の所爲なる故に、高皇産靈尊の御名多く出でたる中に、甚尤けきは天孫降臨章第一一書、天稚彦が雉を射たりし矢の天に到ける時の文に、天神見其矢曰、此昔我賜天稚彦之矢也、今何故來、乃取矢而咒之曰、若以惡心射者、則天稚彦必當遭害、若以平心射者、則當無恙、因還投之と有る天神を、正書及び古事

記には高皇産靈尊と見え、此必當遭害を記には天若日子於此矢一麻賀禮と有るを以て、予が説の強ざるを知れ、又神武天皇御紀に、御軍の平なる時に、勅道臣命、今以高皇産靈尊、朕親作顯齋、用汝爲齋主と有りて、後に躬自齋戒祭諸神、遂得安一定區宇と見えれば、自餘の神等をも祭り給へるなるに、此神を主と立て齋かせ給へるは、其御稜威を仰ぎ奉らせ給へるが故なる事著明し(記には、彼神劍を降し給へる事には天照大神高木神二柱神之命以と見え八咫鳥を遣せ給へる事には高木大神之命以と有るは、共に事實に叶へるを、御紀には共に天照太神一柱にのみ係けたるは、事略て聞ゆめり)又記、大宜津比賣神の御身より種々物の成れる所には、故是神産巢日御祖命令取茲成種と見え、大穴牟遲神の八十神に被殺坐し、件には、爾其御祖命哭患而、參上于天、請神産巢日之命時、乃遣齋貝比賣與給貝比賣、令作活など有るは、和魂に坐せる故にて、右の高皇産靈尊とは反對也、所以に御巫祭神八座の中なるも、神産日神、高御産日神と次序し、祝詞にも神魂、高御魂と有て、常に神漏岐神漏美命と申す例に異なるは、

皇御孫命御世乎手長御世登堅磐爾常磐爾齋比奉茂御世爾幸附奉とある如く、事なき節に大御身の守護のみ祈らせ給ふが故に、二柱共に並べ擧げたるも、其專と有る方を先には爲られつる者なり、彼神功皇后御紀なる神の御誨には、和魂服王身而守壽命、荒魂爲先鋒而導師船と見え、皇后の御方には、則擣荒魂爲軍先鋒、請和魂爲王船鎮と有るを合せて思ふべく、又四時祭式鎮魂條には、右の神魂神、高御魂神等の八神に、大直日神一坐を合せ祭らるゝを以て、和魂を主として、神産日神を先に被定たる所由を思ふべき者なりかし、(然るを古語拾遺神武天皇段には、爰仰從皇天二祖之詔、建樹神籬、所謂高皇產靈、神皇產靈云々と次序たるは、當然の事にて宜しくは有れども誰しも知れる右の次序には違へる、神魂、高御魂と錯置たるに由縁勿らじやは、此は高千穂大宮に事始めて祀祭給へる神等に坐せば、天神の御教に依りて如此く定め給ひけむと所思しきなり、委しくは祝詞講義に就て見るべし、夫妻二柱並び坐す中に、女神を先に爲る例は、賀茂御祖神社二座などは、大已貴命と玉依姫命と二柱なれども、

其后神の方は左に、夫神の方は右に在して、其后神の方を主と爲て御祖神社と申すが如し) 右の御巫祭神八座の餘にも、此神を祭れる社は、神名帳に、山城國乙訓郡羽束師坐高御産日神社(大月次新嘗)、和名抄郷名に羽束(波豆賀之)とある是なり、垂仁天皇三十九年御紀に、五十瓊敷命に賜へる十箇品部の中に、神矢部などに並びて泊檀部と有る、其品部の居りし地なり、羽束師とは矢の羽を著る義なるべし、此地に祀祭れる事は、彼顯宗天皇三年御紀に、奉以歌荒櫛田(歌荒櫛田、在山背國葛野郡)と有る、其時に此田を寄せて齋き始め給へるなる可し、郡も隣りて遠からぬに、其時に御誨有りし月神は、葛野坐月讀神社(名神大月次新嘗)に坐せばなり、文武天皇大寶元年御紀に、勅山背國云々、波都賀志等神稻、自今以後給中臣氏と有れば、歌荒櫛田も其時などよりや廢れけむ、甚可畏き御事なり、天神本紀なる天物部二十五部の中に、羽束物部あり、然れば右の泊檀部は、饒速日の率て天降り給へる天物部なりけり、姓氏錄(攝津國神別天神)に、羽束天佐鬼利命三世孫、斯鬼乃命之後也と有るは其部なるべく、又同

書(攝津國皇別)に、羽束首天足彦國押人命男、彦姥津命之後也と有るは其長なるべし、此は此神社に屬たる事には非ざれども、地名に就きて云なり、(後撰集に忘られて思ふ歎きの繁るをや、身を羽束師の杜と云らむ)と有るを始として、後の歌に羽束師を恥かしに寄せて多く詠めり、山城志に今在下鳥羽西南志水村と云へる是なり、或書に、羽束師杜所祭天兒屋命、相殿猿田彦、右社家傳也、と云へれば、已く祭神の傳を亡ひしにこそ、但し、御紀に壹岐直、天兒屋命十一世孫雷大臣之後也と有れば、その祠れる人の祖神と打ち混れつるなるべし) 大和國添上郡宇奈太理坐高御魂神社(大月次相嘗新嘗)は、持統天皇六年御紀に、奉新羅調於五社、伊勢住吉紀伊大倭兔名足と有りて、止事なき列に御在せり、記傳に、三代實錄元慶三年六月八日丁卯、授法華寺正三位高御産栖日神從二位と有るを、此社なる由云はれたるは然る言なり、玉海、治承二年十一月春日使條に、自法華寺鳥居二町許北行路、西邊岸上也と云へる鳥居は、此神社のなるべし、(兼俱本書入に、武内宿禰觀請也と有るは然る古説も有けるならむ、大和志に、

在法華寺村稱揚梅天神と云へり、予嘉永三年五月に詣たりしに、法華寺の西南に立たせ給へり、彼寺の鎮守として奉崇る由なり、右の宇奈太理は溝の事なり、座摩神詞、及び神賀詞講義に云へり) 十市郡目原坐高御魂神社(並大月次新嘗)は、彼顯宗天皇御紀なる日神の御誨に依りて祀り給へるなるべき事、上に云へるが如し、三代實錄に、貞觀元年正月廿七日、授目原坐高御魂神從五位上と有るは、今一座の神名を漏されたるにや、同じ八年三月二日授大和國從五位下神皇產靈神正五位下とあるは從五位下、若くは上の誤なるべし、然して高御魂神も、此時に同じく正五位下には進み給へるならむを、互に漏せるなり、然らずては、右の八年の神名を收むべき社有る事なき者をや、又同十七年三月廿九日壬子、授大和國正五位上神皇產魂神從四位上と有り、(但し此御社の所在今詳ならぬは、御名の埋れ給へるにて甚可惜し、彼御誨を見るに、月神のは以民地奉と有りて、何れとも田地を指して宣はざるを、此なる日神の御命には、以警余田獻と有れば、必其邊なる可き事所知らたり、後人其心を得て探索奉るべ

し)壹岐島壹岐郡高御祖神社は祖は、魂の誤なるべし、同郡月讀神社(名神大)有るも由有る事なり、右の顯宗天皇御紀なる月神の御言の終に、壹岐縣主先祖押見宿禰侍^レ祠と有るは、山城國にての事なれども、其本貫にても其裔などの祀祭る可きを思ふべし、(姓氏錄右京神別天神に、壹岐直天兒屋根命十一世孫、雷大臣之後也と有り、然れば其島より出でたる子孫なるなり)對馬島下縣郡高御魂神社(名神大)有りて又此に阿麻氏留神社立せ給ふ事は、右の御紀に依れる者なり、續後紀に、承和四年二月甲子朔戊戌、對馬下縣郡、無位高魂神奉^レ授^三從五位下^一と見え、又三代實錄に、貞觀元年正月廿七日甲申、奉^レ授^三對馬島從五位下高御魂神從五位上^一、同十二年三月五日丁巳詔授^三對馬從五位上高御魂神、天氏留神、並正五位下^一と有り、偕、其は日神の御誨の終に、對馬下縣直侍^レ祠と有るは、大和にての事なれども、猶其本國にも移して仕へ奉れりし者なり、(姓氏錄攝津國神別天神に、津島朝臣、大中臣朝臣同祖、津速魂命三世孫天兒屋根命之後也と有り、又未定雜姓攝津國に、津島直、天兒屋根命十一世孫雷大臣命之後也とあり、

古事記に、天菩比命之子建比良鳥命、此津島縣直之祖也と有れども、此には非らじ)又河内國高安郡天照大神、高座神社二座(並大月次新嘗、元號^三春日戶神^一は、上田百樹説に、天照大神と共に並び坐せば、高御產日神に御在すなるべし、尾張國愛市郡高座結御子神社(名神大)を考ふべし)と云へるに就て考ふるに、續後紀に、承和二年十二月壬午、高座結御子神奉^レ預^三名神^一、熱田大神御子神也と有るに依りて、社説に足仲彥天皇など云ふは妄にて、御子也とは神の御子の謂に非ず、社に就て云ふ者なり、然れば高座結神とも申せるを略きて、高座神と申せるなるが、彼高木大神とも申奉る高木は高城、高座は字の如くにて、共に此神等の常宮敷給ふ天^二上^一の事に依れる御名なり、天^二上^一は、此神の都城なる事、已に中臣壽詞講義に説きたるが如し、又高安郡と云ふも、此神に依れるにや、安は蕃息の義にて、産靈の義なる事、下(埴山媛條)に云へり、三代實錄に、貞觀元年正月廿七日、授^三從五位下春日戶神從五位上^一と見ゆ、河内志に、在^三教興寺村東山^一、今稱^三辨財天^一と云へり、又式に丹波國氷上郡高座神社有り、同神な

るべし、(此元號^三春日戶神^一の號を、一本には名と有り、又一本には元名號とも見えたり、偕、春日戶神と云は、大和國春日社の神戸ならむかと年頃思へりしを、今に至りて疑を開きたり、其は續紀に、養老元年二月壬申朔、遣唐使祠^三神祇於蓋山之南^一と有るは、彼神武天皇の顯齋の例にて、高皇產靈尊を前に立て被^レ祭^三祭^一なるべし、彼顯宗天皇御紀なるも、大御使を任那國に下し賜ふ時なるを思ふべきなり、偕萬葉十九、春日祭^レ神之日、藤原太后御製歌と有るも春日社よりは以前の事なり、又三に、春日乎春日山乃、高座之御笠乃山爾と詠めるなども、高御座の上には蓋を覆ふ由なる發語と見ても宜しかれども、猶然のみには非ず、彼神祭の事をも持ち込みたるなり、然れば春日戸は其蕃國の事に依る御料の神戸なりし故に、此にも然云へるなりけり)

一書曰。天地未生之時。譬猶海
上浮雲無所根係。其中生一物。
如葦牙之初生。溼中也。便化爲

人。號國常立尊。

天地未生之時とは、浮雲の如くなりし物出來りて浮漂よへりし程の事にて、其物未だ天とも地とも成らざりし時を云ひて、第三一書に、天地混成之時と有るも同じ趣なる傳なり、口訣に、未^レ生、將^三開闢^一時也と有るは謂れたる事なり、其は此文の浮雲は天地の混成し物なるが、其の中より如^三葦牙^一なりしは清み升り去りて天となり、迹に止まれるは地となれる物なる事、佗傳共に同じければなり、(古史徵に此文を取りて、於^三高天原成神云々^一の上に置かれたるは、如何なる事なり、此は其神等の産靈に依りて一物の成れる其始終を云はむ爲なる故に、其に係けて天地未^レ生と云へるにこそ有けれ、唯世の始を大朴に云ふ所ならざる事、右に云へるが如し、又纂疏に、生、猶^三生熟之生^一也と有るも誤なり、所以に通證にも、如據^三此說^一則未^レ字蛇足也と云ひける者をや)○海上は鈴屋大人の宇那波羅と訓れたるに従ふべし、和名抄に海百川所^レ歸也、(和名宇三)又溟渤(和名於保岐宇三)又滄溟(阿乎宇三波良)とあり、然れば宇美能波羅を切て然云ふなりけり、四神出生章第十一書に、吹^三生天

地海原之諸神一矣と有りて天地に對へ、萬葉一(七丁)に國原波煙立籠、海原波加萬目立多都と、此は池を海に見立てたるには有れども、國原に對へて海を海原と詠み給へる者なり、然れば此は唯海面の事なり、但し同章第六一書に、滄海原潮之八百重と有るは、國土海原を合せたる名なる事、其所に云へる如くなれば別なり、(海を宇美とも、和多とも云へるは、天地を都知とも久爾とも云ふが如し、萬葉五には、宇奈原能邊爾母與爾母など詠みて、外にも多き語なり、猶下に云ふべし)上は漢文に謂ゆる虛字の如くには有れども、齋明天皇五年御紀甘檮丘東之川上と有りて、下に川上此云簡播羅と注せる如く、古書の例多く原と訓せたり、然れば四神出生章、生日神云々、授以天上之事とも、舉於天上とも有るも、第六一書に、天照太神者可_三以治高天原也と有るに依て、天上を阿麻能波羅と訓むべきなり、古事記石屋戸段なる天安河之河上を、此には天安河邊に作りて、河上、河邊共に河原と訓めり、原とは廣く平なる處を云稱なれば、海上を然訓みて能く叶へり、(瑞珠盟約章第一一書に、背上と書きて曾比良と訓ませ

たるも、背の平なる所なるを以て、背腹の意を以て記るなり、海上を古史徴に和多乃間と訓まれたるも惡からねども、猶宇那波羅の方宜し)○浮雲は、屯屯として虚空に漂ふ雲なり、中臣壽詞に、天乃浮雲仁乘且と見ゆ、然れば宇伎具毛と訓むべきなり、浮は、萬葉三(二十六丁)に、雲居奈須心射左欲比、十一(四十五丁)に、天雲之絶多不心など詠める如く、落着かざる義なるなり、(御紀には、多く浮を宇加倍流と訓みたれども、浮霧、浮船などの宇伎と同じく、此も體に云ふ所なれば、引續きて宇伎雲と云べし)右の浮雲を、今本には浮雲と誤れるを、記傳に引かれたるに依れり、然る善本の有りしなる可し、然從ひ改めたるは、海上に雪の浮くと云ふ事も根係ると云ふ事も有るべくも非らぬ事なるが故なり、古史徴にも其説に従ひ、猶類聚國史一本、又秘説本にも、浮雲と有りと云はれたるが如し、(然るを、口訣に海上浮雲、陽氣發散貌、以_レ昇譬_レ沈と有るは心苦しき説なり、浮雲は浮膏など、云へる同じ物なれば、陽氣などの事を以ては云はれぬなり)倍、浮雲は譬には有れども、正書に溟洋而含_レ牙なども云へる如く、

浮膏と成るべき其始は、彼二柱神の陰陽の氣の結び成れりしなれば、如何にも今の物に譬へて云は、浮雲の如く在りしより、漸次に程を経て如_三浮膏_二に成りて、大に黏りたる物なり、然れば唯譬たりと軽く見る可からざる者なり、(此事、已に傳一、猶_三游魚_二之浮_二水上_一也の下に委しく註せり、凡て神代の傳は、如_レ此_三譬_二と雖も皆儘に其物の實を以て、物爲させ給へるなれば、一として容易からざるなり)○無_レ所_二根係_一は日本後紀に、山出_二雲雨_一とも有る如く、雲は山より多く成りて、山に常に係る物なるを、洋洋と爲たる海上に浮へる雲などは、左行_二右行_一其寄方定まらざる故に、根係る所なしと、海上を此に持ち出で、云ふなり、此時海も何も未だ有らざりし程なれば、唯此根係る所なしと云へる浮雲にのみ、一物と成り出べき太初の形貌をは知るべくなむ有ける、(通證に、今按、無_レ所_二根係_一、言_二消而不_レ積也、氤氳朦朧難_レ見_三形色_二之喻_一と有るは、雲と有るを、本を外に爲たる説にて、云ふも足ざるなり)浮雲は寄方定らざる物には有れども、山を根係る所と爲るは常なる故に、此は海上なれば其反なる故に、然云へる者

なり、萬葉三(十四丁)に、三吉野之御船乃山爾、立雲之常將在跡と詠める如く、山には雲の立居る事常なるは、其根係る所有るを以てなるを思合すべし(浮字に深く力を入れて見るべし、未だ落ちつく所なくして漂ひ巡れりしなり、千載集に、天雲の係る浮世も晴れざらめやは」と詠めるは、憂を浮に取成したるなり)○其中生_二一物_一は、正書に天地之中有_二一物_一と有るが如し、此は浮雲の漂蕩へりし其中より、如_二葦_一物_二の萌_レ騰_レれりしを、生_二一物_一と云へるなり、(平田翁説に、今本共に物の上に一字あり、古本無きに依べき由に云れたれども、其は誤なり、凡て此傳は正書に相も異らぬを、若し無きを宜しと云は、正書も然云ずては叶はず)○初_二生_一溟中_二の初生_一は、淤比曾牟流と訓まれたるに従ふべし、記傳に引れたるには、抽出をも此をも、共に母延と訓まれたるは、如_二葦_一物_二因_二萌_レ騰_レ之物_一と有るに依られたるにて、體には所思る物から、同じ言に殊更めかしく別字を用ひらる可くも非ざれば、彼は彼、此は此と訓み分てうむこそ却に宜しかるべけれ、生は大振にて、物の芽の振ひ起る義なり、(萬葉二に、不生有之草生爾來

鴨と有りて、草木共に牙し初るに云ふ事常なり。渥中は、右の浮雲を根として生初むるが、其狀葦の角芽む如くなりしより、渥中とは云へるなり、仁徳天皇十一年御紀に、聊逢霖雨、海潮逆上而、巷里乘船、道路亦渥と有る渥を、宇比地と訓めれば、此も然訓むべきなり、允恭天皇四年御紀に、渥納釜煮沸、攘手探湯渥と有るをも然訓めりき、(和名抄に、泥は土和水也、和名比知利古、一云古比千と有れども、右の二の訓に倣ふべし、猶宇比地の事は傳三なる御名の下に云ふべし)○便化爲人號國常立尊は、傳一(便化爲神條)に云へる如く、葦牙は外の事にして、其地に就て神は成坐せりとの傳なれども、古より連ね讀む故に、葦牙の神に化る由に人皆思へり、偕此の人字の上に神を脱せるか、鈴屋大人説に、化爲人は、上にも神人と有れば、此も然有りけむを、神字脱たる可し、人とのみは書かる可からずと有るが如し、(若は、口訣に、人亦訓嘉美と有る其如くなりけむも知るべからざれども、人と書きて神と訓む事は、餘なる事なり)

一書曰天地初判有物若葦牙。

坐る神は後にして地を定め給へる事晚き故に、此く物の始よりは神の始を立つる故に、如此く、有物の後に、又有物の事には及べりしかども、其意を得て見る時は、少かも異なる事なくして、鈴屋大人の説の如く、天と地との分れたる事は、此傳にて殊に著明く聞えたり、(然るを、古史徴に、彼混成て漂在る物の中より、葦牙の如き物の生れるとは別に、又浮膏の若き物の生じたるとの事なり、其は何處に生れると云ふに、漂在る物の根底に垂り下り生りて、此即ち根國底國と成れり、此に因りて成り坐る神名を、國底立と申して、天の底に生り坐る天常立尊と、相對へたるにて知べし)と云はれたる、一應は然る事ながら、其混成て漂在る物は、即ち浮膏の若くなる物なる事、古事記、及び此紀の傳々も然るを、其根底に垂り下りて同じ物の成れる意に見られたるは、甚々傍痛き事なり、其は漂在る物は浮々として縮らざりけむ、故に垂下るとも云は云ふべけれども、其漂在る内に、謂ゆる公運私運の事共有りしかば、一滴の水一撮の土と云へども、地外に散ると云事今も然り、此は謂ゆる豫美都國を立てむ種子と爲られ

生於空中。因此化神。號天常立尊。次可美葦牙彥舅尊。又有物若浮膏。生於空中。因此化神。號國常立尊。

天地初判とは、混成る一物より、若葦牙一物生ひ出で、昇り、其殘在る物は、謂ゆる若浮膏と云ふ狀に成れる、是を云へる者なり、但し有物若葦牙と云ひ、又有物若浮膏と云ひ、其と此と各別に成れる狀にも聞えて、如何なる事にも所思ゆれども、(記傳三にも、此傳を引きたる下に、此には浮膏の如くなる物と、葦牙の如くなる物と、本より別に生れる狀に云へるは、少か異なる傳なり、然れど天と地との分れたる事は、此の傳にて殊に著明く聞えたりとあり)熟思ふに、物の出來始を云ふ時は、先若浮膏と云ふ物有りて、若葦牙と云ふ物は其中より芽み出たる者なり、然れども正書に、天先成而地後定と有る如く、天地の成定まれる先後を以ては、天に成坐る神は先にして天を成し給へる事早く、地に成り

たる文なから、甚々可畏き辭説なり、天下には無上き此の大御正史に始めて出で給へる大神等を、其穢繁國と云ふへ逐ひ奉らむとは、言ふに斷えたる妄説なり)○有物若葦牙、生於空中は、次なる又曰有物若浮膏、生於空中と有る、其中より生り出たる事、右に云へるが如し、正書に、洲壤浮漂、譬猶游魚之浮水上也、于時天地之中生一物、狀如葦牙と有る、此は浮漂よへる洲壤の中より出でたりしなり、第二一書に、古國稚地稚之時、譬猶浮膏而漂蕩、于時國中生物、狀如葦牙之抽出也と有るは、此の傳に同じく、第五一書に、天地未生之時、譬猶海上浮雲無所根係、其中生一物、如葦牙之初生渥中一也と有るは、浮雲の猶くなりし中より生り出たるにて、右の游魚と云ひ浮膏と云ひ浮雲と云へるは、皆同じ一物なるが、何れの傳も若葦牙一物の成り出し狀同じければ、此一のみ異なる可くも非ざるを思ふべし、(右にも云へる如く、有物、又有物と、別々に見る時は、突然して若葦牙一物の空中に生れる事に成て、佗傳々の趣に合はざるなり、古事記にも、國稚如浮脂而、久羅下那洲多陀用幣流

之時、如葦牙因崩騰之物成神云々と有りて、右に引ける第二一書に異ならず、然れば此傳は、始に天地初判と大綱を云ひて、次に天は云々して成り、地は云々して成れりと、小目して云へる故に、物には先後有れども、神の成り坐る次第と、天地の定れる次序に於ては、甚々分明しき事、佗の傳には遙に立ち勝れる者なりかし、(纂疏に、葦牙主氣而言、浮膏主形而言と宣へるは、言痛き御説ながら、其意味無きにしも非ざるなり、但し天は唯積氣耳なりと云ふめる説々は、漢籍に溺れ惑へる説なれば取に足らず、此に云ふ天は、例の形有る天なる事、次に云を見て知るべし) ○因此化神は、第二一書に、因此有化生之神と有るよりは、甚々切めて書かれたる耳こそ有りけれ、其義同じ、(化神の説は傳一便化爲神の下、及び第一一書、自有化生之神の所に註せれば、其に依て見るべきなり) ○號天常立尊は、可美葦牙彦舅尊の次に在るべきを、此は若葦牙を天に、若浮膏を地に、天常立尊と國常立尊と相對へられたる事、此傳の主意なるが故なり、(然るを、口訣に、天常立尊者、天御中主尊也、以國常立尊、對天常

立尊言と有るは、如何にぞや、此は舊事紀の神代系紀に、天御中主尊、亦云天常立尊とある、妄を受けて妄を傳ふる者なりかし) 天常立は、天之所擬立なる事、正書に、其清陽者薄靡而爲天の下に云へるが如く、其天は即ち天日を云なり、常は、其天の堅固にして不動る義なり、立は、造立なる事、國常立尊の下に註せるが如し、(傳一、爲天條、天先成條に、此神の御名を擧げて委しく云へれば、其に譲りつ、常立は國常立尊の常立に同じくして、底立と云は別なり、此次に云ふを見るべし) 此神の亦御名の事は、第三一書に、天地混成之時、始有三人焉、號可美葦牙彦舅尊、次國底立尊と有るを、古史微に引ける一古本に、國を天に作れるも有る由に云れたるは、天底立尊と申せる御名も有りし故に、斯る異同も有るなりけり、姓氏錄(左京神別天神)に、伊勢朝臣、天底立命六世孫天日別命之後也と見え、神名式に、伊豆國田方郡、阿米都瀬氣多知神社とある、曾許と瀬氣と近き言なるをも、又考ふべき者なり、(又遠江國敷智郡、曾許乃御立神社あり、三代實錄に、貞觀四年五月朔日、遠江國正六位上曾許乃御立神從

五位下とあれば、乃は衍には非ざりけり、然れば曾許多知と常には申すを、延べては曾許乃御立と申す事な(めり) 天底とは、天日を天中央と定めて、天常立尊、此を造り立て給ひ、其より無數に分れ散りて恒星の列なれる別天を云ふ稱なり、若て其最上に在るは日之少宮にて、西蕃に謂ゆる天極紫微宮なる者なり、此事已に傳一(天地未剖條)に云へり、萬葉十五に安米都知乃曾許比乃宇良爾、四に、天雲乃遠隔乃極、九に、天雲乃退部乃限などは、天に地と云ふ證なり、倭姬命世記に載する古語に、天船者天之曾已立、地船者地之御都張と有るは、船艇の浮べる狀を云語なるが、天船云々は天に譬へらむには、天底立の如く連聯きたりと云事なり、此を以て、天底立は列星の屯々と爲るに云へるを曉るべし、(其は天之曾已立としも云は、天雲の向伏狀を云ひ、地之御都張とは、國土の御幌と云事にて、船の多々浮ひて、陸の幌とも成り塞る如きを云ふなり、此を以て天底立と云る狀をも又思ふ可なり) 又姓氏錄(左京神別天神)に、宮部連、天壁立命子天背男命之後也と見ゆ、祈年祭詞に、天能壁立極、國能退立限と對へ云

へる、國能退立は國底立なる事上に云る如く、五緯星の事なるが、天能壁立は、別天の蕃垣の如く成有る限を云ふ稱なり、(西蕃にも、別天の中にて一區の域を紫微垣とも、大微垣とも、天市垣とも、垣を以て稱くる事は、上古に神聖通ひ給ひし時などに、傳はり漏れたるにや有るべからむ) 出雲風土記に、神須佐乃鳥命、天壁立廻坐之と有るも、日天より外なる別天に至る迄も、廻り見坐せる由なり、唯に天より降り坐す事を、廻り坐すとは云ふべくも非ざれば、態と天底にも到り見坐し、なり、壁立は古く加伎立と訓めるに従ふべし、垣も亦限の事にして、天中は何方迄も明かに通りて、限無き物から、列星の垣秀の如く、有る限りを以て極みとは爲る事なる故に、天底とも天壁立とも云ふ稱有る事なり、(此事已に傳一、天先成の下に、此御名を擧げて委しく云へれば、其に見合す可く、又祝詞講義にも、此説を詳に爲り) 儲此神にして天の成り終る事はしも、上より次々説き來れる如く、天御中主尊天中を開かし成し給ひけるに、高皇產靈尊、神皇產靈尊二柱神、天中の氣を産靈て精となし、精を混成して一物と成し給へる事、

妹妹相嫁繼て子を生ず始なり、若て其一物より如葦
牙一物芽し萌して、可美葦牙彦舅尊成り坐る、此即ち
神を生じ坐せる始なるに依て、第三一書に、始有_二神
人_一と所見たる、其神の所爲と其物を引き昇り極め
て天と成れり、即ち天日の事なり、此即ち天中と云
處なるが故に、此よりは、昇りも降りも偏りも爲る
事なき處に止住れるなる事決し、天常立尊と申す御
名の義を以て曉るべし、(此に就て、其萌騰り去りし
處の如_二浮膏_一なりしも、其天氣に御れて治るべき處
に止住りて國形を成せる、此即ち國常立尊の神事な
り、但し此は唯天の事を云はひとて、序に説くなり)
若て、其天日を造り立て天の眞區と成し給ふ、右の
二柱神此に神留り坐て、此本城の餘りを別て日之少
宮を成し給ふ、恒星是なり、少宮とは別宮と云事に
て、天日を本と爲る名なり、此に依て此二柱神に、
角凝魂尊、天底立尊と申す御名坐せり、角は綱にて
其を凝らし結ぶ由なり、如此く百結ひに結び八十結
に結びて、天底と云に至り及べる義なるを、並べ見て
知べし、(日之別宮の日と火と本より通ひ、星は火氣
にて、唯天底の水氣に火氣の包まれたる物にして、

氣よりは壓し、火よりは張りて、互に軋り合ふ如く
して有てるなり、此相壓し相張る力に依て、天地は
常在に立ちて、其位を失錯はざる事なり、今此を譬
へむに、天日は宮殿の如く、大地は、廳舎の如く、
五星は廂の如く、天極は樓閣の如く、衆星の近きは
門牆の如く、遠きは外郭の如くなる可きなり)若て、
其衆星の許多なるも、唯其處に居るのみにては、其
氣の缺乏ざる事を得ず、此を以て、津速産靈神、此
を生じて補ひ給ふべく、天壁立神は、其天壁を造り
立て維持せ給ふ事、上に云へる如くなるを思ふべし、
(此二柱神、共に亦御名なる事、已に云るが如し、國
土にては國常立尊、豊斟淳尊二柱神、相並び坐せる
が如く、天にては可美葦牙彦舅尊、天常立尊相並び
坐して御功を成し給ふが故に、如此く亦御名は有な
り、倍予が常に云ふ如く、亦御名と云は、一神にし
て二名有るに非ず、其元は一神なるも、外に御功有
れば其に依て外の御名を負ひ坐せるのみならず、御
靈も更に別れ給ひて、殊に一柱神と成り坐せるなれ
ば、龜略に思ひ成し奉る可きに非ず、譬へば古事記
に、故其猿田毘古神、坐_二阿邪阿_一時、爲_レ漁而於_二比

羅天貝、其手見_二昨合_一而、沈_二瀾海鹽_一、故沈_二居底_一之
時名謂_二底度久御魂_一、其海水之都夫多都時名謂_二都夫
多都御魂_一、其阿和佐久時名謂_二阿和佐久御魂_一と有る
如く、此等、御自と物爲給へる事ならねども、其時
時の事に依て、各一柱神と成り坐る故に、神名式に、
伊勢國壹志郡阿邪加神社三座と有るなり、況て其行
事に依て別れ坐る御靈は、其立給ふ御徳の程々に、
如何にも尊く坐々さむ事、決き者をや)如此くして、
天を造立て然後に、大地も亦定りて、萬の物満足_二ひ整
へる時に、天照太神は生り出で坐して、天をは所知
食す御事と成れるが、唯天上の事を所知食す耳なら
ず、四神出生章に、生_二日神_一、此子光華明彩、照_二徹於
六合之内_一と有る如く、大御身の大御光を以て、宇宙
に照り徹らせる故に、天照太神と大御名に負はせさ
せ給ひて、此大御神の石窟に隠り坐し、かば、世中
は常夜往けるを以て、天は、天照大神の御爲に成れ
る物なる事を知るべき者なり、阿那可畏、(御祖と御
在し坐す高皇産靈神皇産靈二柱神すらに、大御前の
事を取り持ち奉らせ給へるを以ても、其大御徳の少
縁に御在し坐さる事を想像り奉る可なり、然れば

此天を造り立て給へりし右の二柱神は、大已貴命、
少彦名命の如く、天照太神は皇御孫尊の如し、猶云
將欲_二しき事多在れとも、其は日神の傳にこそ)○次
可美葦牙彦舅尊、上(九十三頁)に出づ、但し此傳は
天と國とに對へたる故に、天常立尊の御名先に出で
たれども然るへくなむ有らぬ、古事記に、宇麻志阿
斯河備比古遲神、次_二天之常立神_一と有るが、事實に叶
ひて愛たければ、今も其如く心得べくこそ、然らざ
れば有_レ物若_二葦牙_一、因_レ此化神と云ふ續きに合はず、
(又葦牙の若く成出たりし物の、萌騰り極りて、然し
て天の處は立ち定れ、ば、必ず其次に有るべき事な
り)古事記には、此の終めに、此二柱神亦獨神成坐
而隱身也と記され、又上なる三神を合せて、上件五
柱神者別天神と記されたるを、此に無きは正書に、
天地の始を神名を以ては記さずして、事實をのみ文
に連ねられたる、其徴に一書を悉く載せられたるが、
一書は一讀の文ならざれば、終む可き所無きが故な
り、(隱身とは、御靈を申し、別天とは天表を云事、
此傳の始より、已に度々に説き來れば、今更に取り
立て云べきに非ねども、此所にて先右の心得有るべ

きなり) ○又有レ物若ニ浮膏ニは、八州起元章第四、一書にも見えたり、此は上に云へる如く、葦牙よりは先に在るべき文ながら、神の成坐る次第に依て、後には成れる者なり、然れども、有レ物又有レ物と云様に聞き成ざる、故に、能く爲すば心得誤る可き文なり、然れども、若ニ浮膏ニ物に因りて成り坐るは國常立尊と有るが、甚々尊き御靈物なりける、(此御傳の無からましかば、彼正書及び其餘の傳々をも、見誤る事も有りなむを、此に依りて正書以下の如ニ葦牙ニ物に因りて、國常立尊の成坐せりと思ふめる、千載の誤を正すに至れるは、我ながらも奇しき事なり) ○國常立尊上(傳一、五十五頁)に出づ、

日本書紀傳三之卷

神代上第三 神世七代章 穗積重胤 謹撰

次有神 埴土 煮尊 埴土 此云ニ 沙土 煮尊 沙土 此云ニ 須尼 亦曰 次有神 大戸之道尊 一云 大戸之邊尊 一云 大戸邊尊 亦曰 大戸邊尊 大富邊尊 次有神 伊弉冉尊 神 面足尊 惶根尊 亦曰 吾屋 惶根 城尊 亦曰 青 樞 城 根 尊 亦曰 吾屋 樞 城 尊 尊 伊弉冉尊 天御中主尊と申す大御神、天地未だ生らざりける時より、高天原に神積り御在し坐て、大凡世の始に神

と申奉るは、唯此一柱のみ御在し坐て、神とも神と奇異に靈妙く渡せ給ひて、惟神も天地を立給ひ世中を定めさせ給ふべき御靈威なむ、此に起らせ御在し坐けらし、此時は世は唯空しき大虚のみにして、神體は唯御靈のみに御在し坐す、此を古事記には隱身也と註されたり、此天地初て立ち世中始て定りて後に顯れ出させ御在し坐す、顯身の神等に對へたる稱にして、其形體を顯はし御在し坐しながら、其事迹の物に見え行く神事の覆ふ可からざるを申せるなり、次に高皇產靈尊、神皇產靈尊二柱成り出でさせ御在し坐せる、此は氣の神に御在し坐して、高は勢る義、神は感くる義にして、謂ゆる陰陽の氣の相交はるの始なり、皇は精にして、其氣中に物あり、天地と成り萬物と成る物根是なり、產靈は產生し相合ふを云なり、此二大神の未だ隱身と御在し坐しける其始、陰陽相交はり御在し坐ける状は、已に天地立て後に、天地の氣相感けて世中に萬物の出來る如くして、其中に御在し坐つとも隱處に御處與はずが如く相交接らせ御在し坐て、天中に狀貌難言と云ふ一物を成し出ださせ御在し坐せり、是世中に男女相交接と云

ふ事の起りにして、子を産むと云ふ事の始なる者なり、平田翁説に、此二柱を御夫婦の神に渡らせ給ふ由に云はれたるなむ、實に然る言なりける、若て此別天神等以下の神々の御事迹を明らめ奉るとならば、高橋氏文に載れる景行天皇の大御言に、大倭國者以_ニ行事_一負_レ名國也と詔給へる大御言を戴き持ちて、恐み恐みも御名義を説き明らめ奉るなむ、專要と有る事なりける、物に名と云は成の義にて、此に謂ゆる行事なる由、已に傳二(百九頁)に註へるが如し、(平田翁の赤縣大古傳に、此天御中主尊は、西蕃に謂ゆる上皇太一是なりと云はれたり、史記封禪書、前漢郊祀志等に、天神貴者太一也と云ひ、史正義に、太一天神最貴者也と見えて、我が上古に、神と申せば此大御神一柱のみに御在し坐せる古義に合へる者なり、其第四章に、老子中經を引きて、上皇太一者道之父也。天地之先也、一曰_ニ上上太一_一云々、乃在_ニ九天之上、大清之中、大真之外、微細之内、吾不_レ知其名也、元氣是耳と、書されたるも、我が古語拾遺に、天地剖判之初、天中所_レ生之神名、曰_ニ天御中主神_一と有るに合へり、又其九章に、盤古氏夫妻陰陽之

始也、生_ニ於大荒_一、莫_レ知_ニ其始_一、蓋陶鎔造化之主、天地萬物之祖、乃元始天皇、火元聖母是也と有りて、此盤古氏夫妻を、我が高皇產靈尊、神皇產靈尊に當てられたる、實に然る言なり、其元始天皇、火元聖母の元を、氣之始也とも、善之長也とも註せれば、其も我が高は勢り、神は感くる意なりと云ふに合へり、莊子に、天地者形之大、陰陽者氣之大と有るをも思ひ合せ曉るべし) 其一物を成し出させ御在し坐ける事を、今思ひ量り奉る事は、神世七代章第三一書に、天地混成之時、始有_ニ神人_一焉、號_ニ可美葦牙_一尊、次國底立尊と見えたる、其混成と云ふ物は、第一一書に、天地初判、一物在_ニ於虛中_一、狀貌難_レ言と有る一物はなり、其混成_ニ一物に就て成り坐せる御名に、可美葦牙尊と有る、可美は唯稱美の言と見ても有るべき狀なれども、上の皇產靈、此云_ニ美武須毘_一より續きて、産出の義なるにて、國底立尊と俱に成坐る故有り、其第二一書に、古國稚地稚之時、譬猶_ニ浮膏_一而、漂蕩と有るが如く、其浮膏の如く漂蕩へりし其一物の、未だ混成して有りし間にも、國と云名なりしなりけり、若て其葦牙は正書に于時天

地之中生_ニ一物_一、狀如_ニ葦牙_一、第二一書に、國中生物、狀如_ニ葦牙之抽出_一也、第五一書に、其中生_ニ一物_一、如_ニ葦牙_一之初生_ニ涅中_一也、第六一書に、天地初判有_レ物若_ニ葦牙_一、生_ニ於空中_一など見え、古事記にも、此を次國稚如_ニ浮脂_一而、久羅下那洲多陀用幣疏之時、如_ニ葦牙_一因_ニ萌騰之物_一而成神名云々と有りて、如_ニ葦牙_一と云は譬なり、其譬を以て神名に負せさせ御在し坐すと云ふ事やは有べき、其阿斯訶備と稱奉る物の消息に、水草の芽立つ狀の甚能く類たりける故に、後に葦牙と號け、又其物を以て元の阿斯訶備の譬とは成せりし者にて、久羅下那洲、又は鷄子、游魚、浮雲、浮膏などの譬も然にて、其實は狀貌難_レ言と有るが如く、天地出來て後より天地未だ生らざりし以前の事にし有りければ、其天地を預鑄造らし、別天神ならぬ神の、誰かは知らせ給はむ、然れば其別天神より天津神語に語り傳へさせ給ふにも、其受け賜はる神の心にも入り易く曉るに便宜しき爲に、譬へ易き物を以て其時其事の形狀を告げ給へるが故に、右の如く種々なる譬は有るなりけり、(其は天地には限らず、凡て世中に在りとし有りゆる物皆は、共に其出來れ

る後と、其の成り出づる先とは、大に形も何も趣の甚く異なる者にて、先其の近きは、男女交合せるに其氣相感くる時は、父の精母の血相混和して子宮に託る者なるが、月滿つれば母胎を分れて生れ出づる、其より稍々に育て上げ長したる上にて、其始は浮膏の如くにて有りけり、又は鷄子の狀にて有りけりと云ひたらむにも、あまりに係離れたる相違有りければ、誰かは其を信と爲む、此は人も我も覺えの有る事なるが故に、相互に異しと爲ざる事なり、此は又人のみには限るまじく、松栢の雲居を凌ぐ許に大なるも、實生の程は二葉の小草に同じく、竹などの千尋の陰と仰ぐ程なるも、其始_ニ筭_一なる程は甚嫩か_ニにして食物にも爲る事なるにて、此等の事にすら然許の違有るを以ても、天地の初の事などは如何に奇しく妙なりけむ、甚思の外なる事にこそ有りけらし) 故其一物の成れる事を、猶委しく曉さむには、大同類聚方に、比登乃美乃。奈連流半自免波。安萬都美_水。美豆保乃計乃。不多通乎加波世。保豆禰奈理。他麻。美豆保乃計乃。不多通乎加波世。保豆禰奈理。血_液成。肉_成。須知奈利。保念奈利。南詞_中知_之保奈利。士々奈利。須知奈利。保念奈利。南詞

味多奈俚云々と所見たる、此なむ人の始を云ふなれども、亦天地の初を云ふも此に異なる事非ざる可し、其天津靈と申すは、天御中至尊に當り、次に水火氣の二を交合すと云へるは高皇產靈尊、神皇產靈尊二柱の、陰陽相交接せ御在し坐けるに當り、次に保豆禰奈理と云へるは、其邊合に依りて天中に一物を成し出ださせ御在し坐けるにて、古事記に、國稚如三浮脂と所見たる是なり、若て其血液は水なり、肉は土なり、筋は上下に相貫く神經を云ひて、謂ゆる阿斯訶備是なり、此を惣括る處を頭腦と云ひて、那は右に謂る行事の那に等しくして、神の義なり、都は天津神、國津社など云ふ津にて、處と云はむが如し、伎は城にて、一區の圍みを成して在る域を云ふ稱なり、天なむ此には當る可き、若て其骨は天柱なり、中藏は黃泉にや譬ふ可からむ、人も一箇の小天地と云ひけるも、強事には非ざるなり、天地を以て人を知り、人を以て天地を知るなむ、神典を窺奉る者の規則には有るべき、(但し近き頃西洋學と云ふ一箇の學問出來りしより、新奇を愛づる俗士の僻として、萬に彼か云ふ所と云へば尤なる事と思ひて、其善惡

を去取るべき辨へもなく、妄りに信用く弊風を羨みて、彼に似せたる異端の學を起して、神典究理と唱ふる輩、京にも江戸にも此彼有り、其云ふ所を聞くに、其説を立つる事は、皆西洋列國史略、又は西洋記聞などに在る、神怪奇談を本とし、其に言痛き小理を添へて、神は唯其引合ひに、往々御名を引出でたるのみの僻學にして、見るにも聞くにも穢らはしく爪弾きせらるゝ事になむ有ける、然る凡説を成さむよりは、右の大同類聚方は頃年世に出で、殊に其人身説などは、其始に於保奈牟知命の美己止仁と出でたれば神典の古傳に亞ぐべき者なり、此等を以て説弘めたらむには、上は天地の大なるより、下は人身の小なるまで、其理を盡さずと云事有るべからざるを、憐むべく且惡む可き者なりかし、素問舉痛論に、黃帝問曰、余聞善言天者、必有驗於人、善言古者、必有合于今、能言人者、必有厭於已、如レ此則道不惑、而要數極、所謂明也と云ひ、又生々化々品物論に、帝曰、善言始者、必會于終、善言近者、必知其遠と云ひ、又氣交變大論にも、上經曰、夫道者、上知天文、下知地理、中知人事、

可三以長久と有りて、注に、夫道者大無不包、細無不入、故天文地理人事咸通と有るなどは、彼國にも古説にて、信に然る言なり、(一) 偕、其阿斯詞備と云ひける物は、正書に渾沌如三鷄子、溟滓而含牙と云へる牙にて、此を伎邪志と訓める、即ち天孫降臨章に、氣字を伊伎邪志と訓める是なり、故其下に及、其清陽者薄靡而爲天、重濁者淹滯而爲地、精妙之合搏易、重濁之凝場難、故天先成而地後定とある文は、右の十字に次て事實なり、釋文なり、其文中に、清陽者薄靡而爲天と云ひ、精妙之合搏易と有るは、其含めりし牙の消長て天と成る傳なり、其清陽と云ひ精妙と云へるは、其形狀を云へるなり、此に力を得て攻ふるに、阿斯は明筋にて、其斯は級長津彦命、級長戸邊命と申す志は、氣の迫りて風となる、是即ち其一條に成りて動く謂なり、息を志と云ふも口氣の筋と成りて出づる稱なり、嵐は荒筋、虹は丹筋なるを考へ合すべし、素より其混沌たる一物の中より萌騰れる物にし有ければ、火氣なる事云も更なるが、水氣と相混雜りて精妙なる物となれるなれば、赤く青かりけむ事思ふべし、然れば水草の葦も青筋の義

を以て名となれるなりけり、訶備は氣牙と云はむが如く、其混沌たる中より精妙なる物の萌え牙み出づるを云ふ、後に物の初生を牙と書きて訶備と云ふも、地上に伸びて形を成すと雖ども地中より含まり出づる元は、彼氣になむ因れりければ、名と成れるなり、又此を譬に取りて如三葦牙と云ふも、彼葦草の叢り生ふるまでを係けて云へるなれば、其含牙と云ひける阿斯訶備も、幾條に在りけむ事を察らむ可し、彦舅は、古事記に婦神に對へて、其の夫神を日子遲と云ふ事有れども、其と此とは意味少か異にて、引出の義なり、彼含牙と云ふも自然に然るには有るべからず、此可美葦牙彦舅尊御在し坐して其造化し御在し坐すを以て成れる事申すも更なればなり、(第三) 一書に、天地混成之時、始有三人焉、號三可美葦牙彦舅尊と有るは、彼產靈の御業に依りて天中に一物の生り出でたる、其物と共に生り出でさせ御在し坐る由、已に右に云へるが如し、其始有三人焉と有るは其物を主宰して、其事を成し給ふと云義になむ有りける、偕説文に申神也、从白自持也と云ひ、神天神引三出萬物一者也、从示申聲と云へるにも思ひ合す

べき事のなきには非ず。若て其第六一書に、天地初判、有^レ物若^ニ葦牙^一、生^ニ於空中^一、因^レ此化神號^ニ天常立尊^一、次可美葦牙彥舅尊と有る、此傳は其一物と共に可美葦牙彥舅尊は生り出でさせ御在し坐し、又其萌え騰れりし阿斯訶備と共與に、天常立尊はしも成り出でさせ御在し坐せる御事を明らかめ奉るべき文なるなり、但し古事記には宇麻志阿斯訶備比古遲神、次天之常立神と有りて、其成り坐りし次第を以て云ふ時は、信に如此くなりと雖も、此は其並びに、又有^レ物若^ニ浮膏^一、生^ニ於空中^一、因^レ此化神、號^ニ國常立尊^一と有る對文にて、實には浮膏は、正書に謂ゆる渾沌如^ニ鷄子^一と云ふ物なり、葦牙は溟滓而含^レ牙と云ふ物なれば、浮膏は右の葦牙を出す本根なり、葦牙は其浮膏より生じ出でたる物にて、別物に非ずと雖も、一は上に表はれ一は下に留りて、相離るとしては、共に空中に物ある故に、右の如く傳へたりし者なり、若て此は其天常立尊は、葦牙の萌騰れる末に成り坐る事を傳ふる事を主と爲るが故に、此にては天常立尊を主と爲る傳なるを以て、右の如く有るなりけり、偕其阿斯訶備の萌え騰り留まる所即ち天中にして、

彼謂ゆる高天原と云ひけるも、唯大虛空の空しく有りけるに、天常立尊初て天の處とて立たせ御在し坐けるなむ、今も瞻望奉つる天日の御事なりける、平田氏の五十音義訣に、彼萌騰の義を解きて、萌えつづ殖え明りつ、騰る由に説かれたるは、信に然る言にて、其萌騰りたる氣勢四方八面に散在に蔭靡き分りて、謂ゆる恆天の衆星は出來にけらし、其最頂に在りて其樞軸なる域なむ、天底と云ふ所なりける、天常立尊に、天底立尊と申し奉る御名御在し坐すを以て知られたり、又此を日之少宮と申すも、天日を本として、其より別れたる謂なるべきをも思ふべき者なりかし、(天底と云ひ、日之少宮と云へるは、天の最頂にして、謂ゆる天極紫微宮是なり、赤縣大古傳に、老子に、有^レ物混成、先^ニ天地^一生、寂兮寥兮、獨立而不改、周行而不殆、以爲^ニ天下母^一と有る文を上皇太一記の發端に係けて、其説に云く、是物本より無名にして、陰ならず陽ならず、其形質亦知るべからず、此謂ゆる地は大地を云事勿論なるが、此謂ゆる天は蒼天を云ふに非ず天日を云へり、斯て是混成の物は、其天地の先に在り、天地も是に因て出

でたれば、此物の始は誰か知らむ、然るに生るとしも云へるは、大朴に語り來し古傳の趣にて、實には無始無終の物たる事論なし、然れば此生字は在字の意にて見るべし」と云れたるは、實に天御中主尊の御事を説き盡されて、妙なりとも妙なる事なり、然るに、其次に此物の在所は何物なると云ふに、其在所は北極の上空、謂ゆる紫微垣の中宮なるが、是即ち今現に放くる北辰星にぞ有ける」と云はれ、又赤縣度制考に、太一とは、道の太祖上皇大一を謂ふ、此は老子に、有^レ物混成、先^ニ天地^一生と有る、北辰の主宰にして、始無く終無く、臭も無く聲もなき物から、無中に始めて有を出し、天地を鍛造れる神にて、鵝冠子に、中央者太一之位、百神仰^レ制焉と見え、史記封禪書に、天神貴者太一也と有る即ち是なり」と云はれたれども、我が神典を以て證す時は、其北辰は日之少宮にして、即ち天日の成り定りて後に別れたる者なりけり、右の有^レ物の物は、其大一の神靈を云ひ、混成とは、天中に隱身に御在し坐で、天中を形體の如く成し給ひ、其中に神靈の充ち塞がりて御在し坐す謂なる可し、先^ニ天地^一生は、其天地も太一

の天中に成り出たる由なり、獨立而不改とは、天地の未だ成らざりし以前も、天地の已に成れる後も、世に神と申せば太一のみの謂なり、周行而不殆と云は、太一と天中と一にして、天地を其中に有たせ給ふ由なり、然れば太一とは然る象物を立て、云ふに非ず、其天中に隱身に御在し坐で、天地をも萬物を諸神をも惣て、悉くに皆天中の象物たり、其物を該羅めて、天中に合せ持たせ御在し坐を以て、太一とは申せるにて、我が天御中主尊と申し奉れるに異ならず、偕其天底を恆天と見、又日之少宮を北辰と見るに、其恆天に天壁と云ふ名あり、大神宮祈年月次等祭詞に、天能壁立極、國能退立限と見え、出雲風土記に、神須佐乃烏命天壁立廻坐之と有る是なり、姓氏錄に、天壁立命と申す御名の出でたる、即ち天底立尊の亦御名に御在し坐すに思ひ合すべし、若て其可美葦牙彥舅尊の亦御名、角魂命とも、角凝命とも、角凝魂命とも申し奉つる、其角は傳二(九十九頁)傳二十に註へるが如く、右に謂ゆる阿斯訶備の事是なり、此に就て平田翁説(五十音義訣)に、萬葉十九(四十四丁)新嘗會肆宴應詔歌に、天爾波母

五百都綱波布、萬代爾國所知等、五百都々奈波布(似古歌而未詳)とある歌を引ききて、此天空の最中に動き移らざる域有り、是即ち天の本綱なるが、是より豎横に五百綱千綱引延べたる如く、圓々に向伏し餘り編み成れる者にて、天空即ち世界の太綱なる義なり、古語に此を都べて高天原と云へり」と云れたる信にさる言にて、天に綱と云ふ事は、萬葉三(十三丁)に、久堅乃天歸月乎綱爾刺、我大王者蓋爾爲有と有るも、月の天中に懸れるは、其綱に羅れる由を述べたるなり、此を以て云ふ時は、恆天の衆星も、綱に羅りて編み成せる如き故有るから、其所在を得たるにて、天の言の罔に通ふも、亦少縁の事には非ざるなり、續紀に、聖武天皇の大御母尊を、千尋葛藤高知、天宮姫尊と稱奉らせ給へる御事有るをも思ひ合すべきなり、然れば、其角魂命と申すは、綱結なり、角凝命と申すは綱凝なり、角凝魂命と申すは綱凝結なり、其阿斯訶備を引き延べて、彼處に凝らし此に結びて、恆星とはなし給へるか、其作りなし堅め立て給ふは、其天底立尊に御在し坐が故に、天壁立命とも申し奉る事なるが、名義抄壁字又、加倍と加倍

との二訓有りて、皇太神宮儀式帳の御壁代を、長曆造官符に御垣代と有り、其を明應五年遷宮記には、御絹垣と有るなど、各相通ふ言なるに意を得て、倭姫命世記を見るに、御船二隻捧氏天船者天之會己立、地船者地之御戸張止白而進支と有るは、船に覆を成したるにて、謂ゆる船屋形を云ふなるが、曾古立と御戸張とを相對へ云ふを以て、天底立尊に、天壁立命と申す御名御在し坐して、其垣を立て巡らしたる如く、天の外郭を作り堅めさせ給へる事を知るべし、倍其綱を天底に結び凝らし給へる、其天垣と成れる者を星と云へる、富志とは火氣と云ふ事なり、然るを外夷の輩など、漫りに天日御國の如き物なる由に云へるは、例の窮理の闡推なるにて、大に背ける者なり、此言義を説きて心得るに、彼は唯火氣の凝り結ばりたる物にして、燃え去らむと爲る氣勢なるらむを、空氣の水なるに迫りて、自然に球の如く成れるにて火の伸びむとし、水の壓さむと爲る、其凌ぎ驟らふ勢力を以て、各相退らざるが故に、天體の常在なるにて是即ち天壁立命と申す所以なりけり、其は何を以て知るぞと云ふに、右に引ける大神宮詞に、

皇神乃見、霽坐四方國者、天能壁立極、國乃退立限と有る、霽の言、欽明天皇の大御名を、天國押開廣庭天皇と申奉るには、開の字を書れたる其意にて、其天壁をも國底をも、日神の押開かし有たせ給ふと云ふなむ、右の星と氣との押合に異ならざりける、さて又此天壁立の内のみ世界にて、此外に物無き故に、天中と云ひて謂ゆる高天原是なり、若て其天壁立つ極み迄は、天日の大御光の照徹らせ給はざる境なるを以て、此天日の天に對へて、其を別天とは云なり、古事記に、上件五柱神者別天神とある是なり、(此を人身に取るに、天日は心藏の如く、天底なる日之少宮は頭腦の如く、恆星は神經の如く、皮毛の如くになむ有ける、倍、神にも其持ち別けさせ御在し坐す境に、限の有る事と所し思えたり、其外天神と申すは、日の天より其天底に至る迄に渡る神等に御在し坐し、自餘の天神は日神を主宰として仕奉り給ひて、其御功用をしも日天の中のみ成し給ふ御事にて、大地と五緯星とに御靈を幸はへさせ御在し坐す御事なり、又云く、師の五十音義訣に引れたる、説文に天は顛也、至高而無上、从二一大と有る、段玉

裁注に、至高無上、是其大無有二也、故从二一大、於二六書、爲三會意と有るに就て、又思ふに、上に註へる漢家に、太一と申せるは、我天御中主尊に御在し坐すが、其至高にして上無き義を以て、天を一大とし、又至尊にして二有らざるを以て、神を大一と申せるにて、天と云へば大一の事なり、大一と云へば其神の事にて、謂ゆる隱身に御在し坐し、天中に混成て、神と天と別れざる我が天御中主尊の義に合へり、然れば、漢籍に謂ゆる天命と云者は、大一之命と云ふ事にて、我が天神之命と云に、少かも異なる所なくなむ) 上件は、謂ゆる別天神の御事を並舉げたるなるが、其(百四十三頁)に引ける第三一書に、天地混成之時、始有神人焉、號曰可美葦牙彥舅尊、次國底立尊と有るに、妙なる趣なむ有ける、然るは如此く同じ混成の一物に、天神と國神と相次ぎて成坐る事は、甚く異なる傳なるが如し、然れども、此には極めて幽深き致有る事となむ聞えたる、其は上に云へるが如く、二柱神の産靈の御業に資て、此混成す一物の生れ出来る由を以て、可美とは御名に懸せるにて、其中より牙を含みて萌え騰る方は客と

成り、其萌え騰るに隨ひて國土となれる者なれば、國底立尊は其主にて渡らせ御在し坐す證になむ有ける、古史第二段徴には、國底立尊を天底立尊と改め引かれて、其説に、天底立尊の天を、諸本に國と有るを、今は一古本に依りて改めつ」と云はれたるを、予も信に然る説と思ひしかども、却りて誤なり、故如何にとなれば、其混成と有るは、天と成り地と成るべき一物の混成せる時を云ふなれば、其物に因りて、兩方の神、共に成り出でさせ御在し坐ける事を傳へたりし者にて、古事記と合はす可き所には非ざるなり、其例は第二一書に、古國稚地稚之時、譬猶_ニ浮膏_ニ而漂蕩_{、于レ}時國中_{生レ}物_{、狀如_ニ葦牙_{之抽出_{一也}}、因_レ此有_ニ化生之神_{一、號_ニ可美葦牙彦舅尊_{、次國常立尊云々と有ると同じ趣なる傳にて、此に國稚地稚と云ふは、右に謂ゆる天地混成と有る是なり、于レ時國中生レ物、狀如_ニ葦牙_{之抽出_{一也}}と有るは、次に可美葦牙彦舅尊の成出でさせ御在し坐す御事に係けて云へるにて、國常立尊には係らざる事なり、其は國とは、右に國稚地稚と云ひ、于レ時國中と云へる此にて、其葦牙の抽出る地盤を云ふなれば、神の成坐る次第の}}}

みこそは續きて、各其因る所異なる者なりかし、偕其相分る、事を並べ云はざるには、第一一書に、天地初判、一物在_ニ於虛中_{一、狀貌難_レ言_{、其中自在_ニ化生之神_{一、號_ニ國常立尊_{云々、第四一書に、天地初判始有_ニ俱生之神_{一、號_ニ國常立尊_{一と有るは、物と俱に神の生れ坐せる傳なるが、其物は何ぞと云ふに、天地と未だ判れずして有りし一物を指せるにて、やがて國なる由にて、即ち古事記に、次國稚如_ニ浮脂_{而云々と有りて、葦牙の如く萌え騰る物をも、此にある間は、兼ねて國と云へるを合せ考ふべし、第六一書に、天地初判、有_レ物如_ニ葦牙_{一、生_ニ於空中_{一、因_レ此化神、號_ニ天常立尊_{一、次可美葦牙彦舅尊、又有_レ物若_ニ浮膏_{生_ニ於空中_{一、因_レ此化神、號_ニ國常立尊_{一と有るは、已に一物の成り出でたりし事を云はず、其初めて判る、時を云ふ故に、本同根より出でたる物ながら、其如_ニ葦牙_{一と云ふ物と、若_ニ浮膏_{一と云ふ物と、別々に成り分かる、上を云ふなれば、此傳も、其二物の地盤を國とは云へるなり、(但し正書に、于時天地之中生_ニ一物_{一、狀如_ニ葦牙_{一、便化_ニ爲神_{一、號_ニ國常立尊_{一とは如何、狀如_ニ葦牙_{一の四字削ら將欲し、此に云へるが若く、其}}}}}}}}}}}}}}}}}}}}

一物の中より、葦牙の如くして萌騰りたりし物には有りけれども、神の御名にも、可美葦牙彦舅尊と有るからは、其は別の事にて、其一物ぞ、上に渾沌如_ニ雞子_{一と云へる物なるにて、國常立尊の主宰らせ御在し坐す所には有ける、又第五一書にも、天地未_レ生之時、譬猶_ニ海上浮雲_{、無_ニ所根係_{一、其中生_ニ一物_{一、如_ニ葦牙_{之初生_ニ溼中_{一也、便化_ニ爲人_{一、號_ニ國常立尊_{一と有るも然にて、其猶_ニ海上浮雲_{無_ニ所根係_{一と云ふ物は、正書の一物と同じくて、天地混成す物を云へれば、即ち國の事にて、其より國常立尊に係けて然る可からむを、此も如_ニ葦牙_{之初生_ニ溼中_{一也と云ふ文を、其出自と爲るは、誤なる事論を待たず、右の如く、天地混成りし一物に、已に久邇と云ふ稱有るを思へば、久邇は旋土の義とぞ所思えたりける、其は第二一書に、古國稚地稚之時、譬猶_ニ浮膏_{而漂蕩と見え、古事記も其如くにて、次國稚如_ニ浮脂_{而、久羅下那洲多陀用幣流之時云々と所見たり、偕師の天朝無窮曆附録に、神代紀に狀貌難_レ言とある一物即ち大極にて、元より大空に根係る所なく、漂蕩として右旋せる、是三神造化の元運なり」と云はれたるは、徹視}}}}}}}}}}}}}}

されたる説にて、上に謂はゆる高皇產靈尊、神皇產靈尊の、天中に遯合ひ爲させ御在し坐しけるは、氣と氣との交接る事なるが、八洲起元章に、陽神左旋、陰神右旋、分_ニ巡國柱_{一、同會_ニ一面_{一と有るは、天神の相嫁繼せる御有狀を、神習ひに習ひ行はさせ御在し坐しける事著明かりければ、其より推上るに、其高皇產靈尊の氣は別天に左旋し、神皇產靈尊の氣は日天に右旋して、相勢り相感け御在し坐しつゝも、産靈の御徳を敷布し御在し坐す御事と所見たり、若て多陀用布に漂蕩と書くなどは、抑末の事にて、言義は經倚なるべし、其經とは、成務天皇五年御紀に、因_ニ以_ニ東西_{一爲_ニ日縱_{一、南北爲_ニ日橫_{一、山陽曰_ニ影面_{一、山陰曰_ニ背面_{一と有りて、東西を經とし、南北を緯とし、山陽を前とし、山陰を後とせる御定なり、此は此大地のみならず、謂ゆる五星なども共に天日を中央に居て、其外霏に圍まり居る國の限は、天日の右施り爲る其氣勢に牽聯れて、西より東へ經に巡る今の實象を以て云ふ事なるが、其より推し上りて未だ天地の相判れざりし以前にも、其如く右旋りに在るべき事言を待たずして明らかなりける者なりけり、}}}}}}}

(今天日を視奉るに、常の其の氣の右に晉めるを以ても、宇宙の氣の右旋なる事を知るべく、又恒天の左に移るを以ても、其氣の左旋する事をなむ明らむべき者なりける、其皇産靈神の氣の交接ると云ふ事は、予の始て云ひ出づる事なるが、己に傳二卷(百十八頁)に、其名義を説き奉れるを合せ讀みて、其味を知るべきなり、又其を二柱神の天柱の御事に合せ云は、凡て此時の御行ひ共は、悉くに其天神に従ひ奉らせ給へるを以て知れり)偕其國の中より、如^{カテ}葦牙と云へる物の萌え騰り去りて後も、甚凝り固まり難なりけらし、正書に精妙之合搏易、重濁之凝場難、故天先成而地後定と有るを以て知るべし、其漂蕩ひて相圓まらざりける状態は、其次に、開闢之初、洲壤浮漂、譬猶^ニ游魚之浮^ニ水上^一也と有りて、游魚の或は聚まり、或は離れて視ゆるが内に、其所在の易り定まらざるに譬へさせ給へる者なり、又第五一書には、天地未^レ生之時、譬猶^ニ海上浮雲無^レ所^ニ根係^一と有るも、雲は山より出で山に復る物なれば、陸地にては、其浮かるゝ中に、先は其係り處も有るが如きを、海上に在る浮雲はしも、風などに吹き漂はされては、

何處を許としてかは根係るべき、此も亦其速無き事を、譬へとは爲させ給へる者なり、此を以て其物と俱に成出でさせ御在し坐ける大神國常立尊、其國と成るべき物を凝らし給ひて、國處をなむ立てさせ給へりける。然れば、國は旋土なるにて、本より旋り轉る物なりけるが、然旋々と旋り轉るに就て、其游魚と云ひ、浮雲と云へる状態の物も、漸次に凝り寄り著きて、稍一圓げには成たりけらし、(然れば、久邇と云ふ時は旋土にて、其旋り轉る状態を云ひ、處と云ふは合ひ凝りて、一區の域に成れるを云なり、出雲風土記に、飯石郡須佐郷云々、神須佐能袁命詔、此國者雖^ニ小國、國處在^ニ云々^一とある意は、此國は小しと雖も國處なりと詔ひて、一區の地を指させ給へる是なり、記傳に、登許と會許と相通ふ由を以て、説を成されたるは委しからず、偕此大地の團體にして、如此く凝り固まる事は、譬へば渦巻く水の中央に、玉藻の聚り圍まるゝが如くして、渦の巻くこと甚急なれば、玉藻の凝る事も亦甚堅きが如く、此大神の國土を然回^ル市^スし御在し坐し、豊國主尊と御力を合せて、動もし御在し坐が故に、國土の全體を保つ事な

り、國常立尊と申奉るなむ、信に此大地を立させ御在し坐す義の御名なりける、天經或問に、大虛之中、元氣摩蓋、蒸爲^ニ重腹白霧^一、陰滋陽長、吹息不^レ已、遂豁然內空、有^レ若^ニ浮漚^一、日月星辰從^レ茲麗矣、故造^レ天元起^ニ于微氣^一、于空漚中、陽氣噴薄燥、爲^ニ野馬塵埃^一、日飛露聚、旋轉凝中、遂坏然內實、有^レ如^ニ彈丸^一、天地山河從^レ茲始矣、故地原起^ニ于微塵^一と有て、天は微氣に成り地は微塵に起ると云へるも、我古説に合へり、其微塵と云ふを上に譬へたる玉藻とし、其神を水の濁りと見たらむには、其理を會せ曉るべくなむ有りける)上件の如く、天經已に定りて、地緯又此に因て定まるべき時勢なり、其國常立尊を國底立尊と申奉る、其國底と云は、何處を指して云ふ稱ならむ、寶劍出現章第三一書に、底根之國と見え、大祓詞に根國底之國と云ふ稱あれども、天地の全體の底と云ふ義には非ず、古事記には、此を根之堅洲國とも有りて、其は唯地の底に在る國、又は根の片隅にある國と云ふ事にし有りければ、其を以て、國底とは如何は云ふべき、故思ふに、此大地をも合せて緯星なるが中に、天日を表としての、此大地は其中

間に在りて、其底と云ふは大地より底と云ふべき物なりけり、然して其國共は大地を本として、近く國底なる物は月にして、愈遠き國底と云ふべき地はし、彼土木の二星なりければ、其等の國々を立てさせ御在し坐けるなむ、此神の御業なりける、若て正書第二、第四章第一書に、國常立尊、次國狹槌尊と並び、第一一書に、國常立尊、亦曰^ニ國底立尊^一、次國狹槌尊、亦曰^ニ國狹立尊^一と有りて、豊國主尊の先に御代と爲す、神代七世の數に合はされたれども、其は次に註へるが如く、古事記の方正しくてなむ有りければ、此は必ず其記に、次成神名國之常立神、次豊雲野神、此二柱神、亦獨神成坐而隱身也と、書かれたる如くならざれば叶はざる事なり、然らば其國狹槌尊を取り除く可きかと云ふに、其は中々なる辭事なり、其は國常立尊の亦御名には御在し坐せども、其御功用の御在し坐す所、此國土にては非ざる故に、別神の如く傳はり來れる者なりけり、然して、其御名義を今考るに、國狹槌尊は、國割立尊と申す義にて、歴世の御紀に、割^ニ某國^一置^ニ某國^一と云へるが如

く、此大地と成るべき一物を割きて、月は更なり五緯星まで置き御在し坐して、一は大地に屬給ひ、一は天日の周邊に立ち給ひて、如此なむ國底を堅め定めさせ御在し坐しける御名なりけらし、然説き以て行く時は、月は此程より成つ、有りける物なるを、其を所知看す月讀尊の食國と定まれるは、遙に後なる事にて、日も已く成り定りて有りと雖も、其を所知看す日神を、天上に送り舉げ奉らせ給へるは、遙に後なると同じ事なりけり、故予の心には、五星及び月はしも、已く此特に國狹立尊の割立させ御在し坐すが故に、又は國底立尊とも申し奉る御事となむ思ひ定めたりける、偕神に亦名と云ふ事の御在し坐すは、後の人に名有りて字ある類には非ず、其別なる御功用も御在し坐すが故に、又殊に稱へ奉る御名坐すにて、其御名御在し坐す上は、別に一神と御身を分けさせ御在し坐す御事に就て、委しき説有りて、已に傳一(七頁)に、註へるが如し、然れば、月の出來初は此時に在りし事を知るべし、然るに服部中庸が三大考に、黃泉國の始の事は、彼萌騰の物有りて天と成れるに准らへて思ふに、彼一物の中より垂り

降る物も有りて、黃泉とは成れるなるべし、其は根國底國とも云ひて地下に在ればなり」と云ひて、月と黃泉とを一つに爲るは誤なり、彼國の事は下に註へるが如く、全く大地の胎内に在る國なる事決き者なり、但し其國に入り坐せる素戔鳴尊と、月讀尊とを同神と云ふ説は已に、鈴屋大人の記傳に、其端緒を起されたるに始りて、平田翁の古史第二十六段微に、委しく定められたるが上に、予亦慥に動くまじき由を見認めて、下に所々に委しく明らめ註せれば、予亦其説を信ふ者なり、然れども、國名の黃泉と月讀尊の讀とを一に爲るは、大なる僻事と云ふ者なり、此は大日靈尊、月夜見尊と相並ばせ給ふ御名にして、大日と月夜と對ひて、晝夜の義なり、靈と見とは、其主宰として所知食させ御在し坐す御事を申奉れるなれば、夜見と言ふは連けども、意は別なるなり、然れば其の同神と云ふ説に違ふと云ふに、其は殊に所以有る事にて同一神には御在し坐せども、彼根國底國に坐す御名を素戔鳴尊と申し奉り、其より別れさせ御在し坐して、月國に御在し坐す御名を月讀尊と申し奉る御事なれば、強ひて黃泉國と一に合する

には及ばざる事なり、説長ければ此には盡されず、偕其葦牙の如き物悉くに萌え騰りて、天日はしも最早くなりて天先定れるが、即ち國常立尊の所知看し御在し坐す域なるにて、其國處となる餘剩の物はしも浮雲の如く、或は聯なり或は離れて、常處なく漂蕩ひてのみ有りつるを割きて、別に國を立てさせ御在し坐しける、是國狹立尊とも、國狹立尊とも申し奉る所以なり、若て其國底まで造り立てさせ御在し坐し、御功を以て、國底立尊と申し奉れるにて、皆其御名に就きて其行事を探り索むる時は、天地の造化眼前に現發る、御事になむ有りける、偕其天日を天柱として、自ら轉るに因循て右旋に往き巡る此大地を始として、國底と云ふ土木の二星まで合せて、皆久邇と云ふは、其一物たりし時より、已に右旋せし元運に依れる事云ふも更なれば、言義は旋土なり、然るは平田翁の天朝無窮曆に云く、古傳に、天地の分ると云ひしは、天日と大地と元一に混沌たりしが、二に判れたるを云ひて、其天日は素より精妙にして萌え騰り、其健剛なる餘りの氣勢四方八面に薄靡き周りて天霏となり、天日即ち其最中に懸りて、終古

其所を移さず、今現に見放る如く右旋せしを、大地は日の旋るに従ひて、漂蕩ひ周り初めつるぞ、謂ゆる曆元にて、其際の始には有りける」と云はれつる曆元は、此國常立尊に係るべき文なるにて、此大地の天日に従ひて、其周圍を一年に一周り爲る公運を主どらせ御在し坐す大神になむ渡らせ給へりける、古より今に至る迄に、然回り巡らし御在し坐して終古に止まざるを以て、國處は如此しも立ち定まれる者なり、然れば國は、車の如く、神は其車を牽く人の如くにて、其は此大地に限らず、大地を中心として附き従ふ月は更なり、天日を中心として旋り動く緯星共も、悉に其常度有りて、推して測る可く算へて知るべく、天に謀有るなむ、此大神の謂ゆる隱身に御在し坐つ、も、成し行はせ給ふ御事迹の著はれ見ゆるなるが、人は自然と思ふらめども、實には幽に其神の行事として、成し成して息まざるになむ有りける、(平田翁説に、此大地の天日に従ひて漂よひ旋るに定まれる道あり、其は一年に日を一周しつ、一度は昇り一度は降る、是大地の大運なるが、諸越の古書に、地に四游あり、又天地已に分れし後、上天

より天皇氏天降りて、六合を親して易威を定め、天柱を立て、地理を安んじ、五嶽を立て、鎮輔に擬たる由所見たり」と云はれき、其四遊と云ふは、洛書考靈曜に、地有四遊、冬至地上行北、而西三萬里、夏至地下行南、而東亦三萬里、春秋二分其中矣、地恒動不止、而人不_レ知、譬如人在大舟中、閉_レ牖而坐、舟行而人不_レ覺也と有る是なり、其天柱の事は、赤縣大古傳三皇紀に引かれたる、漢武内傳に所_レ見て、此には八洲起元章に合ふ所なるが、此に心有りて引けるなり、其は國を車として牽く者は、國常立尊なり、其轂を持つ者は豐國主尊なり、其上に乗りて其曲直を正し、根軸を固むる者は伊弉諾伊弉冉二神にして、此に右の平田翁の説をしも係けて云るは、然る故有るを以なり、若て其國常立尊に次ぐに豐斟淳尊御在し坐す、此は天朝無窮曆に、一年に日を一周しつゝ、一度は昇り一度は降る、是大地の大運なるが、其昇降する間に、又三百六十餘の小運有りて、日に向ふ域は晝をなし、日に背ける域は夜を成すと云はれたる如く、天地自轉の謂はゆる私運を主とせ御在し坐す天神是なり、其委しき傳は、第一

は轉り、行くに依りて車脚の進む所以を思ふべき者なりかし、故其地動と云ふ事は、其天朝無窮曆附錄に、河圖括地象に、天左旋、地右動と云ひ、春秋元命苞に、陰右動終而入_レ靈門、地所以右轉者、迎_レ天佐_レ其道也と有りて、宋均註に、右動者動而東也、靈門已也、陰藏_レ于已也と云ふ之を引かれたるは、此に甚能く契合へる者になむ、次に豐組野尊と申す御名御在し坐すを、下に豐斟野尊と出で、又上を略きて見野尊とも出で、又正書には豐斟淳尊とあり、古事記には豐雲野神と見えたる、共に豐は右に註へるが如く、大地の全體の動む事なり、若て右の組も斟も雲も皆同言にして、其音の轉れる者なるにて其義一なり、偕其久毛は氣聚の義なるにて、彼太神宮祈年月次等祭詞に、青雲能_レ鶴極、白雲能_レ墜坐向伏限と、見えたる青雲是なり、四神出生章第六、一書に、伊弉諾尊伊弉冉尊、共生大八洲國、然後伊弉諾尊曰、我所_レ生之國、唯有_レ朝霧_二而_レ薰_一滿之哉、乃吹撥之氣化_レ爲神云々、是風神也とある朝霧も、即ち此と同物なる故に、師は此を薰園と稱けられたり、世に大清と云ひ、霧園と云ひ、濃氣とも濃環とも字くる者是なり

書に、次豐國主尊、亦曰豐組野尊、亦曰豐香節野尊、亦曰浮經野豐買尊、亦曰豐國野尊、亦曰豐斟野尊、亦曰葉木國野尊、亦曰見野尊と見えたる、此に因て伺知らる、御事になむ有りける、故其豐國主尊と申奉る豐は處寄の義にて、漢字に當つれば、動字の意なり、然れば豐國と申して謂はゆる地動と云ふ事になむ當れりける、主は其物を成して其物に主宰たる謂なる事、天御中主尊の主に同じ、次なる豐國野尊、葉木國野尊の國野は、右の國主の言を切たるにて、其義異ならず、然れば此は國常立尊の天日の隨に、此大地を一年三百六十五日有奇に回らし御在し坐す、其公運に従ひて又自己の動み有る、此を私運と云ふ、其大地の體中に地軸といふ物有り、彼二柱御祖神の立てさせ給へる天柱是にて、大地の本心是なり、其天柱たる本心を巡り盡すに十二の時を以てす、是晝夜を成す所なり、故此豐雲野神はしも、必ず其事の神に御在し坐すに違ひ有るまじき由、次々の御名に此を合せ思は、思半に過ぎなむ者ぞとよ、(彼車を牽き行くに、直板を横たへて引くが如く、行く物に非ず、其輪郭の旋りては轉り、旋りて

り、偕此薰園は、此天地を包む物にして、其厚さ地平より上四十五度許の間に、薰滿たる空氣にて、即ち天日の光輝大地を照す時は、其氣大地の全體に融通りて、其地氣と相釀成して發出で浮ふ者是なり、實に大地を圍みて、此圓球の上に在りとし有らゆる一物を墜さ_レらしむる者は、地心に此を引くと、地外より此薰園を以て壓すと、相持合ふ事になむ有りける、彼白雲は一時河海山澤の氣の升騰れるにて、大地の全體に取りては僅なる物なれども、高地に喻入られては又河海の水源と成りて水脈を起し、雨露霜雪と成りて諸物を膏澤す功の盛大なるに、況して皇祖天神の無用なる物を立置かせ給ふべきに非ざれば、元を元として其元の元を明らかめ知らずば有るべからざる者なりかし、(抱朴子に、上昇四十里爲_レ大清、大清之中其氣甚剛、能勝_レ人也と有るは、大清は右の青雲を云ひ、其氣甚剛は、謂ゆる冷際はなり、能勝_レ之也とは、能く物に勝つにて、物を壓す力有るを云なり、其證は、右に謂ゆる白雲も、河海山澤なる氣の天日の光に引かれ昇るなり、然るに冷際に還る時は、貫きて昇る事能はず、此を以て雨露霜雪と

成りて大地に下るなり、是其大清の氣、能物に勝て
壓す所以なり、又氣海觀瀾と云ふ物に、日月諸曜之
所、空漠大虛至大至高、不可極涯際、而稀微
之天氣充焉、此謂之氣海、地球爲氣海中之一大體、
亦有下所自發之氣、周圍其外、此謂之雰圍、と云へ
り、然れども此神物の用を云はざるは憐む可き者な
りけり、若て又豐香節野尊と申奉れるも、豐國主尊
と申すにおなじくて、此香節と云ふは、地動の狀を
云ふにて、凡そ天體は日緯を以て規矩を定むる事に
て、東を首とし西を尾とす、故香節は首伏にて、大
地の私運も公運と同じく西より東へ右旋り爲る事を
云ふなり、其體なる證は天孫降臨章第一一書に、天
照太神の天忍穗耳尊を、令降之於葦原中國、是時
勝速日天忍穗耳尊、立于天浮橋、而臨眺之曰、彼地
未平矣、不須也、頗頌凶目杵之國歟、乃更還登、具陳
不降之狀、とある、彼地未平矣にて一句なり、不須
也凶目杵之國歟も一句にて、彼は荒振神の多在る狀
を詔ひ、此は大地の自轉有りて獨樂の廻るが如く、
晝夜頗頌して止まざるを、天浮橋の上より見驚かし
御在し坐て、此地には大御身をも置させ給ひ難し

と所思して、詔ひ出させ給へるなり、但し其は唯傍
觀して然所思し、事を、直に語給へるにこそ有けれ、
其地上に住みては案外なる者にして、然は可畏き者
ならざりける事は、御心行せ御在し坐しけりども、
其言を宣ひて還り上らせ給へる故に、右の傳は有る
なりけり、此大御言實に御賜物にて、此傳なくば、
如何でかは此の豐香節野尊の御名義を説き明らめ奉
るべき便宜無からむを、甚々辱なき御事になむ有け
る、此言古事記八千矛神の御歌にも、夜麻登能、比登
母登須々伎、宇那如夫斯、那賀那加佐麻久と詠せ給
へるは、薄の葉の垂りたるに比べて、后神の低たれ
させ給はむ事を詔へるなり、天智天皇三年御紀にも、
一夜之間稻生而、穗其且垂穎而熟とある垂穎を、加
夫志と訓めるも、右と同意なるを思ふ可し、然れば
如何に見ても首伏の義を相離れざる事なりかし、右
の垂穎は、字書に、穎穀實繁頌而、垂末也と云へる
義をも合せ考ふべし、但し大地に首と云ふ二義有る
なり、其は此大地はしも、天底を上とし、天日の中
と爲る物なるが故に、其全體に取りては彼北極直下

なる、師説に謂ゆる崑崙山はしも、天柱たり地首た
りと雖ども、天日に向ひて旋轉の上にては東を上と
し西を下と爲る事なるは、我が假取慮島天柱を以
て東首と爲る事にて、此は彼日縱日横の法に同じく、
天日を體に取りて、上下首尾を定むる事にて、此に
予が、香節は首伏なりと云へるも、其東を首として
云言なり、西川正休説に、此國在三萬國之東頭、而朝
陽始照之地、陽氣發生之最初と云るは、實に然る言
になむ有る、又浮經野豐尊とも、葉木國野尊とも
申奉る御名義はしも、浮經は字の如くにて、彼國常
立尊の大地を乗せて、彼四游昇降の御事を成させ給
ふ、其大地の行道に浮びつゝも、經歷く意なるにて、
其經は、古事記日代宮段歌に、阿良多麻能、登斯賀
岐布禮婆、阿良多麻能都紀波岐間由久、と有る來經
にて、日を加と云ふも、伎閑の切されるなる事、已に
記傳に説かれたるが如し、如此くして一度一度と來
經行て、三百六十五度有奇を回畢て、其本處に復
り、復りては經行て止まざるが故に、此國處は如此
なむ立てりける所以是なりける、但し此は國常立尊
と御功を相成し給ふ意にて、其豐買と申すなむ、全

く地動の故なりける、豐は例の動なり買は替なり、
交代の義なり、然れば然浮經つゝも公運をなす内に、
豐國の私運をなして、一日二日と計へつゝ、一年三百
六十五日有奇にして、其年月日時を成す謂ひ是なり、
寶鏡開始章、日神の石屋隱の所に、故六合之内常開
而、不_レ知晝夜之相代、と有れども、天に晝夜の有り
て相代るには非らず、彼豐國を成す内に、其天日に
面ふ域は白晝となり、其背ける域は闇夜と成るにて、
晝夜は大地の旋動に依りて相代る者ながら、然晝夜
の相代る事は、全く右の三百六十五日有奇の私運に
依りて、三百六十五日餘の晝夜と成れるなれば、豐
買と申す意必ず此に在りぬべき事なりかし、次に葉
木國野尊と申す御名は、下に葉木國、此云播舉矩爾
と註せり、思ふに運國の謂なり、運は運送とも運輸
とも熟する字なるにて、此は國を運び輪して、年月
日時をなし給ふ意なり、譬へば崇神天皇十年御紀に、
著墓の事を、日也人作、夜也神作、故運大坂山石
而造と有るが如く、人の日作るは目にも見ゆべきを、
神の夜作るは此を誰かは見知らむ、然れども其石を
運びて墓と成せる迹を見て、信に神作なりと知るが

如く、此大地も實に其運び送り輸す神の御在し坐て、晝夜相代る私運をなしつゝも、公運の方に運び送り輸し給ふ事には有れども、其神は隱身に御在し坐せるから、人此を知らず、唯公運私運の有る事迹を知るのみなれども、神代に如此く事足ひて明亮なる古傳の有りて、此事は其神、其事は此神と實に正目に見奉り知らるゝなむ、奇しとも異しとも云はひ言さへ絶えて無かりける者なりかし、故此御名共を、記傳に、稻穂を以て稱奉つる義に説かれたるにも從はず、又此國常立尊、豐斟淳尊を師説に、黃泉神なる由に定められたるにも戻りて、予更に一家の私言をなす所以なりける、(關尹子二柱篇に、天非自天、有爲天者、地非自地、有爲地者、譬如屋宇舟車待人而成、彼不自成、知彼有待、知此有以待と有るが如く、大地の車も、本此を造れる神御在し坐し、此を率く神御在し坐し、此を廻す神御在し坐す理有るべき事をなむ、思定むべかりける、格致草に、萬物芸々無主則亂、帝王於人其顯且大、豈非俱言天之有主宰耶、夫鳥鳳獸麟、蜂房蟻蛭尙有王長、況以天地之大、時行物生、際上蟠下者乎、圓則九

天、孰營度之、其運其處、孰主張之、且也江艘海舶、越艇蜀船、乘風盪漢、渡斷凌波、豈舟之自爲哉、有舵師操之、若神存焉、天地主宰、先天無始、後天無終、其樞軸之全能運于於穆不已者、蓋有非人所思議能及者也、故綴歸之天而止也と云るは、能くも心着たり、然れども神代の古傳無きが故に、其全能をなし給ふ神を、如何なる神とも終に曉る世なきは憐むべき事なりかし、斯く計り神代の古説明らかなる上は、徒しく古説を守りて居るべきに非ざれば、予今此に説き改むる者なり、其可否の如きは、唯神祇に質し奉るより外なき事になむ)然れば此に該羅めて云ふ時は、上件云へる狀に、天御中主尊はしも、天中に神積坐す主宰の大御神に御在し坐して、此天中凡べて其大御靈の充塞からざる處なくなむ御在し坐しければ、世は天中唯一のみにて、神は唯此神一神のみに渡らせ給へりける、次に高皇產靈尊、神皇產靈尊は、陰陽の氣を主とらせ御在し坐す神にて天中に、唯氣の動靜のみ有りて、萬物此に因りて産ばり生るゝ御靈の大御神に御在し坐すめり、次に可美葦牙彥尊、天常立尊二柱と、國

常立尊、豐斟淳尊二柱とは、即ち天と地との神に御在し坐す事、右に註せるが如し、偕又下に云へるが如く、古事記に、國稚如浮脂而、久羅下那洲多陀用弊之時と有る國稚は、伊弉諾伊弉冉神の、未だ埜土養尊、沙土養尊と申し、御名の所に當れること、下に云へるが如し、然るに四神出生章に、二神の日神を生み奉らせ給ひて、天上を事依さし奉らせ給へるを以て思ふに、國常立尊、豐斟淳尊と御在し坐せども、打ち任せて此一物の主宰と坐すは、伊弉諾伊弉冉二神にて渡らせ給ふ事は、國稚地稚と云ふ言を以て、然御名に負はせるを以て知るべし、若て其葦牙の如き物と、其一物より成り出て天と成れる故に二柱神の御子ながら、天照大神は日神と御在し坐して、高天原に所知食し、然して後、伊弉諾尊は天上に復命し給ひつゝも、日之少宮に永く留らせ給ふ因縁此に在ることぞかし、然れども其天地を然造り成させ御在し坐す御事はしも、其神等に然る御德御在し坐すが上に、實に其事を然成らしめ給ふ事は、全く其高皇產靈神皇產靈二神の、相預はらせ御在し坐すに因れる事なり、其證は、顯宗天皇三年御紀に、

於是月神著人謂之曰、我祖高皇產靈尊、有預鑿造天地之功と見えたる、此預鑿造を曾比阿比伊多世流と訓める、預は、綏靖天皇御紀に、阿曾布と訓みて、相副の義なり、字書に預與與通と有るが、此寶劍出現章第六、一書なる、幸魂奇魂神の御事を、古事記にも、是時有三光海依來之神、其神言、能治我前者、吾能共與相作成、若不然者國難成と見えたる、共與に同じく、素より其主として造らせ御在し坐すが上に、副加はらせ御在し坐せる義なり、阿比伊多世流は所相致にて、伊多流は行足の義にて、事をなし遂ぐるを云ふなり、然れば、其產靈に因りて天地を造らせる神を成り出給ひて、其天地を合造給へると共與に、其產靈の御靈を以て、大造の績を合建給へる御事を、詔り給へる者にして、此は其天地を相造らし、神のみには限らず、伊弉諾伊弉冉二神の、國を孕み神を生み給ふより始めて、凡天地の底際の内在りと有ゆる八百萬千萬神は更なり、世中に生きたし活ける人皆の上にも、幸魂奇魂神として幽より預鑿造し給ふ御事になむ有りける、(又右の時に日神著人、謂阿曾臣事代曰、以磐余田一獻

我祖高皇產靈尊云々と云ふ事見えれば、右の御言は、日神月神共に詔給ひ出させ給へる御言なりけむを、其片方の先なるに譲りて、語を省ける者なるべし、偕御紀の今本には、尊字落ちたるを、若槻氏の見たる本に、尊字有りける由、畏庵隨筆に云へるを以て補へり、又右の預字を、繼體天皇二十三年御紀に、國中大人、預昇堂者一二と有るには、久波々理氏と訓める義をも思ふべき者なり、偕又右に引出でたる幸魂奇魂神と申すを、古來大國主神の和魂神の御事に思へるは、甚しき誤なるにて、此に預鑄造天地と有るが如く、其神の國作の御事を預鑄造し給ふ神に御在し坐す事、已に傳二卷(百十九頁)高皇產靈尊、神皇產靈尊の傳に委しく云へるが如し、此に又、師の赤縣太古傳第九章に盤古氏之後、乃有三皇、此天地人之始也と有り、此は彼土の古傳なるが、可美葦牙彦舅尊、天常立尊は、天を成せる神なり、國常立尊、豐斟淳尊は地を成せる神と坐せども、其は其に隱身の神に坐すが故に、其神等に當る可き傳へは彼には無きのみならず、右に云へる如く、天神より互に、伊弉諾伊弉冉二神に續く事にて、此にても右

と同じ様なればなり)若て上に云へるが如く、第六一書に、有物若浮膏、生於空中、因此化神、號國常立尊と有りて、其浮膏の若くなりし物の地盤はしも、素より其神の成り出でさせ御在し坐しける出自にて、此に繼ぎて豐斟淳尊御在し坐して、其より神世七代の末に成り出でさせ御在し坐す伊弉諾尊、伊弉冉尊までは、遙に世も隔たれる如く思ふ事なれども、顯身と現れ出でさせ給へること然なりけれ、其の隱身は上の二神と共に、其は甚已き時よりなむ成り出でさせ御在し坐たりけらし、八洲起元章第四一書に、伊弉諾伊弉冉二神、相謂曰、有物若浮膏、蓋有國乎と有る是なり、然るに、其神世七代章第二一書に、古國稚地稚之時、譬猶浮膏而漂蕩と有るも、右に合へる文なるを、口訣に、國稚地稚者、國比比志、地宇比志也と所見たる、此に就きて古史第四段徴に、古事記に、次國稚如浮脂而、久羅下那洲多陀用幣流之時と有るは、彼葦牙の如くなる物の萌え騰りて、宇麻志阿斯河備比古遲神の成り坐せるより、伊弉那岐伊弉那美命の國固め給ふ程までを、廣く誤り傳へたる文なるを、其比古遲神と天之底立神とは、

天に屬坐し、國之底立神と豐斟淳神とは、根國に屬坐せれば、此國稚云々之時は、專と此國土に成り坐せる神に係れり、其は其始めて成り坐せる神の御名を、宇比地邇神と申すにて灼然し(下略)と所見たるは、實に然る言なる中に、師は右の第六一書なる有物若浮膏と云ふ物は、其漂在る物の根底に垂下り生りて、根國底國と成れる趣に見られたる事なれども、其は上(百四十八頁)に云へる如く、其浮膏の如き物は、全く此大地の始にし有りければ、宇比地邇神のみ、國土に成り坐せるには御在し坐さるるなり、記傳三(三十丁)に、右の第六一書を引きて、其下に、記に國稚如浮脂而、久羅下那洲多陀用幣流之時と有るは、廣く伊弉那美神の成り坐る迄に係れる語なれば、國常立神より次々、皆此物に因りて成り坐せること、自然に聞えたり」と云はれたるぞ、信に然る言なりける、然れども其國稚の事に係けて宇比地邇神を見られたるは、然すがに吾師と仰く大人の言なりけり、偕伊弉諾尊伊弉冉尊は、後に顯身に御在し坐す神なり、然るに古事記には、次成神名國之常立神、次豐雲野神、此二柱神亦、獨神成坐而、隱身

也と終めて其間を界ひて、次成神名宇比地邇神、次妹須比智邇神と云ふより始て、次々に御名を擧げたるに其終に、隱身也と云ふ事を書されざりければ、顯身の神に渡らせ給ふ可かぬるを、其御事迹も外に傳はらず、又神名式などにも然る御名を以て祀れる神の一所だに御在し坐ざるを以て思ふに、其は次次國形の整へる狀と、御身の成出で坐せる狀とに依りて負坐せる御名共にて、實には此埴土煮尊、沙土煮尊以下八神は、伊弉諾尊伊弉冉尊二柱の別號に御在し坐す事の近き證は、國常立尊、豐斟淳尊は、別に有たせ御在し坐せば、其を除きて、以上の五御代の初と御在し坐す埴土煮尊沙土煮尊に、國生の御事を負せずして、最後に成り坐せる伊弉諾、伊弉冉の二神に御命依さし給ふべき所謂無きを思ふべき者なりかし、又右の第二一書には、古國稚地稚之時云々、古事記にも、次國稚如浮脂と云へる、即ち埴土煮尊沙土煮尊に係り、又其八洲起元章第四一書に、有物若浮膏と云へるは、伊弉諾伊弉冉二神に係れる事を合せ讀まば、自然に得る所有りなむ者なるぞかし、(然るを各一御世に計へ奉れるは、私記に、是後

代之人、見三代々相嗣而、假謂之生、未ニ必事實也
 と有るが如し、又口訣に、豐國主之七別名、皆常豐
 國主之義、古語從_レ時稱號と云ふ事あり、其從_レ時稱
 號と云ふ事を、此に引當て心得るに、實に面白き事
 なり、譬へば御戸開神と御在し坐す手力雄神は、言
 の如く手力御在し坐せる謂の神號なるを、其事に依
 りて磐戸開の神に任され給ひ、若て其御戸を開き奉
 れる御功に依て、天石門別神と負坐し、然して日神
 を令_レ坐奉る新宮の御門神として守衛奉るが故に、櫛
 磐間戸命とも、豐磐間戸命とも御名に負はせる、此
 即ち從_レ時稱號と云ふ者にて、此の渥土煮尊、沙土煮
 尊と申せるより、伊弉諾尊、伊弉冉尊まで五御代の御
 名はしも、其二柱神の時に從へる稱號なる事を明ら
 むべくなむ、然れば彼譬へたる車を以て言を成さむ
 に、彼國常立尊は其車を牽きて其行くべき所に致す
 神に御在し坐して、此は車軸にも車輪にも拘はる事
 なくして、其到るべき處に致すのみを以て御行事と
 なし給ふ、是天日の外廓を大地の公運して一年を成
 す所以なり、次に豐國主尊はしも、其車の行く先に
 は拘はらずして、軸と輪との機關を善くして其運び

を進ましめ御在し坐すが故に、其運轉の歩數積りて、
 其到るべき所に到る、是大地の私運して晝夜をなし
 つ、も、寒往き暑來り、終に其一年をなす所以なり、
 又二神御在し坐す後に大成し給へる御名を、伊弉諾
 尊伊弉冉尊と申し奉る、此二神は其上の二柱神に牽
 せて車を遣る主にして、此は車の行くにも輪廓の巡
 るにも拘はらずして、彼天柱と云ふ車軸を刺し固め
 て、其車の有つ可く、車上より萬事を取擬ふ人なり、
 是天柱を化堅て國柱と堅め成して、國を生み萬物を
 なして、此大地の_レ輔に羅列ねさせ御在し坐すに
 譬へ云ふなり、倍其國常立尊、豐國主尊はしも、終
 古に御體を顯はし御在し坐さざれば、打ち任せて此
 大地に主宰と御在し坐すは、伊弉諾伊弉冉二柱御祖
 神になむ渡らせ給へりける、又上に云へるが如く、
 國稚地種と云へるが此二神の未しき御名、渥土煮尊、
 沙土煮尊を申せるに係れるを以ても、打ち任せて此
 一物の成り出でたるより、其主宰と坐すは、此神に
 在し坐しけり、然るは此一物より萌え騰れる葦芽の
 如き物の天に成りたるが故に、此二神の御子と坐す
 天照太神の高天原を所知看す所以も亦此に在ること

なり、又伊弉諾尊の登天報命して、日之少宮に留ま
 らせ給ふ所以此に在るなり、皆各其因り來る所ある
 者なりかし、(此に如此譬を取りて、然しも云ふ故は、
 師の國常立尊豐斟野尊をしも、謂はゆる黃泉神に配
 られたる説有る上に、予今此に其二神を指して、又
 大地の公運私運を主どらせ御在し坐す神なりと、天
 下の耳目を新に爲る事なるが故に、止む事を得ざる
 事になむ倍此は渥土煮尊、沙土煮尊以下の神々の御
 事を明らめ奉るべき所なるに、彼天御中主尊の御事
 より及ぼして、長々しく此に至れるは、上件の事共
 より明らめて、説をさなずては聞え難き事なるが故
 に、傳一卷二卷に云へる事共の概略を撮り出で、云
 ひ續けたるなり)倍御紀にも古事記にも、等しく神
 世七代と云ふ稱は有りながら、其神に異説なむ有り
 ける、其は此には國常立尊、國狹槌尊、豐斟野尊の
 御名を連ね擧げて、凡三神矣と上に出でたり、古事
 記には國之常立神、豐雲野神を載せて、此二柱神、
 亦獨神成坐而、隱身也と有りて、此に二神と二神の差
 有るは上(百五十頁)に註へるが如く、此には國狹槌
 尊を一御代に立たるが故に、三神とは成れるなれど

も、實は其國常立尊の亦御名なるが、世數に加はり
 たるにて、古事記の二柱神なるなむ正しかりける、
 次なる五御代の世數も然り、此には上を三御代と爲
 るが故に、下を四御代に合せ列ぬとしては、角織尊、
 活機尊の一御代を、正書には漏らされてなむ有りけ
 るを、下の一書には、男女耦生之神、先有_二渥土煮
 尊、沙土煮尊、次有_二角織尊、活機尊、次有_二面足尊、
 惶根尊、次有_二伊弉諾尊、伊弉冉尊と有りて、此に
 は大戸之道尊、大戸之邊尊の御名を漏らして、四御
 代の數に合せたるは、上を凡三神矣と書されける故
 に、神世七代と云ふに合難るを以て、其より迷ふ心
 出來りて、彼を省き見、此を略き見もて合せたるか
 ら、然る異説を本書には載せられたりけりども、古
 事記の方なむ、獨立ちて甚美好き者なり、然れば此
 の全體を心得むとは、彼記に、次成神名字比地邇
 神次妹須比智邇神、次角杵神、次妹活杵神、次意富斗
 能地神、次妹大斗乃辨神、次湊母陀琉神、次妹阿夜
 訶志古泥神、次伊邪那岐神、次妹伊邪那美神と、有
 る次第に依るべき者なりかし、(然るに、其國狹槌尊
 の御事に就ては、古事記に大山津見神、野稚神二神、

因^三山野^二持別而生神名、天之狹土神、國之狹土神と有るを以て、其國之狹土神の錯亂れて、此七御代に出でたる由、記傳にも、古史徴にも云はれたる事なれ共、右の狹土と此の狹土とは、言相同じと雖も、其義異にして、上(百四十八頁)に云へるが如く、國常立尊の亦御名に必ず無くては得有るまじき所なる也)故其古事記に、此五御代の御事を、次雙十神、各合^二神^一云^二一代^一也と所見たるに依りて、此より以下には、唯二神と云ひて、十神五代の字と成し之を八洲起元章に合せて説を爲すべし、偕其二神の最初の御名を、湍土煮尊、沙土煮尊と申し奉れるは師も云れたる如く、彼第二一書に、古國稚地稚之時、譬猶^三浮膏^二而漂蕩^一とある稚を、口訣に宇比志也とある、此時に係れる御名なりけり、其に合せて八洲起元章第四一書に、伊弉諾伊弉冉二神、相謂曰、有^レ物如^三浮膏^二、其中蓋有^レ國乎、乃以^三天瓊戈^二探^一成一島一名曰^三磯取盧島^一と有るを以て、其浮膏の如く稚々しかりし時に、已く二神の成り出でさせ御在し坐せる傳なるにて、是湍土煮尊、沙土煮尊と申せるも、伊弉諾、伊弉冉二神にて渡らせ給ふ御事を徴し奉るべき文になむ有ける、其委しき傳

は、古事記に、上に次國稚如^三浮脂^二而、久羅下那洲多陀用幣琉之時と係れる文有りて、下に其事を受けたるに、於是天神諸命以、詔^三伊邪那岐命、伊邪那美命^二柱神、修^一理^一固^一成是多陀用幣流之國、賜^三天詔^二予^一而言依賜也、故^三二柱神、立^二天浮橋^一而、指^三下其詔^二予^一以畫者、鹽許々袁々呂々邇畫鳴而、引上時、自^三其矛末^二垂落之鹽、累積而成^レ島、是淤能基呂島と所見たる、此多陀用幣流之國は、右に國稚如^三浮脂^二と云へる物是なり、湍土煮尊と申し奉れる所以なり、又此第一一書にも、其事を、天神謂^三伊弉諾尊、伊弉冉尊^二曰、有^三豐葦原千五百秋瑞穗之地^一、宜^三汝往循^二之、廼賜^一天瓊戈、於是二神立^三於天上浮橋^二、投^レ戈求^レ地、因畫^三滄海^二而引^一舉之、即^三戈絳垂落之潮、結而爲^レ島、名曰^三磯取盧島^一と見えたる、潮結而爲^レ島は、自然に沙土を成す所以なり、是沙土煮尊の御名御在し坐す所以なり、偕此二神は彼國稚如^三浮脂^二と云ふ物に依りて成り出でさせ御在し坐しけむと思ふに、此二の傳の如くば、天神の御許より、正しく天降り御在し坐けるなり、然る時は、事相乖きて見ゆる物から、然らず、其國稚如^三浮脂^二と云ふ物に成り坐せり

と雖も、彼蠢化など、云ふ狀に生ひ出でさせ給へるに非ず、彼皇祖天神の御許より、此漂蕩る國を、修理固成すべき大御命を負ひ持たして、天浮橋に乘らしめて、天瓊戈を携へて天降り御在し坐して、稍顯身と現はれさせ御在し坐して、此に磯取盧島を得させ御在し坐せるなむ、此二神の御上にて、幽と顯とに相分れさせ御在し坐す界なりけらし、故古事記に、於是二柱神議云、今吾所^レ生之子不^レ良、猶宜^レ白^三天神^二之御所、即其參上請^一天神之命、爾天神之命以、布斗麻邇爾^二相而詔之、因^三女先^二言而不^レ良、亦還降改言^一と所見たるは、其始天神の御許より天降り御在し坐せりと雖も、如此顯身と成り給へる上は、其隱身の天神とは、直に御言語の御事はしも出來させ給はざるを以て、太占を以て其御命を請ひ奉らせ給へるに、天神之命は其卜兆に卜相して教へさせ給へるにて、此事に限りては、諸註其贖を索め得ざる故に、悉くに誤れり、下にも言ふべし、(猶云は、瑞珠盟約章に、是後伊弉諾尊、神功既畢、靈運當遷、是以構^三幽宮於淡路之洲、寂然長隱者矣と有るは、神功を已に畢へさせ御在し坐しけるが故に、元の隱身に復らせ給ふ

所なり、次に、亦曰、伊弉諾尊、功既至矣、德亦大矣、於是登^レ天報命、仍留^三宅於日之少宮^二矣と有るは、已に、先隱身と成らせ御在し坐し置きて、天上に復命し給ふ所なり、此隱身と顯身との事件を知らざれば、神典の妙見つ可からざるが故に云ふなり、但し此にて、二神の直に皇祖天神に御言語し奉り難くて、太占を以て其御命を乞奉ると云は、後に其神等の八百萬神等を集へて、神議らせ御在し坐しける事に違ふが如しと雖も、上件の別天神は、常に隱身に御在し坐すが本なるにて、顯身は然る事故有るに當りて、顯はさせ御在し坐す御事にて奇らしからざるを、此は殊更に顯身の始にし有りければ、殊更に其界有りけむも知るべからず)次に、二神を角織尊、活織尊と申し奉れるは、地中より芽出づる物を角と云ひ、地上に蠢化する物を活と云ふなり、織は、上に謂はゆる豐組野尊、豐斟淳尊、豐雲野神の組、斟、雲を、又豐鬻野尊と申し奉るを以て致ふるに、織は組にて、此は物の結び聚りて形質を成すを云ふなり、偕此説を定めて、右の國生の御故事に合せ考ふるに、彼磯取盧島の凝り成れるは、彼湍土と沙土との凝り成り

て國體クニカミを成せる始めにし有りければ、此に於て天日の光と、大地の氣と相醸し成りて、物と成り出づべき一箇の神氣此になるに、此に因りて草木生ひ禽獸栖む自然の勢なり、然れば角織尊と申し奉れるは、草木の成り出づる始に係り、活織尊と申し奉るは、生活の起を此になし出させ御在し坐ける御名なり、第二一書に、先生蛭兒、便載葦船而流之と見え、古事記にも、生子水蛭子、此子者入葦船而流去とある、此には予が別なる説もある事なれども、已に國生の始に葦アシを云ふ事は、其壑沙ウレサに葦の初めて生ひ出でたるが故なり、又第五一書に、更復改巡、則陽神先唱曰、美哉善少女、遂將合交而、不知其術、時有鵲ウツク、飛來搖其首尾、二神見而學之、即得交道マツミチと所見たる、此時未だ松栢の大樹非ざりければ、鴻鶴トウカクの此に棲むべきに非ず、僅に葦草の生ひ出でたるのみある程なるが故に、其物に相應ひたる羽族の成り出でたりけむ事をしるべし、其委しき説は下に御名の下に説き明らかめてむ、(其は今現にも、水中に時として一の洲出で來る時は、其壑沙に就きて葦菰アシムギの類此に生ひ茂りて、小鳥なども群在り居る

を、年序をふるに隨ひては、稍木其の生ひ立ちて、此には禽獸も隨分に大きなるが栖み着くなど、現に見ても知らる、事なり、然れば、此に角織、活織と申す御功用は小さきが如しと雖も、其は事の始なるにて、後に國の八十國島の八十島を生ませ御在し坐しては、其大なるに就きて其御功用の普く行足ひ滿ち塞がらせ御在し坐して、又其御功用なむ極めて大なる事、今の世界萬國の形狀を以て思ひ測り奉るべき事なりける)次に二神を大戸之道尊、大戸之邊尊と申し奉る御事は、大は覆オホサにて、謂ゆる天御蔭、日御蔭と、御屋を覆ふ是なり、戸之の之は辭に非らず、殿を云ひて、即ち此の八尋殿の御事なり、道は男根を云ひ、邊は女陰を云ふ稱なり、此第一一書には、其較略の事を、二神降居彼島、化カ作八尋之殿、又化カ壑天柱、陽神問陰神曰、汝身有何成耶、對曰、吾身其成而、有稱ナヅケ陽元者一處、陽神曰、吾身亦其成而、有稱ナヅケ陽元者一處と記されて、此に陽元陰元と云ふ物は、右の道と云ひ邊と云ふ物の稱なる事、其御名の下に註せるを以て曉るべし、古事記にも、其事を云へるに、於其島天降坐而、見立天

之御柱、見立八尋殿、於是問其妹伊邪那美命曰汝身者如何成、答曰吾身者成々不成合ナラハ一處在、爾伊邪那岐命詔、我身者成々而成餘處一處在と見えて、此には右の陽元陰元と云ひける物を、成餘處、不成合ナラハ一處と所見たり、故其八尋殿は、彼天神の所賜へりし天瓊戈を衝き立てさせ御在し坐て、國中の天柱と見立て給へる大殿にし有りければ、二神の共に住み初め給へるなむ、世に譬しへなき善事なるを以て、然御名には負はせさせ給へる者なりけらし、(然れば、二神の宮殿を營爲らせ御在し坐して、住ませ給ひ初めたる義を以て稱へ奉れるが、大戸に、大處の義をも兼て、右は國土の初にも互る御名になむ有る)次に二神の御名を面足尊、惶根尊と申奉る、面足オモソクとは、神の御面の足はし坐せると、大地の面の具足へるとを兼ねたる御名に御在し坐し、惶根カシコネと申奉れるは、御面の足はし坐せるに依りて、威儀イキギの具はりて惶み敬はる、御形容と、又國の面の具足へるが任に、地心の固まり縮るとを兼ねたる御名になむ有ける、第一一書に、二神共に、吾身オノミ其成而云々と、陽元と云ひ、陰元と云ふ處の、成々ナラハれる由を宣へるは、素より其

御面の足はし坐して、俗に云ふ長トとならせ給へるを云ふなり、思欲オモヒ以吾身陽元、合ナラハ汝身之陰元云爾と有るは、已に適合して御子を生み坐さむと爲させ御在し坐せるなれば、愈以て御面の足オモソク給ふなりけり、又古事記にも、右の事を、故以ナラハ此吾身成餘處、刺ト塞汝身不成合處、以ナラハ爲生ナラハ成國土、奈何、伊邪那美命、答曰然善と所見たり、二神共に可畏き光儀の出來整はせさせ御在し坐すが上に、其適合の御事を宣はせたるに、女神の然善シカサけむと諾ひ奉らせ給へるに、其賢しく御在し坐しける御程も著明く見えさせ給へるをも、思ふべくなむ、(又國の面の事は下に御名の所に註すべし、鎮火祭詞に謂ゆる上津國是なり、地心の固まり縮れるは、謂ゆる地心にて、其片隅に在る國、即ち下津國にして、彼黃泉國と云へる是なり)次に二神の御名を、伊弉諾尊、伊弉冉尊と申し奉れるは、右に引ける續の文の第一一書に、即將ト巡ト天柱約束曰、(中略)既而分巡相遇、(中略)陽神先唱曰、妍哉可愛少女歟、陰神御和之曰、妍哉可愛少男歟、然後同宮共住而生兒トとなる唱曰は、伊邪那比多麻波久と訓むべき字なり、古事記にも、爾伊

邪那岐命詔、然者吾與汝、行廻逢是天之御柱而、爲美斗能麻具波比、如此云期乃、詔汝者自右廻逢、我者自左廻逢、約竟以廻時、(中略)於是伊邪那岐命、先言阿那邇夜志愛袁登賣袁、後妹伊邪那美命、言阿那邇夜志愛袁登古袁、如此言竟而御合生子(下略)と見えたる、此天之御柱を行き巡らし御在し坐して、違合ひ爲させ給はむと詔り給へるは、即ち二神の共に相誘はせ御在し坐すは取りも直さず、其誘ひの御事を爲させ給へるなり、次に彼の謂ゆる唱和の御言御在し坐すは、即ち誘ひの御言と申す者なり、其第十一書に、陰神先唱曰、妍哉可愛少男乎、便握陽神之手、遂爲夫婦と有るなど、彼此を考へ合はするに、伊弉諾伊弉冉と申し奉れるは、二神の相共に誘引ひ合はさせ給へるに依る御名にて、是ぞ此二神の天神の御命を奉はらせ給ひて、國生の大業を成し遂げさせ給へる運びの御名なれば、其後には、此を以て稱へ奉る御事とは成りたりけらし、(名義抄に、唱字を登那布とも、宇多布とも、與婆布とも、許志良布とも、宇那賀須とも、麻須とも、宇加布とも、宇多とも、伊邪波流とも訓み、引唱を、伊邪那布とも

訓めるなどは是なり、此事を註し畢へたる時、備後國人新居繁豐、祝詞式の講説を聞かむとして、入り來れるが、丹鶴叢書なる金澤本の日本紀を予に取らせたり、奇らしくて直に披き見るに、此正書の唱曰の訓、登那閉氏と有りて、傍に朱にて、伊邪那比氏と有り、古に然訓むべき説の已に有りて、予と等しき人も有りけりと、甚偉慶しく、且此業に就ては、神助有る事の尊く所思ゆる任に書き附く、此前後に、金澤本云とて、書き加ふる事は、今なむ始なりける、餘りに奇しく靈しく妙なる事なりけり、故伊弉諾尊伊弉冉尊と稱へ奉りて、此二神の受け張りたる御名とは定まりて、此後には何處も何處も其御名を以て傳へたる事は、此二神の天神の御命を蒙らせ御在し坐して、神功を世に立てさせ給へるは、其御妹妹の御親睦の御事御在し坐せる後に成り出でたる御事なるが故に、實に然稱へ奉りて、功既に至り徳も亦大なりと云ふ義の御名になむ成れりける、天下の大道の起り此に在りて、人道の立つ所も亦此に在る事、下傳七に説き明らむるを以て知るべき也、如此く二柱御祖神の天神の御命を奉給はらして天降らせ給ひ、彼の

國稚如浮脂と云ふ物と共に生れ出でさせ御在し坐して、此國の成り整ひ行くが隨に、素より隱身と御在し坐して、其御靈なりし神の神實、今此に至りて顯身と生り出でさせ御在し坐しける、彼謂はゆる從時稱號と申す者にし有りければ、右に註し別けたるが如く、其時に從へる稱號を以て、御天降の時には、泥土養尊沙土養尊、次に磯取慮島の出で來て、葦草生ひ鶴鶴栖む時に至りては、角機尊活機尊、次に八尋殿條には大戸之道尊大戸之邊尊、又御面足はして御妹妹の御契御在し坐さむと語らばせ給へる頃ほひには面足尊惶根尊、偕如此唱和して違合爲させ給ひて、國を生み神を生み給ふ御時に及びては、云ふ迄もなく伊弉諾尊、伊弉冉尊と書し別けらるべき御事なるに、始より通して唯伊弉諾尊伊弉冉尊とのみ記し奉られたるは、古人の深く心を用ひられたる者にして、縦や其時に從へる稱號なりとも、然る御名共を所々に記し別けてらむには、文義相續かず、又其前後を照應せて、唯此二神の御事とのみは所見難くして、中々なる物損ひ有る事なるが故に、神名は神名として形の如く五御代に記し續き、事實には何處迄も唯其

二神にて記し續けて、其五御代十神と申すも、實は一代二神なる御事を、互に見合せて曉る可く、神語に語り傳へ給へる者なりけり、(但し右は古事記の次第を以て説をなせるにて、御紀には此世數の中に、其角機尊活機尊の御名を漏らされたる故に、如此云ふ時は、正史を捨て、我意を立つる如く聞ゆれども、然らば上伴神世七代章の始に出でたる國狹槌尊を、正しく國常立尊の亦御名と見て、其下に接くる時は、其所も國常立尊、豐雲淳二柱のみなる事、古事記と同じ事なりければ、此も五御代にて有るなり、且下なる一書に、大戸之道尊、大戸之邊尊を除きて、角機尊活機尊の御名を出されたるを思へば、御紀の撰者も其事に惑ひ有りて、得しも定められざるが故に、如此く相違へるにて、古傳の誤れるには非ずして、撰者の失錯なめり) ○次有神は、次爾神坐理と訓むべし、上なる第三一書に、始有神人焉と云ふ訓様に等しかりぬべし、傳二(九十七頁)に云へり、偕此の次字の承くる所は、上なる正書に、于時天地之中生二物云々、便化爲神、號國常立尊、次國狹槌尊、次豐樹淳尊、凡三神矣と有る、此に繼ぐ次字な

る事云ふも更なり、已にも云へる如く、右に一物と云ひける物は、第二一書に、古國稚地稚之時、譬猶浮膏二而漂蕩と有る浮膏にして、泥土糞尊沙土糞尊と御名に稱せる所以にて、八洲起元章第四一書に、伊弉諾伊弉冉二神、相謂曰、有物若浮膏と所見たれば、此二神に至るまで、其物に因りて成り出でさせ御在し坐す事申すも更なるが上に、記傳三(三十三)に、記に國稚如浮脂而、久羅下那洲多陀用幣流之時と有るは、廣く伊邪那美神の成り坐せる迄に係れる語なれば、國之常立神より次々、皆此物に因りて成り坐せる事、自然ら聞えたり」とある明辨も有れば、此にて思ひ定むべくなむ、(其は猶第六一書に、又有物、若浮膏、生於空中、因此化神、號國常立尊と見えたるに、右に云へる如く、此事を二神に係けて傳へたるも、亦右に同じかるべし)○泥土糞尊、沙土糞尊は合せて一に説くべし、其本註に、泥土、此云于昆尼、沙土、此云須昆尼と見えたり、古事記には、宇比地邇(上)神、次妹須比智邇(去)神と見えて、未だ邇合の御事は御在し坐させられども、已に男女耦生り給ひて、其始より、如此なむ御夫婦

の御中間には御在し坐たりける、泥字、釋秘訓の一本に泥を泥に作れり、又述義に引ける公望私記に、問云、此泥土、沙土等之號、有何意乎、答曰、天地割判、泥未乾、爾時初生之神也、故云泥土也、其後漸々堅固、沙土既成、是爾時土地之形容、而所名也とあるにも、泥土沙土と並べ記せれば、其時世に然る本の有りしなりけり、借御名義は右に註へるが如く、全く土地の形容に依りて然號け奉る者になむ有りける、(記傳三卷に云く、書紀には、昆は清音の假字にも多く用ひられたり、此訓註に依りて、宇比の比を濁言に讀むは非なり、凡て連便に依りて下の言の頭を濁るは常多けれども、其言に濁音有れば、其頭は濁らざる例なり、此も比地の地濁音なれば、比は濁るまじき例なるをや」と云はれき、然る言なり)故此于昆尼、須昆尼は、稚土、統土の義となむ通えたりける、借此物は已にも云へる如く、上第二一書に、古國稚地稚之時、譬猶浮膏二而漂蕩とある、其を又、古事記に國稚如浮脂と所見たる是にて、口訣に、國稚地稚者、國宇比志、地宇比志也、稚幼也と所見たるが如く、其物の初生の所以を以て、泥

土とは稱へ奉れる者なり、即ち又同記に、天神諸命以、詔伊邪那岐命伊邪那美命、二柱神、修理固一成是多陀用幣流之國と有るは、土の未だ漂蕩て稚々しき時の形狀なる是なり、八洲起元章第四一書に、伊弉諾伊弉冉二神、相謂而曰、有物若浮膏、其中蓋有國乎云々と有るも、此の泥土に當れる事、本よりなり、平田翁も右の口訣の説に依りて、國稚地稚之時と云ふ文に依りて、宇比地邇神の御名義を知り、又其宇比地邇神と申す御名に依りて、國稚地稚の訓を知ると云れたるは、實に然る言なり、借其右の國稚地稚の語の、國常立尊の上に在るは、即ち此狀貌難言と云ひける一物の成れる始より云ふ言なりける、故其宇比志の意を考ふるに上(百四十六頁)にも云へるが如く、彼可美葦牙彦舅尊はしも、其高皇產靈尊、神皇產靈尊の產靈に資りて、天中に其一物を生み成し給へる始に係りて、可美とは御名に負ひ坐せるにて、其言は合産なり、但し其は其生み成させ御在し坐して、御祖と坐す皇產靈神の方に係れるを、此の宇比は、其生み出でたる一物の、御子の方に屬きて、初生の義を以て言を成せる者なりけり、然し、下に志

の言を添へて宇比志と云ふ時は、其初生なる物の狀を云ふ言と成りて、神名の宇比は、其物に云ひ、國稚の宇比志は其形狀を語るになむ有りける、(又は初合の言の宇比となれりとも見ても違ふべからざるべし、正書に精妙之合搏易、重濁之凝場難と云へるは、天と成るべくして精妙なる物に合搏易と云ふは、凝場易と云ふ義なり、地となるべき重濁れる物に凝場難と云ふは、合搏難と云はむが如く、合は凝なり、凝は合なり、初々しく合凝りて天中に見はるゝは、一物の産生るゝなれば、其義一なる可からむ)故其泥土、此云于昆尼と云へる其物は、右に引ける紀記共に浮膏の如くなる物と云ふなるに、猶憶なる證は、上の第五一書に、其中生一物、如葦牙之生泥中也と有りて、外には猶浮膏と傳へたるを、此に直に泥中と云へる是なり、此に于昆尼は稚土の義にて、水と土と相混和りて甚初々しき土の謂ひなるに起りて、後世泥と云ふ物の稱とは成れるにて、世の始の泥土は、狀貌難言と云ふ程の事なりければ、國土定りての後に云ふ泥とは異なる物から、其物も狀も甚能く類たりけむは云ふも更なり、然れば後の泥

を以て思ふより外なき事ながら、全く其と同物ならざるが故に、浮膏の如しと云ふ譬は有るなりけり、仁德天皇十一年御紀に、詔群臣曰、今朕視是國者、郊澤曠遠而、田圃少乏、且河水橫逝、以流末不駛、逢聊霖雨、海潮逆上而、巷里乘船、道路亦塗、允恭天皇四年御紀に、或塗納釜煮沸、攘手探湯塗など有る、塗字を字比地と訓み、萬葉三(五十八丁)に、展轉、泥土打雖泣と有る、此には泥土を比豆と訓み、十三(二十九丁)に展轉土打喫杼母とある、此には土を比豆と訓み、名義抄にも、泥を比地と訓めるなどを考へ合するに、比地は浸土の義にて、水土相滲はりたるを云ふ稱にて、土の惣名には非ざるなり、和名抄に、泥土和水也、和名比知利古、一云古比千と見え、名義抄には、猶此外に比知と云ふ訓有り、倍又其比知利古、又古比知の古は滂と書きて、古美と訓む意ならむか、應神天皇二年御紀に、滂田を古美陀と訓み、安閑天皇元年御紀に、此田者、天旱難溉水潦、易浸費と有る浸字を、古美と訓める是なり、(記傳三卷に、比地を、書紀には土と作られたれば、土形築塙などの比地にて、土の惣名なり)

と云れたれども、然らず、其は和名抄、遠江國郷名に、城飼郡土形、比知加多、又塙壁類に、築塙、和名都以加岐、一云豆以比知と有る比地を證にして云はれたるならめども、然る土形、又築塙を作るは、土を水に浸し浸て造る物なれば、泥の比知に屬く事なり、名義抄に泥字に都知久禮と云ふ訓有るも、右の類なり、然るを丹後風土記に、于時其家豊而、土形富故、云土形里、此自中間至于今時、便云比沼里と云ふは、心得ぬ事なり、右の土形富を、風土記の文法の國形と爲る時は、國形富めるに依りて、土形里と云ふと云成しながら、合ざる事多し、故思ふに、土形里は、比沼の本の地名なるを以て云ふ説共にて、土形とは泥濁と云ふ事にて、唯泥水の沼なりけるを、稍くに富める里と成れる故に、土形里と云ふ名は起れりとなりけり、便至干今時、便云比沼里と云へるは、其泥なりし濁にて、即ち沼なり、其沼の水乾きて里となれる由にて、干沼と云ふ義なり、攝津風土記に、丹後國比遲乃麻奈草と云へる是にて、今も比治山と云ふなど、其據なり、然れば、此を以て國土の土を比地とは云はず、水土相浸せるを以て

云るなり、萬葉三卷(三十五丁)に、雨不零、殿雲流夜之、潤濕跡、十一卷(十五丁)に、白細布乃袂漬左右二など、濕をも漬をも比豆と訓み、古今集春上に、袖漬て結びし水の氷れるを、春立つ今日の風や解くらむと有るなどの比豆と、泥を比豆と云ふと、其本一なるを思ふべし、倍其比地を右の如く浸土の義と云時は、比は浸の言ひにて、水を云ふに成れるは、地と云ふ一言其に當れば、漢字の方に就きて、土とも地とも云ふ音と同じく成りて、已に音訓の差別無きが如くなるに就て、此類の言を求むるに、田を多と云ひ畑を波多と云ひ、又其方此方と云ふ多の言有り、次に泥を比知と云ふ浸土の義なり、地を都知と云ふ聯土の義なり、天津神國津神と申す津は助辭に非らずして、處の謂なり、和名抄郡名、紀伊國在田(阿利太)を、萬葉七(十九丁)に足代と有り、又地をも土をも登許呂と云ふは、土凝にて其一區を土地と云ふ稱なり、如此く多知都氏登の言共に土又地の字の音にも義理にも相異なる事なきは、偶然るに非らず上世の古言、彼にも傳はり存れる者とこそ所思えたれ、然れば右の如く、土地に多知都氏登の言を以

て稱ふ者は、連なり續く義に出でたる者にて、正書に、重濁者淹滯而爲地と有るが如く、大には大地の全きをも都知と云ひ、小には撮土をも都知と云へる、共に淹滯の言に出でたる者なれば、記傳に、地を續土の義なりと云はれたるも、強事には非ざるなり、(土字は、説文に地之吐出物也、二象地之下、地之中物出形也、凡地之屬皆从土と有る、吐出物と云ひ、物出形と云ふも、連續の義なり、地字は赤縣太古傳に引かれたる説文に、地元氣初分、輕清陽爲天、重濁陰爲地、萬物所陳列也、从土也聲と云ひ、也字は、同書に、也女陰也、象形と有りて其地字の段玉裁註に、坤道成女、玄牝之門、爲天地之根、故其字从也、土生物故从土、或云从土乙力、其可笑有如此者と見え、也字の註に、此象女陰假借、爲語詞、本無可疑者、而淺人妄疑之、許慎在當時、必有所受之、不容以小兒多怪之心測之とある、此大地の女陰の象形なる事は、彼葦牙の如くして萌え騰りし跡の回みて、環海と成れるを以て知らるゝ事なるが、此地に萬物所陳列と云へるにも、都知に連續の義有ると等しく、此の言と彼

の音と合ひて、大凡同義なる者なり。又右の泥土の事に就きて、記傳に、後世の歌に宇伎と詠める物是なり」と云はれたり、然るは泥はしも俗に杼呂と云ふ物にて、水に泥土の混濁り浮べるを云ふなれば、其形狀を語るとて宇伎とは云ふなり、源氏玉葛卷に、宇伎にしも根を留めけむ」と云へるは、泥の浮濁に成りたるを云へり、又沼なども宇伎と云へる、皆同じくして、泥土に浮ふ義有り、沙土に沈む狀有る事、語の自然の勢なり、彼第五一書の泥中と云ふ物を、浮膏とも浮雲とも云ひ、又は猶游魚之浮水中也など、多く浮と云へるに合せて、古事記朝倉宮段なる天語歌に、美豆多麻宇岐爾、宇岐志阿夫良、淤知那豆佐比、美那許々袁々呂々爾と所見たるに、上に浮膏を云ひて下に落漬さふ事を云ひ、其より凝々たるなるが、淤知那豆佐比は、其浮膏にて動きたる物の、落ち泥みて留滞りて、凝々と云ひて、即ち沙土の事なり、記傳の一説に、宇は浮なり、須は沈なりと云はれたる事少縁ならざる、深味有る事をなむ知るべ

かりける、然らば、泥土、此云于泥尼は、浮土かと云ふに然らず、古國雅地種と云ふ義に合はざれば、其は初生にて然るべし、於布とは、草木にのみ限る事に非ざるは、上に云へる如く、埴生を波邇布と云ひ、人の長なる事を生先と云へる是なり、次に沙土、此云須泥尼と有るは、水上に浮き漂へる稚土の、漸次に縮り凝り固まれるにて、統土の義なる事、右に註へるが如し、然るに其泥土はしも一處に凝り固り難きを、已に沙土と成れるは、窄まり聚まる事なるに就きて、窄土の義有りて、又粒の言と通ひ、又泥土に浮の義有るを以て、沙土に沈の義有るを思ひ合すべし、上にも引ける古事記に、於是天神諸命以、詔伊邪那岐命伊邪那美命二柱神、修理一固成是多陀用幣流之國、賜天沼矛而言依也、又下章第四一書に、伊弉諾伊弉冉二神、相謂曰、有物若浮膏、其中蓋有國乎云々など有るは、即ち右の泥土に當りて、即ち水と土と未だ相分れずして、混成し時を云なり、次に其正書に、迺以天之瓊矛指下而探之、是獲滄溟、其矛鋒滴瀝之潮、凝成一島、名之曰礮取盧島、第一一書にも、於是二神立於天上浮橋、

投戈求地、因畫滄海而、引舉之、即戈鋒垂落之潮、結而爲島、名曰礮取盧島と有りて、其外の傳ども然り、此に至りて水と土と漸くに分れたり、所以に其浮漂よへりし物の、縮りて凝り結べる義を以て、沙土とは云ふにて、言意は統土なる可き事、右に註へるが如し、釋秘訓に、正書の洲壤浮漂の語を擧げて、私記曰、又問、今文作洲字、是則洲渚之字也、言、天地初分、多水少土、然則若須都知止讀、如何、答國土之在水上也、猶洲渚矣とある、此洲壤を須都知と訓むは非なれども、洲と沙と言の同じきに就きて、和名抄を見るに、洲水中可居者曰洲、四方皆有水也、和名須と有るを思ふに、須毘尼の須は、本砂礫より起りて、其大なるに至りては、洲渚の稱とも成れるなりけり、然れば、此に礮取盧島の出來れるは、謂ゆる水中可居者曰洲と云へる、其物の始て成り出でたるなれば、沙土煮尊とは實に申し奉るべき御事になむ有ける、(沙字、説文に水散石也と有りて、砂と相通はし用ふる字なり、記傳三卷に、沙とは潮と土と漸く分れたるを云ふ、沙字を書かれたるは、水旁之地と注せる意を取られたるな

るべし、詩大雅に、鳧鷖在沙など云へる是なり、洲も其意の名にて、本同言なり、但し此等は水を離れて乾ける土を云へるを、此の沙土は、猶潮中に在りながらに分れたるを云ふなる可し、和名抄に、砂水中細礫也、和名須奈古とある、是水中ながらに分れたるをも砂と云へり、沙と同じ、又須奈古の須は、即ち須比智の須と同じと云はれたる、然る言なり、倍、其泥土煮尊、沙土煮尊の下に、亦曰泥土根尊、沙土根尊とあり、煮を根とも有るは普通の謂には非らず各其義異なる者なり、先其煮の義を説くべし、其は右に引ける八洲起元章に、其矛鋒滴瀝之潮、凝成一島と見え、第一一書に、即戈鋒垂落之潮、凝而爲島と有るは更なり、古事記にも、故二柱神、立天浮橋而、指下其沼矛以畫者、鹽許々袁々呂々邇畫鳴而、引上時、自其矛末垂落之鹽、累積成島、是淤能基呂島と所見たるを、記傳四(十一丁)に、此の狀を物に譬へて云は、膏などを煮固むるに、始の程は水の如くなるを、比以て攪き巡らせば、漸々に凝り以て行くが如し」と云はれたるは、實に奇しく妙なる説なるに力を得て考ふるに、允恭天皇四年